

住初等電氣雜誌
 自動車雜誌
 新建築界誌
 モータービル
 モータービル
 世界電氣
 石油
 石炭
 染料
 スビ

四六倍判
 菊判
 菊判
 四六倍判
 菊判
 菊判
 四六倍判
 菊判
 菊判

〇〇〇〇〇〇〇〇

住宅改良會
 江崎正良會
 自正界文社
 新建築界社
 極東雜誌社
 モータービル社
 世界電氣社
 石油物協社
 大日本染料協社
 スビ

芝區琴平町一
 名古屋市中區新榮町三ノ三三
 麴町區丸ノ内三ノ一二
 京橋區松屋町一ノ三、巧藝社
 赤坂區溜池町三二
 芝區愛宕下町一ノ三駒場ビル
 芝區櫻田備前町七
 麻布區龍土町六三
 京橋區京橋一丁目二ノ七千代田證
 府下蒲田町日本自動車學校出版部

◇農

業

日本園藝雜誌
 中央園藝雜誌
 日中園藝雜誌
 飼養雜誌
 養鳥雜誌
 養兔雜誌
 養雞雜誌
 大養雞雜誌
 養馬雜誌

菊判
 菊判
 菊判
 菊判
 菊判
 菊判
 菊判
 菊判
 菊判

〇〇〇〇〇〇〇〇

日本園藝協會
 中央園藝協會
 日中園藝協會
 飼養協會
 養鳥協會
 養兔協會
 養雞協會
 大養雞協會
 養馬協會

市外澁谷町松濤三七
 市外澁谷町業業四四
 麴町區丸ノ内ビルテング六九六區
 靜岡縣清水市入江町六六
 東京陸軍糧秣本廠內
 麴町區富士見町一ノ一八
 麴町區丸ノ内二ノ一八昭和ビル內
 名古屋市中區竹田町四ノ六二
 市外駒澤町下馬九三八
 赤坂區溜池町一
 牛込區余丁町五五
 神戶市加納町五ノ三五
 日本橋區本町三ノ八

◇宗

教

日本聖書雜誌
 中央佛乘
 法華經
 中毒
 中開
 大開

菊判
 菊判
 菊判
 菊判
 菊判
 菊判
 菊判
 菊判
 菊判

〇〇〇〇〇〇〇〇

日本聖書雜誌
 法華經
 華報
 天報
 中央佛乘
 日本基督教青年會同盟社
 大開佛乘
 中開佛乘
 中毒佛乘

市外上落合四四七
 牛込區辨天町一七二
 下谷區上野櫻木町一
 牛込區矢來町五七
 神田區表猿樂町一〇
 京都府紀伊郡堀內村字堀內五ノ二三夜莊
 牛込區矢來町五七

健更診實神性
康斷驗
サと
ロ治
ン生療報質

菊菊菊菊
三三三三
六六六六
倍倍倍倍
判判判判

言言言言言

健更診實神性
康斷驗
サと
ロ治
ン生療報質

京橋區本八丁堀四丁目五ノ五
廣島縣糸崎町日本赤十字社廣島支店
麴町區丸ノ内三ノ二、三、二一號
本郷區本富士町二克誠堂内
本郷區駒込蓬萊町六五
府下巢鴨町一ノ七

◇趣

味

圍盆河華聯釣麻阿棋棋食
碁道と
俱樂部
樂
研新畫
の珠道
る
い

部裁海報報究雀道家仙樂

菊菊菊菊菊菊菊菊
四六四六
倍倍倍倍
判判判判判判判判

言言言言言言言言

日叢河華聯釣麻阿棋棋食
本本
棋
海
報
報
究
究
家
家
仙
仙
樂
樂

麴町區永田町二ノ一
市外巢鴨町一ノ四一
赤坂區青山南町二ノ一二
京橋區築地二ノ九ノ二
四谷區須賀町一
牛込區揚場町九
麴町區下六番地町二五(龍生堂内)
芝區二本榎町西町二
麴町區永田町二ノ一
大阪市東區小橋元町一二四
日本橋區鬮鼓町二ノ一四

◇旅行・鐵道

ボツケトスチキ
山組時
行サ時
旅行案
温と傳
旅行案
公認道
鐵道案
遊覽畫
案

三三三三三三三三
五五六六
判判判判判判判判

言言言言言言言言

旅行案内
アルピニスム發行所
旅行案内
帝國旅行協
日本溫泉協
三日本元協
ジャパン・キャン・クラブ
旅行案内
鐵道研究社
模範型鐵道
日本遊覽案内
東京旅行社

芝區愛宕町三ノ三二
神田區表神保町二
芝區愛宕町三ノ三二
京橋區京橋一ノ二、千代田信託ビル
市外西大久保三六七
麴町區丸の内一ノ一
神田區西今川町五
麴町區丸の内ビル
芝區愛宕町三ノ三二
府下中野町東郷二一
府下北多摩郡保谷村上保谷
牛込區新小川町三ノ一〇
府下北多摩郡保谷村上保谷
小石川區水道端町二ノ一〇

◇雜

東京朝日新聞縮刷版
圖京書堂本月報
東務省納本報
内務省納本報
アサヒ朝日新聞
週刊朝日新聞

四六四六
四六四六
倍倍倍倍
判判判判

言言言言言

朝日新聞事務所
東京書籍組合事務所
東京書局
大阪每日新聞社
大阪每日新聞社
朝日新聞社

麴町區有樂町二ノ三
神田區南甲賀町九
神田區錦町三ノ一八
日本橋區吳服橋
麴町區有樂町二ノ三
大阪市北區堂島上二ノ三六
大阪市北區中之島三ノ三

特殊雜誌目錄

(左に掲げるものは一般書店にて不取
扱ひ、又は特殊扱ひの會員組織、機
關雜誌、返品不能雜誌等である。)

誌名	回数	形體	定價	發行所
イハラキ時事	一	菊判	三五	水戸市上市町六八五
海外タイムス	一	四六倍	一〇	帝國水難救済會 深川區永代河原
海外防務	一	菊判	三〇	海防義會 櫻町區櫻町七
回天時報	一	菊判	三〇	日比谷市政會館内 赤坂區青山南町六ノ一七
廓天時報	一	菊判	三〇	小石川區大塚南町六
棒クリック	一	四六倍	五〇	雑誌「棒太」社 南十丁日 南十丁日
現實	一	四六倍	三〇	警眼社 日本橋區通三ノ八 市外戸塚町南長壽 一九一
國際知識	一	菊判	三〇	國際聯盟協會 九ノ内二ノ一二
世界と吾等	一	四六倍	二〇	國際聯盟協會 九ノ内二ノ一二
新聞戰線	一	四六倍	三〇	新聞戰線社 府下井荻町上荻窪 二九二 櫻町區西寺町一ノ六
朝鮮公論	一	菊判	三〇	朝鮮總督府 朝鮮京城
爪哇公論	一	菊判	五〇	朝鮮公論社 京城府長谷町一 一
東華論	一	菊判	八〇	早稻田大學日華協會 早稲田區早稲田大學 内
飛龍	一	菊判	三〇	マルクス書房 櫻町區有樂町
婦選	一	菊判	三〇	帝國飛行協會 芝區日本橋町七 三
滿蒙事情	一	菊判	三〇	婦選獲得同盟 三
融和事業研究	一	菊判	三〇	南滿洲鐵道株式會社 大連市
力行世界	一	菊判	三〇	中央融和事業協會 櫻町區大手町社會局 内
露西亞事情	一	菊判	三〇	日本政治研究會 本所區東國二ノ 一七 櫻町區櫻町七 府下北區島郡上板 橋村二六四一 九ノ内九ビル八九
朝鮮總督府	一	菊判	三〇	朝鮮總督府 朝鮮京城
朝鮮公論社	一	菊判	五〇	朝鮮公論社 京城府長谷町一 一
瓜哇日報社	一	菊判	八〇	早稻田大學日華協會 早稲田區早稲田大學 内
爪哇日報社	一	菊判	三〇	爪哇日報社 爪哇巴達維亞 街第八號
馬の世界	一	菊判	三〇	馬の世界社 京橋區西八ノ 三島山ビル内
山林報	一	菊判	三〇	大日本山林會 赤坂區櫻町一
山の報	一	菊判	三〇	東京印刷株式會社 京橋區錦木町二
柑橋研究	一	菊判	三〇	田中柑橋試驗場 藤岡區浮野町水端 村

政治・社會・評論

警察新報	一	菊判	三〇	警察新報社 牛込區聖王寺町七
法費公論	一	菊判	三〇	日本辯護士協會 櫻町區西日比谷一

經濟・實業

經營と經濟	一	菊判	三〇	京都經營學會 京都府大内
經濟月報	一	新菊判	三〇	日本商工會議所 櫻町區九ノ内三
經濟戰線	一	菊判	三〇	大阪經濟戰線社 北區北區二
稍門經濟	一	菊判	三〇	早稻田大學經濟學會 牛込區早稻田大學 内
財界實體	一	四六倍	三〇	大同通信社 小石川區林町六二
産業研究	一	四六倍	三〇	日本産業協會 櫻町區山下町一
産業源	一	四六倍	三〇	産業源發行部 芝三田二丁目
實業之大阪	一	菊判	三〇	工政會出版部 櫻町區九ノ内有樂 町一七
東北菓子館新聞	一	菊判	三〇	東北菓子館新聞社 仙台市北二番町一 四〇
保險興信	一	四六判	三〇	大日本保險信託會 下谷區上野廣小路 橋品町内
無盡實務	一	菊判	三〇	無盡の研究社 淺草區馬道町八ノ 二
無盡通信	一	菊判	三〇	無盡通信集會所 神田區小川町ビル
編興	一	四六倍	三〇	大日本編興會 神田區新橋町八

工業

工業調查報	一	菊判	三〇	工業調查報編輯部 市外大岡山
工業人	一	菊判	三〇	工業人クラブ 櫻町區九ノ内有樂 町九ノ内仲通十二號 内
航空記事	一	菊判	三〇	航空記事編輯部 櫻町區櫻町二、陸 軍航空本部内
航空事情	一	菊判	三〇	航空事情編輯部 櫻町區九ノ内有樂 町内
航空研究所彙報	一	四六倍	三〇	航空研究所編輯部 櫻町區九ノ内有樂 町内
日立評論	一	四六倍	三〇	日立評論社 櫻町區九ノ内二ノ 一

農業

馬の世界	一	菊判	三〇	馬の世界社 京橋區西八ノ 三島山ビル内
山林報	一	菊判	三〇	大日本山林會 赤坂區櫻町一
山の報	一	菊判	三〇	東京印刷株式會社 京橋區錦木町二
柑橋研究	一	菊判	三〇	田中柑橋試驗場 藤岡區浮野町水端 村

Table listing various journals including 'Insecta', '農家の實務', '鳥獸彙報', etc., with columns for title, volume, issue, and publisher.

學 術

(一) — 自然科學

Vertical text providing details for the 'Natural Science' section, including 'Insecta' and 'Matsunurama'.

Table listing journals in the 'Natural Science' section, such as '應用獸醫學雜誌', '科學雜誌', 'NEPHYRUS', etc.

Table listing various journals including '研究上', '國語と文學', '山陽と竹田', etc., with columns for title, volume, issue, and publisher.

醫學・衛生

Table listing journals in the 'Medicine and Hygiene' section, such as '榮養の知識', '食養', '白十字', etc.

宗 教

Table listing journals in the 'Religion' section, such as '基督教研究', '顯眞學報', '新學研究', etc.

禪の生活	一	菊	判	三	青山書院	芝罘芝公園八ノ二
相苑	一	菊	判	三	和融社	市外藤澤町藤澤太
不動尊	一	菊	判	三	不動尊雜誌社	本郷區豊坂町三〇
佛教生活	一	菊	判	三	法藏館	京都市東六條
瑞垣	不定	菊	判	三	神宮神部署	三重縣宇治山田市 浦田町

語

學

ESPERANTISTO	一	四六倍	一	五	日本エスベラント會	豐町區三番町八三
ESPERANTO	一	菊	判	二〇	希望社	市外西久保四五
A. R. C. de Esperanto	一	菊	判	二〇	日本エスベラント會	豐町區三番町八三
VERDAMONDO	一	菊	判	二〇	第二天聲社	京都府龜岡町天恩
Revuo Orienta	一	菊	判	二〇	日本エスベラント會	本郷區新小川町三
ローマ字	一	菊	判	二〇	ローマ字リムめ會	本郷區西片町一〇
ローマ字同志	一	菊	判	二〇	ローマ字同志會	市外沼津橋本
ヤホン・モフビリー	一	菊	判	二〇	ヤホン・モフビリー發行所	市外今川小路二

青

年

大學と青年文化	一	四六倍	一	五	大學文化會	市外藤澤町小由
---------	---	-----	---	---	-------	---------

大陸研究	年四	菊	判	非賣	日本青年大陸研究會	府下吉野寺町六六
つわもの週刊	菊四	倍	四	つわもの發行所	市外藤澤町三ノ八	

教

育

愛と美	一	菊	判	三	自然幼稚園總務課	大塚區蓮矢田
映畫教育	一	四六倍	一	二〇	映畫教育研究會	大塚區蓮矢田
學校美術	一	菊	判	三	學校美術協會	府下日暮里元金杉
社會教育	一	四四倍	一	二〇	茗溪會	小石川區東京交理
少年團研究	一	四六倍	一	三〇	少年團日本聯盟	豐町區交部省橋内

文

藝

青い鳥	不定	菊	判	三	岩波書店	神田區神保町
エルンテ	年三	菊	判	三	獨逸文學研究會	東京帝大獨逸文學
架銃	一	菊	判	二	架銃社	本郷區森田町一四
近代婦人	一	菊	判	二	近代婦人社	三鷹區方
空苑	一	菊	判	二	空苑發售處	市外東大久保一九
地隔月	一	菊	判	二	空苑發售處	市外東大久保一九

駒澤文學	一	菊	判	二〇	駒澤大學文藝部	市外藤澤町
小説文學	一	菊	判	二〇	小説文學社	市外高田町藤崎ヶ
詩と批評	不定	菊	判	二〇	詩と批評社	芝罘區坂町六
新創作時代	一	菊	判	二〇	新創作時代社	市外高田町藤崎ヶ
城北文學	一	菊	判	二〇	城北文學社	市外下戸塚四五〇
磁場的藝術	一	菊	判	二〇	磁場的藝術社	市外池上町小池
青猫	一	菊	判	二〇	青猫編輯所	市外池上町小池
想ノ華	一	四六倍	一	五	東京書房	市外池上町小池
チノキ	一	菊	判	二〇	超理論社	市外池上町小池
超理論	一	菊	判	二〇	超理論出版部	市外池上町小池
都波	一	菊	判	二〇	井上雄介	市外池上町小池
トラジション	一	菊	判	二〇	南紀藝術社	市外池上町小池
童話文學	一	菊	判	二〇	南紀藝術社	市外池上町小池
農藝學	一	菊	判	二〇	農藝學同盟	市外池上町小池
反響	一	菊	判	二〇	反響社	市外池上町小池
悲劇	一	菊	判	二〇	三田書房	芝罘區三田一ノ二〇

詩

歌

草詩	一	菊	判	三	無限詩社	市外藤澤町三四八
詩と音楽	一	菊	判	三	詩と音楽社	市外藤澤町三四八
詩論	一	菊	判	三	詩論文學社	市外藤澤町三四八
短歌	一	菊	判	三	短歌社	市外藤澤町三四八
歌	一	菊	判	三	歌社	市外藤澤町三四八
虹	一	菊	判	三	虹社	市外藤澤町三四八

青垣	いづかし	嚴	かぐのみ	木	國民文學	御形詩	ささがに	新	眞人	ス	創作	短歌	短歌	短歌	土地	常	泰皮	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
市外杉並町高圓寺	府下千代村島山一	大田區山手町	府下大崎町	府下大崎町	府下大崎町	府下大崎町	府下大崎町	府下大崎町	府下大崎町	府下大崎町	府下大崎町	府下大崎町	府下大崎町	府下大崎町	府下大崎町	府下大崎町	府下大崎町	
青垣發行所	いづかし社	嚴社	かぐのみ社	木社	國民文學社	御形詩社	ささがに社	新	眞人	ス	創作	短歌	短歌	短歌	土地	常	泰皮	
青垣	ひこばえ	光	ボトナム	むらさき	吾	青	馬	か	懸	雲	草	雲	三	石	鶏	鸚	ち	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
市外芝川町一ノ二	市外代々木町三	市外上野町三	市外代々木町三	市外代々木町三	市外代々木町三	市外代々木町三	市外代々木町三	市外代々木町三	市外代々木町三	市外代々木町三	市外代々木町三	市外代々木町三	市外代々木町三	市外代々木町三	市外代々木町三	市外代々木町三	市外代々木町三	市外代々木町三
青王樹社	ひこばえ社	光	ボトナム社	むらさき	吾	青	馬	か	懸	雲	草	雲	三	石	鶏	鸚	ち	

川柳	川柳	川柳	川柳	川柳	川柳	川柳	川柳	川柳	川柳	川柳	川柳	川柳	川柳	川柳	川柳	川柳	川柳	川柳	川柳	川柳
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊	菊
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
市外杉並町馬橋三	市外杉並町馬橋三	市外杉並町馬橋三	市外杉並町馬橋三	市外杉並町馬橋三	市外杉並町馬橋三	市外杉並町馬橋三	市外杉並町馬橋三	市外杉並町馬橋三	市外杉並町馬橋三	市外杉並町馬橋三	市外杉並町馬橋三	市外杉並町馬橋三	市外杉並町馬橋三	市外杉並町馬橋三	市外杉並町馬橋三	市外杉並町馬橋三	市外杉並町馬橋三	市外杉並町馬橋三	市外杉並町馬橋三	市外杉並町馬橋三
川柳	川柳	川柳	川柳	川柳	川柳	川柳	川柳	川柳	川柳	川柳	川柳	川柳	川柳	川柳	川柳	川柳	川柳	川柳	川柳	川柳

美術・工藝

音

運動

ゴルフ・ドム	一四六倍	交	ゴルフドム刊行會	神戸市海部五
射撃	一菊判	三	大日本射撃院	阪市東區西
體道	一四六倍	三	大日本射撃院	阪市東區西
體操	一四六倍	三	大日本射撃院	阪市東區西

趣味・旅行

競馬ファン	一四六倍	六	黎明社	芝區西久保町
趣味の蒐集	一菊判	三	趣味發行所	下谷區中清水町
袖珍旅行案内	一四六倍	三	趣味發行所	下谷區中清水町
趣味の蒐集	一菊判	三	趣味發行所	下谷區中清水町

婦人・家庭

家庭	一菊判	二	青蘭社	市東區新井町
庭道	一菊判	二	青蘭社	市東區新井町
世界の流行	一四六倍	二	青蘭社	市東區新井町

岡倉由三郎先生編
研究社新英和大辭典



◎最大・最新而も最廉◎
 ◎指定英和中の王位◎

◎大辭典時代の最先驅者◎
 ◎徹底的國民化の大英和◎

英和辭典は語彙の豊富も大切であるが、求める語義に就いて「これだ！」と強い信頼を與へるもので無ければ、價値は半減される。本辭典こそは英米辭典の新特色を綜合し同時に徹底的國民化を實現せる最大・最新・最廉なる大英和である。語彙の充實は勿論、發音・譯語・語法・同意語・反意語・熟語・語原等の説明と配列とに苦心し我辭典界に新舊の太き一線を劃した。今や「最も學風靡してゐる。速に堂々たる大冊を書架に加へ給へ。」

學生版 (レザラ紙表紙)
 定價金 六圓
 特製版 (豪華美裝)
 定價金 七圓

東京市見土町六丁目 研究社 振替 八六一〇 東京一

被服經濟の研究

一四六倍

二 家庭知識社

小石川區新藤町

兒童

赤い鳥

一菊判

三 赤い鳥社

一四六倍

一 市東區西久保町

追加

追	一菊判	三	ワールド通信社	神戶區西區
追	一四六倍	三	建國會出版部	府下三河島町
追	一菊判	三	大阪商品研究會	大阪府東區西區
追	一四六倍	三	大阪商品研究會	大阪府東區西區
追	一菊判	三	科學と模型社	府下大森區西區
追	一四六倍	三	科學と模型社	府下大森區西區
追	一菊判	三	科學と模型社	府下大森區西區
追	一四六倍	三	科學と模型社	府下大森區西區
追	一菊判	三	科學と模型社	府下大森區西區
追	一四六倍	三	科學と模型社	府下大森區西區

導指生先喜三河市
典辭小和英新社究研

一握の明快小英和!



薄い、軽い、小さい!

本辭典は、薄い軽い小さいスマー
 ト其の物とも言ふべき小英和!
 此の一握の小冊に日常語、最新語
 の一切を充實包容し、同意語・反意
 語、時には語原にまでも及んで我
 國最初の雙解小英和を完成した。
 且つ發音は、現今に於て最も平明
 的確とされてゐる倫敦放送局制定
 の音標文字を採用し、而も小英和
 の眞生命たる簡潔明快に終始し
 た。定價また極廉なる學生價。近
 來學生紳士等のポケットから盛ん
 に取出される小英和はこれであ
 る。諸君にも速に一本の必備をお
 薦めする!

定價
 並製 (クロス) 金壹圓貳拾錢
 特製 (總革三方金) 金壹圓五拾錢

京東替振 社究研 區町麴市京東
 一〇六八二 目丁六町見土富

編生先郎三由倉岡
典辭新和英ルークス 社研究

目の爲の
 大活字
 繪入り
 學生英和



目が大切なら「スクール英和」!
 何故? 鮮明な六號大活字の見出
 語、清新な語彙、平易明快な譯語、
 熟語成句の下欄收録、挿入約二千
 の緻密な木版畫等々及び外人畫家
 執筆の色刷繪單語十八葉、懇切周
 到な學習附録廿篇二百頁の如き既
 成凡百辭典に發見出來ぬ絶對特色
 に満ちてゐる。眞に最善なる學生
 諸君の第一辭書である。果然發賣
 以來怒濤の如き歡聲を以て迎へら
 れ全國中等學校より陸續指定英和
 の光榮を得てゐる。敢へて全國男
 女學生諸君の必備を薦む!

繪單語十八頁・學習附録二十頁
 定價 (レザ) 軟表紙 金參圓五拾錢

京東替振 社究研 區町麴市京東
 一〇六八二 目丁六町見土富

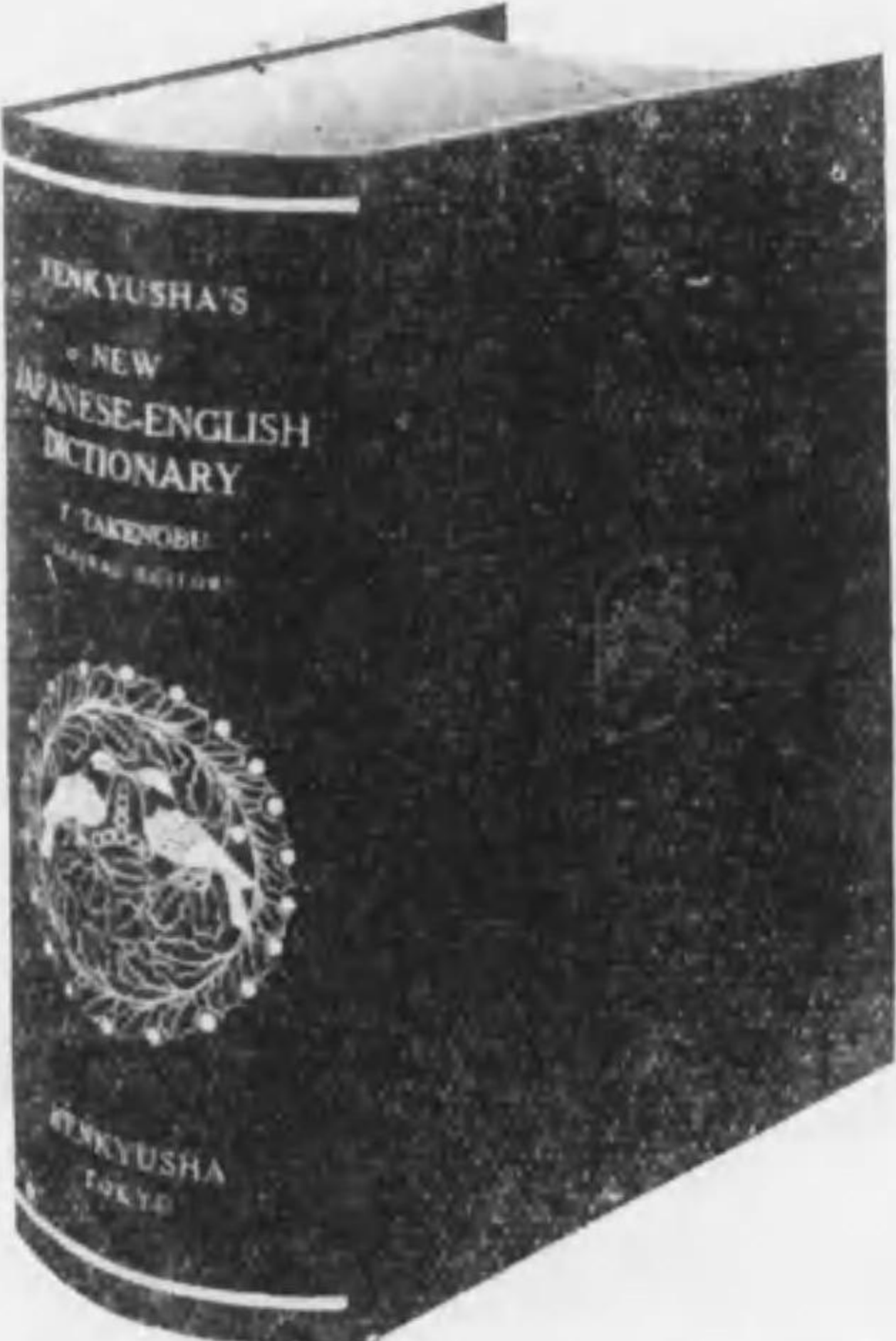
目書行發社版出スムイタ

英語基礎單語 四〇〇〇	受驗英語新單語 倉長 眞著 三六判 三二〇 送料 八	英語基礎熟語 八〇〇 倉長 眞著 三六判 三二〇 送料 八	新英文解釋 基礎一五〇項 倉長 眞著 三六判 三二〇 送料 八	英語會話練習帳 松村 寛著 三六判 三二〇 送料 八	新聞英語の 讀み方 松村 寛著 三六判 三二〇 送料 八	英語現代米語 小辭典 松村 寛著 三六判 三二〇 送料 八	和文基礎單語句 四〇〇〇 佐川 春水校閱 遠藤 武雄著 三六判 四七〇 送料 十	分解式和文英譯 商大教授 一著 全七冊 送料 一、五〇	分解式英文和譯 青山學院教授 佐伯 有三著 全七冊 送料 一、五〇
獨逸語基礎 單語四〇〇〇	佛蘭西語基礎 單語四〇〇〇	佛蘭西語基礎 熟語二〇〇〇	露西亞語基礎 單語四〇〇〇	ロシア語略語 新語辭典	獨逸語文法 整理ノート	英語のパンク チユエーシヨン	英語書取の 書き方	英文現代日本論	タイムス・ マンスリー
鹿子木ヨシノブ 三六判 七五〇 小出直三郎著 送料 十	東京外語教授 鷲 尼 著 三六判 四〇〇 送料 八	東京外語教授 鷲 尼 著 三六判 三〇〇 送料 八	東京外語教授 松 田 衛 著 三六判 三五〇 送料 八	編輯部編纂 送料 一、八〇	大 島 桂 吾著 三六判 二五〇 送料 六	城 谷 默 著 三六判 一〇〇 送料 四	東京府立一中教諭 下 總 好 昌著 三六判 三〇〇 送料 八	鶴 見 祐 輔著 送料 八	月刊 英語 一ヶ年二十四號 研究機關紙 見本進呈

八〇七

（部版出スムイタンパヤジ稱舊）社版出スムイタ 區町麴市京東
番一三〇〇六京東 日丁二町樂有

編生先郎太由信武
典辭大英和新社究研



◎ 最現代的の最大和英！
◎ 日常語五十萬の集大成！

◎ 英國大使館 H B サンソム先先協力
◎ 堂々たる大冊書架の王！

本大辭典は、岡倉大英和のクイーンたる二千三百頁の大冊に語彙は現代日常語約五十萬語を集大成した日本最大和英である。熟語文例はまた頗る清新豊富を極め之に與へた譯語は日本語學者の權威サンソム先生の協力を得て最も本格的なキングス・イングリッシュに終始して所謂和製英語を一掃した。果然發賣以來教育界、英學界よりの讚辭は雨下し今や全國學校官衛の指定採用を陸續蒙つてゐる。冀くは誌賢速に此の大冊を書架に加へて滿卷の知識を縦横活用せられん事を！

學生版（レザー軟表紙）
定價金 六圓
特製版（總華美製）
定價金 七圓

八〇六

京東替振社究研 區町麴市京東
一〇六八二 目丁六町見士富

版出約豫閣山雄

此講座は何れも研究の的權威のあるもので、他日得難き學界の
 珍本であつて、著者は各大学の學及博士であつて、各本
 少々に至急書店又は當方へ申下さうな取り揃送本致しまし

大 日 本 史 講 座	東 洋 史 講 座	西 洋 史 講 座	異 說 日 本 史 座	鄉 土 史 研 究 講 座	日 本 風 俗 史 講 座	考 古 學 講 座	赤 穂 義 士 史 料	大 日 本 地 誌 大 系	日 本 繪 卷 物 集 成	日 本 名 筆 全 集	書 道 講 座	造 園 叢 書
全十八冊 上巻一冊 下巻二冊 計三冊 價五十五圓	全十八冊 上巻一冊 下巻二冊 計三冊 價五十五圓	全十八冊 上巻一冊 下巻二冊 計三冊 價五十五圓	全十二冊 上巻一冊 下巻二冊 計三冊 價五十五圓	全十二冊 上巻一冊 下巻二冊 計三冊 價五十五圓	全十二冊 上巻一冊 下巻二冊 計三冊 價五十五圓	全十二冊 上巻一冊 下巻二冊 計三冊 價五十五圓	全十二冊 上巻一冊 下巻二冊 計三冊 價五十五圓	全十二冊 上巻一冊 下巻二冊 計三冊 價五十五圓	全十二冊 上巻一冊 下巻二冊 計三冊 價五十五圓	全十二冊 上巻一冊 下巻二冊 計三冊 價五十五圓	全十二冊 上巻一冊 下巻二冊 計三冊 價五十五圓	全十二冊 上巻一冊 下巻二冊 計三冊 價五十五圓

見本進呈 閣山雄 東飯町 京東 市六町 麴ノ 町二番 區三番

國際聯盟經濟叢書

國際聯盟事務局
東京支局

本國の農産物に對しての特典を撤去し、貿易の自由を實現せしむるに當り、各國の産業に對しての協定を締結するに當り、各國の産業に對しての特典を撤去し、貿易の自由を實現せしむるに當り、各國の産業に對しての特典を撤去し、貿易の自由を實現せしむるに當り、各國の産業に對しての特典を撤去し、貿易の自由を實現せしむるに當り、

第三册【新刊】

菊判局紙表裝 正價 ¥3.80
 總頁五七〇頁 送料内地 ¥.三三

世界經濟不況の過程並に様相

(目略容内) 一、國際經濟不況の概況、二、國際經濟不況の原因、三、國際經濟不況の傾向、四、國際經濟不況の對策、五、國際經濟不況の展望

第一册【再版】

菊判局紙表裝 正價 ¥1.20
 總頁一七〇頁 送料書留 ¥.二〇〇

英米獨佛における金移動問題

(目略容内) 一、金移動の概況、二、金移動の原因、三、金移動の傾向、四、金移動の對策、五、金移動の展望

第二册【再版】

菊判局紙表裝 正價 ¥2.50
 總頁三五八頁 送料書留 ¥.二六〇

世界農業恐慌

附 國際農業抵當銀行

(目略容内) 一、農業恐慌の概況、二、農業恐慌の原因、三、農業恐慌の傾向、四、農業恐慌の對策、五、農業恐慌の展望

振替東京三九九一
 電話田神三〇八〇
店書山森 田神町 京東 小川町 發兌

新洋畫研究

入册金天判菊
枚八十二畫口
圖二各價定
續四十各科送

- 1. 現代世界畫家研究
- 2. 現代繪畫の構圖研究
- 3. 現代繪畫の技法研究
- 4. 現代繪畫の精神研究
- 5. フォービズム研究

- 6. 現代繪畫の人體研究 新刊
- 7. 現代繪畫の風景研究 新刊
- 8. 現代繪畫の靜物研究 新刊
- 9. 現代繪畫の素描研究 四月發行

目丁一路小川今田神京東
金星堂發行
七九四二段九話電・八二二三三京東替振

國・漢・國史學界の寶典

平安朝一千年の往古に遡りて、歌仙源順によつて編纂せられたる考證と、
江朝一千年の往古に遡りて、歌仙源順によつて編纂せられたる考證と、
深建の柱礎を築き、大改訂を以て、
化建の柱礎を築き、大改訂を以て、
併た斯の改訂を以て、
職性にか、
尤も刷り、
をの終結を以て、
不者、
編深、
二眼、
萬字、
寶典、

箋注倭名類聚抄

附校訂、異體字辨、總索引

内容見本送呈

狩谷棧齋著
天金。四六判。背皮最上級クロース紙。堂綴。全二卷。上卷三版。下卷配本中。

定價各五圓
送料各廿壹錢

東曙社 發行所
京東替 市京東 小市京東 石川京東 區川京東 上區川京東 富上區川京東 坂富上區川京東 町坂富上區川京東 二町坂富上區川京東 三部八七六三七

法學博士 高窪喜八郎監修 法律評論社編

法律年鑑

每年一回刊行

四六判背革六號密植

- 第一卷 價九圓
- 第二卷 價八圓五拾錢
- 第三卷 價拾圓
- 第四卷 價拾貳圓
- 第五卷 價拾圓
- 第六卷 價九圓
- 第七卷 價九圓

送料各一冊
內地卅六錢
屬領卅七錢

各最近一個年間雜誌及新聞紙上に發表せられたる學說・判例・決議・訓令・回答の要旨全部著書・雜誌・諸統計・新法令・裁判所職員・在野法曹・學校職員等法律に關する事項及純學理に涉るもの並に補助科學に屬する事項をも集録し之を民法商法刑法以下十部門に分ち精密なる目次及イロハ索引を附したるを以て最近一個年間の法律學裁判例を一目して知り得べき良書なり

八一六

高窪博士監修 法律評論社編
法律判例要旨集 全四冊

- 第一卷 價八圓 送料 屬領卅七錢
- 第二卷 價八圓 送料 屬領卅七錢
- 第三卷 價拾參圓 送料 屬領卅七錢
- 第四卷 價六圓 送料 屬領卅七錢

法學博士 高窪喜八郎編

法律判例總覽(正) 民法商法全十八冊

價百貳拾四圓八拾錢 各冊分賣

法律判例總覽續編 民法五冊商法三冊既刊、

價七拾七圓 各冊分賣

法學博士 高窪喜八郎著

商法總論 全一冊

價四圓五十錢 送料卅六錢

發行所 東京神田區小川町五十三番地

法律評論社 振替東京一六一六七・電話神田二七二一

橫濱高等商業
學校教授工學士

南種康博先生著

商品鑑識法

- ◇ 菊判布裝上製
- ◇ 總頁九二一〇
- ◇ 插畫一一二〇
- ◇ 定價七圓九拾錢
- ◇ 送料參拾參錢

◇ 最新刊 ◇

本書は多年橫濱高商に於て商品學を講じ商品鑑識指導の職にある著者が國民共通の短所である商品知識の不足から生ずる國家的損失の甚大なるを憂ひて苦心執筆したもので其の内容は先づ總論二章九節に於て商品及其鑑識を概説し鑑識法通論三章三三節に形態觀察、物理的並に化學的鑑識法を各項目に就き詳述し遂に鑑識法各論に到りて一二章八八節に亘り百餘種の商品に就き素人向肉眼的鑑識をはじめ物理的及化學的試驗法を懇切に説述し且一々詳細に品位の標準を示してゐるから讀者は本書に據り鑑識の結果如何なるものが良品なりやを直に判斷することが出来る。

尙用語は資源審査會で昨年決定したものを採用し規格は工業品規格統一調査會決定に係る最新日本標準規格其他最新制度のものに則る等凡て時勢に伴ふことに努めてゐる。蓋し本書は商工業學生の教科書參考書、商工業者、運輸業者、保險業者、税關、稅務、警察官吏等の指針としてのみならず、女學校家事參考書及一般家庭の家政用寶典としても推奨すべき無類の好著である。

東京市日橋區本橋一丁目 成美堂 振替第一七九番 東京九番

八一七

電氣雜誌界の王者！

見よ！本誌の新鮮なる内容

卷中凡て眞摯なる研究記事を以て充滿され本誌が常にモットーとする實力第一主義に基き誌面は常に熱のある新進氣鋭の人々の爲めに提供し眞に青年技術者の自由論壇として潑刺たる生氣に溢れ輓近の電氣學界の主要なる研究問題の推移と傾向は本誌を編けば立所に充分窺知する事が出来る。

試 遞
電氣工學研究雜誌



試 遞
電氣工學研究雜誌



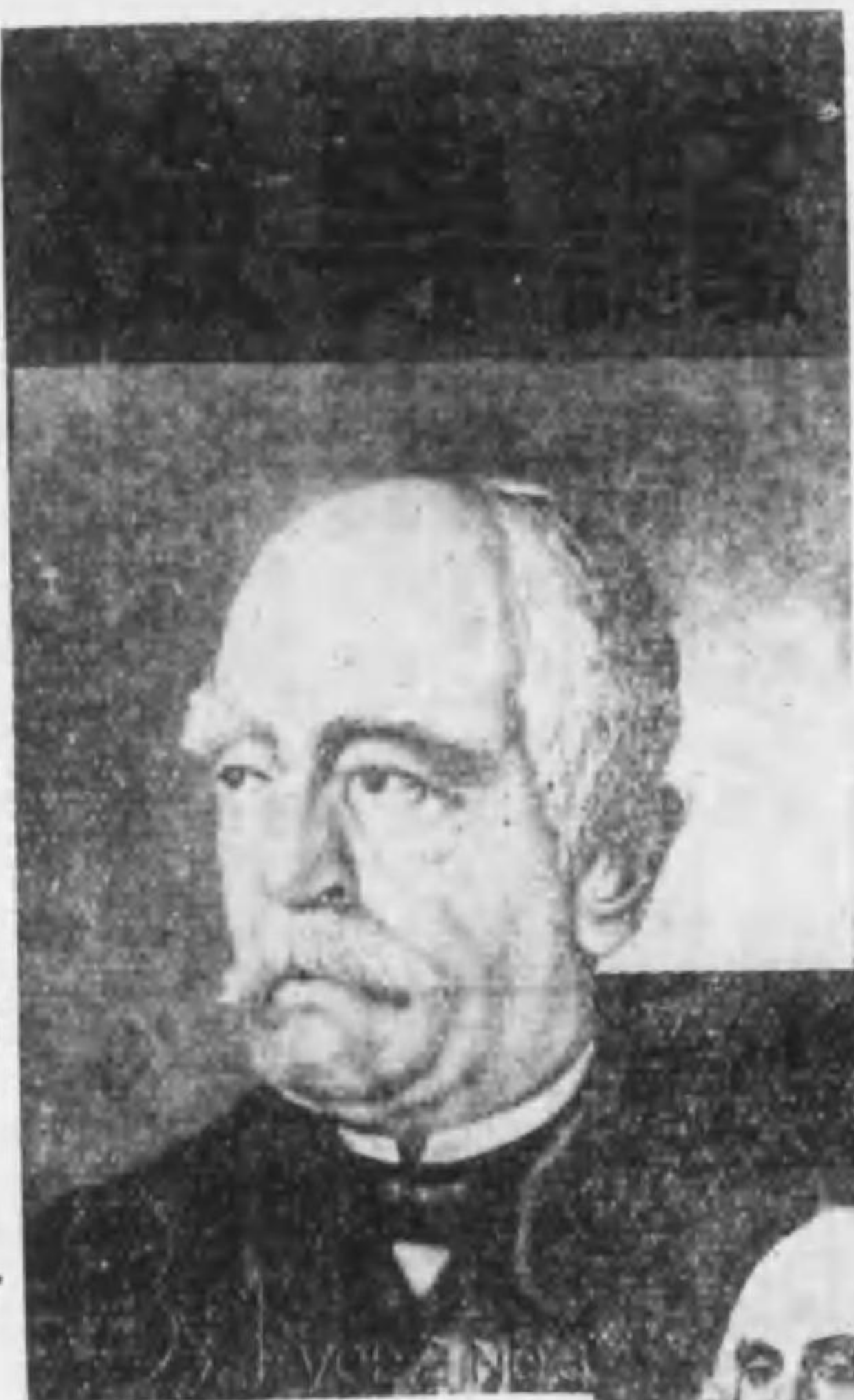
一冊卅五錢 (送料別)
一年十二冊 三圓八十錢 (送料別)

遞試の發展は電氣雜誌界の驚異である本誌發行部数は毎號壓倒的大増刷を續け目下斯界で之に匹敵するものなく電氣雜誌中第一の實力を把握して居る。

一冊廿八錢 (送料別)
一年十二冊 三圓也 (送料別)

東京・銀座・新橋
電話 銀座三七六二番
電話 銀座四七一七番

百萬の獨學大衆の翹望は遂に本誌を生むだ
本誌が建設する潑刺たる新受験道に據れば獨學者第一の登龍門「專檢突破」資格獲得は實に易々たるものだ。



獨學者の讀む受験雜誌はこれ！

本誌は従來の受験雜誌に見られぬ新しい興味ある試みとして專檢を中心に高檢、高資、實檢の突破を唯一の目的に置き受験に必要にして充分な研究學習記事講座を母體として所謂世の受験雜誌の挑發的要素を努めて避け終始眞摯なる指導と堅實なる受験態度を以て編輯して居る。

試 遞 社

受験雜誌界の異彩！

◇東京泰文社發行書目◇

△東京市牛込區鶴卷町四三番
 △振替口座東京六〇六九三番
 △電話牛込一五三番

商學博士 北澤新次郎著 社會經濟論 (定價 三・三〇) (送料 一・八〇)	商學博士 北澤新次郎著 經濟學史概論 (定價 三・三〇) (送料 一・八〇)	商學博士 北澤新次郎著 經濟概論 (定價 二・二〇) (送料 一・二〇)	早大教授 島田孝一著 交通經濟學概論 (定價 四・五〇) (送料 一・八〇)	早大教授 長谷川安兵衛著 銀行會計學 (定價 三・三〇) (送料 一・八〇)	早大教授 長谷川安兵衛著 原價會計學上卷 (定價 二・五〇) (送料 一・六〇)	早大教授 上坂西三著 重要商品學 (定價 三・五〇) (送料 一・八〇)
早大教授 上坂西三著 商業概論 (定價 二・三〇) (送料 一・六〇)	岡田誠一著 簿記學通論 (定價 二・八〇) (送料 一・八〇)	法政大學教授 水口音三郎著 重要商品學 (定價 五・〇〇) (送料 二・七〇)	文學士 野口保一郎著 經濟地學概論 (定價 三・〇〇) (送料 一・八〇)	早大教授 橫山有策著 文學概論 (定價 二・〇〇) (送料 一・二〇)	早大教授 橫山有策著 英文學史要 (定價 三・二〇) (送料 一・八〇)	早大教授 橫山有策著 シエークスピア研究 (定價 二・五〇) (送料 一・六〇)

!! 說解入繪 堂・畫全文全

大町桂月	大町桂月	大町桂月	大町桂月	大町桂月	大町桂月	大町桂月	大町桂月	大町桂月	大町桂月	大町桂月	大町桂月	大町桂月	大町桂月	大町桂月	大町桂月	大町桂月	大町桂月							
西鶴名作集上下	浮世草子集	怪談名作集	膝栗毛其他上下	讀本集	酒落本集	滑稽本集	人情本集	俵紫田舎源氏上下	黄表紙廿五種	近松名作集上下	歌謡音曲集	淨瑠璃名作集上下	俳文俳句集	芭蕉全集	和文和歌集上下	歌舞伎脚本集	狂文狂歌集	川柳雜俳集	謠曲三百五十番集	南總里見八犬傳上中下	風俗圖繪集	小學生全集(上中下)	近年的我輩	
山口剛	山口剛	山口剛	山口剛	山口剛	山口剛	山口剛	山口剛	山口剛	山口剛	山口剛	山口剛	山口剛	山口剛	山口剛	山口剛	山口剛	山口剛	山口剛	山口剛	山口剛	山口剛	山口剛	山口剛	山口剛
全手冊 一時拂 錢拾八圓壹金各 價特 表別・引索 圖壹拾五金 錢四十各 料送 呈進代無												友師好の習學 川合友次郎 限部富良 石黒魯平 小山桂一郎 勝田孝典 岡村愛藏 野村孝典 岡田誠一 早大教授 上坂西三著 商業概論 (定價 二・三〇) (送料 一・六〇)												
日南學藝書 小平權一 住江金之 三浦伊八郎 井口賢三 板野新夫 板野新夫 水田誠 日本外史講義(二冊組) 四書講義 全譯日本外史 講談日本外史全六冊 新編新外史全二冊 水滸傳全二冊 一般國法 小學讀本 南宗畫法(附說明) 近代日本文藝讀本全五集 日本地圖(附索引) 日本產業地域圖(附索引)												實業組合論 實用農產製造學 森林生產學 畜產學 土壤微生物學 水產化學 日本外史講義(二冊組) 四書講義 全譯日本外史 講談日本外史全六冊 新編新外史全二冊 水滸傳全二冊 一般國法 小學讀本 南宗畫法(附說明) 近代日本文藝讀本全五集 日本地圖(附索引) 日本產業地域圖(附索引)												
錢拾五圓四各價定 錢二十二各料送																								
目丁二町崎馬區橋本市京東 番四四八一京東盛口替振 番一四八一。〇四八一花浪話電 社文興 式株會 所行發																								

新住宅の設備

編者 大熊博士
執筆 八學士執筆

入册錢 四六判洋装
定價金貳圓
送料 金拾貳錢

○玄關は廣いか狭いかドアは内開きか外開きか、窓は如何にしたら採光換気が愉快に出来るか、書齋應接居間茶の間食堂浴室は如何にすべきか、下駄箱は、物入の始末は——どの程度の家なら何などの程度にするか、およそ家の大小と經濟的關心とを織り込んで、縦横に説き去り説き來つたのが本書である。

吾等の住居

法政大學工業學校講師
宮田莊七郎著

入册錢 四六判洋装
定價金壹圓
送料 金拾貳錢

○本書は中小住宅の研究書として講述されたもので、建築家以外の大衆にも解し易き様現代を背景とした住宅計畫の常識讀本である。

○本書の特長は、著者が今日までに實施した各種の場合の平面圖五十種を選定し、本書の巻尾三分の一を割愛して小住宅平面集とし誰にでも設計し得られる様注意して編輯したことである。

書目	著者	定價	概
新日本住宅圖集	志摩 敬郎	價 1.80 稅 .12	新手法の日本住宅集で縦八寸六分横七寸七分のモダン新型
住宅湘南莊	江義 口雄	〃 1.30 〃 .12	日本に出來た生粋のモダン建築本の型は同上、玻璃版刷。
レイモンドの家	川喜田 煉七郎	〃 1.30 〃 .12	日本住家にモントを得た大評判のレ氏の傑作本の型は同上
住宅双鐘居	堀捨 口己	〃 1.70 〃 .12	日本趣味を土臺に和洋折衷を近代感に迄引上げた清新觀
紫烟莊圖集	堀捨 口己	〃 1.80 〃 .12	草葺屋根を頂いた清新優雅なモダン別荘建築の内外寫眞集
山王莊圖集	洪洋社 編輯部	〃 3.00 〃 .18	故村井吉兵衛氏の舊邸で京の工匠の手に成つた模範的建築
住ひの一隅(上巻)	伊藤 藤三	各稅 3.50	數寄屋風住宅の細部圖案集で内外の構成的手法のサンプル
住ひの一隅(下巻)	伊藤 藤三	各稅 .18	

東京市牛込區 洪洋社 振替東京二一八二四
市谷臺町一〇 電話四谷四四六二

發行所

東京市麴町區平河町四丁目十三
振替口座東京七八四七番

丁未出版社

出版書
目進呈

新刊

本書は、小學校尋常五六年より中學校・高等女學校一二年を對象として記述されたものであります

このたびは茗溪會讀物調査會にて推獎されました

日本建國物語

中田千畝著

四六判全一册上製・十二ポイント假名付四四一頁
地圖二頁・口繪一枚・定價一圓五十錢・送料十二錢

文學士・小林一郎譯著

國譯 新註妙法蓮華經

中大教授・小林一郎著

實踐倫理講話

文學士中島萬次郎・松岳謙一 共著

論理學

法大・國大講師・見尾勝馬著

洋哲學史概説

小林榮子 女史譯著

口譯新註枕草紙

裝美 4.50
判白 1.18
定價 1.18
送料 .18

(本見内容内進)
法華經廿八卷を出来るだけ讀みやすく分り易いやうに國譯して平
易明快的な註釋をなされたのが本書である。著者は多年日蓮主義の研
究をなされ且つ絶えず宗教上の講演もされてゐる人であるから法華
經の如き重要な經文を最も現代人に分り易く説明し得るものは著者
の如き人を以て随一とするこゝが出来よう。なほ無量義經と普賢經
との梗概並に法華經概説が附記してある。(丁西倫理批評抄)

裝美 3.50
判白 .14
定價 .14
送料 .14

(一)倫理教育の任に當る人の最もよき參考書。(二)青年指導の任にある人
の最もよき案内書。(三)檢定試験の準備を爲す人の最もよき相談相手。(五)高等學校専門學
校の教科書、参考書。
例言の中からは世間は極めて複雑である。此の複雑なる世間に立つて、如
何したなら生きがひのある一生を送つて行くか、こゝが出来てゐる。余は
此の問題に就て平生いろいろ考へて見た、云々。

裝美 2.50
判白 .14
定價 .14
送料 .14

一般論理學の包含する重要嶄新なる問題の悉くを拉致して平易明快に反
覆詳述せるもの、如何なる初學者も容易に其の原理法則を會得なし得
るであらふ。近來含蓄の名著である。専門學校、高等學校の教科書または
參考書として兼て初等教育家並に一般新學入門の士にすむ。

裝美 1.80
判白 .14
定價 .14
送料 .14

本書は東洋哲學思想の起源發達の史的考察を系統的に起述されたもの、
支那哲學及び印度哲學を極めて容易に識らしめ且つ體て吾が日本哲學、即
ち我が精神文化の眞髓を穿つ道程たらんとするものである。専門學校、高
等學校の教科書及び參考書並に一般哲學研究學徒の爲に廣く各位の机前に
捧ぐ。

裝美 7.50
判白 .20
定價 .20
送料 .20

一、はしがき、著者が多年の蘊蓄を傾けた論議、特に昔から未詳となつ
て居る草紙中の地名、「小白河」が「北白河」の寫し誤りであるといふ如
き、前田未發の考へが、影からず發表されて居る。
一、本文は、讀みよき古語に、一々簡明な漢字を當て、初學者にも
一、解り易く讀みよき古語に、一々簡明な漢字を當て、初學者にも
口譯は、縦横無碍の筆力によつて、清少納言の面目が躍動して居る。

石丸梧平著

人生創造思想體系

第一卷 梧平人生觀
第二卷 藝術と人生
第三卷 宗教と人生
第四卷 戀愛と人生
第五卷 梧平戯曲集
第六卷 戀愛と人生
第七卷 梧平修身讀本
第八卷 創造原理論集

人生如何に生きてべきか

理想國への出發

人生の意義

享樂の倫理

希望論・人生問答

戀愛・結婚・夫婦生活

價六四二錢
各卷分賣

石丸梧平著

藝術と生活創造

人間親鸞

受難の親鸞

愛の苦行

子ども愛の生活

宗教概論

觸目皆花

青年期の性慾問題

同性愛の研究

價三六六錢
一圓七角

價二八八錢
八角

價三六六錢
一圓一角

價二四八錢
二角四分

價三六六錢
一圓一角

價三六六錢
一圓一角

價四四六錢
四角四分

價三六六錢
一圓一角

價三六六錢
一圓一角

千葉市寒川人生創造社 振替口座 四三二〇 東京六番

東 京 日 本 橋 本 区 振 替 一 七 七 一 番 文 原 堂 振 替 一 五 四 四 番 日 橋 本 電 話 通 丁 一 番 地

ドクトル・オブ・フィロソフィ
神戸商業大學教授
文部省英語教授顧問
竹原常太編
パーマ
發音
擔任

ポケット型千三百頁
優良總羊革製三方金
印刷鮮明・製本堅牢
定價金貳圓八拾錢
送料金十六錢

スタンダード英和辭典

◆類書を歴して現代最高の標準を示せる
◆英和辭典界の大權威!!

八大特色

語數豊富 現代活用の單語・新語・熟語・成句の總てに互り絶對的豊富な語り得る實質的英和辭典である。

熟語豊富 常用熟語・成句の收載數は如何なるボケツト型は勿論、所謂大辭典なも遙かに凌駕してある。

新語完備 新語の採録と其の現代的正譯とは著者の實際文例研究の必然的結果であつて、正に卓越獨歩。

實際文例 著者は義に「和英大辭典」に於て實際應用文例の研究を大成し更に本書にも及ぼされた。

發音記號 文部省顧問パーマ氏が全責任を以て萬國發音記號を記入せられた本邦唯一の發音公認の辭典である。

順位指導 基本標準語一萬を別掲として一々其の重要順位を示し、卷末の標準語表は副讀本の效用を兼ねる。

安入全試 本書により入試問題の單語は大凡豫想し得。試験官にも受験者にも良指針となる。

價格至廉 本書一冊あれば中學一年より大學卒業迄活用自在一人一冊の最廉價である。

各學校の
指定辭書

文部省認定・日本圖書館協會推薦圖書
世界童話叢書 四六判兩入三百頁 定價各一圓二十錢

支那童話集 印度童話集 ろしあ童話集
フランス童話集 ドイツ童話集 マルシヤ童話集
イタリー童話集 エジプト童話集 イギリス童話集
アメリカ童話集 スペイン童話集 日本童話集
オランダ童話集 デンマルク童話集 トルコ童話集
ユダヤ童話集 ノールウェー童話集 ベルギー童話集

文部省・日本圖書館協會推薦圖書
日本を知る叢書 四六判兩入三百頁 定價各金壹圓

賜天覽
明治大 帝・少年論語物語・少年徒然草
少年教育勸語物語・少年源氏物語・少年萬葉集物語

ヨイ子ニナル叢書 四六判兩入美本 定價各金五十錢
カカ オヤカウカウノ話
カナ チウギノ話

金蘭社學年別童話 四六判美本 定價各金五十錢

氷ノ王さま (尋常一年用)
あわて殿様 (尋常二年用)
けむり仙人 (尋常三年用)
長はな小人 (尋常四年用)
嘘つき大作家 (尋常五年用)
地獄の役人 (尋常六年用)

茗溪會推薦
キンランエバナシ叢書
カクカチナ お菓子の國 (尋常一年用)
エバナシ お菓子の國 (尋常一年用)
ひらがな ワンソンのものがたり (尋常二年用)
ゑびがな ワンソンのものがたり (尋常二年用)
ひらがな 木馬のゆめ (尋常三年用)

金蘭社カタカナ童話 四六判美本 定價各金五十錢
トンチトンベエ トンマノトン吉
ナンデモ先生 オヤオヤ三太夫

八二七

八二六

東京市外市京東 (本見) 行發店書館修大 日丁三町錦田神市京東 番九三七二田神話電 番四〇五〇四京東替振

東京市外市京東 八二八 社 蘭 金 鳴巢外市京東 番五六五六川石小話電 番一〇七一六京東替振

科學知識圖書目錄

海軍中將 米村末喜著	航海の話	菊判 P.174 定価 ¥ 5.00 送料 .22
工学博士 鴨居武監修	圖解化學工業	四七倍判 P.400 ¥ 5.00 .33
工業化學者 廿一氏共著	化學工業概説	菊判 P.450 ¥ 3.00 .33
四高教授 榎本竹治著	常識化學	菊判 P.419 ¥ 3.50 .33
理學博士 吉田貞雄著	日本の寄生蟲と其病害	四六判 P.230 ¥ 2.80 .15
陸軍騎兵少佐 岩田巖著	傳書鳩	四六判 P.190 ¥ 1.80 .15
逓信技師 荒川大太郎著	短波長電波の話	四六判 P.150 ¥ 1.50 .15
農學博士 横山桐郎著	蟻と蜂	四六判 P.350 ¥ 2.50 .15
農林省 永松陽一編	農家の副業	四六判 P.400 ¥ 1.20 .10
工学博士 關口八重吉編	新しい家庭工業	四六判 P.260 ¥ 1.00 .10
社團法人 燃料協會編	燃料問題圖説	菊判 P.220 ¥ 1.50 .15

八二九

東京市麹町區丸の内二の六 財團法人科學知識普及會 振替口座東京 四六六〇貳番

著氏吉又瀨岩

權威ある専門醫から二度までも死を宣告され、既に一度などは誤つて計報をさへ傳へられた元東京日日新聞記者岩瀨又吉氏は、いかなる療法によつて頑強十數年來の肺患を征服し得たか？——その闘病生活の實際を著者獨特の才筆によつて洩れなく詳記したものが本篇である。曾て『婦女界』誌上に連載し、肺患者必讀の闘病讀本として奪ひ合ひで讀まれ、又専門醫家からは理想的參考書として屢々推獎の辭を受けた深刻貴重なる闘病體験録。今改訂増補を施して上梓するに當り敢て江湖の一讀を薦む。

肺病は必ず治る。本書を讀んだ人々は、確信を以て叫ばずにゐられまい。

肺病征服記

……四六判二百六・定價金一圓八十錢 書價送料 十頁而入美本

番七三九二京東替振・ルビ丸市京東 行發社界女婦

八二八

島崎藤村著

第三十三版

○各方面の識者は擧つてこの傑作を讚嘆し激賞し、藤村の大作といはんより明治より昭和に至る日本文學界第一等の作なりといふに一致した。
○「春」「家」「嵐」等に藤村を讚へた者は必ずこの一作を讀まれよ。

本篇は木曾山中の一宿驛の、舊き傳統に生ける人々の生活を中心として、そこに反映せられたる明治維新の時代相を描けるものであり、一面精到深切なる郷土小説であり、一面雄渾壯麗なる革命小説である。

明夜 げ前

頁〇三七製特版六四
錢拾八圓壹價

菊池 寬著



四十版

靈活無比の筆によつて描出されたこの一作が、現代社會小説としての最高水準を示し、文藝愛好家に作家菊池の偉大さを愈々明確に認識せしめたことは勿論であるが、これを如何なる小説嫌ひと稱する人に與へても本書のみは、沁々と耽讀するであらう。と同時に、三年の社會の人の心が、戀愛が、そして生活が、こんな形態で息づいてることに深く學び考へさせられるであらう。

行發社潮新込牛・京東

昭和六・七年新刊及増刷	著者	頁	價	料
救貧法制要義	山崎巖	一六〇	一・一〇	.14
地方財政の實際問題	三好重夫	一六〇	一・一〇	.12
地方税制講話	田中廣太郎	一六〇	一・一〇	.14
市町村税戸數割正義	田中廣太郎	一六〇	一・一〇	.14
〔七年改訂〕新税法提要	良書普及會	一六〇	一・一〇	.06
市町村財務總覽	東京市主事 松倉恒次郎	一六〇	一・一〇	.14
地方税延滞金早見表	東京市主事 松倉恒次郎	一六〇	一・一〇	.06
〔七年改訂〕市町村財務規程	大阪市主事 大塚辰治	一六〇	一・一〇	.14
労働問題教程	内務省労働課長 君島清吉	一六〇	一・一〇	.10
新聞研究室 第一回 研究報告	東京帝國大學 文學部	一六〇	一・一〇	.10
社會學概論	明治學院教授 下地寛令	一六〇	一・一〇	.12
警察研究 第一卷	警察研究會	一六〇	一・一〇	.22
警察と政治	内務事務官 富田健治	一六〇	一・一〇	.12
警選勤務論	警視廳警務部長 高橋雄豺	一六〇	一・一〇	.10
警察史研究	警察講習所教授 田村豊	一六〇	一・一〇	.14
比例代表の概念と技術	内務省地方局長 坂千秋	一六〇	一・一〇	.22
地方自治の研究	内務省地方局長 安井英二	一六〇	一・一〇	.14
公營事業論	内務省地方局長 安井英二	一六〇	一・一〇	.10
市町村の自治権	内務省行政課長 扶間茂	一六〇	一・一〇	.12
改正地方制度解説	扶間茂	一六〇	一・一〇	.22
市制町村制實例總覽	内務省行政課長 田中廣太郎	一六〇	一・一〇	.22
〔七年改訂〕地方制度輯覽	良書普及會	一六〇	一・一〇	.12
〔七年改訂〕市制町村制	良書普及會	一六〇	一・一〇	.04
市町村事務提要	内務省行政課長 村田福次郎	一六〇	一・一〇	.22
訂公文例規及公文例	東京帝大助教授 有光金兵衛	一六〇	一・一〇	.14
行政法規提要	東京帝大助教授 杉村章三郎	一六〇	一・一〇	.12
不動産登記手續	類一	一六〇	一・一〇	.22
〔七年改訂〕選舉法質疑對判決例	内務省警保局	一六〇	一・一〇	.04
選舉運動取締規範	内務事務官 小林尋次	一六〇	一・一〇	.06
〔昭和七年改訂〕土木例規類纂	土木事務官 田中好	一六〇	一・一〇	.30

行所發 京東小石川區 良書普及會 電話 九四四六 東京 電話 一五五 小石川 電話 一五五 電話 一五五

佛蘭西語圖書は白水社版

- | | | |
|----------------|-----------------|-----------------|
| 十大家共編 | 模範佛和大辭典 増補版 | ¥ 9.00
¥ .33 |
| 三六判・2200餘頁・總革裝 | | |
| 山本直文編 | 標音佛和辭典 | ¥ 2.00
¥ .15 |
| 四六半裁判・500頁・總革裝 | | |
| 丸山順太郎編 | 白水社和佛辭典 | ¥ 3.80
¥ .21 |
| 三六判・740頁・總革裝 | | |
| 目黒尾 共著 | 佛蘭西廣文典 | ¥ 3.00
¥ .21 |
| 四六判・420頁・洋布裝 | | |
| 丸山順太郎著 | 和英獨習フランス語捷徑 正續各 | ¥ 2.00
¥ .18 |
| 四六判・290頁・洋布裝 | | |
| 徳尾俊彦著 | 英語より佛語へ | ¥ 1.80
¥ .21 |
| 新菊判・270頁・背布裝 | | |
| 田島清著 | 片言まじりの佛蘭西行き | ¥ 1.50
¥ .16 |
| 菊半裁判・150頁・背革裝 | | |

出版目錄送呈・東京神田駿河臺・白水社・振替東京11922番

好名評

<p>立大 三枝博吾著 現代教育概観</p> <p>立大 三枝博吾著 文化教育學原論</p> <p>立大 三枝博吾著 日本の教育を考へる</p> <p>立大 三枝博吾著 精神科學序説</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法を解</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p>	<p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法を解</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p>	<p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p>	<p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p>	<p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p>	<p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p>
<p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p>	<p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p>	<p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p>	<p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p>	<p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p>	<p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p> <p>立大 三枝博吾著 ヘーゲル辯證法</p>

越申録目 房書文人 一町川小區田神市京東 兌發 呈送第次 七七二一八京東替振

建築學講義錄

工學士 池田 讓治講述	施工設備	定價 1.70 送料 .12
工學士 諸富 鐵雄講述	基礎工事	定價 .80 送料 .06
工學士 森 泰治講述	構造力學	定價 1.70 送料 .12
建築技師 久恒 治助講述	仕様及積算	定價 3.50 送料 .18
工學士 緒方 一三講述	鐵筋混凝土構造 同 施工指針	定價 1.70 送料 .12
工學士 上浪 朗講述	鐵筋混凝土計算論	定價 1.70 送料 .12
工學士 齋藤龜之助講述	鐵骨構造	定價 1.70 送料 .12
工學士 尾崎 久助講述 工學士 瀧本 義一講述	不定架構新解法	定價 1.00 送料 .03
工學博士 內藤 多仲講述 工學士 渡邊 靜講述	鐵骨施工指針	定價 .50 送料 .04
工學士 吉田 享二講述	建築新材料	定價 1.70 送料 .12
工學士 永田 念郎講述 工學士 尾崎 久助講述	耐震建築・防火建築	定價 3.00 送料 .18
工學士 土居 寛通講述 高砂煖房技師 柳町政之助	煖房と換氣	定價 1.50 送料 .12
齋藤事務所技師 曾根田又雄講述	建築衛生	定價 1.50 送料 .12
工學博士 大熊 喜邦講述 工學士 井上 一之講述	改良住宅	定價 .40 送料 .03
工學博士 堀 覺太郎講述 工學士 内坂 素夫講述	エレベーター 電燈及電氣設備	定價 1.50 送料 .12

本講義錄は中等程度工業學校教科書又は學生諸君の好參考書なり

發賣所 東京京橋區 須原屋書店 振替口座東京 京橋二丁目 四九六〇番

八三五

種四版善丸

滿洲事變と國際聯條盟約

法學博士 松原 一雄 著

訂正第四版 定價 一・五〇

第一編 滿洲事變に對する國際法上の考察
第二編 國際聯條盟約の成立と其の意義
第三編 國際聯條盟約の履行と其の困難
第四編 國際聯條盟約の將來と其の展望

外交及外交史研究

早大教授 末 高 信 著

訂正第四版 定價 五・五〇

新舊外交上の諸般の問題を問題別にし、之を體系的に明説せる一種の外交辭典。最近の諸問題を縱横に論じて外交の理論と實際の結びつきを完成す。

社會保險の本質

早大教授 末 高 信 著

創刊 定價 二・五〇

本書の建前は、社會保險の本質の明確なる把握に基く系統的理論の構成であり、社會保險の理想的形態の獲得である。

賣買組織論

米國ノオスウエスタン大學商學部教授 緒方豊喜 共譯

上卷(既刊) 二・七〇 送(各) 二・九〇 下卷(創刊) 二・七〇 送(各) 二・九〇

貨物が生産せられ、配給せられるまでの諸過程を之れ程達明に説いた書は少い。原著は一であるが、邦譯は上下二卷に分ち、疑義は一々原著者に問ふて續行せられた程の眞摯な譯出振りである。

發行所 東京 日本橋

丸善株式會社

東京 神戶 大阪 京都 名古屋 福岡 仙臺 札幌 函館 青森 盛岡 秋田 岩手 宮城 山形 福島 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 富山 石川 福井 山梨 長野 岐阜 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 徳島 香川 愛媛 高松 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高松 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高松 岡山 広島 山口

八三四

レーニン研究

戦争論上下

近代戦術戦略の聖典

軍事科学概篇

レーニン愛読の小説

何を爲すべきか

レーニン研究の權威

ある指導誌!! プロレタリアに最も親み深い讀物!!

不景氣に逆行して賣

行益々増大!!

マルクス 農業 經濟學

井田孝平先生の指導編輯

八杉貞利先生應援執筆!!

露語時代來る!!

新時代
新出版

同情者物語

上 ¥1.30 送 0.10
下 1.00 送 0.10

送料 0.27

土屋喬雄共著 明治初年農民騷擾録

四・二八〇

松岡 孝兒著 景氣豫測法の研究

二・二五〇

菊池 甚一著 病的殺人の研究

三・二八〇

カイツテ伯著 日露戦争と露西亞革命

上 二・〇七〇
下 二・〇七〇

大山 岩雄譯 於ける資本主義の發達

上 一・八八〇
下 一・八八〇

猪俣津南雄著 日本の獨占資本主義

一・二〇〇

MA・イ・ウリヤノワ著 レニンの近親者への手紙

一・二八〇

プロレタリア語學叢書(英・獨・佛・露)

一・二二〇

東京市麹町區下二番町七〇

南北書院

電話九段三六五四
振替東京八二二六番
電話神田三三九〇番
三三九二番

京文社音楽叢書

京文社

東京神田區淡路町二
振替東京八二二六番
電話神田三三九〇番
三三九二番

音樂叢書

音樂鑑賞論 定價三圓 牛山 充著

音樂概論 定價三圓 田邊尙雄著

唱歌法及發聲法 定價三圓 草川宜雄著

詩と音樂と舞踊 定價二圓 小林愛雄著

オルガン奏法の研究 三圓五十錢 草川宜雄著

ピアノ奏法の研究 定價三圓 松島 彝著

バイオリン奏法の研究 定價三圓 佐藤謙三著

歌劇の研究 二圓三十錢 小林愛雄著

日本音樂の研究 定價三圓 田邊尙雄著
近世バイオリン演奏史 三圓五十錢 佐藤謙三著
最新兒童發聲法 二圓八十錢 草川宜雄著

音樂教育叢書

音樂教育の原理 二圓八十錢 青柳善吾譯

唱歌法の原理 二圓八十錢 澤崎定之譯

ピアノ演奏法 定價三圓 牛山 充譯

聲樂法 定價三圓 牛山 充譯

西洋音樂史 二圓八十錢 太田太郎譯

◆ 暗迷を照らす本邦理學界唯一の燈明臺 ◆

物理化學辭典

斯界の要望に依つて生れた本邦唯一の辭典！
物理化學學習の合理化された調法至極の辭典！
學習能率の増進・時代のトップを切る最良の一大寶典！

東京高等師範大學教授 井手四郎先生
東京高等師範大學教授 井上士生
東京高等師範大學教授 太田先生
東京高等師範大學教授 雲生先生

進む
時代に進む
進む
辭書!!!

研究上最良の手引

文化の基礎は理學だ。今や世界各國の盛衰は擧げて理學研究にある。本辭典はこの意味を參照して新語の採録と語句の範圍の廣汎、一語は一語と推蔽を重ねて明快にして簡潔しかも圖解と寫眞と相俟つて一讀一見手取るが如く指示して餘蘊なし。本辭典を座右に置く人はその人の研究速度をトアップする一種のバロメーターだ！

定價參圓八拾錢
(送料十二錢)

◆ 本書の特色 ◆

- ◆ 裝幀の典雅 落着いた表紙、背金文字、空押し外観は一見蕭々にして典雅、斷然書架の偉觀。美裝箱入り。
- ◆ 横組と印刷の鮮明 新式二段横組印刷の鮮明と解説の懇切。
- ◆ 應用方面 應用方面極めて廣汎、殊に嶄新なる科學智識を挿入す。
- ◆ 三色版オフセット、寫眞凸版 總數三千六百餘個、四六判總頁數 約一〇〇〇頁

東京表神保町二區 有精堂書店 振替 五〇五四二 東京 番五

1932年度代表的な新刊

現代チヤイナリズムの理論と動向
世界新聞鳥瞰論
宗教及信仰の起源
支那古代社會史論

執筆者 千葉龜雄、長谷川如是、岡本平利、之輔、室伏高信、西村眞琴、馬場恒吉、下田芳美、杉山榮、長谷川時雨、小澤正元、西島芳二、石川六郎、瀨木博尚、井上吉次郎氏
執筆者 緒方竹虎、千葉龜雄、上野精一、北野吉内、黒田乙吉、鈴木東民、渡邊紳一郎、中山優の八氏
ハインリッヒ クノ、著 唯物史觀的見地から書かれた宗教發達史の唯一のものである。
郭沫若著 藤枝丈夫譯 郭氏は眞實の支那を語つた。従来の唯心論的傳統を破つて完きエンゲルスの立場から、認められた資料によつて語つた偽りなき支那の歴史である。

チヤツプリン「街の灯」
はじめて世に問はれたこの名作の全内容。世界的映畫「街の灯」の日本に來るのも遠くあるまい。本書はその良きガイド。讀者がかつて見得なかつた優秀寫眞三十葉挿入。
(田中純一郎編)
四六判三百頁上製美本
價一・二〇 送料・一二

余の闘争
アドルフ・ヒットラー
本書は彼が代表的自著「余の闘争」(國民社會主義運動)の全譯である。その全貌を知る上に於て、必ず讀まねばべき唯一の書なることを確信する(坂井隆治譯)
四六判三三〇頁洋布裝函入
定價 一・三〇 送料・一二

分類 綜合チヤイナリズム講座
全十二卷完成紀念
各篇別分類
特製合本全七册
我國唯一の新聞雜誌出版に關する専門的講座であり、同時にチヤイナリズム一般常識の民衆大學である。
普通定價十二册十八圓のもの、特價十二圓(送料七五)
で手に入る機會を逸し給ふな。
(各篇七〇頁以上繰クロス表紙上製)

新聞特種秘話 同
雑誌の編輯 綜合チヤイナリズム講座を本邦代表主筆十八氏の分編輯部編輯 擔執筆せられしもの。
菊上製 價一・五〇
送 價一・二〇
菊上製 價一・五〇
送 價一・二〇
菊上製 價一・五〇
送 價一・二〇

東京表神保町二區 有精堂書店 振替 五〇五四二 東京 番五

仙臺商業學校長 蜷川行道著

發行所 東京・神田・錦町二ノ元 振替・東京五八七八二 文修堂

商人讀本

菊判一六〇余頁瀟洒製本
定價金壹圓・送料八錢

第拾刷

一九三二年！帝國商業の擴充發展に
處する人格的商人養成への新構成

商業の成功、失敗が必づ經營の宜しきを得たか否かに在るを知らば、從來の因襲本位や單なる經驗又は他の模倣等此際一舉に清算して一意科學的經營法に頼り激甚なる商戰の全般に成果を獲得せねばならぬ。常に新教育陣容に據りて嚴に實際指導の地位に在る著者が苦心の材料必須な事項を擧て、實社會に活用自在を旨とせる本書は在來の凡ゆる指導的雜書を排撃し廣告に商略に販賣にリダーとしての眞商人を養成する役割を十二分に果たすであらう。必ず本書に依據して科學的商工經營の要諦を體得し明日の更生日本にそなへよ。

◇……内容概目……◇
店舗の構造、店の空氣、美術的展示法、店窓裝飾、仕入の資格、秩序、店舗經營の條件、仕入の知識、調和、商品知識の獲得、店員は店の代表者、廉賣政策、商品の展示、社會との交渉、無差別主義、廣告戰、商人と政治、不買客待遇法、店主必要な資格、商機の變遷電話禮法、店員必要な資格、科學的經營の利益、工業成功の要道、店員の待遇、店舗の組織、儲主と被儲者の協調、暗示法、販賣能力の相違、勤務怠慢の原因、興味の喚起、商人の人格、職工生活の安定化、機轉、販賣時間の標準、工業不振の原因、客に同感せしむ、店員の爲の諸條件、失業と不安の除去、接客法、商業美術、販賣の楷梯、色彩効果、他七十餘項。

全同盟共產黨中央委員會依囑編輯

レーニン選集

全六卷二十四冊
各冊四六頁
約五冊百頁
定價各冊金一圓
送料金十錢
第二回拂
第一回・十二圓

内容目録

全百卷に互るレーニンの選作より系統的に選輯せるこの選集は現下に於ける得らるべき唯一最高のものであり、謂はばレーニン著作集の大衆である。

本選集全六卷は全同盟共產黨中央委員會依囑によつて出版する、その目的はレーニン自身の基本的勞作に依りレーニン主義學說を把握させることにある。全六卷に掲載したレーニンの編輯部は全集二十七卷ですらまだ完全に包含してゐない巨大なレーニンの遺産のうちから全六卷の材料を汲みとつたのであるが、この材料の選擇に際しては吾が國に於けるプロレタリアートの革命闘争の各歴史の時期の諸問題や吾がボリシエヴィキ黨及コミンテルンの歴史の諸問題を非常に鮮やかに解明しレーニン主義の根本思想を極めて完全に展開させるところに非常に重要であり同時に近づく易いレーニンの勞作を全六卷の讀者に提供しようとするところから、コミンテルンの發生と活動の段階の研究材料として利用される可能性を與へる。

(原編輯言)

東京市今川路三ノ区 田代六 希 望 閣 振替六七八五九番 東京九番

大阪商科大学教授 細江逸記先生著

動詞時制の研究

◇菊版總クローズ豪華版 ◇紙數二百十餘頁
◇定價金貳圓八拾錢 ◇送料金十四錢

著者の言葉

- (1) これまで西洋傳來のテンス論は著者としては矛盾ばかりで信ぜられないため、多年英語を歴史的に研究し、又他の多くの國語を比較研究して立てた新説であるが著者に於ては十數年來の持論であります。
- (2) 著者は日本人として日本文法をかなりの努力をして、此の方面にも新しい解釋を試みた處多く、本書にも比較對照なした點が非常に多くあります。
- (3) 此の論の骨子は岡倉氏記念論文集に寄せた日本語のヴォイス論と共に著者が大正七年にまとめた動詞機能論(未發表)の一部を成すもので昨夏輕井澤夏期大學の爲に全然新しく筆を執り、最近の英米の文學中に例を採つて書きあげたものに幾多の附加増補をなしたるものであります。

弊堂出版の言葉

本書は先生が輕井澤夏期大學に於て講演せられて非常なる反響を興へたるものに幾多の増補をなし眞に英文法上未だ嘗て其の比を見ざるものにして、著者が心血を注ぎたる一代の大傑作たるを誇ると同時に日本は勿論外國にも絶対に追従を許さざるものたるを信ずるものであります。折々中に上梓し、大方諸彦の御高評を賜はらんことを切に御願ひ致します。

東京市神田區錦町 一丁目二番地 泰文堂 振替口座東京 三〇一一三番

八四三

書評好閣生共

日本戰無同盟教育部譯

四五〇頁判 定價一圓(送料)

八四二

大衆版 史的唯物論

版廿忽

最新版の史的唯物論教程だ！本書出て、爾餘の一切の史的唯物論は止揚された！
本書こそは正に斯學の最高權威だ！

一九三二年のレーニンの段階における史的唯物論は劃期的な飛躍を遂げた。ブハーリンの機械論はその右翼日和見主義的政治論との關聯において徹底的批判され、テホーリン一派のメンシエヴィキ化しつつある觀念論も亦その空虚なるスコラの圖式的遊戯をバクロされた。理論と實踐との辯證法的統一、認識論としての辯證法の再確認、具體的政治的領域と辯證法との關聯の究明等とは實にマルクス主義哲學のレーニンの段階を特徴づける諸特質である。過去の史的唯物論はすでに止揚された。レーニンの段階における史的唯物論に無知なるものは實に一九三二年の實賤における落伍者である。メドヴェージェフの編輯の下になる「大衆版史的唯物論」の内容こそは取りも直さずこのことの實證者であらう。

フオイエルパツハ	基督教の本質	一圓	共生閣編輯	プロレタリア辭典	五十錢
フオイエルパツハ	宗教の本質	一圓	モルガン	古代社會	三圓
フオイエルパツハ	唯心論と唯物論	一圓	河野重弘	貨幣及信用理論	二圓半
フロ科學譯	史的唯物論教程	一圓	プロ科學編輯	支那大革命	五十錢
レーニン	經濟學教程	一圓	法律と階級闘争		五十錢

九州帝國大學教授
兼東京帝國大學教授

理學博士 大島廣先生著

最新刊

發生學汎論

定價四圓五拾錢
送料金拾八錢

本書は動物各種に亘り興味津津たる個體發生の問題を主として形態學的方面より觀じ現時世界に於ける生物發生學に關する最新最高の諸學說を網羅して著者多年の研究を要約し斯學の最尖端の動きを如實に述べたるもので歐米に於ても殆どその類書を見ざる底のものである。
一生殖細胞の生立ちより受精、分割を経て發育の初期に至る經過を詳述し、一方には其準備として發生學の歴史、細胞及び細胞分裂に關する説明を與へ、他方には發生に伴ふ問題として處女生殖、遺傳、性別の原因等を論じた。
一處女生殖、性と遺傳等の方面には最新の知識を紹介した。例へば精子を與へずして人工的に卵を發育させる所謂人工處女生殖、核を除き去した卵子に精子が入つて發育を遂げる童貞生殖、雌が雄となり又雄が雌に變じて生殖を行ひ得るに至る性の轉換、其等の結果として生ずる子の性、牛身づつ雌と雄とが結合はされた様な雌雄嵌合體の動物、雌雄何れにも屬せぬ間性のもの、或は程度を越えた超性の雌雄等に關する研究は、本書に於て始めて紹介せられた興味深い問題で正に最近の生物學が到達した驚くべき成功の一端である。
一挿圖百五十餘は最新で珍奇な興味深いものを選んだ。
著者は我國動物學界の權威、而も邦語で書かれた細胞學、遺傳學等の専門書は二三之を見るが發生學を主題として其等の問題に及んだ著書は全く本書を以て嚆矢とする。生物學を専門に志す士は勿論、醫者や醫學に志す人、動植物の文檢を受ける人、其他少くとも生物の發生に興味を有るその最新の學說を知らんとする人々には必讀すべき好著である。

愛する子女の爲に！

百萬言の強制的教訓を説く前に
先づ興味の中に自づと覺る
この一卷を與へられよ

各方面より

の讚辭

東京市立圖書館主催
東市立圖書館
兒童好んで多
最も兒童圖書界の最高權威の優長圖書
本地主輝先生著
少年少女叢書全十卷

1	お母さん！	(物語の愛)
2	兄さん！	(兄弟姉妹の愛)
3	お父さん！	(物語の愛)
4	友と友	(物語の愛)
5	先	(物語の愛)
6	會長を護れ	(物語の愛)
7	金貨の袋	(物語の愛)
8	夜の星	(物語の愛)
9	土人の唄	(物語の愛)
10	手のない兵士	(物語の愛)

唯一つ光る寶石……
少女の友元主筆 淺原六郎
安心して子供に與へられる
少年世界元主筆 新井弘城
詩があり繪がある作……
少女世界元主筆 石黒露雄
世の父母の待望を満す作
少女世界元主筆 下川惟直
極めて自然で新鮮……
放送局教育課長 仲木貞一
前人の傳統を根本と襲う作
日本少年誌元主筆 中島薄紅
婦人世界誌元主筆 原 達平
面白く爲になる作ばかり
少年の友元主筆 水谷竹紫
實質で勝負する本地君……
藝術座主幹 大泉黒石
當代隨一……
少年少女物の作家として
餘韻のある朗らかな作……
水谷八重子

發行所

東京市神田區表神保町拾番地

豐江堂

電話神田二七四七番・振替東京八九一三番

發行所 東京市電振 赤坂區 馬場三丁目 丁三〇番 日三〇番 地番番 至文堂

前東京帝國大學 文學部助教授 文學士 島津久基著 〔三版〕

對源氏物語講話

菊判上製函入全壹冊
別圖四葉 插圖夥多
總紙數 五百六十頁
定價 金三圓九十錢
送料 金十 六 錢

從來、何人も企て得なかつた『眞實なる現代譯』である。上欄に原文を記し、下欄に口語譯を掲げた形式は、從來の對譯書と同じであるが、其の現代語譯の内容が、斷然スバ抜けて居り、加ふるに簡約な語義、詳密な餘釋、便益な參考、平明な序說、精細な圖版を添へ、而も『釋評』の部には源氏學者としての著者の蘊蓄を傾けた有益な研究が横溢して居る。

成蹊高等學校 教授 文學士 阪口立章著 〔新刊〕

口譯平家物語評釋

菊判上製函入全壹冊
附圖五葉 插圖夥多
總紙數 千二十二頁
定價 金六圓五十錢
送料 金二十一 錢

上段に『原文』を掲げ、下段に『口譯』をなし、對照して其の『通釋』を知らしめた。『平家物語』の註釋書も數種刊行されて居るが、口譯を附けて、原文と對照したものは、本書より外にない。『新しき國文學の見方』によりて之を考察し、鳥瞰し、鑑賞し、『語釋』と『評』を附し、又本文の理解を助けるために、多くの挿圖・附圖・附表を添へ、諸種の特色を包蔵して居る所に新生命がある。

上田萬年博士 岡田正之博士 飯島忠夫博士
榮田猛猪教授 飯田傳一教授 共編

國漢字典界の覇者

亦字典

昭和 新版

昭和學界の大寶典

堂々三千頁

親字數二萬五千餘

熟語數十三萬餘

其の分量に於ても其の實質に於ても大なる名を恥かしめず、簇出せる同種字典の絕對に追隨を許さざる

日本隨一の大字典

前人未發の新工夫を凝らしたる索引に至つては繁忙なる現代人の漢字檢索を最も簡便ならしむる

實用第一の大字典

中等學校二千餘校指定

發行部數百五十五萬 突破

並製新定價 金三圓五十錢

上製四圓五十錢 特製七圓・送料卅錢

發行所 東京 神田區 表神保町 中興館
振替 東京 四一三番

株式會社 啓成社
東京 七丁目 銀座 西
振替 東京 二〇五番
東京 五番

43版

經濟記事の基礎知識

東京麹町區内幸町二ノ三・ダイヤモンド社

今回の新版は其後の變化に應じて全部書直した上新たに六事業を追加し舊版とは全然比較にならない分擔執筆の専門記者二十名、總數千三百頁！

ダイヤモンド編輯局編

これほど役に立つ經濟知識書は他にありや、これほど安價な参考書は他にありや。初版以來數萬部を賣盡す。斷然類書をリードする街頭經濟書！

振替東京二五九七六
電話銀座四一五五(3)

定價 壹圓 八拾錢
送料 十錢 六錢

▽▽▽▽▽▽▽▽
金財信保外國貨株電
融政託險價替易式氣
▽▽▽▽▽▽▽▽
陸自海米蠶絹綿織物
運車運動

▽▽▽▽▽▽▽▽
棉人造絹糸花肥
毛織物石製
モスリン
麻粉酒糖紙
製砂製製製製
▽▽▽▽▽▽▽▽
映百護セ電石石製
貨 氣
畫店謨ト銅炭油鐵料

學粹の新刊

東京府立第一中學校教諭
東京府立第一中學校元教諭

澤田總清先生 共著
寺田范三先生

受験參考 國文新解粹

東京府立第一中學校元教諭 文學士 寺田范三先生著

讀假名送名 漢文の解釋

府立高等學校教授 金子直衛先生著

受験參考 西洋史粹

府立高等學校教授 金子直衛先生著

受験參考 西洋史粹

府立高等學校教授 金子直衛先生著
中學四年 修了程度

上四六判クロー
定價金五八〇錢
送料書留金廿一錢

上四六判クロー
定價金九十五錢
送料書留金十五錢

上四六判クロー
定價金四七〇錢
送料書留金廿一錢

上四六判クロー
定價金三十八錢
送料書留金十五錢

東京府立第一中學校元教諭 文學士 寺田范三先生著
東京府立第一中學校元教諭 文學士 寺田范三先生著
東京府立第一中學校元教諭 文學士 寺田范三先生著
東京府立第一中學校元教諭 文學士 寺田范三先生著

増訂普及版

現代哲學概論

フッセル現象學其他を増補す!!

複雑多岐な現代哲學をば、理想主義と現實主義との兩方面から全的に觀察し、而も現代哲學の由来淵源を端的に明らかにしようとする試みが増訂以前の本書である。理想主義哲學と現實主義哲學との總合は、本書が讀者諸君に向つて呼びかけた中心問題であつた。新らしい改訂版に於ても、其の目標とするところ又中心問題とするところは、全く舊版と變りがない。ただ舊版は大體十九世紀末までの哲學を叙述し其の以後の現在哲學にまでは及ばなかつた。然るに二十世紀初頭の哲學界には、明らかに十九世紀哲學とは異なる幾多の二十世紀新哲學が補出した。新カント派哲學の發達、フッセルを中心とする現象學派の普及、其他新實在論乃至新形而上學の發生、乃至唯物史觀の復活など、二十世紀初頭の思想界は、新世紀によさばしい數多の新しい哲學や哲學的傾向を、満たされてゐる。即ち本書は、大體十九世紀までの哲學を叙述した舊版に、新たに二十世紀に發生した新しい二十世紀哲學の解説を加へ、因つて多種多様な現代哲學を全體として徹底的に解釋しようとする試みたものである。世界の幸ひはこれに過ぎない。(著者序文)

文學博士 金子馬治著 **歐洲思想大觀** 版八 四六判四〇〇頁上製 定價一圓八十錢 送料十錢

文學博士 金子馬治著 **藝術の本質** 版八 四六判五〇〇頁上製 定價二圓八十錢 送料十四錢

東京 東 堂 京 東 堂 京 東 堂 番〇七二

八五一

文學博士 金子馬治著 四六判四七三頁 總タロス裝美本 定價一圓八十錢 送料十四錢

各高工及縣立工業の教科書と參考書

工學博士 大竹太郎氏著	增訂 技術者用高等數學	4,80	,27
理學博士 山本勇氏著	電氣磁氣學	4,00	,27
工學博士 中島友正氏著	實用電氣磁氣及測定	3,50 2,90	,24 ,24
同	實用電氣機械(前)	3,50 2,95	,24 ,24
同	實用電氣機械(後)	2,60 2,20	,24 ,24
理學博士 山本勇氏著	直流電氣機械實驗法	3,50	,18
同	無線電話の基本智識	2,80	,18
工學士 小宅千次郎氏著	增補 簡易電氣工學	1,50	,16
工學士 道田貞治氏著	最新電話(前)	2,80	,24
同	最新電話(中)	3,20	,24
同	最新電話(後)	3,00	,24
鈴木壽傳次氏著	電氣測定	2,80	,18
工學博士 森兵吾氏著	交流理論	3,50	,27
橋尾榮氏著	蓄電池取扱並應用	1,80	,18
電氣之友(社編)	電氣法令全書(前)	1,60	,16
同	電氣法令全書(後)	1,20	,16

以上の外發行書籍十種目錄進呈

發行 電氣之友社

東京市京橋區銀座八丁目(銀座通新橋際) 電話銀座二五二五 振替東京二二〇三
大阪市北區西堀川町二三 電話北一九〇六 振替大阪一〇六九五

八五〇

學習院前教授 岡崎常太郎著
東京市視學

天然色寫眞 昆蟲 700 種 價 3.50 郵 0.12

—— 本書の特色 ——

- ▲本書には普通の昆蟲707種を選定し、之を悉く天然色寫眞にした。昆蟲全部に互る60餘頁の天然色寫眞圖版を挿入したものは、我國に於ては本書を以て嚆矢とする。
- ▲圖版の寫眞は、特に大きな種類を除く外、すべて實物大に撮影してある天然色にした上に、實物大の寫眞であるから、之以上に便利なものはない。
- ▲同じ科に屬する昆蟲は、同一圖版内に收めてあるから、これ又實物との對照に便利である。
- ▲本文の説明は、單に種の記載のみでなく、各種の特徴をあげ、之に特徴圖を加えてあるから、今名稱を調べようとする昆蟲が、よし種名まで分らなくとも、少くとも科名までは探し出す事が出来るのである。これは種の記載のみに力を用ひてある圖説書と趣を異にする所である。
- ▲本書は徹頭徹尾カナガキにしてある。そうして説明は極めて簡明であるから、尋常小學の下級生にでも自由に讀むことが出来る。昆蟲専門の學者にも十分参考となる。これこそ本書の最も特色とする處である。

岡崎先生著・既刊書紹介

【通俗蝶類圖説・バツタ類圖説・トンボ類圖説】

各冊 ¥1,20

成蹊高等學校教授 平瀬信太郎著
理學士

天然色寫眞 貝類 700 種

目下編纂中六月頃發賣の豫定

東京市京橋横町二ノ五 松邑三松堂 振替東京七九參四

近像
刊告

八五三

てしに書名の此 行斷下値
はと段値の此

學習院教授 山田 巖著

英文法の講義

四十九版 價二、〇〇 送料一八

學習院教授 天野一之丞著

平面幾何の講義

十三版 價並製二、三〇 送料各、一八
特製三、五〇 料各、一八

學習院教授 天野一之丞著

代數の講義

百五版 價上二、三〇 送料各、一八
十二版 價下二、五〇 料各、一八

發行所

東京市神田區小川町四十一
振替口座 一二三三三六番

敬 文 館

本書は内容の充實完備せる事は學生界熟知の事實である。本書の特徴は英文法の必須事項を中學生には自習用とし、受験生には受験参考として極めて平易に説明し、煩雜な専門的分類規則等は悉く省き、専ら説明に都合よく順序を採れる事である、従つて英文法の實力を得んとする學習者には絶好の参考書である。

本書は全くの獨學者に分り易くし、在學生、受験生には快適書である。幾何は難しい、分りにくい、嫌な學科であると申される方は本書を讀まない人である。本書を一讀すれば難かしい、分りにくい、嫌な學科である幾何も面白い小説でも讀む様にスラ／＼と分り、一番好きな學科となるでせう。

本書によれば獨學の困難を感じず、天野先生より直接教へを受ける様な感じが湧いて来る、版數が百五十版以上を越へても分る様に、如何に本書が参考書及受験準備書として認められて居るか分るでせう、兎に角こんなに讀み易く、分り易い本は他にあらま、本書さへ讀めば代數は難かしいものでも分りにくいものでもなく面白いものとなるでせう。

八五二

建築に關する工業書

最新建築構造學

早稻田大學教授 內藤多仲著

菊判五六〇頁 定價四圓
總布函入美裝 (送料二十二錢)

建築構造要覽

內藤多仲博士 外八學士編纂

上下二冊 上卷 定價五圓五十錢
下卷 定價六圓五十錢
(送料各二十三錢)

佐藤功一博士著
住宅建築衛生篇

稅價三菊 二八〇
一八〇 四〇頁判

內藤多仲博士著
建築耐震構造論

稅價三菊 四〇〇
二〇〇 二〇頁判

高木源之助著
工場建築及設備

稅價五菊 五一〇
二五〇 二〇頁判

曾我全祐著
セメント代用土及其用法

稅價二菊 二八〇
一八〇 四〇頁判

曾我全祐著
耐震耐火の土石及其利用

稅價三菊 三六〇
一五〇 四〇頁判

藤井隣次著
電燈及照明

稅價三菊 三〇〇
一五〇 四〇頁判

八五六

東京 早稻田大學出版部 電話 三五二一

第六部 出版關係諸名簿

八五七

發行所名簿 (五十音順)

ア ト リ エ 社 牛込區喜久井町三四(本居六四二)

曙社出版部 小石川區上富坂町二三

以士帖印 橫濱本牧宮原八九九

磯部甲陽堂 日本橋區鐵砲町六(浪花六九五)

印度學研究社 神奈川縣都築郡新田村新羽二二九九八

(ウ)

宇野出版社 神田區通神保町三
 上野書房 神田區三崎町三ノ一七四(九段一五六七)
 上田書房 神田區美土代町四ノ五(通三〇八四)
 上田書房 大塚市本町
 上田書房 東京府下戸塚町下戸塚一三(平込一八五九)
 上田書房 神田區通神保町一(通三二五五八)
 上田書房 神田區南神保町一(九段一九七二)
 上田書房 日本橋區大傳馬町二ノ一六(浪速一八六五)
 内山模製製圖社 本郷區元町二ノ四一(小石川一五四六)
 内山模製製圖社 本郷區元町二ノ四一(小石川一五四六)
 芸艸堂 本郷區北甲賀町駿河臺圖書館内
 運動界社 東京府下戸塚五〇三
 運動界社 東京府下戸塚三二二

(エ・エ)

エス・パラント研究社 麹町區三番町八三
 エス・パラント研究社 大阪市北區堂平ル四階
 江戸軟派全集刊行會 小石川區雜司ヶ谷町七五(平込三二八九)
 繪入文庫刊行會 麹町區山元町三ノ四(九段三〇三九)
 繪入文庫刊行會 東京府下武藏野町境山中一三七七

永樂堂 神田區錦町三ノ三
 英學生新聞社 麹町區丸の内昭和ビル(丸の内一九四九)
 英語研究會 本郷區淺草町七八
 英語研究會 本郷區淺草町七八
 英語研究會 本郷區淺草町九四
 英語研究會 東京府下高田町雜司ヶ谷六四八
 英語研究會 小石川區白山御殿町一〇七
 英語研究會 本郷區西片町一〇(小石川一七五)
 英語研究會 神田區表神保町一〇(通一五七五)
 英語研究會 麹町區富土見町
 英語研究會 本郷區千駄木町二八六
 英語研究會 東京府下大久保百人町二三九
 英語研究會 神田區表神保町三
 英語研究會 神田區表神保町四ノ五小川町ビル内
 英語研究會 牛込區原町三ノ六一
 英語研究會 東京府下千駄木町三二五
 英語研究會 麹町區富土見町四ノ一
 英語研究會 東京府下上日黒八〇八一
 英語研究會 東京府下濠谷町伊達一四
 英語研究會 赤坂區榑町六乃木成俱樂部(高田三二七〇)
 英語研究會 芝區金杉川口町二〇
 英語研究會 淺草區瓦町一〇
 英語研究會 大阪市南區松屋町三九
 英語研究會 神田區今川小路一ノ一(九段三二二七)
 英語研究會 東京府下代々幡町榑塚一〇二二七

演藝畫報社 本郷區駒込込坂町二〇(小石川四九二二)

(オ)

オトト社 下谷區徒士町一ノ三
 オトト社 大阪市西區阿波堀通二ノ一九
 オトト社 神田區錦町三ノ一八(通四六五三)
 オトト社 本郷區湯島三組町五九
 オトト社 東京府下瀧野川町中里三四八
 オトト社 東京府下大崎町五反田二七七
 オトト社 本郷區春木町三ノ三七(小石川一七五)
 オトト社 東京府下千駄ヶ谷原宿一七〇ノ六
 オトト社 宇都宮市瑞田町四五六(乳井方)
 小野大興社 小石川區林町五六
 小野大興社 牛込區富久町二九(四谷七四八)
 織田書房 麻布區并町一七六(青山三六五三)
 大岡山書房 淺草區三好町一(淺草一五七三)
 大倉書房 日本橋區南茅場町二(茅場町四一五)
 大倉財務協會 大阪府南區上本町二丁目
 大阪出版協社 大阪市西區阿波座堀通三ノ三五
 大阪毎日新聞社 大阪市北區堂島二
 大阪屋敷號 日本橋區吳服橋二ノ五(日本橋三七三七)
 大倉書房 大倉區大番町一〇(大倉三三八七)
 大倉書房 大倉區大番町一〇(大倉三三八七)
 大倉書房 四谷區新宿一ノ九(四谷四四六一)

大塚巧藝社 本郷區金助町(小石川三三九門)
 大橋米吉商店 日本橋區本銀町二ノ九(日本橋三〇四九)
 大野寬正店 靜岡縣磐田郡袋井町新町一四
 大原獎農會 岐阜縣掛妻郡小島村大字岡
 大原獎農會 下谷區西町一
 大原獎農會 岡山縣倉敷市
 大原獎農會 小石川區武島町一〇(小石川五二四)
 大原獎農會 神田區通神保町一(通四三六〇)
 大原獎農會 小石川區高田老松町四四
 大原獎農會 麹町區內幸町一ノ六商興ビル三號館
 大原獎農會 市外杉並町高圓寺七三〇
 大原獎農會 市外杉並町高圓寺七一
 大原獎農會 小石川區大門町一
 大原獎農會 神田區西紅梅町六
 大原獎農會 神田區表神保町一七
 大原獎農會 神田區駿河臺北甲賀町四(通二七七九)
 大原獎農會 大阪府西區北通三ノ三三
 大原獎農會 東京府下西巢鴨町宮仲三三四九(大塚一五一七)
 大原獎農會 淺草區下平右衛門町九(淺草四二〇二)
 大原獎農會 大阪市西區新町通三ノ四八
 大原獎農會 神田區表神保町二(通三三〇八)
 大原獎農會 東京府下杉並町馬橋四〇一
 大原獎農會 大阪府北區眞砂町三五
 大原獎農會 小石川區音羽町四ノ二(平込三九八七)

音樂研究所 岐阜縣掛妻郡小島村
音樂新潮社 神田區三崎町三ノ三六
音故書屋 京橋區銀座三丁目銀芳閣五階
神田區表神保町一〇

(カ)

カニヤ書社 神田區錦町三ノ二四(神田四二八)
カニヤ書社 京都市寺町夷川上ル
カニヤ書社 小石川區雜司ヶ谷町一〇〇
加藤政之助社 京都市伏見區深草枯木町一六
加藤政之助社 東京府下北豊島郡上練馬村
化學工業時報社 京橋區墨町三
科學知識普及會 麹町區丸の内二ノ六(丸の内七八〇)
家事及裁縫社 牛込區矢來町二二(牛込一三四二)
家庭醫學社 福島縣双葉郡木戸村大字下崎字町
家庭衛生普及會 麹町區飯田町二ノ五〇
家庭服畫報社 本郷區駒込動坂町四七(小石川六三六〇)
家庭服畫報社 小石川區白山御殿町二〇
家庭服畫報社 東京府下澁谷町大字宮下三七
華陽書院 麹町區丸の内二ノ一〇(丸の内二八九八)
夏陽書院 東京府下中高井戸三八(荻窪三〇三)
歌舞伎出版部 京橋區木挽町三ノ二〇(京橋三七九)
課外讀物刊行會 牛込區西五軒町二〇

課外理科文庫刊行會 日本橋區通三ノ五青野文魁堂内
我報觀社 麹町區内幸町一ノ六(銀座二〇三五)
畫報社 本郷區湯島切通坂町二五(小石川三八二三)
回天宏報社 赤坂區青山南町六ノ一七(青山七五一〇)
回天宏報社 大阪市浪速區稻荷町二ノ九四五
改進書房 四谷區新宿二ノ五四
改進書房 神田區錦町三ノ二四カオリ社内
改進書房 本郷區元町二ノ四七(小石川五二七四)
改進書房 大塚區西町二ノ三六
改進書房 芝區愛宕下町四ノ四〇(芝二二二二)
改進書房 東京府下落合町文化村二ノ三(大塚三九七八)
改進書房 東京府下世田ヶ谷町下北澤
改進書房 赤坂區溜池町一、三會堂ビル(青山三六三三)
改進書房 芝區櫻田本郷町交叉點、櫻田區四階
改進書房 麹町區内幸町一ノ六(銀座三一九二)
改進書房 市外野方町新井六〇八
改進書房 神戶市元町通三丁目一〇(神田八四〇)
改進書房 府下南品川宿七
改進書房 市外駒澤町上馬二〇九
改進書房 市外區表猿樂町一〇(神田二〇〇二)
改進書房 麹町區三番町六三(丸の内二二三五)
改進書房 神田區錦町一ノ二(神田三七一)
改進書房 神田區錦町三ノ五(神田三一九三)
改進書房 小石川區小日向臺町三ノ六二

借隆社書店 東京府下蒲田町一、二八八
借隆社書店 芝區新橋田町一九(銀座二〇七七)
借隆社書店 麹町區有樂町一ノ三、外語協會内
借隆社書店 麹町區中六番町一四(丸の内二八五二)
借隆社書店 麹町區下六番町一七(丸の内二八七七)
外國語學研究會 日本橋區龜島町一ノ三八(丸の内二八八)
外國語學研究會 東京府下荏原町戸越一、一九四
外國語學研究會 神田區昌平河原四號地(神田六一六〇)
外國語學研究會 神田區表神保町一〇(神田一四八七)
外國語學研究會 神田區三崎町一ノ一
外國語學研究會 本郷區湯島新花町三四
外國語學研究會 神田區通神保町一(神田二二二六)
外國語學研究會 小石川區關口臺町一四
外國語學研究會 府下日暮里町元金杉一九六
外國語學研究會 麹町區飯田町四ノ三一
外國語學研究會 本郷區眞砂町三六
外國語學研究會 千葉縣安房郡館山町大賀一五六
外國語學研究會 芝區芝公園一五ノ一
外國語學研究會 下谷區入谷町三三〇
外國語學研究會 神田區今川小路一ノ五(丸の内二二六)
外國語學研究會 麹町區富士見町五ノ一三
外國語學研究會 本郷區湯島切通坂町二一(小石川三八四〇)
外國語學研究會 芝區南佐久間町二ノ二
外國語學研究會 日本橋區品川町裏河津二號地
外國語學研究會 神田區今川小路一ノ四(丸の内二四九七)

神谷運命鑑定所 牛込區新小川町二ノ四
神山進書房 本郷區駒込動坂町六三
神田日進書房 神田區今川小路一ノ六
河野書店 神戶市元町一丁目二四番屋敷ノ一
河野書店 日本橋區吉川町九
干城堂 麹町區下六番町一七(丸の内二八七七)
觀世流改訂本刊行會 神田區今川小路三ノ九(丸の内二八八)
觀世流改訂本刊行會 京橋區築地二ノ二五游神苑(京橋七二〇)
巖松堂書店 大阪市東區橫堀五ノ九
巖松堂書店 牛込區鶴卷町四四三
巖松堂書店 神田區中猿樂町二(神田二六七六)
巖松堂書店 神田區三崎町三ノ一六五(丸の内三五三六)
巖松堂書店 神田區一ツ橋通二(丸の内一四四三)
關東出版社 神田區美土代町四ノ四 市川方

(キ)

木村書房 京橋區木挽町四ノ五ノ二
希望堂 神田區今川小路三ノ六
希望堂 東京府下西大久保四五八
希望堂 東京府下千駄ヶ谷三六二
紀元堂 小石川區大原町二〇(大塚一八六九)
喜文堂 日本橋區筋屋町八
輝文堂 小石川區戸崎町一三(小石川二八九)

軍武教書房 麴町區飯田町四ノ三(九段三六八)
軍武書院 神田區三崎町三ノ三七(九段三〇三)
軍人の友社 神田區錦町一ノ一二(自強館内)(神田四)
郡別旅行案内社 東京府下西巢鴨町集鴨八七六

(ケ)

ケミカルタイムス社 日本橋區本石町三ノ八(日本橋一七五六)
刑務協會 麴町區西日比谷一、司法省構内(銀座三三四)
奎文運社 日本橋區通リ四ノ七
奎文成社 京橋區銀座西七ノ二(銀座二四九四)
啓文社 本郷區小川町四一(神田三三七七)
啓文社 本郷區元町二ノ六六(小石川五五二九)
啓文社 神田區駿河臺南甲賀町一(一)
啓文社 芝區櫻田本郷町交叉點、(銀座三五四一)
啓文社 神田區淡路町一ノ二(神田一七五四)
啓文社 神田區小川町四一(神田三三七七)
啓文社 牛込區早稲田鶴巻町四三七(牛込五七三五)
啓文社 芝區高輪南町三〇(高輪八〇五九)
啓文社 本郷區根津宮永町一
啓文社 下谷區谷中三崎町四八
啓文社 日本橋區南茅場町二九(茅場町九九一)
啓文社 麴町區丸の内九ヒル三區八區(丸の内四七九七)
啓文社 日本橋區坂本町一九

經濟タイムス社 牛込區市ヶ谷町三ノ一三
慶文堂 神田區錦町一ノ一九(神田一四七〇)
警察講習所學友會 日本橋區通三ノ八(日本橋三五八六)
警察友會 麴町區一番町四〇
警務研究社 京橋區銀座六ノ一(銀座一五八七)
警務研究會 牛込區橫寺町五八
警務研究會 麴町區富士見町五ノ九(九段七七七)
警務研究會 大阪府住吉區阿部野筋二ノ一三
警務研究會 京橋區靈岸島二ノ一
警務研究會 神田區小川町三〇(神田二八二六)
警務研究會 府下澁谷町金三九
警務研究會 名古屋市中區古渡町七ノ二四
警務研究會 東京府下品川宿淺間(高輪二五一五)
警務研究會 東京府下高田雜司ヶ谷一ノ一五
警務研究會 東京府下西巢鴨町一七四(大塚四七四)
警務研究會 赤坂區溜池町一、溜池ビル内
警務研究會 京橋區松屋町三ノ一〇
警務研究會 神田區中猿樂町一(九段二二六二)
警務研究會 芝區高輪南町三〇
警務研究會 麴町區飯田町六ノ二三(九段三三七七)
警務研究會 麴町區富士見町六ノ五(九段四〇二二)
警務研究會 神田區表神保町三(神田一九七三)
警務研究會 東京府下田端東臺通四〇〇(小石川二〇二五)
警務研究會 四谷區荒木町二七ノ九號

研友文館 神田區表神保町二
賢友文館 麴町區富士見町一丁目(九段七七五)
賢友文館 神田區表神保町一〇(神田四四九七)
顯光書社 市外戸塚町下戸塚四九〇
顯光書社 金澤市白銀町一二
顯光書社 本郷區西片町一〇(小石川一三九)
顯光書社 市外千駄ヶ谷町七二
顯光書社 市外西巢鴨町宮仲二二三六四
顯光書社 日本橋區彌生町一ノ三
顯光書社 大阪府西區長堀北通三丁目一〇ノ一
顯光書社 本郷區動坂町九四
顯光書社 牛込區辨天町六
顯光書社 麻布區富士見町五三
顯光書社 深川區古石場町二二
顯光書社 東京府下中新井村字北新井五八七
顯光書社 下谷區西町三
顯光書社 神田區仲猿樂町一二、前田ビル
顯光書社 東京府下澁谷町竹下三
顯光書社 四谷區新宿町二ノ八四
顯光書社 東京府下杉並町高圓寺八五七
顯光書社 尾道市長江町五丁目

(コ)

研友文館 神田區表神保町二
賢友文館 麴町區富士見町一丁目(九段七七五)
賢友文館 神田區表神保町一〇(神田四四九七)
顯光書社 市外戸塚町下戸塚四九〇
顯光書社 金澤市白銀町一二
顯光書社 本郷區西片町一〇(小石川一三九)
顯光書社 市外千駄ヶ谷町七二
顯光書社 市外西巢鴨町宮仲二二三六四
顯光書社 日本橋區彌生町一ノ三
顯光書社 大阪府西區長堀北通三丁目一〇ノ一
顯光書社 本郷區動坂町九四
顯光書社 牛込區辨天町六
顯光書社 麻布區富士見町五三
顯光書社 深川區古石場町二二
顯光書社 東京府下中新井村字北新井五八七
顯光書社 下谷區西町三
顯光書社 神田區仲猿樂町一二、前田ビル
顯光書社 東京府下澁谷町竹下三
顯光書社 四谷區新宿町二ノ八四
顯光書社 東京府下杉並町高圓寺八五七
顯光書社 尾道市長江町五丁目

コムマールシヤルジヤン社 小石川區林町五七(小石川六一八)
コムマールシヤルジヤン社 本郷區本郷三ノ一六
コムマールシヤルジヤン社 小石川區駕籠町一二(大塚三七八)
コムマールシヤルジヤン社 神戸市海岸通五、商船ビルディング
コムマールシヤルジヤン社 小石川區宮下町一四
コムマールシヤルジヤン社 牛込區戸山町二
コムマールシヤルジヤン社 大阪府西區阿波堀通三ノ四二
コムマールシヤルジヤン社 日本橋區本町二ノ三(日本橋一六六〇)
コムマールシヤルジヤン社 淺草區淺草橋際(淺草六三九〇)
コムマールシヤルジヤン社 東京府下池袋大原一四五三
コムマールシヤルジヤン社 東京府下瀧野川町西三軒家一九四九
コムマールシヤルジヤン社 東京府下澁橋町柏木一一九
コムマールシヤルジヤン社 神田區猿樂町三ノ一
コムマールシヤルジヤン社 麻布區本村町一四六(高輪一〇八四)
コムマールシヤルジヤン社 神田區駿河臺西紅梅町一一(神田三七五三)
コムマールシヤルジヤン社 沼津市住吉町
コムマールシヤルジヤン社 府下荏原町小山五〇三(高輪六四七二)
コムマールシヤルジヤン社 麴町區永樂町一ノ一
コムマールシヤルジヤン社 小石川區宮下町五九
コムマールシヤルジヤン社 本郷區眞砂町一八(小石川七八五)
コムマールシヤルジヤン社 京橋區銀座西六ノ一(銀座三〇二二)
コムマールシヤルジヤン社 神田區錦町三ノ一九(神田九二七)
コムマールシヤルジヤン社 麴町區有樂町一ノ一
コムマールシヤルジヤン社 麴町區錦町三ノ八(神田一七九〇)
コムマールシヤルジヤン社 麴町區丸の内三ノ四(丸の内三九八〇)

思想教育研究出版部 東京府下杉並町高圓寺五五一
 芝想研究會 京都市下京區揚梅通鳥丸東入ル
 柴爾出版店 本郷區駒込町九四
 詩と音樂社 兵庫縣多可郡松井庄村
 詩と人生社 牛込區天神町五三
 斯文社 牛込區南神保町九
 詩文社 牛込區新小川町一
 詩文社 京橋區銀座八丁目二出番ビル内(銀座一七五二)
 詩文社 東京府下高圓寺八五七
 詩文社 市外野方町上高田四五
 詩文社 麹町區飯田町二ノ三(九段二七二五)
 詩文社 府下原宿二〇九
 詩文社 芝區櫻田伏見町三(銀座三七八六)
 詩文社 神田區錦町一ノ一(神田四〇三七)
 詩文社 神田區駿河臺北甲賀町二〇(神田二一五二)
 詩文社 神田區今川小路二ノ一(九段一五〇五)
 詩文社 本郷區森川町一
 詩文社 東京府下高田町大原一六四三
 詩文社 麹町區四番町七(九段三三九二)
 詩文社 本郷區西片町一、近藤方
 詩文社 牛込區東五軒町一〇(牛込一六〇三)
 詩文社 京橋區銀座三ノ四(銀座四三三七)
 詩文社 本郷區駒込神保町九五
 詩文社 麹町區石樂町一ノ四(比谷五番館)

時事新報社 麹町區八重洲町(丸の内二二)
 時事評論社 京橋區銀座西七丁目
 時代相刊行會 東京府下澗野川町西ヶ原八三〇
 時代相刊行會 下谷區下根岸町八二
 川星社 本郷區駒込坂下町二
 川星社 東京府下中野町二七五六
 川星社 府下荏原郡東調布町字岸六三二
 川星社 京橋區新湊町一ノ四
 川星社 芝區新幸町一堤第一ビル(銀座二九二四)
 川星社 東京府下青山町一五六
 川星社 小石川區同心町一六
 川星社 大阪府下區豐谷仲之町五六
 川星社 芝區愛宕町三ノ三(芝一五五〇)
 川星社 京橋區銀座西一ノ三(京橋五二二二)
 川星社 東京府下大井町四五〇三
 川星社 麻布區本村町一五一(高輪七六五九)
 川星社 東京府下千駄ヶ谷町原宿二八七
 川星社 京橋區銀座西八ノ四(銀座二〇五五)
 川星社 神田區猿樂町一ノ五(神田三七三二)
 川星社 東京府下集鴨宮下一六八八
 川星社 神田區表神保町二(神田二二五九)
 川星社 神田區今川小路二ノ二(九段五七〇)
 川星社 東京府下中野町三九〇
 川星社 神田區錦町一ノ一六(神田二八六〇)

社會立法協會 芝區芝公園六號地協調會館内
 社會學徒社 東京府下荏原町中延五八五
 社會教育協會 小石川區白山御殿町三七(小石川七五〇九)
 社會教育研究所 東京府下千駄ヶ谷町糴田一三〇
 社會思想研究所 東京府下西巢鴨町巢鴨三三三(大塚二六七九)
 社會評論社 芝區櫻田久保町一〇、櫻田館内
 社會文化學社 麹町區飯田町四ノ二〇(九段二七六六)
 寫眞之友社 本郷區根津須賀町二七
 主婦出版協會 神田區駿河臺南甲賀町一四(神田二一六二)
 上海出版協會 上海上壽路拾四號 上海郵政管理局特許國一〇九五號
 職業指導普及社 松山市大街通二丁目
 受驗研究社 牛込區藥王寺町七一(牛込三二四四)
 受驗研究社 大阪府下區新町南通三ノ四八
 受驗研究社 赤坂區臺町七一(青山五九六五)
 受驗研究社 小石川區音羽町六ノ二四
 受驗研究社 神田區小川町四〇(神田三三三九)
 受驗研究社 神田區南神保町一(九段一九七一)
 受驗研究社 東京府下寺島町請地一三三
 受驗研究社 芝區愛宕町三ノ三(芝一五五二)
 受驗研究社 本郷區駒込動坂町四二
 受驗研究社 東京府下澗谷町大和田六三(青山二一九九)
 受驗研究社 神田區中猿樂町一七(九段一七六一)
 受驗研究社 東京府下中野町中野三六三
 受驗研究社 神田區表神保町二(神田一三三七)
 受驗研究社 東京府下澗橋町柏木大町一〇六四

修省文教社 神田區錦町一ノ一九(神田四二二八)
 修省文教社 神田區裏猿樂町一五(神田三三三六)
 修省文教社 四谷區香樂町五前原方
 修省文教社 神田區表神保町六(神田二六四八)
 修省文教社 牛込區原町二ノ四五(牛込二七四四)
 修省文教社 牛込區津久戸町三一
 修省文教社 牛込區橫寺町四三(牛込四六二二)
 修省文教社 本郷區龍岡町三二
 修省文教社 京橋區銀座三ノ二(銀座五二二七)
 修省文教社 東京府下王子町十條一五一四
 修省文教社 神田區表猿樂町二(九段一五〇九)
 修省文教社 日本橋區吳服橋二ノ五
 修省文教社 神田區中猿樂町二(九段一九七一)
 修省文教社 小石川區關口駒井町三(牛込二二七四)
 修省文教社 東京府下代々木上原一三三五
 修省文教社 日本橋區通三ノ八(日本橋五二)
 修省文教社 神田區今川小路二ノ五
 修省文教社 府下王子町下十條一〇一五
 修省文教社 深川區富川町三一
 修省文教社 神奈川縣足柄下郡下中村
 修省文教社 神田區北神保町三(九段三五七二)
 修省文教社 麻布區筭町一二六

女人藝術社 赤坂區榎町四(青山一四七八)
 小小學館 神田區表神保町六(神田二六四八)
 小小學館 本郷區湯島兩門町一五
 少年日本聯盟需品部 麹町區丸の内(東京海上ビル内(丸の内四八三八))
 正文館 牛込區西五軒町三二
 正文館 名古屋市中區新榮町三ノ三三
 正文館 市外池袋一〇三七
 尚武風館 京橋區銀座西一ノ三
 尚武風館 牛込區富久町八四
 尚武風館 東京府下大久保四二〇
 勝文書院 神田區南神保町一六(九段一七五四)
 勝文書院 本郷區本郷町五ノ四〇
 昌平弘文社 神田區三崎町三ノ一〇七
 昌平弘文社 神田區仲猿樂町一五(九段二二八三)
 松雲堂 神田區錦町一ノ二
 松雲堂 神田區今川小路二ノ一七(九段九一八)
 松雲堂 大阪府東區本町四丁目
 松雲堂 神田區今川小路一ノ五
 松雲堂 神田區裏猿樂町八(神田三三九一)
 松雲堂 下谷區徒土町三ノ三六
 松雲堂 淺草區福井町一ノ一(淺草四〇八)
 松雲堂 神田區一ツ橋通町一一
 松雲堂 東京府下杉並町高圓寺八五九

昭文閣書房 麹町區元園町二ノ一〇(九段二一六八)
 昭文閣書房 大塚市西區阿部町二丁目 神田區今川小路二丁目
 昭陽堂書店 牛込區市ヶ谷田町一ノ一六(牛込四六五)
 昭陽堂書店 京橋區木挽町一ノ一四(茅場町一五五〇)
 昭陽堂書店 日本橋區南茅場町四二(龜田ビル内)
 昭陽堂書店 神田區通神保町九
 省文社 大阪府西區淀川區裏江上二ノ五四
 省文社 神田區錦町一ノ一九(神田五八五)
 省文社 神田區表神保町一〇
 省文社 東京府下中目黒五八二(高輪三〇四五)
 省文社 神田區表神保町一〇
 省文社 東京府下大久保百人町三三七
 省文社 神田區西小川町二ノ九
 省文社 東京府下六番町五四(九段一〇一〇)
 省文社 麹町區中六番町五四(九段一〇一〇)
 省文社 東京府下蒲田町御園九八
 省文社 市外大森町深田六三〇
 省文社 東京府外落合町葛ヶ谷八六五
 省文社 本郷區眞砂町一五
 省文社 東京府下集鴨町一七六八
 省文社 神田區仲町二ノ六(下谷五九五)
 省文社 四谷區内藤町一(四谷五〇一五)
 省文社 長野縣北安曇郡大町尋常高等小學校内
 省文社 長野市旭町乙一
 省文社 日本橋區綱敷町一ノ三(茅場町一三〇五)

信託と證券 神田區東區神保町二九(九段二三四九)
 信託と證券 麹町區三番町二九(九段二三四九)
 信友堂書院 神田區通神保町六
 信友堂書院 東京府下中野町三三〇〇(中野六七三)
 信友堂書院 京橋區銀座西七ノ五國文ビル(銀座一九五四)
 信友堂書院 下谷區御徒土町三ノ八四(下谷二二五〇)
 振興學 四谷區坂町六二
 極東協 東京府下中目黒町八五二宮下方
 極東協 東京府下中目黒町八五二宮下方
 極東協 東京府下西巢鴨町集鴨三九三(大塚二六七九)
 極東協 小石川區龍籠町一ノ一五(大塚四九五)
 極東協 神田區錦町一ノ一九(神田四七一)
 極東協 京橋區靈岸島町六(京橋六六五三)
 極東協 神田區神保町ビル内
 極東協 下谷區上野櫻木町四五
 極東協 東京府下日暮里谷中本一八
 極東協 麹町區内山下町一ノ一(高輪三六八八)
 極東協 日本橋區新葎町四
 極東協 本郷區駒込千駄木町二三七
 極東協 四谷區鹽町二ノ二二
 極東協 本郷區駒込上富士前町一〇九
 極東協 神田區錦町一ノ一二、(高輪ビル(神田四四九二))
 極東協 東京府下阿佐ヶ谷五一二
 極東協 神田區北神保町二
 極東協 神田區表神保町二

新選泉政星 大阪府西區北通三ノ三三
 新選泉政星 東京府下大久保百人町三三(四谷三四五)
 新選泉政星 東京府下和田堀町和泉一八
 新選泉政星 麻布區筈町一七六(青山三六五三)
 新選泉政星 牛込區矢來町七一(牛込八〇五)
 新選泉政星 京橋區銀座七ノ二、相模屋ビル(銀座二六八七)
 新選泉政星 深川區西平野町一
 新選泉政星 京橋區銀座西三ノ三(京橋二二二五)
 新選泉政星 京橋區銀座西四ノ五
 新選泉政星 市外蒲田町御園二〇
 新選泉政星 神田區美土代町二ノ一
 新選泉政星 東京府下澁橋町柏木三二五(四谷一〇二)
 新選泉政星 東京府大崎町五反田 星製藥會社内
 新選泉政星 四谷區荒木町二七
 新選泉政星 麹町區二番町四二(九段三三三四)
 新選泉政星 大阪府南區東清水町二九
 新選泉政星 神田區表神保町一〇
 新選泉政星 京橋區木挽町一ノ一
 新選泉政星 神田區猿樂町二ノ五
 新選泉政星 神田區通神保町三(神田一三〇〇)
 新選泉政星 千葉市向寒川二五四
 新選泉政星 牛込區辨天町六〇(牛込四〇六一)
 新選泉政星 小石川區表町九一
 新選泉政星 京都市河原町二條下ル
 新選泉政星 神田區美土代町二ノ一

神宮 日本橋區藥研堀町四八
 神皇學館 下谷區西町一
 神誠 三重縣度會郡濱鄉村大字津田久志本一六〇四
 神靈 本郷區湯島四ノ五
 神風 三重縣三重郡朝上村田光
 淳風 牛込區天神町八一

(ス)

スポーツ畫報社 京橋區本八丁堀五ノ六
 スギヤマ書店 神田區元柳原町一(電話五八七九)
 西班牙語學會 東京府下中野町中野三三〇〇
 須田右文社 牛込區東五軒町六
 須原屋 京橋區桶町二(電話一五七七)
 水産原社 麹町區丸ノ内中通七號館
 水明堂 赤坂區丹後町九八(電話一九四四)
 崇文書院 神田區表神保町三(電話一四八七)
 嵩山學究社 本郷區西須賀町一七(小石川二七三二)
 數學研究社 京都市吉田橋町三一
 數理專修學院 小石川區表町一〇九(小石川二五四八)
 杉田日進堂 神田區錦町三ノ九
 杉本書店 臺北市榮町三ノ九
 杉本書店 神田區錦町三ノ三(電話一五五七)
 杉本書店 神田區小川町二九

(セ)

瀨尾書局 神田區錦町一ノ一八(電話二八二七)
 世界改造叢書刊行會 東京府下西巢鴨町宮仲三六六(電話一八四五)
 世界出版社 東京府下瀧野川町西ヶ原九三〇
 世界界社 牛込區市ヶ谷田町三ノ三(電話五八六八)
 世界の動き 京橋區築地一ノ七
 世界文庫刊行會 日本橋區北島町二ノ三〇
 正生文庫 東京府下池上町道々橋千三〇〇(電話二〇一一)
 正義時報社 東京府下目黒町大字上目黒一一四六
 正興堂 芝橋區入舟町四ノ二(電話四七三四)
 成運書局 牛込區下宮比町一五(電話五七七七)
 成海堂 神田區駿河臺鈴木町二六
 成慶堂 神田區錦町三ノ二
 成光堂 神田區猿樂町二ノ五(電話二二三九)
 成光堂 神田區元佐久間町一〇(電話六五七三)

成蹊學園出版部 東京府下西巢鴨町池袋
 成章堂 芝區三田町一ノ二
 成進堂 神田區南神保町一五
 成美堂 神田區錦町三ノ一二
 成武堂 日本橋區通三ノ一、四(日本橋二七七七)
 成東堂 麹町區上六番町二六(電話二八一五)
 成文社 神田區三崎町二ノ一(電話三八一九)
 西東書房 神田區花房町五(電話六七七八)
 西雲閣書房 日本橋區元大工町一、二
 青淵回廊録刊行會 麹町區內幸町一ノ五(電話四八三八)
 青甲社 日本橋區大傳馬町二丁目
 青山社 府下荏荏町上荏荏四三七
 青年教育會 府下荏荏町西小山四三九
 青年教育普及會 神田區一ツ橋教育會館內(九段三四八八)
 青蘭社 東京府下代々橋町代々木五四六
 青蘭社出版部 東京府下入新井町新井町四六一三(電話八七〇)
 青柳社 芝區田町一ノ一二
 青柳社 神田區仲町二ノ六(電話五九五)
 青柳社 神田區通神保町三(電話一三〇〇)
 青柳社 神田區表猿樂町二
 星文館 日本橋區元大工町一四
 星文館 芝區南佐久間町二ノ一七(電話二〇一三)

政治經濟時論社 麹町區內幸町一ノ六
 政治教育協會 芝區芝公園協調會館內
 政治批判會 麻布區本村町一三(電話四七六〇)
 政治研究會 東京府下荏荏町戸越五〇九
 清文社 岡山縣上房郡高梁町伊賀町(電話正高女内)
 清文社 神田區鎌倉町七(電話三六三三)
 清文社 神田區美土代町三ノ一五
 清文社 東京府下長崎町一九五一(電話二八一四)
 清文社 日本橋區吉川町九
 清文社 神田區紺屋町一六(電話六一二二)
 清文社 本郷區千駄木町七
 清文社 大阪市西區靱北通二ノ一八
 清文社 本郷區駒込富士前町六〇(小石川五八二二)
 清文社 淺草區南元町二八(電話二八二二)
 清文社 日本橋區本銀町三ノ八(日本橋三六六九)
 誠之山 神田區表猿樂町二
 誠之山 神田區表猿樂町二
 誠之山 神田區鍛冶町四
 誠之山 神田區表神保町一〇
 誠之山 神田區大崎町一ノ一九(電話五八五)
 誠之山 府下大崎町上大崎三三六
 誠之山 牛込區早稲田鶴卷町四一〇
 誠之山 東京府下澁橋町角管一五三
 誠之山 麻布區材木町二四(電話七八〇三)
 誠之山 千葉縣市原郡八幡町一二七〇
 誠之山 東京府下澁橋町柏木九一九

精華堂東京支店 神田區多町一ノ一五(神田六四三)
 精華堂 東京府下澁谷町下通五ノ一七(高輪六五六)
 精研文書 高崎市山田町二八
 精文閣 東京府下澁橋町柏木三五
 精文堂 神田區表神保町二(神田三六七)
 靜觀堂 名古屋市中區榮町二丁目
 靜光報 赤坂區一ツ木町八九
 石時報 麻布區龍土町六三
 赤爐報 神田區三崎町二ノ一(九段一五四)
 積善書院 大塚市南區安樂寺通三丁目
 關流會 神田區小塚三ノ九(九段一五三)
 碩刊行 東京府下西巢鴨町集鴨宮仲二五三一
 川鐘堂 神田區中猿樂町八
 先進社 龜町區龜町四(九段四一九)
 先進社 京橋區龜町二(京橋一五七五)
 先端社 本郷區駒込上富士前町一〇九(小石川二二四四)
 宣傳社 神田區北神保町(九段一七三三)
 宣傳社 市外杉並町天沼二八五田中方
 宣傳社 小石川區音羽町六ノ二四
 宣傳社 龜町區大手町、專賣局内
 宣傳社 東京府下落合町下落合六〇四
 宣傳社 四谷區新宿一ノ八(四谷九三六二)
 宣傳社 神田區猿樂町三ノ一
 宣傳社 東京府下杉並町成宗一三三
 宣傳社 東京府下杉並町成宗一三三

全日本活映教育研究會 大阪市北區堂島、大阪毎日新聞社内
 全日本計理士協會 龜町區丸の内ビルディング五二一
 全線社 小石川區小日向臺町二ノ一六(小石川一〇七四)
 善文社 東京府下上落合七二六
 善文社 芝區芝公園第八號地ノ二
 前衛社 神田區駿河臺鈴木町七
 ソゾエト研究会 市外澁谷町金玉七四
 草苑社 神田區猿樂町二ノ四
 草苑社 下谷區谷中三崎町四九
 草苑社 淺草區新旅籠町二〇(淺草四六七)
 草苑社 東京府下大崎町上大崎三三六
 草苑社 日本橋區江戶橋二ノ六(日本橋三四六三)
 草苑社 芝區二本町四二(大塚市西區上通一)
 草苑社 牛込區津久戸町九
 草苑社 淺草區下平右衛門町九(淺草四二〇三)
 草苑社 小石川區原町一三〇(小石川五三〇八)
 草苑社 麻布區新堀町三
 草苑社 神田區淡路町一ノ一(神田四二二三)
 草苑社 龜町區四番町九(九段二五六八)
 草苑社 淺草區新旅籠町二〇
 草苑社 神田區錦町三ノ二四
 草苑社 清水市下清水八幡裏

臨南社 京橋區南八丁堀一ノ一

(夕)

タイムス出版社 龜町區内幸町一六(第一尚興ビル内(銀座三四二二))
 ダイヤモンド社 龜町區内幸町二ノ三(銀座二六九〇)
 田口書店 神田區表神保町二(神田一五二〇)
 田中書店 京都市下京區二宮町七條上ル下
 田邊光文社 赤坂區溜池町一(青山六八四三)
 田邊光文社 日本橋區龜島町一ノ四二(茅場町五三八)
 田邊光文社 龜町區三年町二(銀座五五六五)
 田邊光文社 神田區表神保町九(神田三三七七)
 田邊光文社 京橋區宗十郎町七(銀座五二五二)
 田邊光文社 神田區美土代町三(キリスト教青年會館内)
 田邊光文社 神田區今小路二ノ六(九段一七三三)
 田邊光文社 大塚市南區長堤町一ノ二四(九段一九四四)
 田邊光文社 神田區南神保町九(九段一九四四)
 田邊光文社 下谷區御徒町二ノ一二
 田邊光文社 東京府下西巢鴨町二二六四
 田邊光文社 龜町區下六番町一三
 田邊光文社 神田區小川町四一(神田四四九六)
 田邊光文社 日本橋區本石町二ノ一四(日本橋一〇三七)
 田邊光文社 牛込區早稲田鶴卷町四三(牛込一二五三)
 田邊光文社 下谷區御徒士町一ノ七(下谷六七〇八)
 田邊光文社 神田區錦町一ノ二(神田三七一九)
 田邊光文社 赤坂區青山南町二ノ六三(青山四五三)

發行所名簿

大宇宙研究會 淺草區駒形町二四(淺草四三三八)
 大雲堂 神田區通神保町五
 大瓜學 神田區錦町一ノ一〇(神田二五二八)
 大觀書 神田區鍋町二一(神田六〇一)
 大觀書 東京府下西巢鴨町池袋一九七三
 大觀書 本郷區湯島町六ノ二八(小石川三八二五)
 大觀書 神田區表猿樂町一〇(神田一六六三)
 大觀書 東京府下下戸塚
 大觀書 小石川區江戶川町一
 大觀書 神田區北神保町一〇
 大觀書 神田區三崎町三ノ一七四(九段一五六七)
 大觀書 大阪府北區東野田町九ノ二一〇
 大觀書 牛込區辨天町七五(牛込六三八九)
 大觀書 神田區錦町三ノ一〇(神田二七三九)
 大觀書 芝區櫻田鍛冶町一〇(三反ビル三九五號)
 大觀書 本郷區本郷三ノ三(小石川六三一〇)
 大觀書 東京府下下戸塚五三二(牛込六三八五)
 大觀書 四谷區箕筒町三七(四谷四〇七三)
 大觀書 長野市西長野町二四〇
 大觀書 京橋區築地三ノ一六(京橋四七二〇)
 大觀書 神田區表神保町一〇
 大觀書 神田區錦町三ノ二〇(神田三五〇九)
 大觀書 神田區三河町二ノ二
 大觀書 京橋區北橫町一八、千代田ビル二
 大觀書 京都市新町七條南入

大盛堂書店 東京府下澁谷町上通三ノ四(青山三七二五)
 大地地書院 東京府下澁谷町吉野寺二一四二
 大通民論社 本郷區駒込蓬萊町一八
 大東出版社 東京府下澁谷北谷三八(青山八二六一)
 大東書院 芝區芝公園七號地ノ一〇(芝二二一六)
 大東文化協會 牛込區早稻田鶴卷町四一五
 大東通信社 麻布區西小川町二ノ五(九段三四八二)
 大東文藝協會 麴町區富士見町四三
 大同書院 麴町區富士見町六ノ一六(九段二〇九三)
 大同書院 神田區一ツ橋通町三(九段一〇七二)
 大日本エス・ペラント社 神田區旭町一(神田七九三)
 大日本歌道獎勵會 大阪府北區曾根崎上三
 大日本家庭洗濯協會 神田區南甲賀町八(神田三二八)
 大日本學校衛生協會 橫濱市南太田町一四五五
 大日本工業學會 東京府下澁谷町青葉二〇
 大日本經濟協會 赤坂區新町五ノ一
 大日本經濟協會 赤坂區青山北町六ノ二九
 大日本經濟協會 下谷區上野御徒士町一ノ一〇
 大日本經濟協會 小石川區丸山町一(大塚五九〇)
 大日本經濟協會 東京府下澁谷町角管八七九
 大日本經濟協會 本郷區駒込富士前町一八(小石川二九四二)

大日本行政學會 四谷區新宿二ノ二三
 大日本山林會 赤坂區溜池町一(青山六三三〇)
 大日本蠶絲會 赤坂區溜池町一
 大日本消防學會 芝區愛宕町一ノ一五
 大日本商工會 牛込區南榎町四七
 大日本真宗宣傳協會 芝區愛宕町三ノ三二(芝一五五〇)
 大日本昭和聯盟本部 麴町區山下町東洋ビル内
 大日本水産會 赤坂區溜池町一
 大日本圖書株式會社 市外西巢鴨町宮仲二一三六
 大日本獨創學會 京橋區銀座一ノ五(京橋二七三)
 大日本獨創學會 市外杉並町阿佐ヶ谷一二五
 大日本獨創學會 赤坂區溜池町一ノ一(青山五〇三二)
 大日本獨創學會 神田區美土代町東京基督教青年會體育館(神田八〇七)
 大日本佛教青年會 京橋區築地三ノ六七
 大日本文化研究會 東京府下田調布商店街一二二
 大日本雄辯會講談社 本郷區駒込坂下町四八(小石川二二五)
 大日本雄辯會講談社 大阪府西區薩摩堀東之町一五
 大日本雄辯會講談社 市外西巢鴨町宮仲二七五八(大塚七一八)
 大日本雄辯會講談社 京橋區南橋町一八(京橋五六六)
 大日本雄辯會講談社 本郷區駒込林町八一(小石川四八九)
 大日本雄辯會講談社 神田區北神保町三(九段一二七三)
 大日本雄辯會講談社 下谷區池ノ端仲町五(下谷二六五)
 大日本雄辯會講談社 神田區小川町四〇(神田三二九)
 大日本雄辯會講談社 神田區北神保町三(九段三五七二)
 大日本雄辯會講談社 小石川區關口臺町五

大第一出版協會 日本橋區本銀町二ノ九(日本橋三〇四九)
 第一出版社 麴町區四番町七(九段三三九二)
 第一出版社 麴町區一番町五(九段三三四四)
 第一出版社 神田區表猿樂町二
 第一出版社 小石川區武島町七
 臺灣問題研究會 神田區通神保町六(神田三二八)
 高橋香山堂 淺草區南元町一
 高橋香山堂 深川區東森下町三八
 高橋香山堂 麴町區飯田町二ノ二一
 高橋香山堂 東京府下野方町下沼袋九五〇
 高橋香山堂 牛込區市ヶ谷富久町六〇
 高橋香山堂 芝區三田町一ノ二(芝區四七四七)
 高橋香山堂 牛込區早稻田鶴卷町四三六(牛込五七三五)
 高橋香山堂 牛込區早稻田鶴卷町三五(牛込五二二九)
 高橋香山堂 麻布區新網町一ノ二二
 高橋香山堂 牛込區岩戸町三
 高橋香山堂 牛込區西五軒町二〇
 高橋香山堂 東京府下高井戸町上高井戸五〇〇
 高橋香山堂 牛込區看町三二(牛込二六三)
 高橋香山堂 麻布區本村六二
 高橋香山堂 大阪府南區安堂寺橋通三ノ四五
 高橋香山堂 神田區美土代町二ノ一(神田三四五二)
 高橋香山堂 本郷區根津須賀町二七
 高橋香山堂 神田區表神保町一〇(神田三三三三)

玉川學園出版部 市外西大久保五一五(四谷四六四八)
 丹海堂 本郷區根津片町一
 淡月堂 神田區橋本町一ノ一三
 短歌道社 四谷區霞ヶ丘一六人類愛善新聞社内
 彈道社 東京府下下落合一三七九

(子)

千倉書房 京橋區南傳馬町三ノ五(京橋二一八二)
 地誌刊行會 府下戶塚町下戸塚一三(上田泰文堂内)
 地方制度研究會 神田區南神保町一四(九段二六〇二)
 地方改良協會 京橋區銀座西三ノ三(京橋六三三六)
 地方改良協會 市外千歲村島山七〇一
 地理學研究會 小石川區戸崎町九四(小石川三四八五)
 地理學研究會 市外杉並町天沼八〇九
 地理學研究會 東京府下代々木四七六、志賀方
 地理學研究會 東京府下代々木四八九
 地理學研究會 本郷區丸山福山町一三
 地理學研究會 日本橋區本石町一ノ一
 地理學研究會 麴町區大手町内務省社會局分室
 地理學研究會 日本橋區蠣殼町三ノ九
 地理學研究會 小石川區表町一〇九(小石川三八六三)
 地理學研究會 神田區丸の内、丸ビル五八八區(丸の内五三五)
 地理學研究會 神田區東龍閣町一九
 地理學研究會 本郷湯島三組町八〇(下谷四五九)

中 央 美 術 堂 小石川區駕籠町一九六(小石川一四七)
 中 央 佛 教 社 芝區南佐久間町五(芝三三五)
 中 央 報 德 會 牛込區矢來町五七(牛込一八五)
 中 外 經 濟 社 四谷區三光町八(四谷一八二)
 中 外 印 刷 株 式 會 社 市外代々木深町一六一六
 中 外 出 版 株 式 會 社 小石川區西古川町二五
 中 外 出 版 株 式 會 社 麻布區市兵衛町二一五
 中 外 出 版 株 式 會 社 麴町區八重洲町一(丸の内四七三)
 中 外 出 版 株 式 會 社 京都市七條橋畔、中外日報社内
 中 外 出 版 株 式 會 社 牛込區原町三ノ四七
 中 等 教 育 協 會 神田區表神保町一〇(神田二三五)
 中 等 教 育 協 會 大阪府南區東清水町廿九
 中 等 教 育 協 會 東京府下高田雜司ヶ谷六七九
 中 等 教 育 協 會 麴町區內幸町一ノ四
 中 等 教 育 協 會 四谷區東信濃町二
 中 日 文 化 協 會 市外澁谷町永川二一
 中 日 文 化 協 會 大連市紀伊町九一
 中 日 文 化 協 會 牛込區辨天町一七四(牛込三三五)
 中 日 文 化 協 會 神田區仲猿樂町一七(丸の内八八二)
 中 日 文 化 協 會 神田區一橋通町三〇(帝國教育會館內)
 中 日 文 化 協 會 大阪府浪花區元町二丁目
 中 日 文 化 協 會 四谷區麴町二ノ二〇
 中 日 文 化 協 會 四谷區西信濃町三
 中 日 文 化 協 會 芝區本芝四ノ一六
 中 日 文 化 協 會 麴町區丸の内昭和ビル一階

朝 陽 會 麴町區大手町二ノ二内閣印刷局内
 朝 陽 會 麻布區谷町七〇
 朝 陽 會 麴町區丸の内有樂館工政會内
 潮 聲 社 府下澁野川町字田端二八三
 潮 聲 社 市外代々木初臺六二九
 潮 聲 社 神田區新銀町一九
 潮 聲 社 小石川區大塚町七〇
 潮 聲 社 芝區高輪南町三〇
 潮 聲 社 日本橋區馬喰町四ノ二一

(ツ)

つはもの發行所 京橋區北詰
 つはもの發行所 牛込區原町三ノ八帝國在郷軍人會本部
 津 久 井 書 店 麻布區宮村町七七
 津 久 井 書 店 香川縣琴平町二三二
 津 久 井 書 店 小石川區春日町交又點(小石川一七四)
 津 久 井 書 店 本郷區湯島六ノ三
 津 久 井 書 店 神田區錦町一ノ二(神田三三四)
 津 久 井 書 店 日本橋區馬喰町二ノ一四(根花六七三)

(テ)

手相學院出版部 赤坂區青山南町二ノ三四
 手相學院出版部 神田區北神保町八(丸の内七九二)

丁 未 出 版 社 麴町區麴町四ノ一三(丸の内六六〇)
 帝 國 海 軍 社 麴町區內幸町一ノ六(銀座三一九二)
 帝 國 海 軍 協 會 麴町區丸の内、東京海上四階
 帝 國 繪 畫 協 會 下谷區谷中清水町一(下谷一五〇)
 帝 國 學 校 衛 生 會 麴町區大手町、文部省構内
 帝 國 教 育 會 出 版 部 神田區一ツ橋通町教育會館內(神田三四五)
 帝 國 教 育 研 究 會 下谷區谷中眞鳥町一(下谷五八〇)
 帝 國 教 育 研 究 會 東京府下世田ヶ谷町下北澤九〇
 帝 國 軍 事 教 育 研 究 社 神田區雄子町三一
 帝 國 軍 人 後 援 會 牛込區若松町一〇(牛込七二七)
 帝 國 建 築 協 會 神田區三崎町三ノ八四(丸の内二六五四)
 帝 國 工 業 教 育 會 牛込區東五軒町一〇
 帝 國 興 信 所 四谷區大番町一〇(四谷三八八七)
 帝 國 公 民 教 育 協 會 京橋區櫻橋南側(京橋三二八)
 帝 國 自 動 車 研 究 社 文部省構内
 帝 國 苗 植 産 株 式 會 社 神田區錦町三ノ六(神田一四九四)
 帝 國 出 版 協 會 東京府下澁野川一六六三(小石川五二三三)
 帝 國 出 版 協 會 芝區芝公園一五號一(高輪七八三九)
 帝 國 水 産 會 神田區仲猿樂町三〇(丸の内三六八五)
 帝 國 地 方 行 政 學 會 麴町區內山下町一(東洋ビル內(銀座五〇〇))
 帝 國 通 信 社 京橋區銀座西七ノ一(銀座六六〇)
 帝 國 農 協 會 京橋區木挽町二ノ一三(京橋三八三九)
 帝 國 文 化 協 會 芝區芝公園六號協調會館內(芝一六三〇)
 帝 國 文 武 學 會 神田區一ツ橋通町、教育會館內(神田三四五)
 帝 國 文 武 學 會 横須賀市中里町二二八

帝 都 學 生 聯 盟 東京府下澁谷町猿樂五〇
 帝 都 興 信 所 日本橋區通二丁目四(日本橋一六〇三)
 鐵 道 研 究 會 京橋區銀座八ノ二帝博ビル(銀座五四七)
 鐵 道 講 習 會 神田區一ツ橋通九(丸の内七八九)
 鐵 道 講 習 會 東京府下中野町朝日ヶ丘四(中野三二八九)
 鐵 道 講 習 會 京橋區南大工町一〇(京橋五三一八)
 鐵 道 講 習 會 麴町區飯田町六ノ二四(丸の内三三二八)
 鐵 道 講 習 會 神田區鍋町ア一チ第三號(神田二八二)
 鐵 道 講 習 會 芝區南佐久間町二ノ一八(芝五九三)
 鐵 道 講 習 會 麴町區富士見町一ノ二〇(丸の内三三〇四)
 鐵 道 講 習 會 麴町區飯田町六ノ二四(丸の内三三二八)
 鐵 道 講 習 會 四谷區北伊賀町二七
 鐵 道 講 習 會 下谷區上野櫻木町一(下谷一〇九〇)
 鐵 道 講 習 會 小石川區柳町二四
 鐵 道 講 習 會 神田區表猿樂町二
 鐵 道 講 習 會 大阪府住吉區東天下茶屋停留所西二丁
 鐵 道 講 習 會 府下杉並町高圓寺三〇一
 鐵 道 講 習 會 牛込區若宮町二六
 鐵 道 講 習 會 神田區表猿樂町二五
 鐵 道 講 習 會 神田區猿樂町二ノ四
 鐵 道 講 習 會 神田區錦町二ノ七(神田二二二)
 鐵 道 講 習 會 麴町區有樂町一ノ三(丸の内二七八二)
 鐵 道 講 習 會 小石川區駕籠町一(大塚三七八)
 鐵 道 講 習 會 赤坂區青山北町一ノ八

電氣事業研究會 麴町區永樂町一ノ一、東邦電力會社内
電氣新報社 大塚市西區阿波座通一ノ五麴町區內幸町一ノ三
傳文之心社 京橋區銀座八ノ一(銀座二五二五)
傳文之心社 神戶市西灘森二十一番地
傳文之心社 兵庫縣芦屋區內芦屋九ノ坪

(ト)

トレパン社 牛込區宮久町一三三
吐鳳堂 本郷區龍岡町二三(小石川七六八七)
都市研究會 麴町區麴町八ノ二八
圖書教育通信社 東京府下落合町六二二(牛込二七九二)
圖書研究會 東京府下池袋一四二二
圖書事業研究會 牛込區津久戸町八
圖書南社 日本橋區吳服橋二ノ一
獨逸語研究會 麴町區富士見町一ノ二九
獨逸語發行所 本郷區森川町一(小石川二五八)
獨逸文社 市外池袋町二三一八
獨逸立書院 市外澁橋町柏木九四六
刀江書院 市外北甲賀町二三(神田三三七二)
東京印刷株式會社出版部 京橋區鈴木町二(京橋二二四)
東亞經濟調查局 麴町區內山下町一ノ一東洋ビル内
東亞研究會 赤坂區青山南町六の八三
東亞振興會 市外巢鴨町池袋一二五八
麴町區日比谷公園市政局會館内

東亞書房 神田區西小川町一ノ九
東亞書院 牛込區早稻田、早稻田大學前
東亞圖書會 麴町區三年町一(銀座五一四一)
東亞同文堂 神田區今小路一ノ一(九段一五六)
東亞華雲書院 東京府下西巢鴨町池袋六三二(小石川四六七)
東亞華雲書堂 四谷區東信濃町二
東亞華雲書堂 京橋區銀座西六ノ二(銀座五九二二)
東京新しき村出版部 東京府下長崎村高松二六三(小石川七〇九九)
東京旭印刷會社出版部 神田區三河町一ノ七(神田一九五六)
東京西班牙語學會 麴町區內山下町二ノ一、市政會館五階
東京印刷株式會社 日本橋區兜町二(銀座五〇五五)
東京家事業研究會出版部 芝區西久保櫻川町一〇(芝三三三三)
東京開成會社 小石川區小日向水道町(小石川三三八)
東京弘文會社 小石川區駕籠町六(大塚二二七六)
東京高等商業學會 牛込區藥王寺町七一(牛込三二二四)
東京興信所 東京府下巢鴨町宮下一七九四
東京興信所 麴町區永樂町一、丸ビル六七五區
東京國民書院 赤坂區青山南町六ノ一〇(青山三七四六)
東京滑稽社 神田區駿河臺袋町一六(神田二二二)
東京三四書房 神田區錦町一ノ一六
東京市政治調查會 府下上板橋小竹一七九
麴町區丸ノ内三ノ四

東京政治學會 本郷區駒込千駄木町一四四
東京市役所 麴町區有樂町三ノ一(丸の内五一)
東京詩學協會 市外井荻町字下井草一、一〇〇外山方
東京辭書出版社 神田區美土代町三ノ一(神田一六六五)
東京出版社 京橋區銀座西三丁目
東京實業社 本郷區湯島一ノ一
東京寫真時報社 芝區南久間二ノ一〇(芝三三三三)
東京尺八講習會 赤坂區丹後町九七(青山五三七七)
東京書籍株式會社 下谷區上野櫻木町四四(下谷二二七七)
東京書籍株式會社 四谷區左門町七二(四谷四〇〇八)
東京書籍株式會社 小石川區指ヶ谷町一三六(小石川九三〇)
東京書籍株式會社 神田區南甲賀町九(神田八五四)
東京書籍株式會社 神田區小川町一(神田一五六五)
東京新開社 市外澁谷代官山
東京新開社 東京府下長崎町北原三四七九
東京女子教育會 東京府下澁橋町角管二六一
東京數理學院 神田區表神保町一〇
東京電燈株式會社 京橋區銀座西七ノ五(銀座七三三)
東京電燈株式會社 芝區櫻田本郷町二十二
東京圖書株式會社 神田區仲町一ノ一六(下谷五〇九二)
東京圖書株式會社 神田區小川町一
東京圖書株式會社 神田區錦町三ノ一八(神田八八八)
東京日通通信社 本郷區湯島天神町三ノ一
東京放送送局 麴町區有樂町二ノ一
東京每夕新聞社出版部 麴町區永樂町二ノ一(浪花七一〇〇)

東光學社 東京府下中新井村字北新井五八七
東西醫學店 小石川區林町二一
東正書堂 京橋區銀座西七丁目一(銀座六六)
東盛書房 京都市佛光寺通り烏丸東入
東白文書堂 芝區巴町三(芝三三三三)
東文書堂 下谷區上根岸町四四(下谷七一三)
東方通論社 本郷區駒込曙町一(小石川二九八三)
東邦通論社 東京府下澁谷町上通三ノ二(青山二〇六〇)
東洋經濟新報社 神田區一ツ橋通二(丸の内三三三三)
東洋經濟新報社 本郷區眞砂町三一
東洋書籍出版協會 神田區駿河臺西紅梅町一三
東洋宣教會 東京府下落合町六二二(牛込二七九二)
東洋圖書株式會社 麴町區內幸町一ノ三(銀座四〇三九)
東洋圖書株式會社 日本橋區本町一ノ九(日本橋八一)
東洋圖書株式會社 小石川區林町一八(小石川一八九二)
東洋圖書株式會社 京橋區岡崎町二ノ三七(京橋一九二七)
東洋圖書株式會社 府下澁橋町柏木三九一
東洋圖書株式會社 神田區表神保町一〇(神田三三四五)
東洋圖書株式會社 下谷區西町三
東洋圖書株式會社 芝區南佐久間町二ノ新一〇(芝一三三九)
東洋圖書株式會社 神田區通神保町一(神田七八)
東洋圖書株式會社 本郷區六ノ九
島林書房 日本橋區馬喰町二ノ一四(浪花六七三四)
島林書房 芝區櫻田銀治町三友ビル(銀座二四八九)
桃林書房 府下中高井戸九二

透泉閣書房 東京府下大森馬込一〇七五(高輪三二二)
 統一發行所 淺草區北清島町一四
 多行社 府下井荻町下荻窪一一九
 同信社 東京府下大泉學園都市四〇二
 同仁會社 神田區錦町三ノ二四
 同聲社 神田區仲猿樂町一五(九段二〇三〇)
 同人社 本郷區春木町二ノ一三
 同人社 神田區西紅梅町一二(神田三四四〇)
 同人社 大阪市東區淡路町三ノ六
 同人社 神田區表神保町二(神田九三三)
 同人社 神田區表猿樂町二四(神田四〇七一)
 同人社 四谷區仲町三ノ二一(四谷二九九八)
 同人社 市外駒澤町上馬一二〇九
 同人社 小石川區諏訪町五五(小石川一三二六)
 同人社 神田區小川町一
 同人社 芝區三田一ノ二(高輪七二二九)
 同人社 東京府下戸塚町下戸塚二八五

(十)

なでしこ社 麴町區元園町一ノ七(九段二五一一)
 名倉育英館 神田區今川小路二ノ六、昭文館内
 内外出版印刷株式会社 京都市下京區西七條東交内
 内外書房 日本橋區本館町二ノ二、交内
 本郷區春木町二ノ五六

内外商工時報發行所 京橋區築地一ノ七
 内外圖書合資會社 京橋區築地一ノ七(銀座三四二)
 内觀書房 東京府下上大崎四四四
 内觀書房 東京府下澁谷町伊達七二
 内藤燃料研究會 牛込區通寺町七七(牛込四八九〇)
 直日のみすび出版部 府下品川町苗木原一二二六
 中島工學博士記念事業會 麴町區丸ノ内二ノ一八
 中西書房 麴町區丸ノ内、丸ビル土木學會内
 中村書房 小石川區大塚上町一五
 中屋書房 淺草區瓦町二四(淺草四九三二)
 中田書房 本郷區森川町一
 永田文進堂 神田區同朋町二二
 永田書房 神戶市北長狹通一ノ一八九
 長崎屋書房 牛込區早稲田鶴卷町四七一
 長崎屋書房 神田區北神保町三(九段二五一一)
 波屋書房 大阪市浪速區河原町一丁目
 寧樂發行所 奈良市東大寺龍松院
 成瀬發行所 日本橋區兜町三(本郷三二〇二)
 南歐藝術商行 小石川區林町五七
 南光堂 神田區表猿樂町二(神田二五一五)
 南山堂 本郷區春木町三ノ三(小石川三五二〇)
 南山堂 牛込區上野町三ノ二五(牛込二〇五五)
 南山堂 本郷區龍岡町三二(小石川四七七七)
 南天書房 下谷區池ノ端茅町二ノ三
 本郷區東片町八二

南陽堂書店 京橋區銀座西ノ五對鶴ビル内
 南洋書院 麴町區下二番町七〇
 南開社 芝區本芝二ノ三四
 南陽堂 神田區表神保町一〇(神田一四五八)
 本郷區元町二ノ六六(小石川三七六六)

(二)

ニッポン堂 麴町區下六番町五〇(九段二五四六)
 ニッポン堂 本郷區駒込込坂町一〇九(小石川六三六〇)
 ニッポン堂 四谷區香取町一七
 ニッポン堂 神田區錦町一ノ一九、文修堂方
 ニッポン堂 麴町區一番町一六(九段二〇〇七)
 ニッポン堂 神田區錦町一ノ一六(神田一四一〇)
 ニッポン堂 大分市東新町三二〇八
 ニッポン堂 芝區芝公園七號地一〇
 ニッポン堂 東京府下代々幡町幡ヶ谷四〇
 ニッポン堂 東京府下代々幡町幡ヶ谷四〇
 丹羽式速記學校 臺北市榮町一ノ二〇
 新式速記學校 神田區一ツ橋教育會館内(神田三六三七)
 入學考查研究會 東京府下本町立石七七一
 西澤原書行 赤坂區一ツ木町三一(青山三三六三)
 西澤原書行 神田區表神保町一〇(神田二〇三三)
 西澤原書行 神田區千代田町二五(神田二〇四七)
 日英堂 神田區錦町一ノ一二(神田二二一〇)

日昭宗社 芝區二本板町一ノ一八(高輪三三二〇)
 日東工業出版部 神田區北神保町八
 日東出版部 東京府下中野町打越通八四四
 日東出版部 京橋區南小田原町一ノ四
 日東出版部 神田區仲猿樂町一七(九段二八三三)
 日東出版部 淺草區茅町一ノ一二(淺草四七六六)
 日東出版部 本郷區東竹町三三(小石川三七三三)
 日佛藝術協會 神戶市海岸通一丁目
 日佛藝術協會 日本橋區室町三ノ一〇(日本橋三九二四)
 日佛藝術協會 神田區表神保町一〇、温故書屋内
 日佛藝術協會 麴町區富士見町五ノ一九
 日佛藝術協會 麴町區三番町八三
 日佛藝術協會 牛込區新小川町三ノ一五
 日佛藝術協會 神田區西今川町七(神田三五二五)
 日佛藝術協會 神田區丸ノ内一、ジャパンフリストビル内
 日佛藝術協會 京橋區明石町五一(日本橋八三九)
 日佛藝術協會 府下千駄ヶ谷町四八七
 日佛藝術協會 小石川區上富坂町一九
 日佛藝術協會 小石川區白山御殿町一〇七
 日佛藝術協會 麴町區内幸町一ノ一六(銀座四三七七)
 日佛藝術協會 日本科學模型研究會 下谷區御徒町一ノ一二
 日佛藝術協會 日本科學模型研究會 京橋町松屋町一ノ九
 日佛藝術協會 日本國民壽康會 麴町區平河町六ノ一六(九段二〇三三)
 日佛藝術協會 日本國民壽康會 麴町區永田町二ノ一(銀座七〇五)
 日佛藝術協會 日本教育學會 本郷區駒込蓬萊町六四

日本教材映畫株式會社 神田區一ツ橋通町二(九段三八四二)
 日本基督教青年會同盟 神田區表猿樂町一〇(神田二〇〇一)
 日本基督教聯盟 神田區表猿樂町一〇(神田一七二二)
 日本原料政策學會 東京府下瀧野川町西ヶ原三七一
 日本工藝學會 小石川區東青柳町二七
 日本工人俱樂部 神田區錦町一ノ一二、福原ビル内
 日本交通協會 麴町區丸ノ内郵船ビル内(丸の内一九二四)
 日本廣告學會 大阪市住吉區天王寺町五六四
 日本鐵山協會 京橋區木挽町九丁目(商工省地質調査所内)
 日本國民音樂教育聯盟 牛込區余丁町一二(四谷五一六一)
 日本砂糖協會 日本橋區綱敷町一ノ三(本場町二五五一)
 日本藏梵學會 市外世田ヶ谷町代田六三五ノ一一
 日本スポーツ研究會 神田區小川町一
 日本山岳協會 芝區高輪町二〇
 日本產業協會 麴町區内山下町一ノ一(銀座三二五〇)
 日本自動車學校出版部 東京府下蒲田町新宿一〇(蒲田六七)
 日本兒童劇協會 大阪市東區兩替町二ノ一八
 日本社會問題研究所 本郷區上富士前町五(小石川七三九三)
 日本社會主義研究所 麴町區下六番町二(九段三三三三)
 日本新論協會 神田區鈴木町七、五十嵐方
 日本寫眞出版會 麴町區富士見町六ノ六(大東文化協會内)
 日本寫眞協會 麴町區丸ノ内仲十一號館九號
 日本思想善導協會 麻布區西町一四(高輪三八三九)
 日本辭書出版社 小石川區大塚町七〇(小石川四〇四)

日本種苗株式會社 東京府下澁橋町柏木七二四(四谷一六八五)
 日本出版院 神田區表神保町二
 日本書籍株式會社 麴町區麴町三ノ二(九段二〇九二)
 日本商工通信社 小石川區久堅町一〇八(小石川三七八)
 日本殖民通信社 京橋區銀座一ノ七(銀座七〇七四)
 日本心靈學會 麴町區下六番町五〇(九段一八三七)
 日本實業學會 京都市河原町二條下ル
 日本青年館 日本橋區新右衛門町一(日本橋一七〇〇)
 日本青年社 四谷區霞丘町一(青山四二六〇)
 日本青年通信社 神田區三崎町三ノ一七四
 日本精神醫學會 赤坂區丹後町九七(青山五三七七)
 日本禪書刊行會 市外品川御殿山七一八(高輪一〇四三)
 日本聖公會出版部 麻布區材木町二四ノ一五(青山七八〇三)
 日本體育學會 牛込區矢來町二六(牛込六一一九)
 日本通信大學出版部 日本橋區濱町二ノ一四(浪花一五〇五)
 日本綴方教育研究會 府下巢鴨町一四七〇
 日本鐵道教育會 日本橋區材木町河岸三五
 日本電報通信社 東京府下王子町上十條一四七八
 日本童話協會出版部 麴町區丸ノ内一ノ一(丸の内三三二二)
 日本南畫院 東京府下西巢鴨町宮仲二〇〇二
 日本のローマ字社 麴町區中六番町四〇(九段六二〇〇)
 日本農業社 本郷區駒込曙町一(小石川七〇二)
 日本農村改善協會 東京府下澁谷町樂樂四四一
 麴町區飯田町二ノ三

日本農民美術研究會 京橋區京橋三ノ四
 日本飛行學校出版部 東京府下蒲田(蒲田六七)
 日本飛行研究會 京橋區入舟町四ノ二(銀座四七三四)
 日本美術學院 市外長崎町一八三二(大塚一八七九)
 日本評論社 麴町區丸ノ内昭和ビル一(丸の内四一三二)
 日本文學社 麴町區飯田町四ノ三一
 日本文具新聞社 日本橋區馬喰町二ノ一九(浪花三三七四)
 日本法律研究會 本郷區駒込千駄木町四三
 日本藥業新聞社 東京府下大森不入斗1000(大森六三三二)
 日本藥學研究所 市外巢鴨一〇七二(大塚一九九二)
 日本藥報社 牛込區下宮比町八(牛込一八八五)
 日本遊覽協會 芝區烏森町六(銀座六二二三)
 日本遊覽案内社 東京府下上保谷五九九
 日本遊覽案内發行所 神田區三河町一ノ七
 日本ラヂオ協會 麴町區有樂町一ノ一(丸の内八三八)
 日本旅行協會 東京府下板橋村小竹(大塚八八六)
 日本旅行協會 神田區鍛冶町一三(神田二〇二二)
 日本兩親再教育協會 麴町區麴町三ノ二(九段三七七)
 日本親再教育協會 本郷區駒込上富士前町一〇九
 日本親再教育協會 麴町區飯田町四ノ三一
 日本親再教育協會 京橋區鈴木町一二(京橋五六五三)
 日本親再教育協會 京橋區鈴木町一二(京橋五六五三)
 日本親再教育協會 大阪府天王寺區悲田院町二八
 日本親再教育協會 麴町區丸ノ内三三三二(銀座丸の内四六四四)
 日本親再教育協會 神田區錦町三ノ一九
 日本親再教育協會 麴町區丸ノ内九七七〇七(丸の内四七〇四)

ねかご社 麴町區丸ノ内三ノ一二(丸の内七七〇)
 (又)
 (ネ)
 年史刊行會 本郷區元町二ノ七七(小石川四八〇四)
 根布海事事務所 新潟市津町税關構内
 (ノ)
 能樂會 麴町區内山下町一ノ一(銀座二七六〇)
 能樂會 赤坂區中ノ町二〇
 能樂會 芝區兼房町八(京橋三二八二)
 農業と水産社 麴町區有樂町一ノ三(電氣俱樂部内(丸の内一九四三))
 農事電化協會 麴町區有樂町一ノ三(電氣俱樂部内(丸の内一九四三))
 農事電化協會 京橋區銀座西七五(新愛知支社内(銀座四五〇〇))
 農事電化協會 牛込區上宮比町三
 農事電化協會 日本橋區住吉町二〇(浪花一七一〇)
 農事電化協會 日本橋區住吉町二〇(浪花一七一〇)
 法木書店 日本橋區住吉町二〇(浪花一七一〇)
 (ハ)
 パワー社出版部 東京府下澁橋町柏木一四二
 俳句と添削社 本所區向島請地町一二
 俳句と添削社 麴町區丸ノ内二、時事新報社内(丸の内四八〇〇)

文王 芝區櫻田太左衛門町七
 文花 大阪西區京町堀上通二ノ三二一
 文會 小石川區小日向臺町二ノ九(小石川七九一七)
 文出版 本郷區向ヶ岡彌生町三(小石川二八)
 文研究 京橋區銀座西八丁目(銀座二〇五五)
 文及 本郷區元町一ノ五(小石川九〇一)
 文雅 本郷區飯田町二ノ六八(九段一四五一)
 文學 牛込區津久戸町九
 文玩 東京府下井荻町上荻窪三一八
 文貴 大阪市東區糸屋町二ノ一三
 文販 大阪市南區巖田町四ノ三八
 文求 赤坂區青山南町六ノ一〇一
 文久 本郷區本郷一ノ六(小石川四八〇)
 文教 東京府下澁谷町伊達七六(高輪七七五二)
 文書 神田區一ツ橋通町二〇
 文協 下谷區御徒町一ノ一二
 文社 神田區淡路町一ノ二(神田四二二)
 文啓 牛込區新小川町二ノ四
 文藝 市外代々木一ノ二八八
 文藝 日本橋區本小田原町三(日本橋二八〇五)
 文藝 日本橋區大傳馬町二丁目
 文藝 京都市下長者町油小路西入紹巴町二一
 文藝 神田區錦町一ノ一
 文藝 日本橋通三ノ一、六號(日本橋四五一九)
 文藝 小石川區宮下町一七

文行 神田區猿樂町三ノ一
 文光 四谷區本村町二七(四谷五六三四)
 文興 本郷區本富士町二(小石川一三四七)
 文山 淺草區南元町二八(淺草二八二)
 文修 牛込區納戸町一二(牛込三九一九)
 文松 芝區南佐久間町二ノ一九(神田三五九三)
 文書 神田區眞砂町一五
 文昭 本郷區眞砂町一五
 文省 神田區錦町一ノ一九(神田二八二七)
 文松 本郷區元町二ノ三九
 文昭 麴町區下六番町五〇(九段一八三七)
 文省 下谷區山伏町三九
 文松 大阪市西區靱北通三ノ三三
 文章 四谷區南伊賀町七一
 文信 本郷區本郷六ノ二
 文進 大阪市南區鹽町四ノ四六
 文進 神戶市北長狹通一ノ一八九
 文新 神田區表神保町二
 文成 本郷區森川町一
 文政 牛込區市ヶ谷左内町一(牛込三三〇)
 文盛 神田區南乘物町八(龍花五二五二)
 文盛 神田區表猿樂町二二
 文盛 東京府下日暮里町五六(下谷一九五二)
 文盛 神田區表神保町一〇
 文盛 四谷區忍町二〇(四谷三六五九)

文武 麴町區飯田町六ノ二一(九段二七三三)
 文武 本郷區本郷四ノ四(小石川三一三六)
 文武 神田區錦町一ノ二(神田九五二)
 文武 小石川區水道端町二ノ一〇(小石川三八三二)
 文武 牛込區早稲田町三四(牛込三五四二)
 文武 本郷區駒込林町二三七
 文武 東京府下和田堀町堀之内二六(中野三二八五)
 文武 京都市千本通り一條上ル
 文武 大阪府東區淡路町三ノ三九
 文武 牛込區西五軒町四一(牛込四三六〇)
 文武 神田區美土代町三ノ一(神田三〇二二)
 文武 神田區表神保町二(神田一五二〇)
 文武 小石川區戸崎町二八
 文武 京橋區銀座西一ノ七(京橋六六八五)
 文武 赤坂區青山南町六ノ四六

(ハ)

ヘラ 麴町區内幸町一ノ四(銀座三六七八)
 平路 東京府下池袋一〇〇八(大塚一六五二)
 平凡 日本橋區吳服橋三ノ五、横町ビル内
 平協 東京府下代々幡町幡ヶ谷一五三六
 丙午 小石川區原町六(小石川二二八)
 兵事 赤坂區表町二ノ一
 兵書 赤坂區青山南町二ノ五四

兵用圖書株式會社 麴町區華町三(九段四一九)
 兵林 麴町區元圓町一ノ七(九段二五一五)
 米山 牛込區富久町八四(四谷三四六一)
 碧瑠璃園著作刊行會 麴町區内幸町一ノ六(銀座三四二二)
 紅屋 東京府下西巢鴨町堀之内一四五
 便利 京都市新町通竹屋町南入

(ホ)

ホケ 市外高田町大原一五三〇
 立ツト 神田區錦町三ノ一(神田三一三二)
 邦文 麴町區富士見町六ノ一〇
 方光 小石川區香羽町四ノ二(牛込三九八七)
 邦文 神田區三崎町二ノ一
 邦文 麻布區筭町一八〇
 邦文 京都市左京町永觀堂町九
 邦文 本郷區駒込西片町一〇
 邦文 麴町區西日比谷町一(銀座四二二〇)
 邦文 神田區今小路二ノ一七
 邦文 京都市東區六條中珠數屋町
 邦文 東京府下高井戸町下高井戸二八
 邦文 日本橋區本銀町四ノ九(日本橋五一七)
 邦文 麴町區有樂町一ノ一(九の内七七〇)
 邦文 神田區小川町五三(神田二七二二)
 邦文 千葉縣市川町平田一七二

芳新堂 神田區元柳原町一(電話五八七九)
 芳文堂 神田區通保町三(電話八九一)
 奉公社 神田區表猿樂町二
 報知新聞社出版部 麴町區有樂町二(九の内五六一)
 鳳山社 芝區芝公園七號地一(電話三〇四〇)
 豐江堂 神田區南甲賀町四
 豐林房 神田區表神保町一〇(電話二七四七)
 寶成堂 東京府下駒澤町上馬一四四
 寶成館 神田區錦町三ノ二五(電話二四五四)
 寶成館 神田區三崎町三ノ四四
 寶成館 神田區今川小路二ノ五(九段三三三七)
 寶成館 日本橋區本銀町二ノ二(日本橋二六二六)
 寶成館 大阪市西區阿波堀通四丁目
 寶成館 臺北市京町二ノ一九
 寶成館 大阪府下南海線羽衣驛前
 寶成館 神田區錦町三ノ七(電話一四二九)
 寶成館 大連市伊勢町一〇七
 寶成館 東京府下下戸塚四六二(電話三五八二)
 寶成館 京橋區銀座西五ノ五(電話一七八八)
 寶成館 東京府下西巢鴨庚申塚二四五
 寶成館 市外千駄ヶ谷町五四九
 寶成館 京都市上京區丸太町堀川西
 寶成館 名古屋市西區玉屋町

堀郷書店 本郷區湯島兩門町一五
 本郷書店 本郷東片町一〇(小石川三三三八)
 本溪湖煤鐵有限公司 南滿洲本溪湖
 マネジメント社 四谷區新宿町一丁目(電話一七九七)
 マルクス書房 麴町區有樂町日比谷五番館内
 眞島進家 麻布區霞町二二
 前田文進堂 大阪市西區鹽町四ノ四六
 松岡廣文館 神田區表神保町三(電話一九三二)
 丸善株式會社 神田區通保町五(電話一九一七)
 丸善好文館 日本橋區通保町二ノ六(日本橋二二二二)
 丸善山文館 東京府下淀橋町角筈七三五
 萬朝報出版部 下谷區仲御徒町三ノ三〇(電話二二五四)
 萬年社 京橋區弓町二(電話三〇〇〇)
 萬年社 大阪府高麗橋五丁目
 ミスマル社 神田區美土代町二ノ一
 ミスマル社 牛込區新小川町二ノ八
 ミスマル社 東京府下戸塚町下戸塚五九四(電話三〇〇〇)
 三浦書房 芝區三田町一ノ二〇
 三宅書店 大阪府東區南本町四丁目

三善出版屋 淺草區三好町一(電話五七九九)
 三輪書店 小石川區第六天町五二(小石川三〇四六)
 三輪書店 淺草區南元町二四(電話二〇六七)
 三輪書店 東京府下野方町新井三三三
 三輪書店 東京府下大久保百人町三三七
 三輪書店 名古屋市東區新出來町一ノ三五
 三輪書店 和歌山縣伊都郡高野山大學内
 三輪書店 麴町區内幸町一ノ五(電話三〇五〇)
 三輪書店 高松市丸龜町二五
 三輪書店 東京府下西巢鴨宮仲三六七(電話二六七九)
 三輪書店 神田區駿河臺袋町一二、文化學院内
 三輪書店 芝區櫻田太左衛門町七
 三輪書店 牛込區東五軒町一〇(電話六〇三三)
 三輪書店 京橋區日吉町二〇(電話四四〇〇)
 三輪書店 神田區西小川町一ノ八
 三輪書店 東京府下西巢鴨町集鴨二二八
 武藏野書院 小石川區高田豐川町四一
 武藏野歷史地理學會 東京府下高田町雜司ヶ谷七二二
 無形社 東京府下大久保百人町一八二
 無産社 麴町區麴町八ノ二〇
 無水庵 牛込區原町三ノ五九
 無線通信出版部 麴町區内幸町一ノ四(電話二九三六)

無線と實驗社 神田區錦町一ノ一九(電話四七一)
 村口書店 神田區今川小路一ノ一七(電話一七三九)
 村田松榮館 大阪府東區住吉町一七
 目黒書院 神田區南甲賀町五(電話一〇九八)
 目黒書院 小石川區高田老松町七
 目黒書院 牛込區新小川町二ノ四(電話八七〇)
 目黒書院 牛込區市ヶ谷船原町九
 名著刊行會 小石川區丸山町一
 明治聖德記念學會 神田區錦町一ノ一〇(電話一四一四)
 明治大學出版部 神田區駿河臺南甲賀町一四(電話一九〇〇)
 明治圖書株式會社 神田區入舟町五ノ三(電話六四三五)
 明治圖書出版協會 神田區錦町三ノ二五
 明治堂 神田區小川町三八
 明治堂 淺草區淺草公園地六區二號
 明治堂 東京府下池袋九四八
 明治堂 東京府下西巢鴨町宮仲三六二(電話一〇五五)
 明治堂 本郷區元町一ノ一七(小石川一四一一)
 明治堂 芝區南佐久間町二ノ二
 明治堂 東京府下盡谷町大和田九五
 明治堂 岐阜縣掛妻郡宮地村字宮地
 明治堂 日本橋區通三ノ五(日本橋六八四)
 明治堂 大阪府東區備後町一ノ三

明倫堂 神田區錦町一ノ一六(神田二八六〇)
 明倫院 神田區今小路三ノ六(四谷五五二)
 明倫書院 本郷區眞砂町三一
 明倫學堂 芝區白金今里町四四(高輪五三六一)
 明倫學園 東京府下池袋五一七

(モ)

モリナ 小石川區竹早町三五(小石川五五四)
 モリタ 東京府下代々幡町代々木新町七七
 模範圖書刊行會 赤坂區溜池町三二
 木犀 牛込區喜久井町四五
 木犀 麴町區麴町六ノ八、神谷電話店內
 木犀 東京府下井荻町二ノ四一
 望月博士還曆記念會 東京府下井荻町上荻窪二九七
 森島 深川區靈岸町一四二(本所一五七)
 森島 本郷區春木町二ノ二(小石川四一八二)
 森島 麻布區飯倉町五ノ四四(青山一三九九)
 森島 奈良市東向北町五
 森島 神田區小川町ヒル三〇六(神田三〇八〇)

(ヤ)

ヤマト 東京府下巢鴨三五二二(大塚二六七五)
 やばんな 赤坂區傳馬町二ノ八

八木自動車學校出版部 芝區白金三光町二五三(高輪二七七七)
 八雲 松江市北堀町三一五
 野圓書房 牛込區若宮町三八(幸袋四〇九八)
 彌生書院 本郷區上富士前町三
 彌生書院 本郷區千駄木町二一(小石川三二七七)
 彌生書院 神田區表神保町一〇(神田一三三九)
 柳澤書院 大阪府東區久太郎町四丁目
 柳原書院 山形市香澄町横町南
 山形天主公會 日本橋區小傳馬町三ノ一四
 山田出版株式會社 麴町區飯田町二ノ三二
 山と溪谷社 芝區愛宕町二ノ一〇八
 山野樂器店 神田區錦町一ノ一
 山野樂器店 京橋區銀座四ノ四(京橋二〇五二)
 山野樂器店 四谷區本村町三六
 大和出版會 芝區愛宕町三ノ二
 日本魂社 京橋區木挽町一ノ一一(京橋三一八一)

(ユ)

ユウヒ 神田區小川町二、天下堂ビル三階(神田二五八五)
 ユウヒ 下谷區中御徒士町一ノ六
 湯川盛文館 大阪府東區淡路町二丁目
 湯川盛文館 大阪府東區備後町一ノ三
 湯川盛文館 麴町區丸ノ内二、時事新報社四階(丸の内四八〇〇)
 湯川盛文館 神田區表神保町三(神田二七九四)

右文書院 本郷區千駄木町二七九(小石川三七二二)
 有宏書社 赤坂區青山南町六ノ四八(青山一七八四)
 有秋書社 小石川區指ヶ谷町七
 有誠書堂 芝區榮町一三、水交社構内(芝一四七五)
 有精書會 芝區榮町一三、水交社構内(芝一四七五)
 有朋書堂 京橋區北紺屋町一四(京橋一〇五五)
 有文書堂 神田區錦町一ノ一九(神田一五九〇)
 裕文書堂 神田區一ツ橋通町五(九段三二二)
 雄山文館 神田區錦町一ノ一九(神田四七二)
 雄山文館 神田區錦町三ノ二五
 雄山文館 大阪府浪速區元町二ノ一五
 雄山文館 麴町區飯田町六ノ二二(九段三二二)
 雄山文館 神田區南甲賀町四(神田二四二)
 雄山文館 小石川區原町一
 雄山文館 神田區錦町三ノ二五
 雄山文館 府下駒澤町上馬七五四
 雄山文館 府下駒澤町上馬七五四

(ヨ)

ヨウネン社 府下砧村喜多見成城三二五
 代木時代社 淺草區千束町二ノ四五
 洋木時代社 東京府下代々木富ヶ谷(五七〇)(四谷一〇五二)
 洋木時代社 大阪府北區堂ビル四階
 洋木時代社 麴町區元園町一ノ七(九段六三九)
 洋木時代社 神田區代町六(下谷一四八五)

養生書院 本郷區本富士町二
 養生書院 横濱市中區南太田町一四六六
 養生書院 横濱市中區本町六ノ六一
 養生書院 京橋區錦町一ノ二(京橋五六五)
 養生書院 麴町區飯田町六ノ二(九段二〇三)
 養生書院 京橋區銀座四ノ三(京橋一一二)
 養生書院 赤坂區青山北町四ノ一〇六(朝倉方)
 養生書院 大阪府天王寺區北山町二二
 養生書院 神田區今小路二ノ一七
 ラヂオ普及會 京橋區銀座西五ノ二興業ビル内
 樂石社 小石川區第六天町五二(小石川三〇四六)
 樂石社 下谷區上野櫻木町四四(下谷二一五七)
 樂石社 麻布區谷町七〇
 樂石社 麻布區谷町七〇

(リ)

リズム學院出版部 本郷區本郷四ノ一七
 理想出版部 茨城縣鹿島郡野村鹿島理想郷
 理想出版部 麴町區内幸町一ノ五内幸ビル(銀座五三三)
 立憲青年社 東京府下池袋
 立憲青年社 神田區駿河臺袋町一六
 立憲青年社 神田區今小路一ノ六(九段三四二九)

立命館大學出版部 京橋區銀座西二ノ一(京橋五六〇六)
 柳書行 下谷區上野櫻木町四五新國劇事務所内
 柳書行 岐阜市金屋町二ノ一一
 柳書行 大阪府西區京町堀羽子板橋四
 隆文堂 京橋區横町一ノ一
 龍吟文館 赤坂區田町七ノ三(青山五一〇)
 龍吟文館 赤坂區臺町七七
 龍吟文館 東京府下西區鴨町堀ノ内四五
 旅案内社 芝區愛宕町三ノ三二(芝一四六六)
 良行 麻布區飯倉町四ノ一
 良行 牛込區市ケ谷田町一ノ一六(牛込四六五)
 良行 小石川區江戸川町一五(小石川一〇三五)
 良行 神田區錦町一ノ二(神田四〇三三)
 良行 神奈川縣鎌倉町姥ヶ谷五五五
 良行 東京府下西區多摩郡三田村澤井
 隣人 東京府下西區俵町三ノ三
 (レ)
 芥北文庫 東京府下調布村下沼部六六二
 黎明明社 麴町區有樂町目比谷五番館内
 黎明明社 兵庫縣川邊郡伊丹町伊丹一九八
 嶺光書院 麻布區龍土町六三
 嶺光書院 神田區錦町三ノ五
 靈岸授産場出版部 深川區靈岸町一五七(本所一四八五)
 靈岸授産場出版部 名古屋市西區俵町三ノ三

ロゴス書院 牛込區市ケ谷本村町四
 ロシア問題研究所 府下世田ヶ谷宮ノ坂大竹方
 ロシア通信社 市外瀧野川町上中里一一一
 露西亞通信社 麴町區丸ノ内ビルディング六九〇(丸ノ内二〇三三)
 朗月堂 甲市府柳町一ノ九
 瀧山閣 大阪府下此花區江成町四〇
 瀧山閣 東京府下澁谷町景丘三ビル内
 瀧山閣 日本橋區吳服橋二ノ五(日本橋七七七)
 瀧山閣 日本橋區鐵砲町三(銀座三七九五)
 瀧山閣 本郷區森川町一一三
 瀧山閣 神田區南甲賀町八
 瀧山閣 神田區佐久間河岸三七(下谷一七九三)
 瀧山閣 奈良帝室博物館内
 鹿鳴星文館 東京府下西區新町通三丁目
 鹿鳴星文館 大阪府下駒澤町上馬一四四
 鹿鳴星文館 東京府下戸塚町下戸塚二八五
 鹿鳴星文館 牛込區早稲田南町三六
 鹿鳴星文館 東京府下戸塚町下戸塚五八
 (ロ)
 わんや書店 京橋區銀座西六ノ三(銀座六三〇)
 和樂書屋 大阪府下西區新町通三丁目
 若林誠志堂 東京府下駒澤町上馬一四四
 早稲田誠志堂 東京府下戸塚町下戸塚二八五
 早稲田誠志堂 牛込區早稲田南町三六
 早稲田誠志堂 東京府下戸塚町下戸塚五八
 早稲田大學出版部 東京府下戸塚町下戸塚五八

(追加欄)

渡部大成堂 東京府下大森町不入斗四一三(大森七五三)
 渡邊裁縫女學校出版部 本郷區東竹町三五
 渡邊版畫店 京橋區銀座西八ノ九
 我等の化學社 東京府外中野町九三七
 我等の化學社 京都市寺町夷川上ル四六

山形縣

日刊山形新聞(朝四夕四) 山形市香澄町八幡石
 山形新報(朝四夕四) 山形市七日町四七一
 夕刊上ねざわ(夕四) 米澤市越後番匠町
 米澤新報(夕四) 米澤市門東町
 莊内新報(朝四) 鶴岡市馬場町
 鶴岡新報(夕四) 鶴岡市若葉町一
 酒田新報(朝四) 酒田町上内匠町九五
 兩羽朝日新聞(朝四夕四) 酒田驛前町一四

福島縣

福島新聞(朝四) 福島市萬世町三六
 福島民報(朝四夕四) 福島市榮町二一
 福島民友新聞(朝四夕四) 福島市大町七九

茨城縣

茨城新報(朝六夕四) 水戸市上市南町一六
 いばらき(朝四) 水戸市上市並松町
 茨城日報(朝六) 水戸市上市南三ノ丸
 常總新聞(朝六) 水戸市上市南三ノ丸

栃木縣

下野新聞(朝四夕四) 宇都宮市池上町五一
 下野日日新聞(朝四) 宇都宮市埴田町
 群馬新聞(朝四) 前橋市堅町七八

富山縣

富山新聞(朝四夕四) 富山市總曲輪二五〇
 北陸タイムス(朝四夕四) 富山市總曲輪三九九
 富山タイムス(朝四) 富山市總曲輪四八四
 越中新聞(朝四) 高岡市堀上町九〇〇
 高岡新聞(朝四夕四) 高岡市末廣町九六四

石川縣

金澤新聞(朝四夕四) 金澤市南町六二
 北國新聞(朝六夕四) 金澤市南町九三
 北國日報(朝四) 金澤市博勞町六五
 北國夕刊新聞(夕四) 金澤市驛前本町通
 北陸毎日新聞(朝六夕四) 金澤市南町四一

福井縣

新福井新報(朝四) 福井市佐佳枝中町

長岡縣

長岡市觀光院町
 長岡市坂ノ上町
 高岡市大町六
 高岡市本町三丁目
 高岡市本町四丁目
 柏崎町大字北角
 柏崎町大字北角
 柏崎町本町四丁目
 新發田町字竹町
 相川町下戸炭屋町
 相川町八百屋町

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

社

山梨縣

山梨時事新報(朝四) 甲府市錦町一八
 山梨日日新聞(朝四) 甲府市百石町二八八
 山梨日日新聞(朝四) 甲府市紅梅町二一
 山梨民報(朝四) 甲府市錦町二一
 山梨民友新聞(朝四) 甲府市櫻町二

長野縣

信濃日日新聞(朝四) 長野市縣町四五
 信濃日日新聞(朝六夕四) 長野市南縣町
 信濃日日新聞(朝四夕四) 長野市旭町二一
 信濃日日新聞(朝四) 長野市大名町七四
 信濃日日新聞(朝六) 松本市大字筑摩一九五
 信濃日日新聞(朝四) 松本市新參町
 信濃日日新聞(朝四) 飯田町甲六三〇
 信濃日日新聞(朝四) 飯田町長姫町五九五
 信濃日日新聞(朝四) 飯田町常磐町七三三
 信濃日日新聞(朝四) 飯田町三三三九
 信陽新聞(夕四) 上諏訪町

新潟縣

新潟時事新報(朝四夕四) 新潟市西堀通六番町
 新潟新聞(朝四夕四) 新潟市西堀通七番町
 ●新潟毎日新聞(朝四夕四) 新潟市東通一番町
 新潟夕刊新聞(夕四) 新潟市西堀通七番町
 越後新聞(朝四夕四) 長岡市荒屋敷町

神奈川縣

横濱經濟日報(朝四) 横濱市中區本牧町六二六
 横濱貿易新報(朝八) 横濱市中區本町六丁目
 軍港よろゝ新報(夕四) 横濱市深内町
 相模中央新聞(夕四) 横濱市小川町三
 武藏新報(朝四夕四) 横須賀市大瀧町

千葉縣

千葉毎日新聞(朝四) 千葉市千葉一三二〇
 房總新聞(朝四) 千葉市西院内町

埼玉縣

上野毎日新聞(朝四) 前橋市北曲輪町四一
 上毛新聞(朝四夕四) 前橋市北曲輪町七一
 上毛日日新聞(朝四) 前橋市堀川町五一
 上野野新聞(朝四) 高崎市本町六九
 兩毛織物新聞(夕四) 桐生市宮本町

群馬縣

新埼玉新聞(朝四) 浦和町一四四八

南信日日新聞(夕)	四	上諏訪町末廣町	同	社
岐阜新報(夕)	四	岐阜市朝日町三	同	社
岐阜日日新聞(朝)	四	岐阜市今小町二二	同	社
美濃大正新聞(朝)	四	大垣市竹島町一	同	社
飛騨日日新聞(夕)	四	高山町大字三町	同	社
靜岡縣				
靜岡新報(朝)	四	靜岡市吳服町三丁目	同	社
靜岡民友新聞(朝)	四	靜岡市七間町二丁目	同	社
駿遠日報(朝)	二	濱松市千歲町九	同	社
濱松新聞(朝)	四	濱松市田町二七二	同	社
沼津日日新聞(夕)	四	沼津市上土町一五四	同	社
清水日日新聞(朝)	四	清水市辻町一〇七三	同	社
愛知縣				
愛知新聞(夕)	四	中區小林町一八	同	社
●新愛知(朝)	四	西區御幸本町通二	同	社
●名古屋新聞(朝)	四	中區西川端町一丁目	同	社
名古屋日日新聞(朝)	四	中區門前町五丁目	同	社
名古屋屋日新聞(朝)	四	中區西瓦町六三	同	社
名古屋屋日日新聞(夕)	四	中區新榮町三丁目	同	社
名古屋屋夕刊新聞(夕)	四	東區千種野町野代田	同	社
參陽新聞(朝)	四	豊橋市西八町三八	同	社
東海朝日新聞(夕)	四	豊橋市中八町一四八	同	社
東海朝日新聞(朝)	四	豊橋市八町一六八	同	社

岡崎朝報(夕)	四	岡崎市康生町六九九	同	社
新三河報(夕)	四	岡崎市康生町七五三	同	社
三州新聞(夕)	四	岡崎市下浦町一八	同	社
尾多新聞(夕)	四	一宮市下浦町一八	同	社
知多新聞(夕)	四	半田町字北條一	同	社
三重縣				
伊勢新聞(朝)	四	津市丸之内本町	同	社
伊勢朝報(朝)	四	宇治山田市岩淵町	同	社
伊勢日日新聞(朝)	四	四日市新町	同	社
四日市商業新聞(夕)	四	四日市市下新町三四	同	社
伊勢新報(朝)	四	桑名市堤原一四	同	社
南勢新報(夕)	四	松阪市殿町一三四八	同	社
伊賀日日新聞(朝)	二	上野町丸之内二九	同	社
三重合同新聞(夕)	四	上野町丸之内一	同	社
滋賀縣				
近江新聞(朝)	四	大津市伊勢屋町六	同	社
江州日日新聞(朝)	四	大津市上小唐崎町五	同	社
新京津日報(朝)	四	大津市神出	同	社
江州中央新聞(朝)	四	彦根町連着五	同	社
京都府				
京華日報(朝)	四	上京區富小路三條上福永町二八	同	社
京都經濟新聞(夕)	四	中京區東洞院四條上坂東屋町六六四	同	社
●京都日日新聞(朝)	四	上京區丸太町九丁目下大路町三	同	社
京都日日新聞(朝)	四	四條通小橋西入前町	同	社

大阪府

關西朝日新聞(夕)	四	堺市中ノ町五	同	社
關西新聞(夕)	四	堺市宿院町西二丁目	同	社
南海日日新聞(夕)	四	堺市熊野町西三丁目	同	社
兵庫縣				
神戸新聞(朝)	八	神戸市榮町六丁目	同	社
神戸日日新聞(夕)	四	神戸市楠町七丁目	同	社
神戸又新日報(朝)	八	神戸市榮町六丁目	同	社
シヤパンクロニクル(朝)	八	神戸市浪花町六五	同	社
中國日日新聞(夕)	四	姫路市東紺屋町	同	社
姫路日日新聞(夕)	四	姫路市古二階町三三	同	社
淡路新聞(朝)	四	洲本町幸町七八	同	社
奈良縣				
奈良新聞(朝)	四	奈良市池之町一	同	社
大和日日新聞(夕)	四	奈良市角振町二	同	社
大和每日新聞(朝)	四	奈良市小西町二四	同	社
和歌山縣				
和歌山新報(夕)	四	和歌山市本町四丁目	同	社
和歌山日報(朝)	四	和歌山市小人町一	同	社

全國新聞社一覽

和歌山日日新聞(夕)	四	和歌山市丸ノ内四番丁	同	社
熊野實業新聞(夕)	四	新宮町三〇	同	社
熊野新報(夕)	四	新宮町丹鶴七六八四	同	社
熊野日日新聞(夕)	四	新宮町七六八三	同	社
民聲日報(夕)	四	新宮町六五四二	同	社
田邊新聞(朝)	四	田邊町片町一一四	同	社
紀北日日新聞(夕)	四	粉河町一八六五	同	社
鳥取縣				
因伯時報(朝)	四	鳥取市西町三一九	同	社
鳥取新聞(朝)	四	鳥取市鍛冶町一三	同	社
山陰日日新聞(朝)	六	米子市日野町	同	社
島根縣				
山陰新聞(朝)	四	松江市白湯本町五八	同	社
松陽新聞(朝)	四	松江市殿町三八三	同	社
岡山縣				
岡山新聞(夕)	四	岡山市楠屋町一六	同	社
岡山日日新聞(夕)	四	岡山市内山下元町	同	社
山陽新聞(朝)	四	岡山市西中山下	同	社
中國國民報(朝)	八	岡山市東中山下	同	社
廣島縣				
藝備日日新聞(朝)	四	廣島市大手町二丁目	同	社
●中國新聞(朝)	八	廣島市上流川町二	同	社
廣島日日新聞(朝)	四	廣島市小町三一	同	社

廣島每日新聞 (朝四夕四)	廣島市猿樂町八九	同	社
吳日日新聞 (朝四夕四)	吳市堺川通三丁目	同	社
日刊吳公論 (夕)	吳市西木通七丁目	同	社
福山大日報 (夕)	福山市延廣町二八六	同	社
山陽日日新聞 (朝四夕四)	尾道市久保町六八一	同	社
備後時事新報 (夕)	尾道市十四丁目	同	社
山口縣			
防長實業新聞 (夕)	山口市今道町七二	同	社
防長新聞 (夕)	山口市後河原町	同	社
關門日日新聞 (朝四夕四)	下關市東南部町三三	同	社
關門報知新聞 (夕)	下關市赤間町一六	同	社
關門每日新聞 (夕)	下關市西之端町九二	同	社
馬關日日新聞 (朝四夕四)	下關市西之端町二八	同	社
字部日日新聞 (夕)	字部市上町	同	社
日刊字部時報 (夕)	字部市常磐通一丁目	同	社
德島縣			
德島日日新聞 (朝四夕四)	德島市富田浦町六四	同	社
德島每日新聞 (朝八)	德島市寺町九三	同	社
香川縣			
香川新報 (朝四夕四)	高松市濱ノ町一二	同	社
四國民報 (朝四夕四)	高松市西内町二六	同	社
愛媛縣			
伊豫新報 (夕)	松山市大手町一丁目	同	社
愛媛新報 (朝六夕四)	松山市一番町七	同	社
海南新報 (朝四夕四)	松山市南堀端町一七	同	社
南豫時事新聞 (朝四夕四)	宇和島市丸之内一	同	社
高知縣			
高知新聞 (朝六夕四)	高知市本町三七一	同	社
土陽新聞 (朝四夕四)	高知市本町三一五	同	社
福岡縣			
福岡日日新聞 (朝一〇夕四)	福岡市下警固町	同	社
九州日日新聞 (朝八夕四)	福岡市中島町二	同	社
九州民報 (朝四夕四)	八幡市通町六丁目	同	社
國民新報 (朝四夕四)	八幡市榮町四丁目	同	社
門司新報 (朝四夕四)	門司市舊門司二丁目	同	社
門司新報 (朝六夕四)	門司市西本町一丁目	同	社
九州朝日新聞 (朝四夕四)	久留米市南薰西町	同	社
九州日日新聞 (朝四夕四)	久留米市日吉町	同	社
筑後新報 (朝一〇夕四)	久留米市莊島町	同	社
大牟田日日新聞 (朝四夕四)	大牟田市不知火町二	同	社
西海每日新聞 (朝四夕四)	大牟田市大正町四	同	社
九州民報 (朝四夕四)	若松市濱五番町	同	社
九州新報 (朝四夕四)	若松市堺町五丁目	同	社
小倉新報 (朝四夕四)	小倉市米市六二	同	社
小倉新報 (朝四夕四)	小倉市堺町八四	同	社
東洋新報 (朝四夕四)	小倉市大坂町一二六	同	社
九州今日新聞 (朝四夕四)	戸畑市清水町四	同	社
筑豐新報 (朝四夕四)	直方市東原町九八六	同	社

筑豐日日新聞 (朝四夕四)	直方市七二八	同	社
佐賀縣			
佐賀商報 (朝四夕四)	佐賀市唐人町	同	社
佐賀日日新聞 (朝四夕四)	佐賀市松原町中ノ小路	同	社
佐賀每日新聞 (朝八夕四)	佐賀市松原町一〇五	同	社
唐津時事新聞 (夕)	唐津町舊城内	同	社
唐津日日新聞 (朝四夕四)	唐津町唐津一九一八	同	社
長崎縣			
東洋日の出新聞 (朝四夕四)	長崎市千馬町二丁目	同	社
長崎新報 (朝四夕四)	長崎市玉江町三丁目	同	社
長崎日日新聞 (朝四夕四)	長崎市出島町二	同	社
長崎民友新聞 (夕)	長崎市大浦町二二	同	社
軍港新聞 (朝四夕四)	佐世保市天満町一	同	社
佐世保新聞 (朝四夕四)	佐世保市上京町一七	同	社
佐世保新報 (朝八夕四)	佐世保市本島町四	同	社
佐世保日日新聞 (夕)	佐世保市桐生町三	同	社
佐世保民友 (朝四夕四)	佐世保市濱田町六一	同	社
島原新聞 (夕)	島原町四〇四	同	社
長崎島原毎日新聞 (朝四夕四)	島原町二四一四	同	社
對島日日新聞 (朝四夕四)	嚴原町	同	社
熊本縣			
九州新報 (朝八夕四)	熊本市花畑町三一	同	社
九州日日新聞 (朝八夕四)	熊本市上通町四二	同	社
熊本毎日新聞 (夕)	熊本市鹽屋町裏二番町	同	社
大分縣			
大分國民新聞 (朝四夕四)	大分市王子町三三三	同	社
大分新聞 (朝四夕四)	大分市碩田橋通六〇	同	社
大分日日新聞 (朝四夕四)	大分市唐人町	同	社
大分日報 (夕)	大分市勢家町四七五	同	社
豐州新報 (朝四夕四)	大分市荷揚町二	同	社
溫泉タイムス (朝四夕四)	別府市彌生町七〇〇	同	社
大別府新聞 (夕)	別府市旭町	同	社
別府夕新聞 (夕)	別府市秋葉通り	同	社
宮崎縣			
宮崎時事新聞 (朝四夕四)	宮崎市高千穂通二	同	社
三州日日新聞 (朝四夕四)	都城市中原町	同	社
鹿兒島縣			
鹿兒島朝日新聞 (朝八)	鹿兒島市易居町二	同	社
鹿兒島新聞 (朝八)	鹿兒島市山下町	同	社
鹿兒島毎日新聞 (夕)	鹿兒島市樋之口町	同	社
沖繩縣			
沖繩朝日新聞 (朝四夕四)	那霸市西本町四丁目	同	社
琉球新聞 (朝四夕四)	那霸市東町四丁目	同	社
臺灣			
臺灣日日新聞 (朝八夕四)	臺北市榮町四丁目	同	社
臺南新報 (朝八夕四)	臺南市本町三丁目	同	社

臺灣新聞 (朝八夕四) 臺中市明治町一丁目
 東臺灣新聞 (朝 六) 花蓮港街高砂通
樺太
 樺太日日新聞 (朝 六) 豊原町大通南六丁目
 樺太民友新聞 (夕 四) 大泊町本町西一條南六丁目
 樺太時事新聞 (朝 四) 眞岡町宇山手町
 樺太新聞 (夕 八) 本斗町大通八丁目
 樺太タイムス (夕 四) 落合町山通二八

朝鮮
 ●京城 日日新聞 (朝八夕四) 京城府太平通一丁目
 朝鮮商工新聞 (朝 四) 京城府黃金町二丁目
 朝鮮日日新聞 (朝六夕四) 京城府大平通二丁目
 朝鮮日日新聞 (夕 四) 京城府黃金町二丁目
 朝鮮日日新聞 (朝八夕四) 京城府光化門通
 東亞日報 (夕 八) 京城府大平通一丁目
 每日新聞 (夕 八) 京城府大平通一丁目
 朝鮮日日新聞 (夕 六) 仁川府濱町
 全北日報 (夕 四) 大田春日町
 全山日報 (夕 四) 全州大正町一丁目
 群山日報 (夕 四) 群山府錦町九
 光州日報 (夕 四) 光州明治町一
 木浦日報 (夕 四) 木浦府仲町一丁目
 大邱日報 (夕 八) 大邱府東城町三丁目
 大邱府東雲町二九七
 釜山府西町四丁目六

釜山日報 (朝四夕八) 釜山府大倉町四丁目
 南嶺日日新聞 (夕 四) 馬山府通町四丁目
 平壤日日新聞 (夕 四) 平壤府紅梅町一
 西嶺日日新聞 (夕 四) 鎮南浦漢頭里三九
 鴨山日日新聞 (朝 四) 新義州府常盤町
 元山日日新聞 (朝 六) 元山府幸町二六
 北嶺日日新聞 (朝 六) 感興府雲興里
 北嶺日日新聞 (朝 二夕四) 羅南生駒町七七
 朝鮮日日新聞 (夕 六) 清津府敷島町一一

關東
 ●大連 日日新聞 (朝八夕四) 大連市久壽街三六
 大連新聞 (朝八夕四) 大連市奧町八五
 滿洲日報 (朝八夕四) 大連市飛驒町六七
 滿洲日報 (朝一〇) 大連市東公園町三一
 ●奉天 奉天時報 (朝八夕四) 奉天陽田町九
 奉天日日新聞 (朝 六) 奉天信濃町二三
 奉天日日新聞 (朝 六) 奉天市住吉町七
 奉天每日新聞 (朝四夕四) 奉天十間房第四區
 鐵嶺時報 (夕 四) 鐵嶺
 撫順時報 (夕 四) 撫順永安大街四七
 長春實業新聞 (夕 四) 長春永樂街四丁目
 長春中央通一九
 哈爾濱新聞 (夕 四) 哈爾濱新入站承德街

中華民國

哈爾濱日日新聞 (朝 四) 哈爾濱賓州區二面街
 遼報每日新聞 (夕 四) 遼陽大和通一〇
 滿洲日報 (朝 四) 營口新市街南本街六
 安東日報 (朝 四) 安東縣五番通四
 間島新聞 (朝 四) 間島龍井村
 ●上海 上海日日新聞 (朝八夕四) 上海乍浦路一一一
 上海日日新聞 (朝八夕四) 上海白保羅路三
 上海每日新聞 (朝八夕四) 上海吳淞路七七
 新支那報 (朝 四) 北平大甜水井一〇
 北京日日新聞 (朝 四) 北平東城五老胡同
 天津日日新聞 (朝六夕四) 天津日本租界福壽街
 天津日日新聞 (朝四夕四) 天津日本租界福壽街
 山東日日新聞 (朝四夕二) 青島招遠路一一
 青島日日新聞 (朝四夕二) 青島中山路
 福州日日新聞 (夕 二) 福州南臺泛船浦
 香港日日新聞 (朝 四) 香港摩利遜・ヒルロード五六
新嘉坡
 南洋日日新聞 (夕 四) 新嘉坡ピクトリヤ街
瓜哇
 瓜哇日日新聞 (夕 四) パタビヤ市ロアムラカ街六
加奈陀
 加奈陀新聞 (夕 八) パンクラー市アイン街

北米合衆國

紐約時報 (週二回六) 紐約西三十一番街
 紐約時報 (週二回四) 紐約西一七
 紐約世界日報 (朝 八) 羅府北ロスアンゼルス
 羅府世界日報 (朝 八) 羅府ジャクソン街
 羅府世界日報 (朝 八) 桑港グリー街
 羅府世界日報 (朝 八) 桑港エリス街六五〇
 羅府世界日報 (朝 八) サクラメント、エム街三八
 羅府世界日報 (朝 八) ホートランド北二番街五三
 羅府世界日報 (朝 八) シヤトル市メイン街四四
 羅府世界日報 (朝 八) シヤトル市五番街
 羅府世界日報 (朝 八) シヤトル市五番街

布哇報 (朝 八) ホノルル市ヌアヌ街
 布哇報 (朝 八) ホノルル市クイン街
 布哇報 (朝 八) ヒロ市アナムワイ街
 伯刺西爾時報 (週 八) サンパウロ、アケンデス街
 日祕新報 (夕 四) リマ、サムジョ街

廣告代理店並取扱業

新聞雜誌廣告代理業

博報堂	神田區錦町三ノ九	(神田四〇〇〇)
日本弘業通信社	京橋區銀座西三ノ三	(京橋一七三〇)
日本電報通信社	麹町區丸の内通十號館	(丸の内三三一一)
豐國通信社	京橋區銀座西五ノ四	(銀座一三七七)
大明通信社	神田區北神保町三	(神田三五七二)
萬年社支店	京橋區銀座一ノ三	(京橋三五・三六)
京華社支店	麹町區丸三内菱井二號館	(丸の内五〇三)
文華社支店	本郷區本郷六ノ三	(小石川五四三二)
弘報社支店	京橋區銀座西五ノ三	(京橋二〇八三)
廣報社支店	京橋區銀座西六ノ三	(銀座九五〇)
廣告聯合社	京橋區銀座西五ノ一	(銀座三一一)
帝國通信社	京橋區銀座西五ノ二	(銀座五四九五)
正路通信社	京橋區銀座西七ノ五	(銀座八三七)

萬年社支店	東區高麗橋五丁目	(淺草八六六)
金華社支店	東區平野町二丁目	(淺草九八)
京華社支店	東區北濱四丁目	(京橋一三五〇)
旭廣告株式會社	東區五町三丁目	(浪花三六七七)
新興社	北區堂島中一ノ二五	(下谷三〇五五)

宣傳用品及び氣球

日本便達株式會社

日本便達株式會社	京橋區橫町一ノ五	(京橋三三四四)
折込廣告社	京橋區銀座六ノ三	(銀座三〇九五)
櫻華廣告社	牛込區神樂町二ノ二	(牛込五二六)
帝國鐵道廣告社	神田區旅籠町一ノ三四	(下谷三〇五五)
鐵道廣告社	芝區琴平町二	(芝一九九五)
西條興業社	小石川區大塚仲町三六	(大塚六三七)
七口興業社	京橋區京橋一ノ九	(京橋二〇八三)
黎明社	日本橋區吳服町三ノ一	(日本橋一七八五)
宛名通信社	芝區西久保巴町四二	(芝四三二三)

名宛調查筆耕業

宛名通信社	日本橋區通靈町八	(淺草一七五八)
宛名通信社	日本橋區江戶橋二ノ一	(日本橋三五九一)

紙及材料店一覽

東京

服部洋紙	日本橋區堀留一ノ四	(浪花七四)
細川洋紙	神田區駿河臺北甲賀町三	(神田一七一)
岡本洋紙	京橋區銀座三ノ一	(京橋三四〇)
大倉洋紙	京橋區西銀座二丁目	(京橋四一五五)
大澤洋紙	日本橋區西河原十七號	(日本橋一三三)
川島洋紙	神田區岩本町五	(浪花五六八四)
上村洋紙	日本橋區小傳馬町一ノ九	(浪花五八〇)
柏原洋紙	淺草區駒形町二七	(淺草一六九五)
大文字洋紙	京橋區南傳馬町一ノ三	(京橋六一三一)
竹尾洋紙	日本橋區小舟町三ノ六	(浪花三七一一)
大同洋紙	神田區錦町三ノ五	(神田三〇七八)
中井洋紙	京橋區銀座西四ノ五	(京橋四一四四)
山榮洋紙	日本橋區十軒店町七	(日本橋一〇〇五)
山榮洋紙	神田區豐島町三一	(浪花四四七)
山榮洋紙	芝區芝口一ノ一六	(銀座二四四七)
山榮洋紙	日本橋區本木町二ノ四	(日本橋一八六〇)
山榮洋紙	京橋區銀座四丁目	(京橋七七)
山榮洋紙	神田區松永町三〇	(下谷二四二)
山榮洋紙	日本橋區馬喰町四ノ八	(浪花一七二七)

出版關係諸名簿

主要印刷所一覽

(東京印刷同業組合代議員)
(其他主要なる各種印刷所)

京橋區

石版活版	井坂商店印刷所	木挽町一ノ八	(京橋六五三五)
寫真製版	井澤寫真製版所	横町二ノ一	(京橋一七四五)
活版印刷	博文社印刷所	京橋二ノ一三	(京橋一五七二)
活字鑄造	日本式印刷所	京橋一ノ三	(京橋四一六一)
活版石版	細川活版所	銀座四ノ四	(京橋六八四〇)
電氣版	十一層電氣製版所	銀座西二ノ五	(京橋二四一六)
各種印刷	東京活版製造所	築地三ノ一〇	(京橋二八五)
各種印刷	東京國文社	銀座西七ノ五	(銀座二五九)
活版印刷	大倉印刷所	湊町三丁目	(京橋四三三四)
活版印刷	川崎活版所	築池二ノ三〇	(京橋五二一九)
活版印刷	高島印刷所	西八丁堀三ノ三	(京橋三六九八)
各種印刷	中屋三間印刷株式會社	築地四ノ四	(京橋三三一)
活版印刷	イシヤ中杉印刷所	木挽町一ノ五	(京橋三三三三)
活版石版	光文堂	銀座三ノ四	(京橋一三六〇)
活版石版	光文堂	銀座西一ノ五	(京橋二五二六)
活版石版	巧藝社	西八丁堀一ノ四	(京橋二二七八)
活版印刷	國光印刷株式會社	横町一ノ一	(京橋二九五三)
活版印刷	英文通信社印刷所	築地二ノ二	(京橋一八八)
活版印刷	英文通信社印刷所	銀座西五ノ一	(銀座二四四)

關西方面

(洋紙及び附帶品商)	大同洋紙店	東區安土町二丁目	(本町七四〇)
	博進社大阪支店	東區五町三丁目	(本町六五五)
	富士洋紙店	東區備後町三丁目	(本町一三三〇)
	中井商店大阪支店	東區五町三丁目	(本町一四七)
	大倉洋紙店大阪支店	東區安土町二丁目	(本町六九〇)
	森本洋紙店	西區阿波堀通三ノ六	(新町二二六〇)
	安井洋紙店	東區平野町二丁目	(本局二一〇)
	藤本洋紙店	東區久太郎町一丁目	(船場一〇五六)
	朝田洋紙店大阪支店	東區北久太郎町一丁目	(船場三二五二)
(和紙商)	萩原和紙店	東區南本町一丁目	(船場三六四三)

神田區

活版印刷	益世館	木挽町七ノ二	(銀座五八六九)
活版印刷	三協印刷株式會社	漆町二丁目	(京橋六七一四)
活版印刷	三協印刷株式會社	銀座西八ノ五	(京橋三八四)
活版印刷	玉葉堂印刷所	入舟町二丁目	(京橋五五六五)
活版印刷	明治製版所	銀座西三ノ三	(京橋四五四三)
活版印刷	三間印刷所	銀座三ノ三	(京橋七三七)
活版印刷	御山印刷所	銀座西二ノ四	(京橋二七五四)
活版印刷	民友社印刷所	銀座西二ノ三	(京橋二二〇)
活版印刷	尚文館	横町一ノ三	(京橋九三)
活版印刷	信盛社長島印刷所	木挽町一ノ九	(京橋五七三六)
活版印刷	芝印刷所	八丁堀四ノ五	(京橋五七三)
活版印刷	一番館印刷所	今川小路一ノ三	(九段二九〇八)
活版印刷	市村寫真製版印刷所	塗師町五	(神田二二五三)
活版印刷	東京印刷製本株式會社	三崎町三ノ一六	(九段三七七)
活版印刷	千代田印刷製本株式會社	三河町一ノ一八	(神田二二六四)
活版印刷	太田印刷所	錦町三ノ五	(神田二四四〇)
活版印刷	活文舎	美土代町二ノ一	(神田二八五五)
活版印刷	津山印刷所	松富町六	(下谷五三七〇)
活版印刷	塚田印刷所	今川小路一ノ四	(九段三二二七)
活版印刷	山縣製本印刷株式會社	今川小路一ノ一	(九段一四三〇)
活版印刷	文盛社印刷所	錦町三ノ二五	(神田三四四五)
活版印刷	三秀舎	美土代町二ノ一	(神田二八五九)
活版印刷	錦石堂	錦町三ノ九	(神田三四三五)
活版印刷	宮本印刷所	雉子町三ノ四	(神田七三八)
活版印刷	誠心堂堀越印刷所	西福田町一ノ四	(神田九五五)

日本橋區

活版印刷	横林社	箱崎町三ノ三	(茅場町六九二)
活版印刷	中島印刷所	米澤町二ノ八	(浪花四七四九)
活版印刷	櫻井商店	馬喰町二ノ一	(浪花五〇〇〇)
活版印刷	明文社	綱菱町一ノ四	(茅場町二五九一)
活版印刷	靜觀堂	濱町二ノ一四	(浪花三三三)

淺草區

活版印刷	戸田印刷所	榮久町二ノ九	(淺草八五〇)
活版印刷	徳本印刷所	向柳原町一ノ一	(淺草五三六七)
活版印刷	長山堂印刷所	元鳥越町一ノ七	(淺草五五〇)
活版印刷	吉田印刷所	猿屋町一ノ一七	(淺草二六七七)
活版印刷	角田印刷所	山谷町一ノ一	(淺草四六八一)
活版印刷	興文社木村印刷所	神吉町一	(淺草七一〇二)
活版印刷	昇榮堂	東三筋町五四	(淺草七一〇二)
活版印刷	昇榮堂	須賀町二	(淺草七一〇二)

下谷區

各種印刷	凸版印刷株式會社	二長町一	(下谷一九一)
活版印刷	太田印刷所	入谷町三二三	(下谷二七五六)
活版印刷	渡邊印刷所	西町一ノ二	(下谷五三五七)
活版印刷	泰清堂鉛版所	徒町一ノ七四	(下谷五八九六)
活版印刷	藤川商店	西町三	(下谷五三二六)
活版印刷	天正堂印刷所	竹町六	(下谷五四四六)
活版印刷	酒井博文堂	坂町八	(下谷二三四九)

活版印刷 共雅堂渡邊印刷所 中根岸町一〇八 (下谷九四)
オフセット 精華社印刷所 西町四四 (下谷五二八二)

本郷區

活版印刷 伊藤鋼鐵凸版印刷 湯島三組町八〇 (下谷五四〇一)
活版印刷 日東印刷株式會社 眞砂町三六 (小石川一六九五)
活版印刷 杏林 舍 駒込林町一七二 (小石川七七九)

本所區

オフセット 小野美術平版印刷所 龜澤町三ノ一 (墨田二四二三)
平版印刷 金谷印刷所 龜澤町二ノ一 (本所三一三三)
活版印刷 太陽堂印刷所 石原町一ノ二 (本所三八八〇)
活版印刷 問津美術製版印刷所 龜澤町二ノ四 (本所二六四八)
活版印刷 光文社印刷所 龜澤町一ノ三一 (墨田三一四二)

深川區

各種印刷 東京印刷株式會社 東大工町六七 (本所四〇〇五)
活版印刷 永田プリンチング 西六間堀町二八 (本所三九〇二)

芝區

各種印刷 東洋印刷株式會社 愛宕町三ノ三二 (芝二二五)
活版印刷 鷺見文友堂 神明町七六 (芝一三二〇)
平版印刷 單式印刷株式會社 金杉新濱町一二 (三田九二〇)
活版印刷 アサヒ印刷社 新堀町一 (三田三五九四)
活版印刷 安久印刷社 新橋島森口角 (銀座六七四)
活版印刷 酒井印刷所 西久保巴町四二 (芝二二〇七)
活版印刷 三友印刷所 今入町二二 (銀座四四五)

四谷區

各種印刷 日本紙業株式會社 元町五九 (四谷六二四〇)
活版印刷 日本寫眞製版印刷所 木村町一五 (四谷五三三五)

赤坂區

三色版印刷 日本美術寫眞印刷所 田町一ノ一五 (青山四五〇四)
活版印刷 永井印刷所 丹後町一五 (青山三〇六七)

東京市外

プリキ印刷 小島印刷株式會社 北品川六五五 (高輪四一〇一)
グラフィヤ 石田グラフィヤ工藝社 澁谷警察署前 (青山七五七二)
寫眞製版 永田寫眞製版所 西果町三〇 (小石川四九〇四)

關西方面

各種印刷 印刷工廠 大塚市二丁目 (船場三〇一五)
各種印刷 西濃印刷株式會社 大塚市三丁目 (大塚五)
各種印刷 谷口印刷所 大塚市三丁目 (北一三四)
各種印刷 中田印刷所 大塚市三丁目 (北一三五)
各種印刷 福岡印刷株式會社 福岡市下名島町 (東二七〇)
各種印刷 藤井改進黨 大塚市三丁目 (本局五四二二)
各種印刷 帝國印刷株式會社 大塚市三丁目 (土佐堀二二九)
各種印刷 安藤寫眞製版所 大塚市三丁目 (南二三九八)
各種印刷 昌榮堂印刷所 大塚市三丁目 (北二二二二)
各種印刷 森川印刷所 大塚市三丁目 (土佐堀二一四〇)
各種印刷 精版印刷株式會社 大塚市三丁目 (土佐堀二一四〇)

出版關係諸名簿

牛込區

活版印刷 自由活版所 新櫻田町一九 (銀座一五五二)
石版印刷 今福天洋堂 西五軒町一四 (牛込二五〇八)
各種印刷 日清印刷株式會社 榎町七 (牛込二四四〇)
活版印刷 理想社 山吹町一九八 (牛込一五四四)
活版印刷 泰文堂 矢來町六二 (牛込四一九四)
石版印刷 文越堂 横寺町六七 (牛込四三〇七)
活版印刷 康文社印刷所 早稲田區卷町一〇七 (牛込一九五〇)
各種印刷 秀英 舍 市ヶ谷加賀町一ノ三 (牛込一五一〇)

麴町區

活版印刷 一色印刷所 有樂町一ノ三 (九ノ内二二八二)
活版印刷 安藤寫眞製版所 有樂町一丁目 (銀座一七三六)
活版印刷 ジャパンタイムス社 内幸町一ノ五 (銀座四〇三)
活版印刷 青雲堂印刷所 飯田町四ノ一五 (九段三三三〇)
各種印刷 川流堂 飯田町四ノ一四 (九段四一九)

小石川區

活版印刷 常盤印刷所 諏訪町五六 (小石川二二七九)
活版印刷 多木印刷所 戸崎町一三 (小石川二八九)
活版印刷 富士印刷株式會社 西江戸川町 (小石川五九二)
各種印刷 共同印刷株式會社 久堅町一〇八 (小石川八二)

麻布區

オフセット 服部印刷所 竹谷町二 (高輪六八一)
各種印刷 大江印刷株式會社 算町八 (青山三四二七)

主要製本所一覽

(東京製本同業組合評議員其他主要なる製本所)

飯島製本所 神田區三崎河岸一四號 (九段二三三一)
板倉製本所 神田區仲猿樂町一七 (九段二七六七)
石丸製本所 日本橋區江戸橋二ノ三 (日本橋一四四〇)
萩原製本所 神田區美土代町一ノ四一 (神田一七九七)
橋本製本所 神田區西小川町二ノ五 (九段二五八六)
西村製本所 神田區三崎町三ノ一八 (九段三三七七)
東京製本會社 府下大森一〇三五 (大森三三四四)
東京製本會社 神田區西小川町二ノ九 (九段一五七七)
中外印刷製本會社 京橋區南八丁堀三ノ一〇 (京橋六八七四)
中條製本所 神田區飯田町五ノ七 (九段三三三三)
小暮製本所 神田區今小路一ノ一 (九段三〇七九)
小川製本所 神田區小川町一八 (神田一六九五)
大谷製本所 神田區松山下町八 (神田二七五八)
大森製本所 小石川區久堅町四四 (小石川一〇二四)
大津製本所 神田區旅籠町二ノ一八 (下谷四二四七)
岡田製本所 神田區佐久間町三ノ二八 (下谷八一四)
萩村製本所 府下野方町上高田二五二 (四谷一九六七)
和波製本所 小石川區柳町二九 (小石川三三四二)
加藤製本所 芝區南佐久間町二ノ三 (芝三二五四)
加藤製本所 神田區猿樂町二ノ一 (神田三五三八)

片山製本所	本郷區湯島新花町八三	(小石川三六五四)	手塚製本工場	小石川區音羽町七ノ四	(牛込四五六二)
金子(福松)製本所	小石川區久堅町一〇八	(小石川一五七四)	寺島製本所	日本橋區本銀町一ノ一三	(日本橋一五四七)
金子(喜作)製本所	神田區錦町三ノ一七	(神田一七一七)	天海地製本所	小石川區戸崎町八一	(小石川二四八五)
金子(喜太)製本工場	神田區三崎町三ノ一四七	(九段三四六九)	齋藤製本所	牛込區市ヶ谷佐内町三八	(牛込二四一〇)
河上製本所	京橋區築地一ノ八	(京橋六四一〇)	櫻井製本所	下谷區有樂町一ノ三	(九段内九二八)
柏井製本所	神田區三崎町三ノ二	(九段一八六九)	三省堂蒲田工場	府下蒲田町二ノ五	(下谷八三七五)
田邊製本所	本所區東駒形三ノ一〇	(墨田二九三五)	三保製本所	牛込區早稲田鶴卷町二五一	(牛込五四三三)
武下製本所	日本橋區鵜込町三ノ九	(浪花一一四五)	美濃部製本所	小石川區松ヶ枝町一六	(牛込四四九三)
谷合製本所	神田區皆川町一八	(神田一四九八)	宮内製本所	本郷區湯島兩門町四	(下谷一七四七)
高崎製本所	京橋區新榮町四丁目	(下谷六五〇六)	宮本製本所	神田區東福田町一	(浪花七一三)
草江製本所	下谷區飯田町五ノ四	(九段一四九六)	志村製本所	神田區錦町三ノ三	(神田一〇二五)
仲村製本所	下谷區竹町一	(下谷三三四九)	白石製本所	小石川區西青柳町一二	(牛込四四〇五)
長澤製本所	神田區表神保町一〇	(神田三五七六)	昇慶堂製本所	牛込區横寺町八	(牛込三七二三)
村田製本所	府下日暮里五六五	(下谷一九五二)	新榮社製本所	神田區飯田町六ノ一	(九段一五七六)
植木製本所	小石川區西江戸川町二一	(小石川九三六)	榎本製本所	神田區三崎町三ノ一〇七	(九段三三九五)
黒田製本所	京橋區岡崎町一ノ三九	(京橋二六三三)	菱山製本所	下谷區御徒町一ノ六九	(下谷五九九七)
黒田製本所	神田區西小川町二ノ五	(九段三三九一)	兩角製本所	芝區愛宕下町三ノ四	(芝一九六八)
矢野製本所	神田區今小路一ノ一	(九段一四三〇)	本位田製本所	京橋區本八丁堀一ノ一五	(京橋七七四四)
山縣製本印刷會社	神田區區今小路一ノ一	(九段一四三〇)	關山製本工場	神田區三河町一ノ一九	(神田三八〇五)
丸山製本所	小石川區戸崎町九五	(小石川四二〇四)	杉村製本所	京橋區横町二ノ一	(京橋二六七〇)
牧製本印刷工場	神田區錦町三ノ一九	(神田一〇三七)	鈴木製本所	牛込區築土八幡町二六	(牛込三四九九)
二見製本所	牛込區市ヶ谷佐内町三八	(牛込四〇七二)			
福山製本所	小石川區白山御殿町八	(小石川一四六六)			
文録製本所	京橋區銀座西一ノ七	(京橋六六八五)			
小高製本所	芝區櫻田備前町三一	(銀座五五四七)			
鹽谷製本所	牛込區横寺町八	(牛込三七二三)			

全國書籍雜誌商組合所在地

名	稱	所	在	地	組	長
東京書籍商組合	東京市神田區南甲賀町九番地				上原才一	吉郎
八王子市外三多摩雜誌商組合	八王子市横山町 文華堂方				熊澤廣	衛
京都書籍雜誌商組合	京都市中京區御池通河原町東入下丸屋町四一三				須木佐	助
大阪書籍雜誌商組合	大阪府區西南堀江通一丁目三三八				三木森	一
神奈川縣書籍雜誌商組合	橫濱市蓬萊町二丁目一二				島中佐	逸郎
兵庫縣書籍雜誌商組合	神戶市元町通五丁目六七 寶文館内				柏森	郎
長崎縣書籍雜誌商組合	長崎市臺場町三ノ二				安村生	平
新潟縣書籍雜誌商組合	長岡市城内町 北越書館内				菅間定	治
埼玉縣書籍雜誌商組合	川越市大字川越四七二				高橋清	七郎
群馬縣書籍雜誌商組合	前橋市曲輪町二				菅橋鼎	三
千葉縣書籍雜誌商組合	千葉市千葉五二二				能勢銀	藏
茨城縣書籍雜誌商組合	水戸市上市泉町二丁目 川又方				川又繁	郎
栃木縣書籍雜誌商組合	宇都宮市鐵砲町三二三四				相馬銀	邁郎
奈良縣書籍雜誌商組合	奈良縣添上郡帶解町 木原文進堂方				木原繁	郎
三重縣書籍雜誌商組合	津市京口町 萬善堂内				別所藤	次郎
愛知縣書籍雜誌商組合	名古屋市西區玉屋町三ノ一一 星野書店方				星野松	郎

出版關係諸名簿

九一七

名古屋書籍雜誌商組合
 靜岡縣書籍雜誌商組合
 山梨縣書籍雜誌商組合
 滋賀縣書籍雜誌商組合
 岐阜縣書籍雜誌商組合
 信濃縣書籍雜誌商組合
 宮城縣書籍雜誌商組合
 福島縣書籍雜誌商組合
 岩手縣書籍雜誌商組合
 青森縣書籍雜誌商組合
 山形縣書籍雜誌商組合
 秋田縣書籍雜誌商組合
 福井縣書籍雜誌商組合
 石川縣書籍雜誌商組合
 富山縣書籍雜誌商組合
 鳥取縣書籍雜誌商組合
 島根縣書籍雜誌商組合
 岡山縣書籍雜誌商組合
 廣島縣書籍雜誌商組合
 山口縣書籍雜誌商組合
 和歌山縣書籍雜誌商組合

名古屋市中區新榮町二ノ八 錦文堂內
 靜岡市紺屋町一二九 五盟書院內
 甲府市堅町一五 柳澤方
 大津市丸屋町八
 岐阜市多賀町一九
 長野市大門町三八 西澤方
 仙臺市國分町二ノ一三六
 福島市大町五六
 盛岡市肴町六七
 弘前市土手町三〇 今泉方
 山形市七日町五一六
 秋田市大町二丁目
 福井市佐佳枝中町五二
 金澤市長町四番丁四
 富山市東四十物町三五 中田書店方
 鳥取市片原町二ノ三六 尙文館內
 松江市殿町一五〇 今井方
 岡山市內山下町三五ノ一 岡山書籍株式會社內
 廣島市猿樂町 廣島商工會議所內
 山口市中市七
 和歌山市十三番丁 宇治書店內

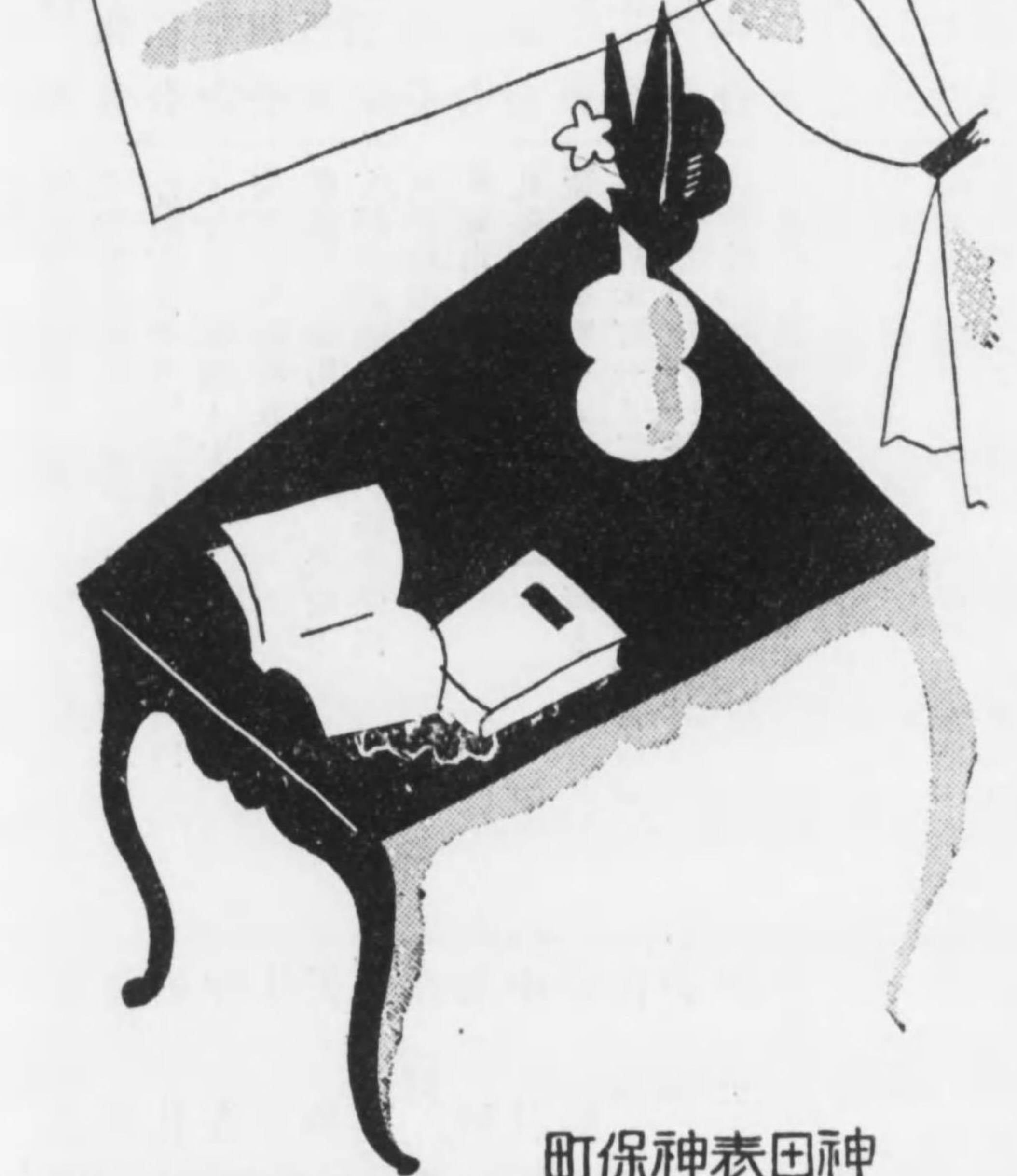
大塚周藏
 菅沼甚一
 大塚源太
 吉田善次
 三浦源賢
 西澤英三
 鈴木澤英
 寺澤英一
 玉泉道次
 今泉道次
 五十嵐太右衛門
 石川太右衛門
 品川太右衛門
 忠谷直衛
 中山清兵衛
 山本鐵太
 今井兼吉
 大森佐太郎
 岡原佐太郎
 白銀市太郎
 宇治德太郎

德島縣書籍雜誌商組合
 香川縣書籍雜誌販賣業組合
 愛媛縣書籍雜誌商組合
 高知縣書籍雜誌商組合
 福岡縣書籍雜誌商組合
 大分縣書籍雜誌商組合
 佐賀縣書籍雜誌商組合
 熊本縣書籍雜誌商組合
 宮崎縣書籍雜誌商組合
 鹿兒島縣書籍雜誌商組合
 沖繩縣書籍雜誌商組合
 北海道書籍雜誌商組合
 臺灣書籍雜誌商組合
 朝鮮書籍雜誌商組合
 樺太書籍雜誌商組合
 滿洲書籍雜誌商組合

德島市冠新町五ノ四八九 黒崎方
 高松市丸龜町四丁目二五
 松山市湊町三丁目四八
 高知市種崎町一五三 富士越書店方
 福岡市西中洲町 博多商工會議所內
 大分市竹町四ノ七六六
 佐賀市吳服町五七
 熊本市上通町四丁目 長崎方
 宮崎市橋通五丁目 修進堂內
 鹿兒島市堀江町八
 那霸市東町一ノ二八
 札幌市北三條西一丁目一
 臺北市榮町一ノ二〇 村崎方
 京城府本町一ノ二八 大阪屋號書店方
 樺太豊原町西一條南一丁目 若林方
 大連市浪速町一三八

黒崎伸精
 宮立守次
 足立國吉
 澤本國吉
 石松國吉
 甲斐萬平
 大坪萬平
 長崎秀季
 高妻秀季
 和田彌兵衛
 大城彌兵衛
 中村信兼
 村崎信兼
 藤崎長一
 林平治
 井金次郎
 濱若井郎

圖書·雜誌
專門之店



神田表神保町

東京堂書店

電話神田・七〇七・四二七

第六部 出版關係團體規約

出版關係團體規約

東京書籍商組合

(事務所) 東京市神田區南甲寅町九
 (電話) 神田八五四番
 (電話) 東京三一〇三番
 (社長) 上原才一郎
 (副社長) 大妻久吉、大塚周吉

規約(昭和六年一月改正)

第一章 總則

第一條 本組合ハ東京市、津原郡、豊多摩郡、北豊島郡、南足立郡、南葛飾郡ノ地域内ニ營業所ヲ有シ圖書ノ出版又ハ販賣ヲ業トスル者ヲ以テ組織ス
 第二條 本組合ハ東京書籍商組合ト稱シ事務所ヲ東京市ニ置ク
 第三條 本組合ハ組合員協同一致シテ營業上ノ弊害ヲ矯正シ新業ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
 第四條 本組合ノ目的ヲ達センカ爲メ左ノ事項ヲ執行ス
 一 圖書ノ出版及販賣ニ關スル利害得失ヲ調査研究シ其ノ改善ヲ圖ルコト
 二 本組合ノ機關雜誌、圖書目錄、書籍商名簿其ノ他ニ必要ナル圖書ヲ發行スルコト

第二章 組合員

第五條 本組合ニ加入セントスル者ハ本組合所定ノ用紙ニ其ノ營業所、商號、氏名、年齢及業別ノ出版、販賣)ヲ記シ加入金五拾圓ヲ送ヘ紹介者タル組合員二人ノ連署ヲ以テ申込ムヘシ但紹介者ノ一人ハ評議員タルコトヲ要ス
 分店、支店、出張所等ハ各別ニ加入スヘキモノトス
 本組合從業者表彰規定ニ依リ表彰セラレタル者ハ加入金ヲ要セス但一旦脫退シタル者又ハ本條第二項ノ規程ニ依リ加入スル者ハ此限ニアラス
 第六條 本組合ハ加入申込者ニ對シ評議員ノ互選ヲ以テ定メタル調査委員會十人ニ審査セシメ評議員會ノ決議ヲ以テ其ノ許可ヲ決定ム
 加入ノ許可ハ其ノ通知ノ到達ニ因リテ効力ヲ生ス

三 組合員出版圖書ノ大市會ヲ開催スルコト
 四 圖書ノ出版及販賣ニ關スル法令ノ制定及改廢ニ關シ官廳若クハ議會其ノ他ニ意見ヲ開申シ又ハ請願スルコト
 五 組合員ノ從業者ヲ表彰スルコト
 六 組合員間ノ營業上ノ紛議ヲ調停スルコト
 七 全國書籍商組合聯合會ニ加入スルコト
 八 前各條ノ外本組合ノ目的ヲ達スルニ必要ト認ムル事項

第七條 組合加入ノ許可ヲ與ヘタル後ト雖加入ノ許可スヘカラサル事由ノ存スルコトヲ發見シタルトキハ評議員會ノ決議ヲ以テ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ
 第八條 左ノ各條ニ該當スル者ハ本組合ニ加入スルコトヲ得ス
 一 露店若クハ道路ニ於テ圖書ノ販賣ヲ營ム者
 二 専ラ戸々ニ就キ圖書ノ行商ヲ營ム者
 三 官衙學校及病院ノ構内ニ設ケタル營業所ニ於テ圖書ノ販賣ヲ營ム者
 第九條 組合員ハ左記各條ノ場合ニ於テハ之ヲ本組合ニ届出テ其ノ承認ヲ經ヘシ
 一 營業所ノ移轉
 二 出版業者ニシテ販賣業ヲ營マントスルトキ
 三 販賣業者ニシテ出版業ヲ營マントスルトキ
 第十條 組合員ハ左記各條ノ場合ニ於テハ七日以内ニ之ヲ本組合ニ届出ツヘシ
 一 氏名若クハ商號ノ變更
 二 商號ノ併用若クハ廃止
 三 廢業
 第十一條 組合員ハ組合ノ經費トシテ月費五十圓ヲ負擔ス
 第十二條 組合員ハ其ノ出版又ハ專賣ノ圖書ニ定價ヲ記載スヘシ

第十三條 組合員ハ卸取引ノ外總テ圖書ハ定價ヲ以テ販賣スヘシ
 第十四條 組合員ハ本組合及各地書籍商組合ノ組合員ニアラサル者ト卸取引ヲ爲スコトヲ得ス
 第十五條 前條ノ規定ニ付テハ別ニ販賣規程ヲ以テ細則ヲ定ム

第十六條 組合員ニ對シ取引上ノ義務ヲ履行セサル者アルトキハ別ニ定メタル取引規程ニ依リ之ヲ處分ス

第十七條 組合員間ニアリテハ既ニ組合員カ圖書ノ出版ニ關シテ有スル發行販賣ノ利益ヲ侵害スヘカラズ

第十八條 組合員カ新タニ出版セントス圖書ニツキ既ニ組合員ト其ノ著作若クハ譯者トノ間ニ出版若クハ專賣ノ契約ヲ締結セル場合ニ於テハ後メ前約者ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス

第十九條 組合員間ニアリテハ現ニ組合員ノ使用スル商號ト同一ノ商號ヲ用フルコトヲ得ス其ノ著シク相類似スルカ爲メニ取引上紛議ヲ來タスノ虞アルモノニツキ亦同シ但先約者ノ承諾ヲ得タルトキハ此限ニアラス

第二十條 組合員ハ自己ニ關スル件ニ付組合ヨリ出頭ヲ求メタルトキハ故ナク之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十一條 組合員タル資格ハ其ノ相續人若クハ法律上ノ家族ニ於テ營業ヲ繼續スル場合ニ限り之ヲ承継スルコトヲ得

個人若クハ法人ノ營業ヲ個人若クハ法人ニ於テ讓受ケタル場合及法人ノ組織ヲ變更シ又ハ合併新設アリ

第三章 役員

第二十四條 本組合ハ組合員中ヨリ評議員五十人ヲ選出ス
 評議員ハ互選ヲ以テ組長一人副組長二人ヲ定ム
 評議員ハ互選ヲ以テ會計主任二人ヲ定ム
 評議員ハ互選ヲ以テ全圖書商組合聯合會代表評議員七人ヲ定ム
 第二十五條 評議員ノ選舉ハ總會ニ於テ無記名連記投票ニ依リテ之ヲ行フ
 票ニ依リテ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トシ得票同數ナル者ノ間ニアリテ八年長者ヲ取リ年齢ニ依リテ決定シ難キ者ノ間ニアリテハ選舉委員會ニ於テ選舉長他職ニ依リテ當選者ヲ定ム
 第二十六條 評議員ノ選舉ハ總會ノ議長ヲ以テ選舉長トス

選舉長ハ總會ニ於テ選任セラレタル選舉委員會二十人ト共ニ投票ヲ管理ス
 投票終リタルトキハ選舉長ハ選舉委員會ヲ開キ開票審査及當選ノ決定ヲ爲ス
 第二十七條 評議員ノ選舉ハ代人ヲ以テ投票スルコトヲ得ス
 投票用紙ハ選舉ノ當日會場ニ於テ之ヲ交付ス
 第二十八條 左ノ各條ニ該當スル投票ハ無効トス但第二條ノ場合ニ於テハ其ノ資格アル者ヲ有テトス
 一 所定ノ用紙ヲ用ヒサルモノ
 二 被選人ノ何人タルヲ確認シ難キモノ
 三 被選人以外ノ事項ヲ記シタルモノ
 第二十九條 本組合ニ特ニ功勞アリタル者ハ評議員會ノ決議ヲ經テ總會ニ於テ名譽評議員ニ推選スルコトヲ得
 名譽評議員ハ終身トシ其ノ職務權限ハ評議員ニ同シ
 第三十條 評議員ノ任期ハ一箇年トス
 第三十一條 評議員ニ當選シタル者ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス
 第三十二條 評議員二十人以上ノ缺員ヲ生シタルトキハ臨時總會ヲ開キ補缺選舉ヲ行フ
 補缺評議員ノ任期ハ前任者ノ任期トス
 第三十三條 評議員ハ無報酬トス但功勞アリタル者若クハ繁劇ノ事務ヲ處理シタル者ニ對シテハ評議員會ノ決議ヲ經テ表彰若クハ謝禮ヲ爲スコトヲ得
 第三十四條 役員ノ職務權限左ノ如シ
 一 組長ハ本組合ヲ代表シ組合全般ノ事務ヲ統轄ス
 二 副組長ハ組長ヲ補佐シ組長事故アルトキハ之ヲ代理ス

三 會計主任ハ會計ニ關スル事務ヲ掌理ス
 四 評議員ハ議案ノ審議シ且規約第四條各號ノ事務ヲ分掌ス
 第三十五條 評議員會ハ其ノ決議ニ依リ必要ノ規程又ハ細則ヲ定ムルコトヲ得
 但組合員共通ノ利害ニ重大ナル關係アルモノハ特ニ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス
 第三十六條 組長ハ評議員會ノ決議ヲ經テ事務員ヲ任命ス

第四章 會 議

第三十七條 會議ヲ分テ左ノ三種トス
 一 臨時總會
 二 臨時總會
 三 評議員會

第三十八條 定時總會ハ毎年一月之ヲ開キ左ノ事項ヲ付議ス
 一 前年度ノ庶務、收支決算及財産目録ノ報告
 二 歳入出ノ豫算案
 三 前各號ノ外債メ組長ヨリ提案シタル事項

第三十九條 臨時總會ハ評議員ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ組合員總數十分ノ一以上ノ同意ニ依リ其ノ目的事項ヲ明示シテ組長ニ請求アリタルトキ之ヲ開ク

第四十條 總會ヲ召集スルトキハ開會七日前組長ヨリ會議ノ目的タル事項日時及場所ヲ組合員ニ通知スヘシ但急速ヲ要スル場合ニ於テハ通知期間ヲ短縮スルコトヲ得

總會ニ於テハ豫メ組長ヨリ通知シタル事項ノ外議スルコトヲ得ス

第四十一條 評議員會ハ毎月一回之ヲ開クモノトシ組長之ヲ召集ス
 組長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時ニ評議員會ヲ開クコトヲ得
 評議員會ハ評議員半數以上ノ出席ヲ以テ成立ス
 第四十二條 會議ノ議長ハ組長之ニ當ル組長事故アルトキハ副組長之ヲ代理シ組長副組長事故アルトキハ評議員ノ互選ヲ以テ代理者ヲ定ム
 第四十三條 組合員ハ總會ニ於テ發言及表決ノ權ヲ有ス但會議ノ事項ニ關シ特別ノ利害關係ヲ有スル者ハ其ノ會議ニ列スルコトヲ得ス
 第四十四條 會議ハ本規約ニ特別ノ規定アル場合ノ外出席員ノ過半數ヲ以テ其ノ可否ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス
 第四十五條 會議中議案ノ秩序ヲ紊ス者アルトキハ議長之ヲ制止シ其ノ制止ニ從ハサル者ハ之ニ退場ヲ命スルコトヲ得

第五章 會 計

第四十六條 組合ノ經費ハ月費、加入金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
 第四十七條 緊急ノ場合ニ際シ臨時支出ヲ要スルトキハ評議員會ノ決議ヲ經テ支拂スルコトヲ得
 第四十八條 組合ノ基金及收入金ハ評議員會ニ於テ定メタル範圍ニ密託ス
 第四十九條 組合ノ會計年度ハ曆年ニ依ル

第六章 營 造 物

第五十條 組合ハ必要ナル營造物ヲ所有スルコトヲ得

第五十一條 營造物ハ評議員會ニ於テ選定シタル管理者ヲ以テ之ヲ管理セシム
 第五十二條 營造物ハ事務ニ妨ケナキ限り之ヲ貸與スルコトヲ得

第七章 制 裁

第五十三條 組合員ニシテ本規約及附屬規程ニ違背シタル者ハ評議員會ノ決議ニ依リ左ノ制裁ヲ加フ
 一 戒 告
 二 違 約 料
 三 除 名
 第五十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ戒告若クハ壹千圓以下ノ違約料ニ處ス
 一 第五條第二項、第九條、第十二條、第十四條、第十七條、第二十條ノ規定ニ違背シタル者
 二 販賣規程第二條乃至第六條ノ規定ニ違背シタル者

三 取引規程第十一條ノ規定ニ違背シタル者
 四 處罰ノ申告ヲ爲シ其ノ他組合員ノ信用ヲ毀損シタル者

第五十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ除名ニ處ス
 一 月費ノ滞納六ヶ月ニ亘ル者
 二 違約料ノ徵收ニ應ゼサル者
 三 三年以内ニ取引停止若クハ違約料ニ處セララルコト通シテ五回ニ及ビタル者
 四 本組合ノ體面ヲ汚損シタル者

第五十六條 除名ニ處セラレタル者改悔ノ實アリト認メタルトキハ更ニ加入ヲ許スコトアルヘシ

第八章 規約及規程ノ變更

第五十七條 本規約及特ニ總會ノ決議ヲ經タル規程ハ總會ノ決議ニ依リニアラサレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス
 第五十八條 本規約及特ニ總會ノ決議ヲ經タル規程ノ變更ヲ議スヘキ總會ニアリテハ出席者ノ三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ可決ス

第九章 附 則

第五十九條 本規約施行前ニ制定セラレタル商號使用規程、取引帳簿取扱規程、圖書大市會規程及圖書出版研究會々則ハ之ヲ廢止ス
 第六十條 本規約ハ昭和六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

販賣規程

第一條 圖書ノ定價トシテ其ノ各冊ニ記載シタルモノノ外埠約價、會費、特價、賣價等總テ公表セラレタル價格ヲ以テ定價ト看做ス
 第二條 組合員ハ圖書ノ定價ヲ割引シ又ハ送料負擔者クハ景品添附其ノ他割引二類スル行爲又ハ其ノ他行爲ヲ爲スコトヲ得但官公署(學校ヲ除ク)ノ公入札ニシテ金額三千圓以上ノモノニ限り定價ニ依ラサルコトヲ得
 組合員他ノ業務ヲ兼營シ其ノ價例ニ依リ景品添附出ヲ爲ス場合ニ於テハ圖書ニ限り景品ヲ添附セサル旨ヲ公示スヘシ
 第三條 出版者ハ發行後一箇年ヲ經過シタル圖書ニ限り九十日ヲ超エサル期間ヲ以テ特價販賣ヲ行フコトヲ得



前項ノ特價販賣ヲ行ヒタルトキハ其ノ期間満了ノ後六ヶ月ヲ經ルニアラサレハ再ヒ之ヲ行フコトヲ得ス
 本條ノ特價販賣ヲ行ハントスルトキハ其ノ發表十日前ニ之ヲ本組合ニ届出テ且販賣者ニ周知セシムルコトヲ要ス
 特價販賣ノ發表ハ新聞廣告又ハ印刷物ヲ以テ之ヲ公表スルコトヲ要ス
 第四條 圖書ノ定價ハ其ノ發行後一箇年ヲ經ルニアラサレハ之ヲ引下シ得ルコトヲ得
 圖書ノ定價ヲ引下ケンストキハ其ノ發表三十日前ニ之ヲ本組合ニ届出テ且販賣者ニ周知セシムルコトヲ要ス
 第五條 預約出版法ニ依リテ發行スル圖書ハ其ノ預約出版完了ノ後ニアラサレハ從前ノ價格ヲ引下ケテ更ニ預約募集ヲ行フコトヲ得
 第六條 發行後一箇年ヲ經過シタル圖書ハ出版者ノ意思ニ依リ之ヲ見切品ト爲スコトヲ得
 前項ノ見切品ニハ本組合ニテ定メタル左ノ印章ヲ出版者ニ於テ押捺スルコトヲ要ス

販賣スルコトヲ得

第七條 國定教科書及補習教科書ノ類ハ規約第十四條本規約第二條第一項中送料負擔及第四條ニ依ラサルコトヲ得
 第八條 中等教科書及軍隊用教科書ノ類ハ本規約第二條第一項中送料負擔及第四條ニ依ラサルコトヲ得
 第九條 審判ノ目的トセシテ發行セラレタル圖書ハ規約第十三條ニ依ラサルコトヲ得
 第十條 玩具ニ類スル印刷物ハ當分ノ内規約第十二條乃至第十四條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得
 第十一條 圖書ノ專賣者ハ出版者ト同シテ本規約ヲ遵守スヘキモノトス

附 則

第十二條 本規約ハ昭和六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

取 引 規 程

第一條 本規約ハ本組合員相互間及本組合員ヨリ他ノ組合ノ組合員ニ係ル取引ヲ規程スルモノトス
 第二條 雜誌、教科書其ノ他特種ノ出版物ニシテ別ニ取引ノ準則アルモノ及特ニ取引ノ條件ヲ協定シタルモノノ外ハ第三條及第四條ノ規定ニ準據ス
 第三條 注文ニ因ル取引ニ付テハ左ノ各號ニ依ル一 掛賣ニ在リテハ毎月二十日ヲ以テ品代金及注文者ノ負擔ニ屬スル諸費用ヲ締切リ其ノ月末ニ金額ヲ支拂フモノトス
 二 發送ノ荷造費及運賃ハ注文者ノ負擔トス
 三 代金引換又ハ荷造費ニ因ル費用ハ注文者ノ負擔トス
 四 注文者ハ蓋ニ注文ノ取消又ハ注文品ノ返送ヲ爲

ス事ヲ得ズ但現品ニ落丁履違其ノ他ノ瑕疵アリタル時ハ之カ引換又ハ修補ヲ請求スルコトヲ得

五 註文品到着前ニ出荷主又ハ註文者ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ由リ紛失又ハ毀損シタルトキハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ平等ニ分担ス

第四條 委託取引ニ付テハ左ノ各號ニ依ル

一 受託者ハ受託ノ時ヨリ六ヶ月以内ニ費上ノ決済及殘品ノ返送ヲ完了スルコトヲ要ス此期限經過後ハ總テ殘品ヲ買切リタルモノト看做ス

二 委託者ノ必要ニ因リ殘品ノ返送ヲ申出テタルニ拘ラス受託者運送ノ之ヲ返送セサルトキハ總テ殘品ヲ買切リタルモノト看做ス

三 受託者力商品ノ取扱ニツキ注意ヲ懈リタルニ因リ生シタル汚損毀滅ノ損害ハ當該受託者責任トス

第五條 本組合員ニ對シ取引上ノ債務ノ支拂ヲ延滞シ又ハ註文品ノ引取ヲ爲サス其ノ他取引上ノ義務ヲ履行セサル者アルトキハ被害者ヨリ本組合ニ其ノ處分ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ爲ス者ハ手数料トシテ一件ニ付五圓ヲ前納スルコトヲ要ス

第六條 前條ノ請求アリタルトキハ本組合ハ評議員ノ互選ニ依リ調査委員十人ヲ選任シテ其ノ事實ヲ調査セシメ不履行者ニ對シ相當ノ期間ヲ定メテ義務ノ履行ヲ催告ス

第七條 前條ノ催告ヲ受ケタル者期間内ニ義務ノ履行ヲ爲ササルトキハ評議員會ノ決議ニ依リ不履行者ヲ取引停止處分ニ付シ之ヲ本組合員及全國書籍商組合聯合會ニ通知ス

第八條 取引停止處分ノ前後ヲ問ハス不履行者其ノ營業ヲ擴張シ又ハ組織ヲ變更シタルトキハ取引停止處分ノ效力ハ其ノ營業承継者ニ及ブモノトス

第九條 不履行者停止處分ヲ受ケタル後其ノ義務ヲ履行シ又ハ決済ニ付協調ヲ遂ケタルトキハ原請求者ヨリ本組合ニ取引停止處分ノ解除ヲ請求スルコトヲ得

第十條 前條ノ請求アリタルトキハ本組合ハ第六條ト同一ノ手續ニ依リテ取引停止處分ノ解除ヲ爲シ之ヲ本組合員及全國書籍商組合聯合會ニ通知ス

第十一條 本組合員ハ取引停止處分ヲ受ケタル者前條ノ解除ヲ得ルニ至ルマテ之ト取引ヲ爲スコトヲ得ス

附 則

第十二條 本規程ハ昭和六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十三條 本規程施行前ニ制定セラレタル賣掛代金延滞者處分細則及代金引換郵便物積貯物取引違背者處分細則ハ之ヲ廢止ス

從業者表彰規程

第一條 本規程ニ從業者ト稱スルハ本組合員ノ雇傭セし書籍營業從業者ヲ云フ

第二條 本組合ハ從業者滿七年以上勤続シ品行方正ニシテ業務ニ勉勵シタル者ヲ表彰スルモノトス但新ニ本組合ニ加入シタル組合員ニシテ其ノ加入後滿三年ヲ超過セサルモノハ本規程ニ依ルコトヲ得ス

第三條 前條ノ表彰ヲ爲ス場合ハ左ノ表彰狀ヲ授與ス

九二六

表彰狀

第 號 何 某 殿 員

何 誰 殿

年 月 生

品行方正ニシテ業務ニ勉勵シ滿七年以上勤続ニ付茲ニ精勵ノ功ヲ表彰ス

品行方正ニシテ業務ニ勉勵シ滿七年以上勤続ニ付茲ニ精勵ノ功ヲ表彰ス

年 月 日

東京書籍商 何 誰 殿

組合 長 何 誰 殿

合 印

第四條 表彰狀ヲ授與シタルトキハ之ヲ本組合員ニ報告スヘシ

第五條 本組合員ハ精勤者名簿ヲ備ヘ之ヲ保存スヘシ

第六條 精勤資格ヲ有スル者アルトキハ本人ノ履歴書ヲ添ヘ其ノ營業主ヨリ本組合ニ届出ツヘシ

前項ノ届アリタルトキハ評議員ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 從業者勤続中其後ニ職ヲ除後直ニ復勤シタル者ハ其ノ年數ヲ中断セラルコトナシ

第八條 表彰ヲ受ケタル者ニシテ不都合ノ行爲アリタルトキハ之ヲ精勤者名簿ヨリ削除シ本組合員ニ報告スヘシ

第九條 本規程ノ表彰式ハ毎年本組合定時總會ニ於テ舉行ス

第十條 第六條第一項ノ届出期間ハ毎年九月一日ヨリ

同三十日迄トス

第十一條 本規程ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本組合ヨリ發スル通知書

本組合ヨリ組合員ニ發スル通知書ハ定時總會臨時總會及急遽ヲ要スルモノノ外ハ「圖書月報」組合通報欄ニ掲載シテ組合員全般ニ通知ス

全國書籍商組合聯合會規約

(事務所) 東京市神田區南甲賀町九

(電話) 神田八五四番

(電報) 東京四五五八〇番

(會長) 日野基七(代理)

(副會長) 日野基七

規約(昭和六年十月改正)

第一章 總 則

第一條 本會ハ全國書籍商組合聯合會ト稱ス

第二條 本會ハ全國ノ書籍商組合ヲ以テ組織ス

第三條 本會ハ事務所ヲ東京市神田區南甲賀町九番地ニ設ク

第二章 目 的

第四條 本會ハ圖書ノ定價販賣ヲ勵行シ營業上ノ利益得失ヲ研究シ文化ノ普及ト斯業ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三章 會 員

第五條 各府縣、北海道、臺灣、朝鮮、滿洲、樺太ヲ一組合ノ區域トス但左記ノ六市ハ各特別一區域トナスコトヲ得

東京市、大阪市、京都市、神戸市、名古屋市

地方ノ事情ニ依リ數區域ヲ併合シテ一組合ト爲スコトヲ得此場合ニ於テハ一區域毎ニ代表議員一人ヲ選出スルコトヲ得

第六條 各組合ハ左記ノ代表議員ヲ選出スルモノトス

各府縣、北海道、臺灣、朝鮮、

滿洲、樺太 各一人

東京市 十人

大阪市 三人

京都市 二人

橫濱市、神戸市、名古屋市 各一人

新潟縣、福岡縣、北海道ハ尚一人ヲ増員スルコトヲ得

第七條 各組合ハ其ノ規約及附屬規程ヲ本會ニ提出シ承認ヲ經ヘシ其ノ變更シタル場合亦同シ

第八條 各組合ノ組合員ハ組合ニ加入セサル同業者ト商取引ヲ爲スコトヲ得ス

第九條 各組合ハ其ノ組合員ノ異動アリタルトキハ直ニ本會ニ報告スヘシ

第十條 各組合ハ其ノ組合員ニ加入ノ申込ヲ爲シタル者ニ對シ正當ノ理由ナクシテ其ノ加入ヲ拒ミ又ハ加入ノ許可ヲ延延スルコトヲ得ス

加入ヲ拒ミ又ハ加入ノ許可ヲ延延シタル場合ハ本會ハ其ノ理由書ヲ提出セシメ又ハ其ノ加入ヲ許スコトヲ催告スルコトヲ得ス

第十一條 各組合ニ於テ組合員ヲ選出處分ニ付シタルトキハ其ノ理由ヲ具シ之ヲ本會ニ報告スヘシ

前項ノ報告アリタルトキハ本會ハ常任幹事會ニ於テ之ヲ調査シ其ノ處分ヲ適當ナリト認メタルトキハ取引停止又ハ除名處分ニ限リ直ニ各組合ニ通知スルモノトス

第十二條 前條第二項ノ通知アリタルトキハ組合員ハ其ノ違背者ニ對シ解除ノ通知アルマテ商取引ヲ爲スコトヲ得ス

第十三條 本會ヨリ通知シタル要件ハ各組合ハ其ノ組合員ニ通知スヘシ

第十四條 各組合ハ新加入者ニ對スル加入金ハ五拾圓ヲ超過スルコトヲ得ス

第十五條 本會ハ組合員間又ハ組合員ト組合員トノ間ニ起リタル營業上ニ關スル紛議ヲ調停スルコトヲ得ス

第四章 會 議

第十六條 會議ヲ分子テ左ノ四種トス

一 定 時 總 會

二 臨 時 總 會

三 常 任 幹 事 會

四 幹 事 會

第十七條 定時總會ハ毎年十月東京ニ於テ之ヲ開キ左ノ事項ヲ付議ス

一 前年度業務、收支決算及附屬目録ノ報告

二 收支ノ豫算案

三 前各號ノ外債メ會長ヨリ發案シタル事項

第十八條 總會ハ各組合ノ代表議員ヲ以テ組織シ議決權ハ一人一箇トス

第十九條 出席議員ニシテ各組合ノ正副議長ニアラサル者ハ議長ノ證明ヲ要ス但役員ニ限ル

第二十條 會長ハ必要ト認メタルトキハ臨時總會ヲ開

クコトヲ得

第二十一條 總會開會ノ通知ハ十四日前ニ會長ヨリ之ヲ發ス但緊急ヲ要スル場合ハ此限ニ在ラス

第二十二條 常任幹事會ハ毎月一回以上之ヲ開キ幹事會ハ必要ニ依リ之ヲ開ク

第二十三條 各組合ノ建議案ハ幹事會ニ於テ審議シ總會ニ提出ノ可否ヲ決ス

第二十四條 會議ハ出席員ノ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第二十五條 總會ニ於テ當該問題ニ利害關係ヲ有スル出席議員ハ其ノ會議ニ列スルコトヲ得ス

第五章 役員

第二十六條 本會ニ左記役員ヲ設ケ其ノ任期ハ三ヶ年トス

會長 一人

副會長 一人

幹事 十八人

第二十七條 幹事中八人ヲ東京ヨリ選出シ之ヲ常任幹事トス

第二十八條 役員ノ選舉ハ定時總會ニ於テ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

第二十九條 役員ニ缺員ヲ生シタルトキハ次期ノ總會ニ於テ其ノ補缺選舉ヲ行フ但其ノ任期ハ前任者ノ殘任期トス

第三十條 會議ハ議長ヲ會長ヲ以テ議長トシ會長事故アルトキハ副會長之ニ代リ會長副會長事故アルトキハ幹事之ニ代リ會長ハ會務ヲ總理シ役員選舉ノ場合ハ選舉長トナル

第三十一條 本會ニ左記役員ヲ設ケ其ノ任期ハ三ヶ年トス

會計主任 一人

第二十二條 會計主任ハ常任幹事ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第三十二條 本會ノ經費ハ代表議員ノ一人ヲ一箇トシ均一ニ負擔スルモノトス

第三十三條 豫算外ノ支出ニシテ緊急ヲ要スル場合ハ常任幹事會ノ決議ヲ以テ之ヲ支辨スルコトヲ得

第七章 制裁

第三十八條 各組合ニシテ本規約ニ違背シ又ハ總會ノ決議ニ服從セサル場合ハ總會ノ決議ヲ以テ左ノ處分ヲナス

一 戒告

二 千圓以下ノ違約料

第三十九條 各組合ニシテ前條ノ制裁ニ應ゼサルモノハ除名ス

第四十條 本規約ハ總會ノ決議ニアラサレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第六章 會計

第三十五條 本會ノ會計年度ハ十月一日ヨリ翌年九月末日迄トス

第三十六條 會計主任ハ常任幹事ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第三十七條 豫算外ノ支出ニシテ緊急ヲ要スル場合ハ常任幹事會ノ決議ヲ以テ之ヲ支辨スルコトヲ得

附則

第四十一條 本規約ハ昭和六年十一月十一日ヨリ之ヲ施行ス

特別決議

一 組長死亡ノ場合ハ市庭金拾圓ヲ贈ルコト

二 組合事務所焼失ノ場合ハ見舞金拾圓ヲ贈ルコト

東京出版協會

(事務所) 東京市神田區小川町五八

(電話) 神田九三〇番

(振替) 東京五五三〇〇番

(會長) 目黒基七

(副會長) 江草重忠、和田利彦

規約 (昭和二年十一月二十四日)

第一章 總則

第一條 本會ハ東京出版協會ト稱シ事務所ヲ東京市ニ設ケ

第二條 本會ハ東京市及東京市ニ隣接スル四郡ノ地域内ニ營業所ヲ有スル圖書出版業者ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 本會ハ會員相互ノ和親ヲ欲クシ共同ノ利益ヲ增進シ新業ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第四條 本會ノ目的ヲ達スル爲メ諸般ノ事項ヲ調査シ必要ト認ムル事業ヲ經營ス

第二章 會員

第五條 本會ハ協議員會ノ決議ニ依リテ別ニ必要ナル各種ノ規程ヲ制定スルコトヲ得

第六條 本會ニ加入セントスル者ハ本會所定ノ申込用紙ニ本人ノ氏名商號、營業所ノ所在地及開業ノ時期其ノ他必要ノ事項ヲ記載シ紹介者タル會員ノ連署ヲ得テ之ヲ本會ニ提出スヘシ

第七條 加入ノ申込アリタルトキハ協議員會ノ決議ニ依リテ其ノ可否ヲ決ス

第八條 本會ニ加入スル者ハ加入金三十圓ヲ本會ニ納付スルコトヲ要ス

第九條 會員ハ平等ニ會費ヲ負擔ス

第十條 會員ノ額ハ總會ノ決議ニ依リテ之ヲ定ム

第十一條 會員其ノ營業所ヲ移轉シ又ハ氏名若クハ商號ヲ變更シタルトキハ之ヲ通知ナク本會ニ届出ツルコトヲ要ス

第十二條 會員ハ左ノ事由ニ因リ其ノ資格ヲ喪失ス

一 任意ノ退會

二 出版業務ノ廢止

三 營業所ノ地域外移轉

四 死亡

五 法人ノ解散

六 破産

七 除名

前項第四號ノ場合及會員力居居ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ相濟人力營業ヲ繼續スルコトニ限リ會員タル資格ヲ承認スルコトヲ得

第十三條 本會ニ協議員二十五人ヲ置ク

第十四條 協議員ハ會員中ヨリ總會ニ於テ無記名投票ニ依リテ之ヲ選出ス

第十五條 有効投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トシ得票同數ナル者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ取リ年長者ニ依リテ決定シ難キ者ノ間ニ在リテハ選舉委員會ニ於テ選舉長抽籤シテ之ヲ定ム

第十六條 協議員ノ選舉ハ總會ノ議長ヲ以テ選舉長トス

第十七條 選舉長ハ總會ニ於テ選任セラレタル選舉委員會十人ト共ニ投票ヲ管理ス

第十八條 投票終リタルトキハ選舉長ハ選舉委員會ヲ開キ開票ノ審査及當選ノ決定ヲ爲ス

第十九條 協議員ノ定數以下ノ被選人ヲ連記スルコトヲ得

第二十條 總會ノ召集通知書ニ添附セラレタル會員名刺ヲ提出シタル者ヲ以テ會員ト看做ス

第二十一條 投票ノ用紙ハ本會ヨリ之ヲ交付ス

第二十二條 左ノ投票ハ之ヲ無効トス

一 所定ノ用紙ヲ用ヒサルモノ

二 被選人以外ノ事項ヲ記載シタルモノ

第二十三條 投票ニ會員ニ非サルモノノ氏名ヲ記載シ又ハ被選人ノ何人タルカヲ確認シ難キ字句ヲ記載シタルモノアルトキハ其ノ部分ヲ無効トス

第二十四條 協議員ノ任期ハ二年トス但シ次ノ總選舉ヲ行フヘキ總會召集ノ便宜ニ因リ新ニ當選シタル協議員ノ就任スル迄ノ間任期ヲ延長スルコトヲ妨ケス

第二十五條 協議員ニ缺員ヲ生シタルトキハ補缺選舉ヲ行フコトヲ得

第二十六條 協議員ニ五人以上ノ缺員ヲ生シタルトキハ補缺選舉ヲ行フコトヲ要ス但シ前任者ノ殘任期六ヶ月以内ニシテ且會務ニ支障ナキ場合ハ協議員會ノ決議ニ依リテ補缺選舉ヲ行ハサルコトヲ得

第二十七條 補缺選舉ニ於ケル投票ニハ選舉長ヲ要スル

第二十八條 協議員ノ定數以下ノ被選人ヲ連記スルコトヲ得

第二十九條 補缺選舉ニ依リテ當選シタル協議員ノ任期ハ前任者ノ殘任期トス

第三十條 協議員ニ當選シタル者ハ正當ノ事由アルニ非サレハ解任スルコトヲ得ス

第三十一條 協議員ハ報酬ヲ受ケルコトナシ但シ其ノ在任中顯著ナル功勞アリタル者又ハ特ニ勤勞ヲ處理シタル者ニ對シテハ協議員ノ決議ニ依リテ相當ノ謝儀ヲ贈ルコトヲ得

第三十二條 協議員ハ會長一人及副會長二人ヲ互選ス

第三十三條 會長ハ本會ヲ代表シ全般ノ事務ヲ統轄ス

第三十四條 會長ハ本規約ニ明定スル事務ノ外總會ノ決議及協議員會ノ決議ヲ執行ス

第三十五條 副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第三十六條 協議員ハ協議員會ヲ組織シテ各般ノ議案ヲ審議決定スルノ外協議員會ノ委任ニ依リ各自ニ會務ヲ分掌ス

第三十七條 協議員ハ協議員會ノ承認ヲ經テ相當ノ代理者ヲ定メ代理セシムルコトヲ得

第四章 會議

第三十一條 會議ヲ分テ總會及協議員會ノ二種トス
第三十二條 定時總會ハ毎年一月中ニ之ヲ開ク
第三十三條 臨時總會ハ協議員會ニ於テ必要ト認メ...

第五十條 會員ニシテ左ノ各號ニ該當スル者ハ之ヲ除名ス
一 會費ノ納付ヲ怠ルコト六ヶ月以上ニ及ヒタル者...

第五十一條 會員ニシテ左ノ各號ニ該當スル者ハ情狀ニ因リ之ヲ除名シ若クハ之ニ干預以下ノ過料ヲ科ス...

第五十二條 本規約ニ基キテ制定セラレタル各種ノ規程ニ於テ別ニ制限ノ規定ヲ設ケルコトヲ妨ケス但シ...

第五十三條 本章ノ規定ニ依リ會員ニ對シ制裁ヲ科スル場合ニハ協議員會ニ於テ事實ヲ審査シ其ノ決議ヲ...

第五十四條 本規約ハ總會ノ決議ニ依リニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第五十五條 本規約ヲ變更スヘキ總會ノ議事ハ出席者ノ三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ可決ス

第七節 規約ノ變更

第五十六條 本規約ハ昭和三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
第五十七條 本規約施行ノ際現ニ協議員タル者ノ任期ハ仍ホ舊規約ニ依ル...

第六章 制裁

第四十三條 本會ノ經費ハ會費及加入金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
第四十四條 緊急ノ須用ニ因リ豫算外ノ支出ヲ爲シ又ハ一時借入ヲ爲スノ必要アルトキハ協議員會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス...

附則

第五十六條 本規約ハ昭和三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
第五十七條 本規約施行ノ際現ニ協議員タル者ノ任期ハ仍ホ舊規約ニ依ル...

地方取引規程

第一條 本規約ハ東京出版協會員ノ發行發賣スル出版物ニ付キ會員ト東京以外ノ地方販賣業者トノ間ニ行ハルル卸賣取引ノ規律スルモノトス
第二條 雜誌、中等教科書其他特種ノ出版物ニ付キ他ノ協會若クハ組合ニ於テ特別ナル取引規程ヲ存スルモノハ先ツ其規程ニ準據ス...

附則

第十五條 本規約ハ昭和二年二月一日ヨリ之ヲ施行ス
日本雜誌協會
(事務所) 東京市日本橋區江戶橋二ノ七
(電話) 日本橋一九三二番
(振替) 東京三三〇三番
(會長) 實業之日本社
(副會長) 新潮社

第三條 本會ハ事務所ヲ東京市ニ設ク
 第四條 本會ハ雜誌ノ發行及販賣ニ付會員共通ノ利益ヲ保護シ新業ノ發達ヲ圖ル目的ヲ以テ左ノ事業ヲ行フ
 一 雜誌販賣規程ヲ定メテ雜誌ノ販賣ニ關スル弊害ヲ防止シ取引ノ圓滑ヲ圖ルコト
 二 分科會規程ヲ定メテ同種ノ雜誌ニ共通ナル事項ノ協定ヲ爲スコト
 三 會務上ノ重要事項ヲ報告スル爲メ會報ヲ發行スルコト
 四 前各條ノ外會員共通ノ利害ニ關スル諸般ノ事項ヲ研究處理スルコト

第二章 會員
 第五條 本會ニ入會セントスル者ハ雜誌元取次業者ノ紹介ヲ以テ本會所定ノ入會申込書ニ記名捺印ノ上入會金壹拾圓、會費六ヶ月分及雜誌見本一部ヲ添ヘテ申込ヲ爲シ本會ノ承認ヲ經ヘキモノトス
 第六條 雜誌發行業者タル會員ハ會費月額壹圓ヲ負擔スルモノトス但二種以上ノ雜誌ヲ發行スル者ハ一種ヲ増ス毎二附加會費トシテ月額五拾圓ヲ負擔スルモノトス
 雜誌元取次業者タル會員ハ會費月額五圓ヲ負擔スルモノトス
 第七條 會員ハ左ノ事項ノ生シタルトキハ七日以内ニ之ヲ本會ニ届出ツルコトヲ要ス
 一 雜誌ノ創刊、改題
 二 雜誌發行權又ハ營業權ノ讓受
 三 相續者クハ組織變更ニ因ル名義ノ變更又ハ商號ノ變更

ノ變更
 四 雜誌ノ休刊若クハ廢刊、營業所ノ移轉若クハ業務ノ廢止
 前項第一號乃至第三號ノ事項ニ付テハ本會ノ承認ヲ經ヘキモノトス
 第八條 前條第一項第二號ノ届出ニハ讓渡人ノ連署ヲ要ス
 第九條 會員ハ雜誌ノ創刊又ハ發行權若クハ營業權ノ讓受ニ付テハ一件毎ニ貳拾圓、雜誌ノ改題又ハ名義若クハ商號ノ變更ニ付テハ一件毎ニ拾圓ノ登録料ヲ本會ニ納入スルモノトス
 第十條 雜誌ノ休刊一ヶ年ニ及フモノハ廢刊ト看做シ登録料前本會ニ届出ツヘシ
 第十一條 第五條、第六條及第九條ニ依ル納付金ハ退會、廢刊其ノ他如何ナル事由アルモ之ヲ返還セサルモノトス
 第十二條 會員ハ他ノ會員ノ使用スル商號又ハ雜誌題號ト同一若クハ類似ノ商號又ハ雜誌題號ヲ用フルコトヲ得ス但先着者ノ承諾ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラス
 前項但書ノ場合ハ先着者ノ承諾書ヲ添ヘ本會ニ届出ツルモノトス
 第十三條 會員ニシテ左記各號ノ一ニ該當スル者ハ會員タル資格ヲ喪失スルモノトス
 一 任意ノ退會
 二 業務ノ休止一ヶ年ニ亘ルモノ
 三 除名

第三章 役員
 第十四條 本會ニ評議員二十人ヲ設ク
 評議員ハ會長副會長各一人及會計主任二人ヲ互選ス
 第十五條 評議員ハ總會ニ於テ無記名連記投票ニ依リ會員中ヨリ之ヲ選舉シ得票最高ノモノヨリ順次當選トス
 得票同數ナルトキハ八年長順ニ依リ、年長順ニ依リ難キ場合ハ抽籤ニ依ル
 第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル投票ハ無効トス
 一 本會所定ノ用紙ヲ用ヒサルモノ
 二 被選人以外ノ事項ヲ記載シタルモノ
 三 投票中ニ被選人ノ何人タルカヲ確認シ難キモノアルトキハ其ノ部分ヲ無効トス
 第十七條 總會ノ議長ハ選舉長トナリ總會ニ於テ選任セラレタル選舉委員二十人ト共ニ選舉委員會ヲ組織シテ投票ノ監理、開票及審査ヲ爲ス
 第十八條 評議員ノ任期ハ二年トス但次期ノ評議員選舉ヲ終ルマテ其ノ任期ヲ延長ス
 第十九條 評議員ニ缺員ヲ生シタルトキハ評議員會ノ決議ニ依リ補選選舉ヲ行フコトヲ得
 補選選舉ニ依リ當選シタル評議員ノ任期ハ先任評議員ノ殘任期間トス
 第二十條 會長ハ本會ヲ代表シテ會務ヲ統轄ス
 第二十一條 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
 第二十二條 會計主任ハ本會ノ會計ニ關スル事務ヲ監理ス
 第二十三條 評議員ハ評議員會ヲ組織シ會務ニ關スル事項ヲ決議スル外評議員會ニ於テ決定シタル應任ニ依リ會務ヲ分掌ス

第四章 會議

第二十四條 會議ヲ分チテ評議員會及總會トス
 第二十五條 會議ハ總會ノ會長之ヲ召集ス
 第二十六條 會議ニ於テハ總會ノ會長ヲ以テ議長トス議長ハ議事ヲ整理シ議案ノ秩序ヲ維持ス
 第二十七條 評議員會ハ毎月一回之ヲ開ク但必要アルトキハ臨時ニ之ヲ開クコトヲ得
 第二十八條 評議員會ハ評議員ノ定數以上出席スルニ非サレハ成立セズ
 第二十九條 定期總會ハ毎年一月中ニ之ヲ開キ左ノ事項ヲ議ス
 一 前年度庶務ノ報告
 二 前年度收支決算ノ報告
 三 收支決算案ノ審議
 四 前各條ノ外豫メ通知シタル事項
 第三十條 臨時總會ハ評議員會ノ決議ニ依リ何時ニテモ之ヲ開クコトヲ得
 會員三十人以上ノ同意ニ因リ付議事項ヲ明示シテ臨時總會ノ召集ヲ請求シタルトキハ過半ナク之ヲ開クコトヲ要ス
 第三十一條 總會ヲ開クトキハ開會七日前ニ付議事項、日時及場所ヲ記載シタル通知ヲ發スルコトヲ要ス但特ニ急遽ヲ要スル場合ニ於テハ通知期間ヲ短縮スルコトヲ得
 第三十二條 總會ニ於テハ豫メ通知シタル事項ノ外之ヲ議スルコトヲ得ス
 第三十三條 會議ニ於テハ總會ノ出席者ノ過半數ヲ以テ可否ヲ決ス
 第三十四條 會議ニハ會員本人若クハ其ノ代表者トシ

第五章 會計

テ豫メ本會ニ届出テ承認ヲ經タルモノニ非サレハ出席スルコトヲ得ス
 第三十五條 本會ノ經費ハ會費、入會金、登録料其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
 第三十六條 現金、有價證券其ノ他財産ノ保管方法ハ評議員會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
 第三十七條 會計年度ハ曆年ニ依ル
 第三十八條 毎年度ノ收支決算ハ定時總會ニ報告スルコトヲ要ス
 第三十九條 毎年度ノ收支決算ハ定時總會ノ審議ヲ經テ之ヲ決定ス
 第四十條 臨時緊急ノ必要アルトキハ評議員會ノ決議ヲ經テ豫算外ノ支出ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ次ノ總會ニ報告シテ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第六章 制裁
 第四十一條 會員ニシテ本規約若クハ本規約ニ基キテ制定セラレタル規程ニ違背シ又ハ分科會ノ協定ヲ侵犯濫脱スルノ行爲アリタルトキハ事態ノ輕重ヲ裁量シテ左ノ處分ヲ爲ス
 一 戒告
 二 貳千圓以下ノ違金徴收
 三 期間ヲ定メタル取引停止
 第四十二條 會員ニシテ左記各號ノ一ニ該當スル者ハ除名ス
 一 會費ノ滞納六ヶ月以上ニ及ブ者
 二 本會ノ體面ヲ甚シク汚損シタル者
 三 前條第二號及第三號ノ處分ニ服從セサル者

附則

第四十三條 除名處分ヲ受ケタル者俟テ實アリト認メタルトキハ更ニ入會ヲ許スコトヲ得
 第四十四條 前三條ノ適用ニ付テハ評議員會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

雜誌販賣規程
 第一條 會員及會員ノ發行スル雜誌ヲ取次若クハ販賣スル者ハ總會ニ準據スヘキモノトス
 第二條 雜誌ハ即取引ノ場合ノ外總會各雜誌ニ表示セラレタル一册定價又ハ前金定價ヲ以テ販賣スルコトヲ要ス但發行日後三ヶ月ヲ經過シタルモノハ此ノ限ニ在ラス
 第三條 雜誌ノ販賣ニ付議者ニ對シ製品ヲ贈與シ若クハ郵送料ヲ負擔シ其ノ他定價別引ニ類スル行爲ヲ爲スコトヲ得ス
 第四條 左ニ記載シタル雜誌ハ之ヲ取次若クハ販賣スルコトヲ得ス
 一 會員ニ非サル者ノ發行シタル雜誌
 二 本會規約又ハ評議員會ノ決議若クハ分科會ノ協

定ニ違背シテ發行シタル雜誌
 本會ニ入會ノ申込ヲ爲シ未タ承認ヲ經サル者ノ發行
 シタル雜誌ハ前項第一號ノ規定ニ拘ラス一回ニ限リ
 雜誌元取次業者ニ於テ之力假借ヲ爲スコトヲ得
 第五條 各地方ノ雜誌販賣業組合ニシテ本會ノ協力ヲ
 得ントスルモノハ其ノ規約及組合員名簿ヲ提出シテ
 本會ノ承認ヲ受クヘシ
 第六條 前條ニ依リ承認ヲ與ヘタルトキハ其ノ組合地
 域内ニ於テハ當該組合ノ組合員ニ非サル者ニ對シテ
 雜誌ヲ供給スルコトヲ得ス
 第七條 雜誌販賣業組合ノ規約ニシテ公益ヲ害シ若ク
 ハ雜誌ノ普及ヲ妨クルノ虞アリト認ムルモノアルト
 キハ承認ヲ與フルコトナシ
 第八條 雜誌ニ依リ一旦承認ヲ與ヘタルモノト雖モ前項ニ
 抵觸スルカ如キ變更ヲ加ヘ又ハ内規等ヲ設ケタルト
 キハ承認ヲ取消スルコトヲ得
 第九條 第五條ニ依リ承認ヲ得タル雜誌販賣業組合ハ
 其ノ規約及組合員名簿ノ變更移動ニ付其ノ都度連帶
 ナク之ヲ本會ニ通知スヘシ
 第十條 第五條ニ依リ承認ヲ得タル雜誌販賣業組合ニ
 於テ其ノ組合員ニ對シ規約ニ基キ取引停止若クハ除
 名ノ處分ヲ爲サントスルトキハ二週間前ニ之ヲ本會
 ニ申告スルコトヲ要ス
 第十一條 左ノ各條ノ一ニ該當スル者ハ評議員會ノ決議
 ヲ以テ取引停止ノ處分ニ付ス
 一 會員ニ對シ取引上ノ債務履行ヲ遲滞シタルニ因
 リ處分ノ請求ヲ受ケタル者
 二 一旦讀者ニ販賣シタル雜誌ノ買戻ヲ爲シ又ハ儲
 本回覽ニ類スル行爲ヲ爲シタル者
 三 返品期間内ニ在ル雜誌ヲ古本トシテ買取リタル

者
 四 手段ノ何タルヲ問ハス會員ニ損害ヲ來スヘキ方
 法ニ依リテ不正ノ返品ヲ爲シタル者
 前項第一號ノ場合ニ於テハ債權者タル會員ハ處分ノ
 請求ト同時ニ一件ニ付調査手数料五圓ヲ納付スヘシ
 第十一條 前條ノ取引停止處分ハ爾後ノ情狀ニ因リ評
 議員會ノ決議ヲ以テ之ヲ解除スルコトヲ得但前條第
 一項第一號ニ該當スルモノニ在リテハ原請求者ヨリ
 解除ノ請求アルコトヲ要ス
 第十二條 本會規約第四十一條、本規程第九條及第十
 條ニ定ムル取引停止ノ被處分者ニ對シテハ其ノ期間
 ノ満了又ハ處分ノ解除アルニ至ルマテ雜誌ノ供給ニ
 關スル取引ヲ爲スコトヲ得ス
 第十三條 本規程ハ總會ノ決議ニ依ルニ非サレハ之ヲ
 變更スルコトヲ得ス
 第十四條 本規程ハ昭和五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
 從前ノ雜誌販賣業組合ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止
 ス
 第十五條 從前ノ雜誌販賣業組合ニ依リ承認ヲ與ヘタル
 雜誌販賣業組合ノ規約ハ本規程ニ依リ承認ヲ與ヘタル
 ルモノト看做シ爾後本規程ヲ適用ス
 第十六條 本規程施行前ニ取引停止處分ヲ受ケタル者
 ニハ爾後本規程ヲ適用ス
 附則
 第一條 雜誌發行業者タル會員ハ規約第四條第二號ニ
 基キ次條ニ定ムル分科ニ依リ分科會ヲ組織スルコト
 ヲ得

九三四
 第二條 雜誌ヲ類別シテ左ノ十二分科トス
 第一分科 幼年繪物誌
 第二分科 幼年讀物誌
 第三分科 少年少女雜誌
 第四分科 男女青年雜誌
 第五分科 婦人讀物誌
 第六分科 娛樂讀物誌
 第七分科 時事及思想ニ關スル評論雜誌
 第八分科 文藝、美術、音樂其ノ他藝術ニ關スル雜
 誌
 第九分科 理化學、醫學、算數、歷史、地理等ニ關
 スル學術雜誌
 第十分科 政治、法律、經濟、產業等ニ關スル學術
 雜誌
 第十一分科 哲學、宗教、教育、心理、倫理等ニ關
 スル學術雜誌
 第十二分科 前各分科ニ屬セサル雜誌分科會員ノ所
 屬ハ評議員會ニ於テ之ヲ定ム
 第十三條 分科會ヲ組織セントスルトキハ當該分科ニ屬
 スル會員五人以上ノ發起ニ依リ會員ヲ召集シテ準備
 協議會ヲ開キ幹事三人ヲ選舉シタル上幹事ヨリ之ヲ
 評議員會ニ報告シテ其ノ承認ヲ得ヘキモノトス
 第十四條 幹事ノ任期ハ二年トス
 第十五條 幹事ノ改選ハ協議會ニ於テ之ヲ行ヒ其ノ結果ヲ評議
 員會ニ報告スルコトヲ要ス
 第十六條 幹事ハ當該分科會ノ事務ヲ掌理シ協議會ノ招
 集及議事ノ整理ヲ擔任ス
 第十七條 協議會ハ必要ニ應ジ隨時ニ之ヲ開キ左ノ事項
 ニ付キ審議決定ヲ爲スモノトス
 一 當該分科會員ニ共通ナル利害問題

二 當該分科會員ニ於テ一致實行ヲ爲スヘキ事項
 三 前各條ノ外評議員會ヨリ附託セラレタル事項
 第七條 當該分科ニ屬スル會員三人以上ノ連署ニ依リ
 協議事項ヲ明示シテ協議會ノ召集ヲ請求シタルトキ
 ハ幹事ハ遲滞ナク協議會ヲ召集スルコトヲ要ス
 第八條 協議會ハ當該分科ニ屬スル會員半數以上ノ出
 席アルニ非サレハ協定ヲ爲スコトヲ得ス
 第九條 協議會ノ議事ハ出席者ノ三分ノ二以上ノ多數ニ依リ
 テ可否ヲ決ス
 第十條 協議會ノ協定ハ之ヲ評議員會ニ報告シテ其ノ
 承認ヲ求ムルコトヲ要ス
 第十一條 前項ノ場合ニ於テ評議員會若シ其ノ協定ヲ不當ト認
 ムルトキハ更ニ當該分科會ニ送致シテ再議セシムル
 コトヲ得
 第十二條 協議會ノ協定ハ評議員會ノ承認ヲ得タルモノ
 ニ限リ當該分科會員ヲ拘束ス
 第十三條 分科會ハ協議會ニ於ケル審議ノ結果ニ因リ
 必要アリト認ムルトキハ評議員會ニ意見ヲ提出スル
 コトヲ得
 附則
 第十二條 本規程ハ昭和五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
 從前ノ分科會規程ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
 第十四條 從前ノ分科會規程ニ依リテ組織セル分科會
 ノ理事ハ本規程施行ノ日ヨリ一ヶ月以内ニ第二條ニ
 規定スル分科ニ準據シテ當該分科會ニ屬スヘキ會員
 ヲ召集シ第三條ノ規定ニ從ヒ其ノ組織ヲ更新スヘ
 シ

東京雜誌販賣業組合
 (事務所) 東京市神田區區界河邊東江梅町六
 (電話) 神田六〇八七番
 (振替) 東京八〇八〇二
 (組長) 大野孫平
 (副組長) 大塚周吉、塚越部四郎
 第一章 總則
 第一條 本組合ハ左記地域内ニ營業所ヲ有スル雜誌販
 賣業者ヲ以テ組織ス
 東京市 荏原郡 豊多摩郡 北豊島郡 南足立郡
 南葛飾郡
 第二條 本組合ハ東京雜誌販賣業組合ト稱シ事務所ヲ
 東京市ニ置ク
 第二章 目的
 第三條 本組合ハ組合員間ノ利益増進ト共濟觀望ヲ旨
 トシ無益ノ競争ヲ避ケ新業ノ發達ヲ圖リ營業上ノ弊
 害ヲ矯正スルヲ以テ目的トス
 第四條 本組合ハ組合員間ノ一方若クハ双方ノ請求ニ
 ヲリ營業上ヨリ起ル紛議ノ調停ヲナスコトヲ得此場

九三五
 合ハ幹事會ノ互選ヲ以テ調停委員若干人ヲ舉ケ之ヲ
 調停セシム
 第五條 本組合ノ目的ヲ達センカ爲メ組合員ハ左ノ事
 項ヲ遵守スキモノトス
 一 組合員外ノ營業者ト取引ヲ爲ササルコト
 二 雜誌ハ凡テ定價ヲ以テ販賣スルコト但前金拂込
 ノ購讀者ニ對シテハ各雜誌專附記載ノ價格ヲ以テ
 販賣スルコトヲ得、尙舊附記載ノ發行日ヨリ三ヶ
 月ヲ經タルモノハ除外ス
 三 雜誌ヲ販賣スルニ最品ヲ添付シ送料負擔者ヲハ
 割引ニ類スル行爲ヲ爲ササルコト
 四 貸覽及回覽ノ營業ヲ爲ササルコト
 五 貸覽及回覽業ヲ營ムモノニ雜誌ヲ販賣セサルコ
 ト
 六 取引停止中ノ組合員ト取引ヲ爲ササルコト
 七 營業休止中ノ組合員ト取引ヲ爲ササルコト
 第三章 組合員
 第六條 本組合ニ加入セントスル者ハ本組合所定ノ加
 入申込書第一號書式ニ一定ノ店舖ヲ有スル營業所
 及商號、氏名、年齢ヲ記載シ所要地圖(店舖ノ位置
 及附近組合員ノ位置ヲ明記シタルモノ) 誓約書ヲ添
 付シ紹介者タル組合員二人ノ連署ヲ以テ申込ムヘシ
 但紹介者ノ一人ハ幹事タルコトヲ要ス
 加入金ハ貳百圓トシ加入ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ十
 日以内ニ本組合ニ納入スヘシ
 金額納入ノ日ヨリ組合員タルノ資格ヲ生ス
 支店、分店若クハ出張所ノ設置ハ各別ニ加入スヘキ
 モノトス
 組合員(加入後滿七ヶ年以上)ノ從業者ニシテ滿七ヶ

年以上勤続シタル者ハ加入金ヲ拾圓トス此場合ハ第二號書式ノ證明書ヲ申込書ニ添付スルコトヲ要ス但一旦脱退シタル者ハ此限ニアラス

第七條 加入申込者ニ對シテハ調査ヲ行ヒタル後幹事會ニ於テ其ノ可否ヲ決ス

第八條 申込者ノ營業所カ組合員ノ營業所ニ接近シ甚敷支障アリト認めタル場合ハ其ノ加入ヲ許可セザルコトアルヘシ

第九條 加入申込者ニシテ組合員營業所ノ譲渡ヲ受ケントスルトキハ第四號書式ニヨリ譲渡人譲受人連署ノ上届出テ其ノ許可ヲ受ケヘシ此場合譲渡人ハ脱退シテ金壹百圓ヲ納入スルコトヲ要ス其ノ營業所ニ對シテハ前條ニ依ラスシテ其ノ加入ヲ許可スルコトアルヘシ但譲受人カ勤続者ノ場合ハ登録料金拾圓トス

第十條 組合員ニシテ其ノ營業所ヲ移轉セントスルトキハ移轉前必ス第五號書式ニ依リ本組合ニ届出テ許可ヲ受ケルコトヲ要ス

移轉場所カ第八條ニ該當スル場合ハ其ノ移轉ヲ許可セザルコトアルヘシ

第十一條 組合員ニシテ其ノ營業所ヲ移轉シテ第八條ニ該當スル場合ト雖營業休止ノ誓約書ヲ提出スルトキハ其ノ移轉ヲ許可スルコトアルヘシ

第十二條 組合員ハ死亡若クハ退避ノ場合相續人又ハ法律上ノ家族ニ其ノ營業ヲ繼承セシムルコトヲ得此手續ハ第三號書式ニ依リ戶籍簿本(或ハ持本)其ノ他ノ證明書相繼届出テ許可ヲ受ケヘシ此場合ニ於テハ加入金ヲ要セズ

第十三條 組合員ハ他ノ組合員ト同一ノ商號ヲ有スル

コトヲ得ス但先着者ノ承諾ヲ得タルモノハ此限ニアラス

第十四條 組合員ハ其ノ店頭ニ組合員タルノ標章ヲ掲出スルコトヲ要ス但標章ハ組合員ヨリ交付ス

第十五條 組合員ニシテ氏名、商號ヲ變更シ若クハ廢業シタルトキハ一週間以内ニ組合ニ届出ツヘシ但商號變更ノ場合ハ第十三條ニ據ル

第十六條 組合員ハ組合經費負擔ノ義務ヲ負フ

第十七條 組合員間ニ於テ商取引ノ支拂ヲ延滞シタル者アルトキハ被責者ヨリ其ノ處分ヲ組合ニ請求スルコトヲ得

第十八條 組合ハ前條ノ請求アリタルトキ事實ヲ調査シ其ノ延滞ヲ認メタルトキハ日ヲ限リ支拂フヘキ旨通告シ之ニ應ゼサルトキハ第五十二條ニ據リ處分スヘシ

第十九條 組合員ハ自己ニ關スル件ニ付キ組合ヨリ出頭ヲ求メラレタルトキハ故ナク之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十條 組合員ニシテ組合員タル品位ヲ汚損シ若クハ幹事會ニ於テ不都合ノ行爲アリト認めタルトキハ第五十二條ニ據リ處分スヘシ

第二十一條 組合員ニシテ滿一ケ年間以上營業ヲ休止シタルトキハ第八條ヲ適用セザルモノトス

營業休止ノ起算日ハ組合員ノ届出若クハ調査ノ上其ノ營業休止ノ事實ヲ幹事會ニ於テ確認シタル上之ヲ決定ス

第二十二條 組合員ハ左ノ事由ニ發生シ因リテ組合員タルノ資格ヲ喪失ス

一 任意ノ脱退

二 廢業

三 營業所ノ讓渡

四 營業ヲ休止スルコト滿二ケ年ニ亙ルモノ

五 營業所ノ組合地域外移轉

六 許可ヲ得スシテ其ノ營業所ヲ移轉シタルモノ

七 死亡 但第十二條ヲ適用シテ其ノ資格ヲ繼承スルコトヲ得

八 法人ノ解散

九 破産

第十條 名

第二十三條 本組合ハ規約第三條ノ目的ヲ達スル爲メ本組合内ニ共濟會ヲ設ケ幹事會中ヨリ委員若干人ヲ置キ特別會計ヲ以テ組合員ノ共濟事務ヲ擔任ス

共濟會規則ハ別ニ之ヲ定ム

第二十四條 組合員ニシテ本組合ニ特ニ功勞アリタル者ハ之ヲ表彰スルコトアルヘシ

第二十五條 組合員ノ從業者ニシテ滿七ケ年以上勤続シタル者ハ本組合ニ於テ表彰スル表彰規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二十六條 組合員ノ從業者ニシテ規約ニ反スル行爲アリタル場合ト雖組合員ハ其ノ責任ヲ負フモノトス

第二十七條 組合員ニシテ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ之ニ對シ加入金ノ返還又ハ組合財產ノ分配ヲ請求スルコトヲ得ス

第四章 役員

第二十八條 組合ハ組合員中ヨリ左ノ役員ヲ選舉ス

幹事 三十名

幹事ハ其ノ互選ヲ以テ組長一人副組長二人常任幹事五人會計二人規約履行委員十人共濟會委員若干人ヲ定ム

事務取扱ノ爲メ事務員若干人ヲ置ク事務員ハ幹事會ノ決議ヲ以テ組長之ヲ任免ス

第二十九條 組長ハ本組合ヲ代表シ會議ノ際議長ノ職ヲ掌ル副組長ハ組長ヲ補佐シ組長ヲ代理ス常任幹事ハ緊急ヲ要スル事件ヲ審議シ會計ハ會計事務ヲ掌ル規約履行委員ハ規約運用ノ事務ヲ掌リ共濟會委員ハ共濟事務ヲ處理シ幹事ハ諸般ノ審議シ事務ヲ分掌ス

第三十條 役員ノ選舉ハ定時總會ニ於テ組合員ノ無記名連記投票ヲ以テ之ヲ行ヒ有効投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選トス

得票同數ナルトキハ年長者ヲ取リ年輪ニ依リ難キトキハ抽籤ニ依リテ之ヲ定ム選舉ハ代人ヲ以テ投票スルコトヲ得ス

選舉人名簿及投票用紙ハ選舉當日其ノ會場ニ於テ交付ス

選舉長ハ總會ノ議長之ニ當リ選舉委員ハ選舉長之ヲ定ム

第三十一條 左ノ投票ハ無効トス但第二號ノ場合ハ其ノ資格ナキモノヲ除外ハ有効トス

一 所定ノ用紙ヲ用ヒサルモノ

二 被選人ノ何人タルヲ確認シ難キモノ

三 被選人以外ノ事項ヲ記シタルモノ

第三十二條 組合員ニシテ幹事候補タラントスル者ハ選舉期日三日前ニ組合所定ノ書式ニ依リ届出ツルコトヲ要ス若シ届出ナキモノニ對シハ爲シタル投票ハ無効トス

選舉期日ハ組合月報ヲ以テ公示ス

第三十三條 本組合ハ本組合ニ特ニ功勞アリタルモノニ對シテ幹事會ノ決議ヲ經テ總會ニ於テ相續役ニ推薦

スルコトヲ得

相續役ハ終身トス

第三十四條 幹事ノ任期ハ一ケ年トス

第三十五條 幹事ニ當選シタル者ハ正當ノ理由ナクシテ解任スルコトヲ得ス

第三十六條 幹事ハ無給トス但特ニ費用ヲ要シタルトキハ實費ヲ支拂ス

第三十七條 幹事會中特ニ功勞アリタル者若クハ繁劇ノ事務ヲ處理シタル者ニ對シテハ幹事會ノ決議ヲ以テ表彰若クハ報酬ヲ爲スコトヲ得

第五章 會議

第三十八條 會議ヲ分ツテ左ノ六種トス

一 定時總會

二 臨時總會

三 幹事會

四 常任幹事會

五 規約履行委員會

六 共濟會委員會

第三十九條 定時總會ハ毎年一月之ヲ開キ左ノ事項ヲ舉行ス

一 前年度ノ事務報告及財産目録會計收支決算報告

二 決算案審議

三 組長ヨリ豫メ提出シタル議案ノ審議

四 役員ノ選舉

第四十條 臨時總會ハ幹事會ニ於テ必要ト認めタルトキ又ハ組合員十分ノ一以上ノ同意ニヨリ其ノ目的タル事項ヲ明示シテ組長ニ請求アリタルトキ之ヲ開ク

第四十一條 總會ヲ開カントスルトキハ七日前組長ヨ

リ會議ノ目的タル事項、場所及日時ヲ組合員ニ通知スヘシ但緊急ヲ要スル場合ハ其ノ通知期間ヲ短縮スルコトヲ得

第四十二條 總會ニ於テハ豫メ組長ヨリ通知シタル事項ノ外他ノ事項ヲ議スル事ヲ得ス

第四十三條 幹事會ハ毎月一回之ヲ開ク常任幹事會及規約履行委員會共濟會委員會ハ隨時之ヲ開キ必要ノ場合ニハ臨時幹事會ヲ召集スルコトアルヘシ

第四十四條 組合員ハ總會ニ於テ幹事ハ幹事會ニ於テ發言權ヲ有ス但幹事會ニ於テ會議ノ事項ニ對シテ發言權ヲ有スル者ハ其ノ會議ニ列スルコトヲ得ス

第四十五條 議事ハ出席員ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第六章 會計

第四十六條 組合員ハ組合維持費トシテ月額拾圓ヲ支出スルモノトス

第四十七條 本組合ノ經費ハ月費、加入金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ支拂ス

第四十八條 緊急及非常ノ場合ニ際シ臨時支出ヲ要スルトキハ幹事會ノ決議ヲ以テ之ヲ支拂スルコトヲ得但此場合ハ次期ノ總會ニ之ヲ報告シ承認ヲ得ルコトヲ要ス

第四十九條 組合ノ基金及收入金ハ幹事會ニテ定メタル銀行又ハ信託會社ニ寄託ス

第五十條 組合員ハ事務ニ妨ケナキ限リ會計帳簿ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得

第七章 制裁

第五十一條 組合員ニシテ本規約ニ違反シタル者ハ幹

一 議決事項ヲ以テ左ノ制限ヲ爲ス
 二 拾圓以上壹千圓以下ノ違約料
 三 期限ヲ定メタル取引停止
 四 期限ヲ定メタル取引停止
 五 除 名
 第五十二條 左ノ條項ノ一ニ該當スル者アルトキハ第五十一條ヲ適用ス
 第五十三條 第六條第四項、第十條第一項、第十八條、第十九條、第二十條、第五十六條
 第五十四條 左ノ各條ノ一ニ該當スル者ハ除名ニ處ス
 一 月費ノ滞納六ヶ月ニ亘ルモノ
 二 違約料ノ徴收ニ應ゼサルモノ
 三 組合員ニシテ貸付及回管業ニ類スル行爲アル者ニシテ賠償ノ實アリト認メタル場合ハ組合員二人ノ保證ニヨリ幹事會ノ決議ヲ以テ之ヲ解除スルコトアルヘシ
 第五十五條 組合員ハ組合員中ニ規約違反者アルコトヲ認知シタルトキハ速ニ組合ニ申告セラルヘシ申告者ノ氏名ハ絕對ニ秘密トス
 第五十六條 前條ノ申告者力故意ニ他ヲ中傷セントスル處構ニ出タルトキハ申告者ハ第五十二條ノ制限ヲ受ケルコトヲ得ス
 第五十七條 本章ノ制裁ニ對シ組合員ハ異議ノ申立ヲナスコトヲ得ス
 第五十八條 本規約ハ總會ノ決議ニ依ルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス

第八章 附 則

第五十九條 本規約ハ昭和六年一月一日ヨリ施行ス
 第一條 本會ハ東京雜誌販賣業組合共濟會ト稱ス
 第二條 本會ハ東京雜誌販賣業組合ノ組合員ヲ以テ組織ス
 第三條 本會ハ本組合規約第二十三條ニ依リ會員相互ノ共濟ヲ以テ目的トス
 第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル第一事業トシテ會員營業所ノ火災ニ際シ見舞金ヲ贈呈スルモノトス
 第五條 本會々員ハ毎月拾圓ヲ共濟基金トシテ積立ツルモノトス
 第六條 本會ハ會員ノ罹災ニ際シ調査ノ上其ノ程度ヲ審査シ五百圓以内ヲ贈呈スルモノトス
 第七條 本會々員ニシテ左ニ該當スル場合ハ第六條ヲ適用セサルモノトス
 一 無断移轉場所ニ於ケル出火
 二 警視廳令所定ノ爆發物取締規則違反ニ依ル出火
 三 天災地震ニ依ル出火
 第八條 本會ハ本組合幹事會中ヨリ互選ヲ以テ委員十名ヲ定メ事務ヲ處理ス
 第九條 本會々員ハ特別會計トシテ本組合會計之ヲ擔任ス
 第十條 委員ハ會員罹災ノ通知アリタルトキハ直ニ現狀ヲ調査シ委員會ニ於テ見舞金ヲ決定シ本組合幹事會ノ承認ヲ經テ之ヲ實行ス會員ハ之ニ對シ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得ス
 第十一條 本會ノ事務及會計ノ決算ハ毎年一月本組合定時總會ニ於テ之ヲ報告ス
 第十二條 會員ニシテ本組合規約第二十二條ニ依リ組

東京雜誌販賣業組合共濟會細則

會員タル資格ヲ喪失シタルモノハ本會積立金及財產ノ分配ヲ請求スルコトヲ得ス
 第十三條 本細則ハ昭和六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
 共濟會細則運用申合せ
 本申合せハ共濟會細則ニ依リ幹事會ノ決議ヲ經テ左ノ申合せヲナス
 組合員ハ全部共濟會々員タルト共ニ組合員ノ資格ヲ喪失シタルモノハ共濟會々員ノ資格ヲ失フ組合員ハ其組合月費ト共ニ必ス共濟會費ヲ支出スルモノトス
 見舞金贈呈額ノ査定
 一 會員ノ營業所ニシテ火災ニ依リ全部焼失セル場合ハ全體額ト見做ス
 二 營業所ニシテ全體ニアラサル場合ハ其被害程度ヲ調査シ委員會ニ於テ見舞金額ヲ定ム
 見舞金贈呈額ノ標準
 三 營業所ノ全體ト認メタルモノハ金五百圓以内トス
 四 營業所ヲ有スルモ陳列販賣セサル條件アルモノハ全體ノ場合ト雖モ金貳百圓以内トス
 五 營業所ヲ有スルモ營業ヲ一時停止中ノモノハ全體ノ場合ト雖モ金貳百圓以内トス
 六 組合ニ營業停止ノ念書ヲ差入レルモノハ全體ノ場合ト雖モ金壹百圓以内トス
 七 營業ヲ休止シ又ハ組合ニ營業停止ノ念書ヲ差入レ他ニ同居セルモノハ全體ノ場合ト雖モ金五百圓以内トス 但シ組合員内ニ同居セルモノハ金拾圓トス
 八 本店、支店、分店及出張所等ヲ合併セルモノハ一權利ニ對シテノミ前各項ヲ適用シ其他ハ一權利

每ニ金拾圓トス
 九 會員ニシテ類機セサルモ近火ノ爲メ消防ニ依リ損害ヲ受ケタルモノハ調査ノ上見舞金額ヲ査定ス
 十 假移轉申請手續中罹災セル時ハ届出ノ日ヲ以テ有効トス
 十一 一時ニ多數ノ罹災者ヲ生シタル場合ハ共濟會基金ノ範圍内ニ於テ按分ヲ以テ見舞金ヲ贈呈ス
 十二 會員ニシテ共濟會細則第七條ニ該當セルモノ及ヒ左ノ場合ハ見舞金ヲ贈呈セズ
 一 營業ヲ休止シ他人ノ家ニ權利ヲ讓キ居住セサルコトヲ確認セルモノ
 二 營業ヲ休止シ營業所ニ全ク居住セズ其場所ニ他人カ居住ナスモノ
 十三 罹災者ノ手續ト其調査法
 十四 會員ハ罹災アリタル時ハ五日以内ニ組合事務所ニ届出ルコト
 十五 組合ハ前項ノ場合共濟會委員長ニ通知シ委員長ハ即時全委員ヲ召集シ現場ヲ調査シタル後委員會ヲ開キ被害ノ程度ニ依リ見舞金ヲ定ム
 十六 委員長ハ委員會ノ決定ヲ幹事會ニ報告シ承認ヲ求ム
 十七 幹事會ニテ見舞金贈呈ノ決議ヲ經タル時ハ組合ハ直ニ罹災者ニ通告スヘシ
 十八 罹災者ハ組合事務所ニ出頭シ組合所定ノ書式ニ依リ見舞金額納收ノ手續ヲナスコト
 十九 但シ其場合ハ幹事一名ノ立會ヲ要ス領收書ニハ印鑑證明書ヲ添付スヘシ

從業者表彰規定

出版關係團體規約

第一條 本組合ハ本組合員ノ從業者ニシテ滿七ケ年以ノ上業務ニ務メ履行正シク勤勞シタル者ヲ表彰ス
 第二條 前條ノ表彰者ハ左ノ表彰狀ヲ授與ス
 表 彰 狀
 何 某 殿 店 員
 何 某 謹 啟
 年 月 日 生
 品 行 方 正 ニ シ テ 業 務 ニ 勉 勵 シ 滿 七 年 以 上 勤 勞 セ リ 依 テ 本 組 合 ハ 茲 ニ 其 ノ 功 勞 ヲ 表 彰 ス
 昭 和 年 月 日
 東 京 雜 誌 販 賣 業 組 合
 組 長 何 某 謹 啟

第三條 勤勞資格ヲ有スル者アルトキハ勤勞證明書ニ本人ノ履歷書ヲ添ヘ其ノ店主ヨリ本組合ニ届出ツヘシ 但シ其ノ届出期間ハ毎年九月一日ヨリ三十日迄トス
 第四條 前條ノ届出アリタルトキハ之ヲ調査シタル上幹事會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
 第五條 表彰ヲ受ケタル者ニシテ不都合ノ行爲アルコトヲ發見シタルトキハ表彰者名簿ヨリ削除ス
 第六條 本規定ノ表彰式ハ毎年本組合定時總會當日ニ於テ之ヲ舉行ス
 第七條 本規定ハ昭和六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
 (備考) 一 書式用紙一切及ヒ申込所要地圖ハ組合ニアリ

中央雜誌會

(事務所) 東京市丸の内ビルディング三五五區
 (電話) 九ノ内二一九一番
 (會長) 都河龍
 規 約 (昭和六年一月修正)
 第一條 本會ハ東京市及ヒ市ノ隣接地域内ニ發行所ヲ有スル雜誌發行者ヲ以テ組織ス
 第二條 本會ハ「中央雜誌會」ト稱シ事務所ヲ東京市ニ置ク
 第三條 本會ハ邦家文運ノ興隆ニ資センカタメ相互ノ意見ヲ交換シ、提携シテ新業發展ノ方策ヲ究メ社會ノ先驅者タルヲ以テ目的トス
 第四條 本會員ノ資格ハ壹箇年以上雜誌ヲ繼續發行セル者ニシテ雜誌ノ即賣業ヲ營マサル者ニ限ル、但シ發行年限ノ如何ニ拘ラス常任委員會ノ決議ニヨリ入會ヲ許スルコトアルヘシ
 第五條 本會ニ加入セトスル者ハ本會所定ノ用紙記名捺印シ入金拾圓也ヲ添ヘ會員二名ノ紹介ヲ以テ本會ニ申込ムヘシ
 第六條 本會ノ會費ハ年額金拾圓トシ年貳回(一月、七月)ニ之ヲ徴收ス
 第七條 本會ハ會員ノ選擧ヲ以テ左ノ役員ヲ置キ會務ヲ處理ス
 常任委員 拾五名
 常任委員ハ其ノ互選ヲ以テ會長壹名、會計係正副貳

名ヲ置ク
 第八條 役員ノ任期ハ滿堂四年トス
 第九條 本會ノ常任委員會ハ毎月壹回、定時總會ハ毎年一回(一月)、定時總會ハ毎年貳回(四月、十月)之ヲ開キ臨時總會ハ幹事又ハ會員ノ要求ニヨリ必要ト認メタル時常任委員會ニ於テ之ヲ開ク
 第十條 本會ノ議事ハ出席會員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可ク同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
 第十一條 本會員ニシテ本會ノ體面ヲ汚シ若クハ總會ノ決議ニ服從セザルトキハ常任委員會ノ決議ニヨリ相當ノ制裁ヲ加フ
 第十二條 本會員ハ雜誌ヲ廢刊セザル限リ退會スルコトヲ得ス但シ特別ノ事情ニヨリ退會ノ場合ハ其ノ旨届出ツヘシ
 第十三條 退會者又ハ除名セラレタル者ハ本會ノ財産ニ對シ共有ノ權利ヲ失ヒ且ツ既納ノ入會金及ヒ會費ノ返還ヲ求ムルコトヲ得ス
 第十四條 本規約ハ總會ノ決議ニ依ルニアラサレハ之ヲ改修スル事ヲ得ス
 第十五條 本規約ハ大正八年十一月十六日ヨリ實施ス

中等教科書協會

(事務所) 東京市神田區小川町五八
 (電話) 神田九三〇番
 (支務所) 大阪市西區南堀江通一ノ三八
 (會長) 坂本福治馬
 (副會長) 森下松衛

(支部長) 鈴木常松
 規約(昭和六年一月二十日改正)
 第一章 總 則
 第一條 本會ハ中等教科書出版業者ヲ以テ組織ス
 第二條 本會ハ中等教科書協會ト稱シ本部ヲ東京市ニ支部ヲ大阪市ニ置ク
 第三條 本會ハ中等教科書ノ改善及ヒ之カ供給普及ノ方法ヲ講シ新業ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
 第二章 會 員
 第四條 本會ニ入會セントスル者ハ其營業所、商號、氏名ヲ記シ會員二名以上ノ紹介ヲ以テ申込ムヘシ入會ノ申込ニ對シテハ幹事會之カ諾否ヲ決ス入會者ハ入會ト同時ニ入會金トシテ金壹拾圓ヲ納付スヘシ
 第五條 會員ハ本會ノ經費ヲ負擔ス
 第六條 退會セントスル者ハ書面ヲ以テ其旨本會ニ申出ツヘシ
 第七條 退會者、失格者、除名者ニ對シテハ入會金及ヒ會費ノ返還又ハ財産ノ分配ヲナサス
 第八條 會員ニシテ特ニ本會ノ爲ニ功勞アリタル者ニハ總會ノ決議ヲ經テ報謝ヲナスコトアルヘシ
 第三章 役 員
 第九條 本會ハ會員中ヨリ幹事十四名ヲ選出ス内十名ハ本部ニ於テ四名ハ支部ニ於テ選出ス
 第十條 支部選出ノ幹事ハ三名ヲ大阪會員中ヨリ一名ヲ京都會員中ヨリ選フモノトス

幹事ノ選舉ハ本部ニ在リテハ毎年一月ノ定時總會ニ於テ支部ニ在リテハソレヨリ五日前に支部會ヲ開キテ無記名連記投票ヲ以テ行フ
 但シ再選ヲ妨ケス
 幹事ノ任期ハ定時總會終了後次ノ定時總會迄トス
 第十條 幹事ニ半数以上ノ缺員ヲ生シタルトキハ臨時總會ヲ開キ補缺選舉ヲ行フ
 但シ幹事會ニ於テ必要ト認メタルトキハ半数以内ノ缺員ノ場合ト雖モ補缺選舉ヲ行フコトヲ得
 第十一條 幹事ハ會長一名副會長一名ヲ互選ス
 第十二條 役員ノ權限左ノ如シ
 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統理シ會議ヲ召集シ其議長トナル副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ニ代ル
 幹事ハ各般ノ會務ヲ處理シ會長副會長事故アルトキハ之ニ代ル
 支部長ハ會長指揮ノ下ニ支部ノ會務ヲ管理シ支部會ヲ召集シ其議長トナル支部長事故アルトキハ支部選出ノ幹事ニ代ル
 第十三條 會長ハ事務員ヲ任免ス
 第十四條 役員ハ無給トス
 但シ役員ニシテ繁劇ノ事務ニ當リ又ハ特ニ功勞アリタル者ニハ總會ノ決議ヲ經テ報謝ヲナスコトアルヘシ
 第四章 會 議
 第十五條 會議ヲ分チテ左ノ五種トス
 一、定 時 總 會

二、常 集 會
 三、臨 時 會
 四、幹 事 會
 五、支 部 會
 第十六條 定時總會ハ毎年一月之ヲ開キ左ノ事項ヲ議決ス
 一、前年度ノ庶務及ヒ財産目録、收支決算ノ報告
 二、經費ノ賦課、其徴收法及ヒ收支豫算
 三、幹事ノ選舉
 四、前各項ノ外豫メ會長ヨリ提出シタル議案
 第十七條 常集會ハ毎月一回之ヲ開キ會務ヲ議ス
 第十八條 臨時總會ハ幹事會ニ於テ必要ト認メタルトキ之ヲ開キ會長提出ノ議案ヲ審議ス
 第十九條 幹事會ハ毎月一回之ヲ開キ會務ヲ處理ス但シ會長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時ニ之ヲ開クコトヲ得
 第二十條 支部會ハ毎月一回之ヲ開キ會務ヲ議ス但シ支部長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時ニ之ヲ開クコトヲ得
 第二十一條 會議ハ本規約ニ特別ノ規定アルモノノ外ハ出席會員ノ過半数ヲ以テ決ス可ク同數ナルトキハ議長之ヲ決ス
 第五章 會 計
 第二十二條 本會ノ經費ハ會費入會金其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
 第二十三條 本會ノ會計年度ハ曆年ニ據ル
 第二十四條 本會ハ篤志ノ寄附金又ハ經費剩餘ノ一部ヲ積立テ基本金トナス
 基本金ハ永遠ニ保存スルモノトシ其利子ハ經常收入

トス
 但シ已ムヲ得サル場合ニ於テ基本金ノ支出ヲ要スルトキハ會員ノ過半数出席シタル定時總會又ハ臨時總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス
 第六章 制 裁
 第二十五條 會員ハ他ノ會員ノ契約セタル圖書ノ發行若シクハ專賣ノ依託ヲ受クルコトヲ得ス
 第二十六條 中等教科書出版業者ニシテ故意ニ本會ニ入會セス本會ノ目的ヲ阻礙シ會員共同ノ利益ニ反スル行爲アリタル時ハ本會ヨリ中等教科書出版業者ニ向ツテ該出版業者ノ發行セル中等教科書ノ販賣ヲ拒絕スルコトヲ申込ムモノトス
 中等教科書出版業者ニシテ前項ノ申込ニ應ゼザルトキハ別ニ定メタル取引規定ニヨリ之ヲ處分ス
 第二十七條 會員ニ對シ中等教科書代金ノ支拂ヲ延滞シタル者アルトキハ會員ハ本會ニ向ツテ其處分ヲ請求スルコトヲ得
 前項ノ請求アリタルトキハ本會ハ之カ調査ヲナシ其延滞者ニ對シ支拂方ヲ通告ス延滞者通告ニ應ゼサル場合ハ會員ナルトキハ第二十八條ニヨリテ處分シ會員外ナルトキハ其者ト會員全體トノ取引ヲ停止ス
 前項ノ通告ニ應ゼサル者ト尙取引ヲ繼續スル會員ニ對シテモ第二十八條ヲ準用ス
 第二十八條 會員中左ノ行爲アリタルトキハ常集會又ハ總會ノ決議ヲ以テ金五百圓以内ノ違約金ヲ課シ又ハ除名スルコトアルヘシ
 一、本會ノ體面ヲ汚損シタル者
 二、會費又ハ賦課金納メノ義務ヲ三個月以上怠リタル者

三、本規約及ヒ取引規定又ハ本會ノ決議ニ違背シタル者
 第七章 規約變更
 第二十九條 本規約ハ會員ノ過半数出席シタル定時總會又ハ臨時總會ニ於テ決議スルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス
 第三十條 本規約ハ昭和六年一月二十日ヨリ施行ス
 第三十一條 本規約施行以前ニ會員タル者ハ第一條ノ資格ナキ者ト雖モ引續キ會員タルコトヲ得
 雜誌編輯者協會
 (本部) 東京市九ノ内ビルデング五八八區
 (電話) 九ノ内五三五番
 (會長) 長谷川誠也
 (常任幹事) 島中雄作、中村武雄、鈴木氏亨
 規約
 第一條 本會ハ雜誌編輯者協會ト稱ス
 第二條 本會ノ本部ヲ當分左ノ處ニ置ク、東京市麹町區九ノ内ビルデング五八八區中央公論社
 第三條 本會ハ一般雜誌編輯者ノ地位ノ向上ト親睦共濟トヲ圖リ、同時ニ雜誌社相互ノ連絡トソノ發展ヲ期スルヲ以テ目的トス
 第四條 本會ハ各雜誌編輯者ヲ以テ會員トス、但退職後ト雖モ常ニヨツテハ會員タルヲ得

第五條 本會員ハ會費トシテ年額金六圓ヲ離出スルモノトス、但會費ハ理由ノ如何ニ拘ラス返戻セズ

第六條 本會ノ會員タラントスル者ハ本會員二名以上ノ推薦ヲ俟チ、幹事會ニ於テ設備ノ上ソノ入會ヲ許スモノトス

第七條 本會員ニシテ退會セントスル者ハ其旨本部宛ニ届出ツヘシ、但、本會員ニシテ本會員タルノ面目ヲ維持シ得サルモノト認ムル場合ハ幹事會ノ出席會員過半数ノ決議ニヨリ退會セシムルコトアルヘシ

第八條 本會ハ左ノ役員ヲ置ク
會長 一名
幹事 十二名

但、内三名ヲ常任幹事トシ、會計ハ常任幹事ノ兼任トス

第九條 役員ノ任期ハ一ケ年トシ總會席上ニ於テ選舉ス

第十條 本會ハ隨時幹事會並ニ常任幹事會ヲ開クコトアルヘシ

第十一條 本會總會ハ春秋二期ニ開ク、會則ノ改正、會務ノ報告其他ノ打合セハ之ヲ總會席上ニ於テナスモノトス、但常任幹事會ニ於テソノ必要ヲ認メタル場合ハ臨時總會ヲ開クコトアルヘシ

第十二條 本會々則ハ總會ニ於ケル出席會員過半数ノ賛成ヲ得テ改正セラルヘキモノトス

裝釘同好會

(事務所) 東京府下代々木富ヶ谷一四九三
(會長) 和田萬吉
(常任幹事) 村上正雄、稻葉熊野、庄司淺水、

規約

第一條 本會ハ裝釘同好會ト稱シ裝釘ニ關スル同好ノ士ヲ以テ組織ス

第二條 本會ノ目的ハ會員相互ノ研究ト親睦ヲ圖リ併セテ新界ノ發達改善ヲ期スルニアリ

第三條 前條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ニ應ジ左ノ事業ヲナス
一、定期會合
二、會誌ノ發行
三、展覽會講演會講習會ノ開催
四、其他研究調査ニ關スル件

第四條 入會者ハ會員二名以上ノ紹介ヲ要ス

第五條 會員ハ一ケ月五拾錢トス、但シ三ケ月又ハ半年分前納ノコトヲ以テ之レニ當ツ

第六條 本會ノ事業ニ要スル經費ハ會費及寄附ノ金品ヲ以テ之レニ當ツ

第七條 本會ニ會長一名ヲ置ク

第八條 本會ニ常任幹事三名ヲ置ク

第九條 役員ノ任期ハ一ケ年トシ毎年總會ニ於テ選舉ス 缺員アリタル場合ハ會長任意入選スルコトヲ得

東 京 堂 編 纂

出 版 年 鑑 (五 年 版)

定 價 八 十 錢

送 料 十 四 錢

第八部 出版關係法規及書式

出版關係法規並書式

出版法

(明治二十六年四月十四日、法律第十五號)

第一條 凡ソ機械舎密其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲ
間ハス文書圖書ヲ印刷シテ之ヲ發賣シ又ハ頒布スル
ヲ出版ト云ヒ其ノ文書ヲ著述シ又ハ編輯シ若ハ圖書
ヲ作爲スル者ヲ著作ト云ヒ發賣頒布ヲ擔當スル
者ヲ發行者ト云ヒ印刷ヲ擔當スル者ヲ印刷者ト云
フ

第二條 新聞紙又ハ定期ニ發行スル雜誌ヲ除クノ外文
書圖書ノ出版ハ總テ此ノ法律ニ依ルヘシ但シ專ラ學
術技術統計廣告ノ類ヲ記載スル雜誌ハ此ノ法律ニ依
リ出版スルコトヲ得

第三條 文書圖書ヲ出版スルトキハ發行ノ日ヨリ到達
スヘキ日數ヲ除キ三日間ニ製本二部ヲ備ヘ内務省ニ
届出ヘシ

第四條 官廳ニ於テ文書圖書ヲ出版スルトキハ其ノ官
廳ヨリ發行前ニ製本二部ヲ内務省ニ送附スヘシ

第五條 出版願ハ著作又ハ其ノ相續者及發行者連印
ニテ之ヲ差出スヘシ但シ非賣品ハ著作又ハ發行者
ノミニテ届出ルコトヲ得

第六條 保藏ナキ文書圖書ヲ出版スルトキ若ハ著作
又ハ其ノ相續者ヲ知ルヘカラサルトキハ其ノ由ヲ記

シ發行者ヨリ差出スヘシ

第七條 著作ノ名義ヲ以テ出版ス
ル文書圖書ハ其ノ學校、協會等ヲ代表スル者
發行者連印シテ之ヲ届出ヘシ

第六條 文書圖書ノ發行者ハ文書圖書ノ販賣ヲ以テ營
業トスル者ニ限ル但シ著作又ハ其ノ相續者ハ發行
者ヲ兼ヌルコトヲ得

第七條 文書圖書ノ發行者ハ其ノ氏名、住所及發行ノ
年月日ヲ其ノ文書圖書ノ末尾ニ記載スヘシ

第八條 文書圖書ノ印刷者ハ其ノ氏名、住所及印刷ノ
年月日ヲ其ノ文書圖書ノ末尾ニ記載シ住所ト印刷所
ト同シカラサルトキハ印刷所ヲ記載スヘシ

印刷所若クハ共有ニ係ルトキハ營業所其ノ印刷所
ヲ代表スル者ヲ以テ印刷者トス

前二項ノ印刷所ニシテ若クハ營業上慣行ノ名稱アルモハ
其ノ名稱ヲ記載スヘシ

第九條 書籍、通信、報告、社則、整則、引札、諸書
ノ番附諸種ノ用紙證書ノ類及寫眞ハ第三條第六條第
七條第八條ニ據ル要セス但シ第十六條第十七條第
十八條第十九條第二十一條第二十六條第二十七條ニ
屬ル者ハ此ノ法律ニ依テ處分ス

第十條 文書圖書ノ印刷者連印ニ出版スル者ハ其
ノ都度第三條ノ手續ヲ爲スヘシ但シ雜誌類ニ在テハ
内務大臣ノ許可ヲ經テ其ノ手續ヲ省略スルコトヲ得

此ノ法律ニ依リ出版スル雜誌ニシテ十二箇月間一回
ヲモ發行セサル時ハ廢刊シタルモノト看做スヘシ

第十一條 一タヒ出版願ヲ爲シタル文書圖書ノ再版ハ
出版願ヲ要セスト雖若ク改正増減シ又ハ註解、附註、
繪畫等ヲ加ヘタルトキハ仍第三條ニ依ルヘシ

第十二條 演說若ハ講義ノ筆記ハ演說者若ハ講義者
以テ著作トス但シ筆記者ニ於テ演說者若ハ講義者
ノ承諾ヲ得テ自ラ之ヲ出版スルトキハ筆記者ヲ著作
者ト看做スヘシ此ノ場合ニ於テ記載ノ事項第十六條
第十七條第十八條第十九條第二十一條第二十六條第
二十七條ニ屬ルルトキハ演說者若ハ講義者筆記者ト
同ク其ノ罪ヲ論ス

公開ノ席ニ於テ爲シタル演說ヲ新聞紙若ハ雜誌ノ通
信者ニ於テ筆記シ其ノ新聞紙若ハ雜誌ニ記載シタル
モノ及總テ演說者講義者ノ承諾ヲ經シテ其ノ筆記
ヲ出版シタルモノニ關シテハ演說者若ハ講義者ハ著
作ノ責任ニ任セス

公開ノ席ニ於テ爲シタル演說ノ外ハ講義者又ハ演說
者ノ承諾ヲ經ルニ非サレハ他人ニ於テ其筆記ヲ出版
スルコトヲ得但シ本項ニ違フ者ハ版權法ニ據リ其
ノ責任ニ任セス

第十三條 二種以上ノ著作若ハ演說講義ノ筆記ヲ編輯
シテ一部ノ書ト爲ストキハ編輯者若クハ著作者ト看做ス
ヘシ

前條第一項ノ末段及第二項第三項ハ本條ニ適用スヘ
シ

第十四條 翻譯ハ翻譯者ヲ以テ著作者ト看做スヘシ

第十五條 學校、會社、協會等ニ於テ著作ノ名義ヲ以
テ出版スル文書圖書ハ其ノ出版願ニ署名シタル代表
者ヲ以テ著作者ト看做スヘシ

第十六條 犯罪ヲ曲庇シ又ハ刑事ニ屬レタル者若ハ刑
事裁判中ノ者ヲ救護シ若ハ賞恤スルノ文書ヲ出版ス
ルコトヲ得

第十七條 重罪輕罪ノ豫審ニ關スル事項ハ公判ニ付セ
サル以前ニ於テ之ヲ出版スルコトヲ得

第十八條 外國ニ於テ印刷シタル文書圖書ニシテ安寧
秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ墮亂スルモノト認ムルトキ
ハ内務大臣ハ其ノ文書圖書ノ内閣ニ於ケル發賣頒布
ヲ禁止シ其ノ印本ヲ差押フルコトヲ得

第十九條 軍事ノ機密ニ關スル文書圖書ハ當該官廳
ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ出版スルコトヲ得

第二十條 第三條ノ届出ヲ爲サスシテ文書圖書ヲ出
版シタル者ハ五箇月以上五十箇月以下ノ罰金ニ處ス

第二十三條 第六條ヲ犯ス者ハ十一月以上三月以下ノ
輕禁錮又ハ五箇月以上十箇月以下ノ罰金ニ處ス

第二十四條 發行者自己ノ氏名、住所又ハ發行ノ年月
日又ハ印刷者ノ氏名、住所又ハ印刷ノ年月日ヲ其ノ
發行スル文書圖書ニ記載セズ其ノ之ヲ記載スルモ實
ヲ以テセザル者ハ二箇月以上三箇月以下ノ罰金ニ處
ス

第二十五條 印刷者自己ノ氏名、住所又ハ印刷ノ年月
日ヲ其ノ印刷スル所ノ文書圖書ニ記載セズ若ハ之ヲ
記載スルモ實ヲ以テセザル者ハ罰金ニ處ス

住所ト印刷所ト及シカラサルトキ及印刷所ニシテ營
業上慣行ノ名稱アルトキ印刷所及姓名稱ヲ記載セザ
ル者亦罰金ニ處ス

第二十六條 政體ヲ變壞シ國憲ヲ紊亂セムトスル文書
圖書ヲ出版シタルトキハ著作者、發行者、印刷者ヲ
二月以上二年以下ノ輕禁錮又ハ二十箇月以上二百箇
月以下ノ罰金ヲ附加ス

第二十七條 風俗ヲ墮亂スル文書圖書ヲ出版シタルト
キハ著作者、發行者ヲ十一月以上六月以下ノ輕禁錮
又ハ十箇月以上百箇月以下ノ罰金ニ處ス

第二十八條 第十六條第十七條第十八條第二十一條ニ
屬ルル文書圖書ヲ出版シタルトキハ著作者、發行者
ヲ十一月以下一年以上ノ輕禁錮又ハ十箇月以上二百箇
月以下ノ罰金ニ處ス

第二十九條 第二十條ニ依リ發賣頒布ヲ禁セラレタル
文書圖書ヲ發賣頒布シタル者罰金ニ處ス其ノ未タ
發賣頒布セザル文書圖書ハ之ヲ沒收ス

第三十條 第二十六條第二十七條第二十八條ノ場合
ニ於テ罰金及印本ハ檢事ニ於テ假ニ之ヲ差押フルコ
トヲ得

第三十條 前條ノ差押ヲ爲ストキハ製本ノ體裁ニヨリ
其ノ差押フヘキ部分ト他ノ部分ト分別シ得ルニ於テ
ハ之ヲ分別スルコトアルヘシ

第三十一條 文書圖書ヲ出版シ因テ誹毀ヲ受ケタル場
合ニ其ノ私公ニ涉ルモノヲ除クノ外裁判所ニ於テ專
ラ公益ノ爲ニスルモノト認ムルトキハ被告人ニ事實
ヲ證明ヲ許スコトヲ得若クハ證明シタルトキハ其ノ
罪ヲ免ス損害賠償ノ訴ヲ受ケタルトキモ亦同シ

第三十二條 此ノ法律ヲ犯シタル者ハ刑法ノ自首輕
減、再犯加重、數罪併發ノ例ヲ用ヒス

第三十三條 此ノ法律ニ關ル公訴ノ時効ハ一年ヲ經過
スルニ因テ成就ス

第三十四條 此ノ法律ニ依リ出版スル雜誌ニシテ其ノ
記載ノ事項第二條ノ範圍外ニ涉ルトキハ内務大臣ハ
此ノ法律ニ依リテ出版スルコトヲ禁止スルコトヲ得
此ノ場合ニ於テハ一箇年ヲ經ルニ非サレハ更ニ此ノ
法律ニ依リ出版スルコトヲ得

第三十五條 文書圖書ヲ印刷スル時ハ直ニ發賣頒布セ
スト雖モ其ノ目的發賣頒布ニ在ルモノハ總テ此ノ法
律ニ依ル

出版ニ關スル願屆書式

(第一號書式)

出版願

著作者ノ氏名、稱號(編輯、演說、講義、翻譯、
一文書圖書ノ題號、
全何朝(枚)
右出版法ニ依リ、年月、日ヨリ發行候間製本二
部相繼此段願届申上候也

出版關係法規並書式

年月日

原籍及住所
發行者 商號 氏 名 籍

原籍及住所
編輯者 氏 名 籍

原籍及住所
著作(相續者) 氏 名 籍

原籍及住所
內務大臣 宛

(第二號書式)

再版 屆

著作(氏名、稱號、編輯、演說、講義、翻譯)
一文書圖畫ノ題號 全何冊(枚)

一初版發行ノ年月日
右出版法ニ依リ年月日ヨリ發行候間製本ニ
部相繼此段調届申上候也

年月日 原籍及住所
原籍及住所
發行者 商號 氏 名 籍

原籍及住所
編輯者 氏 名 籍

原籍及住所
著作(相續者) 氏 名 籍

原籍及住所
內務大臣 宛

(第三號書式)

學術(技藝、統計、廣告)雜誌
出版 屆

一雜誌ノ題號 第何號
右ハ専ラ學術(技藝、統計、廣告)ニ關スル事項

ヲ記載シ出版法ニ依リ年月日發行候間製本
ニ部相繼此段調届申上候也

年月日

原籍及住所
發行者 商號 氏 名 籍

原籍及住所
編輯者 氏 名 籍

原籍及住所
內務大臣 宛

(第四號書式)

學術(技藝、統計、廣告)雜誌
出版手續省略願

一雜誌ノ題號 第何號ヨリ

右ハ専ラ學術(技藝、統計、廣告)ニ關スル事項ヲ
記載シ出版法ニ依リ出版候間製本ノ都度届出ノ手
續ヲ省略シテ製本ニ部ノミ相續候様致度此段相續
候也

年月日 原籍及住所
原籍及住所
發行者 商號 氏 名 籍

原籍及住所
編輯者 氏 名 籍

原籍及住所
著作(相續者) 氏 名 籍

原籍及住所
內務大臣 宛

納本

書籍ヲ出版シタル場合、又ハ出版法ニヨル雜誌ヲ發行

シタル都度ニ毎號左記ヘ納本スルコトヲ要ス(新聞紙
法ニヨル雜誌ハ新聞紙法書式ノ部参照)

內務省警保局圖書課 二部

豫約出版法

(明治四十三年四月十六日
法律第五十五號)

第一條 代金ノ全部又ハ一部ヲ前收シ文書圖畫ノ頒布
ヲ豫約スル出版ニ對シテハ出版法ニ依ルノ外尙本法
ヲ適用ス

第二條 發行者ハ左ノ事項ヲ記載シ內務大臣ニ届出ツ
ヘシ

一 題號
二 發行ノ年月日及順次發行ノ場合ハ其ノ豫定年月
日

三 著作(氏名、生年月日、法人ナルトキハ其ノ
名稱及代表者ノ氏名)

四 內容、製本及紙數ノ概要

五 豫約定價及代金前收ノ方法

六 發行所

七 發行者ノ氏名、生年月日、法人ナルトキハ其ノ
名稱及代表者ノ氏名

八 前項ノ届出ハ書面ヲ以テシ發行者又ハ其ノ法定代理
人ヨリ豫約手續ニ著手ノ日ヨリ十日以前ニ管轄地方
官廳ニ之ヲ提出スヘシ

九 第三條 豫約出版物ニ付出版法ニ依リテ爲ス出版届書
ニハ第二條ニ依リテ届出ヲ爲シタルコト及其ノ年月
日ヲ記載スヘシ

十 第四條 發行者又ハ其ノ法定代理人ハ第二條ノ届出ト
同時ニ保證金トシテ管轄地方官廳ニ左ノ金額ヲ納ム

一 豫約定價十圓未満ハ金五百圓

二 豫約定價十圓以上ハ金千圓

三 保證金ハ命令ヲ以テ定ムル種類ノ有價證券ヲ以テ之
ニ充ツルコトヲ得

四 第五條 發行者ノ法定代理人、發行者法人ナ
ルトキハ其ノ名稱及代表者ニ變更アリ又ハ發行者能
力ヲ失ヒ、死亡若ハ解散シ又ハ死亡若ハ解散ニ因リ
法律上豫約出版ヲ廢絶スルノ已ムヲ得サルニ至リタ
ルトキハ十日以内ニ內務大臣ニ届出ツヘシ

五 第六條 前項ノ届出ハ書面ヲ以テシ發行者又ハ其ノ法定代理
人、其ノ死亡ニ係ルトキハ相續人、相續人定マラス
又ハ相續人ナキトキハ同居ノ親族、法人ノ
合併ニ因リ解散ニ係ルトキハ其ノ法人ノ權利及義務
ヲ承繼シタル法人、破産ニ因リ解散ニ係ルトキハ破
産管財人ヨリ管轄地方官廳ニ之ヲ提出スヘシ

六 第七條 法律上已ムヲ得サルニ非サル豫約出版ノ廢絶
又ハ第二條第一項第一號乃至第五號ノ事項ノ變更及
死亡若ハ解散ニ因ラサル發行者ノ變更ハ新舊發行者
又ハ其ノ法定代理人ヨリ其ノ事由ヲ具シタル書面ヲ
以テ豫約管轄地方官廳ヲ經由シ內務大臣ノ許可ヲ受
クヘシ

八 第八條 前項ノ許可ハ豫約當事者ノ解除權行使ヲ妨ケララルコ
トナシ

九 第九條 相續人又ハ法人ノ合併ニ因リ其ノ權利及義務
ヲ承繼シタル法人ハ豫約出版ニ關スル權利及義務ヲ
承繼ス

十 第十條 保證金ニ對スル權利及義務ハ發行者變更ノ場
合ニ於テ承繼發行者ノ之ヲ承繼ス

十一 第十一條 保證金ハ豫約出版ヲ廢絶シ又ハ完全ニ

十二 第十二條 豫約出版ニ關スル願届書式

一、題號

二、發行ノ年月日(順次發行ノ場合ハ其起點並
ニ豫定)

三、著作(氏名)

四、內容製本及紙數ノ概要

五、豫約定價及代金前收ノ方法

六、發行所及名稱

七、發行者ノ氏名、生年月日

八、前項ノ届出ハ書面ヲ以テシ發行者又ハ其ノ法定代理
人ヨリ豫約手續ニ著手ノ日ヨリ十日以前ニ管轄地方
官廳ニ之ヲ提出スヘシ

九 第九條 豫約出版物ニ付出版法ニ依リテ爲ス出版届書
ニハ第二條ニ依リテ届出ヲ爲シタルコト及其ノ年月
日ヲ記載スヘシ

十 第十條 發行者又ハ其ノ法定代理人ハ第二條ノ届出ト
同時ニ保證金トシテ管轄地方官廳ニ左ノ金額ヲ納ム

十一 第十一條 豫約出版ニ關スル願届書式

一、題號

二、發行ノ年月日(順次發行ノ場合ハ其起點並
ニ豫定)

三、著作(氏名)

四、內容製本及紙數ノ概要

五、豫約定價及代金前收ノ方法

六、發行所及名稱

七、發行者ノ氏名、生年月日

出版關係法規並書式

年月日

住所

發行人 氏

名

內務大臣

宛

名

廠絶願 (扇書一通)

一、題號
右ハ年月日豫約手續ニ着手致候處今何々ノ事由ニ依リ廢絶致候條特別ノ御詮議ヲ以テ御許可相成度別紙何々(寫)添付此段及御願候也
年月日
住所
發行人 氏
名

著作權法

第一章 著作者の権利

第一條 文藝演述圖書建築彫刻攝影寫眞演奏歌唱其ノ他文藝學術若ハ(美術音樂ヲ含ム以下之ニ同シ)ノ範圍ニ屬スル著作物ノ著作人ハ其ノ著作物ヲ複製スルノ權利ヲ專有ス(明治四三年法律第六三號、大正九年同第六〇號及昭和六年同第六四號ヲ以テ本項中一部改正)

算ス但シ三年ヲ經過シ仍舊續シ部分ヲ發行セザルトキハ既ニ發行シタル部分ヲ以テ最終ノモノト看做ス

第九條 前六條ノ場合ニ於テ著作權ノ期間ヲ計算スルニハ著作人ノ死亡ノ年又ハ著作物ヲ發行又ハ興行シタル年ノ翌年ヨリ起算ス
第十條 相續人ナキ場合ニ於テ著作權ハ消滅ス
第十一條 左ニ記載シタルモノハ著作權ノ目的物ト爲ルコトヲ得ス
一 法律命令及官公文書
二 新聞紙又ハ雜誌ニ掲載シタル報章及時事ヲ報道スル記事(明治四三年法律第六三號及昭和六年同第六四號ヲ以テ本項中一部改正)
三 公開セル裁判所、議會或ハ政黨ニ於テ爲シタル演述
(參照)第十一條第二號 二 新聞紙ニ記載シタル報章及時事ノ記事

第十二條 無名又ハ變名著作物ノ發行者又ハ興業者ハ著作權者ニ屬スル權利ヲ保全スルコトヲ得但シ著作權者其ノ實名ノ登錄ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第十三條 數人ノ合著作ニ係ル著作物ノ著作權ハ各著作人ノ共有ニ屬ス
各著作人ノ分擔シタル部分明瞭ナラサル場合ニ於テ著作人中ニ其ノ發行又ハ興行ヲ拒ム者アルトキハ他ノ著作人ハ其ノ者ニ賠償シテ其ノ分擔ヲ取得スルコトヲ得但シ反對ノ契約アルトキハ此ノ限ニ在ラス
各著作人ノ分擔シタル部分明瞭ナル場合ニ於テ著作人中ニ其ノ發行又ハ興行ヲ拒ム者アルトキハ他ノ著作人ハ自己ノ部分ヲ分擔シ單獨ノ著作物トシテ發行

第十四條 數多ノ著作物ヲ遺法ニ編輯シタル者ハ著作權者ト看做シ其ノ編輯物全部ニ付テミ著作權ヲ有ス但シ各部ノ著作權ハ其ノ著作人ニ屬ス
第十五條 著作權ノ相續讓渡及質入ハ其ノ登錄ヲ受ケタルトキハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
無名又ハ變名著作物ノ著作人ハ現ニ其ノ著作權ヲ有スルト否トニ拘ラス其ノ實名ノ登錄ヲ受ケタルコトヲ得(明治四三年法律第六三號ヲ以テ全條改正、昭和六年同第六四號ヲ以テ本項中一部改正)

第十六條 登錄ハ行政廳之ヲ行フ
第十七條 登錄ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第十八條 未タ發行又ハ興業セザル著作物ノ原本及其ノ著作權ハ債權者ノ爲ニ差押ヲ受ケタルコトナシ但シ著作權者ニ於テ承諾ヲ爲タルトキハ此ノ限ニ在ラス
第十九條 他人ノ著作物ヲ發行又ハ興行スル場合ニ於テハ著作人ノ生存中ハ著作力現ニ其ノ著作權ヲ有スルト否トニ拘ラス其ノ同意ナクシテ著作權者ノ氏名ヲ變更シ加ヘ若ハ其ノ題號ヲ改ムルコトヲ得ス
他人ノ著作物ヲ發行又ハ興行スル場合ニ於テハ著作權者ノ死後ハ著作權ノ消滅シタル後ト雖モ其ノ著作物ニ改題其ノ他ノ變更ヲ加ヘテ著作人ノ氏名稱號ヲ變更若ハ隱

第二十條 新聞紙又ハ雜誌ニ掲載シタル政治ノ時事問題ヲ論議シタル記事(學術上ノ著作物ヲ除ク)ハ特ニ轉載ヲ禁ズ其ノ明記ナキトキハ其ノ出所ヲ明示シテ之ヲ他ノ新聞紙又ハ雜誌ニ轉載スルコトヲ得(明治四三年法律第六三號ヲ以テ一部改正、昭和六年同第六四號ヲ以テ全條改正)
第二十一條 翻譯者ハ著作人ト看做シ本法ノ保護ヲ享有ス但シ原著作人ノ權利ハ之ヲ妨ケザルコトヲ得

第二十二條 文藝、學術又ハ美術ノ範圍ニ屬スル著作物ノ著作權ハ其ノ著作物ヲ活動寫眞術又ハ之ノ類似ノ方法ニ依リ複製(脚色シテ映畫ト爲ス場合ヲ含ム)シ及興業スルノ權利ヲ包含ス(昭和六年法律第六四號ヲ以テ追加)
第二十三條 活動寫眞術又ハ之ノ類似ノ方法ニ依リ製作シタル著作物ノ著作人ハ文藝、學術又ハ美術ノ範圍ニ屬スル著作物ノ著作人トシテ本法ノ保護ヲ享有ス其ノ保護ノ期間ニ付テハ獨創性ヲ有スルモノニ在リテハ第三條乃至第六條及第九條ノ規定ヲ適用シ之ヲ缺クモノニ在リテハ第二十三條ノ規定ヲ適用ス(昭和六年法律第六四號ヲ以テ追加)

第二十四條 他人ノ著作物ヲ活動寫眞術又ハ之ノ類似ノ方法ニ依リ複製(脚色シテ映畫ト爲ス場合ヲ含ム)シタル者ハ著作人ト看做シ本法ノ保護ヲ享有ス但シ原著作人ノ權利ハ之ヲ妨ケザルコトヲ得(昭和六年法律第六四號ヲ以テ追加)
第二十五條 文藝、學術又ハ美術ノ範圍ニ屬スル著作物ノ著作權ハ其ノ著作物ヲ活動寫眞術又ハ之ノ類似ノ方法ニ依リ複製(脚色シテ映畫ト爲ス場合ヲ含ム)シ及興業スルノ權利ヲ包含ス(昭和六年法律第六四號ヲ以テ追加)

第二十六條 無線電報法及之ニ基キ發スル命令ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル放送無線電報施設者ハ既ニ發行又ハ興行シタル他人ノ著作物ヲ放送セントスルトキハ著作權者ト協議ヲ爲スコトヲ要ス協議ハサルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ定ムル相當ノ價金ヲ支拂ヒ其ノ著作物ヲ放送スルコトヲ得

又ハ興行スルコトヲ得但シ反對ノ契約アルトキハ此ノ限ニ在ラス
本條第二項ノ場合ニ於テハ發行又ハ興行ヲ拒ミタル著作人ノ意ニ反シテ其ノ氏名ヲ其ノ著作物ニ掲グルコトヲ得ス
第十四條 數多ノ著作物ヲ遺法ニ編輯シタル者ハ著作權者ト看做シ其ノ編輯物全部ニ付テミ著作權ヲ有ス但シ各部ノ著作權ハ其ノ著作人ニ屬ス
第十五條 著作權ノ相續讓渡及質入ハ其ノ登錄ヲ受ケタルトキハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
無名又ハ變名著作物ノ著作人ハ現ニ其ノ著作權ヲ有スルト否トニ拘ラス其ノ實名ノ登錄ヲ受ケタルコトヲ得(明治四三年法律第六三號ヲ以テ全條改正、昭和六年同第六四號ヲ以テ本項中一部改正)

第十六條 登錄ハ行政廳之ヲ行フ
第十七條 登錄ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第十八條 未タ發行又ハ興業セザル著作物ノ原本及其ノ著作權ハ債權者ノ爲ニ差押ヲ受ケタルコトナシ但シ著作權者ニ於テ承諾ヲ爲タルトキハ此ノ限ニ在ラス
第十九條 他人ノ著作物ヲ發行又ハ興行スル場合ニ於テハ著作人ノ生存中ハ著作力現ニ其ノ著作權ヲ有スルト否トニ拘ラス其ノ同意ナクシテ著作權者ノ氏名ヲ變更シ加ヘ若ハ其ノ題號ヲ改ムルコトヲ得ス
他人ノ著作物ヲ發行又ハ興行スル場合ニ於テハ著作權者ノ死後ハ著作權ノ消滅シタル後ト雖モ其ノ著作物ニ改題其ノ他ノ變更ヲ加ヘテ著作人ノ氏名稱號ヲ變更若ハ隱

前項ノ借金ノ額ニ付異議アル時ハ民事裁判所ニ出訴スルコトヲ得(昭和六年法律第六四號ヲ以テ追加)

第二十三條 寫眞著作權ハ十年間繼續スル
前項ノ期間ハ其ノ著作物ヲ始メテ發行シタル年ノ翌年ヨリ起算ス若シ發行セザルキハ種族ヲ製作シタル年ノ翌年ヨリ起算ス寫眞ニ依リテ法ニ美術上ノ著作物ヲ複製シタル者ハ原著作物ノ著作權ト同一ノ期間内本法ノ保護ヲ享有ス但シ當事者間ニ契約アルトキハ其ノ契約ノ制限ニ從フ

第二十四條 文藝學術ノ著作物中ニ挿入シタル寫眞ニシテ特ニ其ノ著作物ノ爲ニ著作シ又ハ著作セシメタルモノナルトキハ其ノ著作權ハ文藝學術ノ著作物ノ著作權ニ屬シ其ノ著作權ト同一ノ期間内繼續ス

第二十五條 他人ノ寫眞ニ依リ著作シタル寫眞肖像ノ著作權ハ其ノ寫眞ニ屬ス

第二十六條 寫眞ニ關スル規定ハ寫眞術ト類似ノ方法ニ依リ製作シタル著作物ニ準用ス

第二十七條 著作權者ノ不明ナル著作物ニシテ未タ發行又ハ發行セザルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ發行又ハ興行スルコトヲ得

第二十八條 外國人ノ著作權ニ付テハ條約ニ別段ノ規定アルモノヲ除ク外本法ノ規定ヲ適用ス但シ著作權保護ニ關シ條約ニ規定ナキ場合ニハ帝國ニ於テ始メテ其ノ著作物ヲ發行シタル者ニ限り本法ノ保護ヲ享フ

第二章 偽作

第二十九條 著作權ヲ侵害シタル者ハ偽作者トシ本法ニ規定シタルモノノ外民法第三編第五章ノ規程ニ從ヒ之ニ依リテ生シタル損害ヲ賠償スルノ責ニ任ス

第三十條 既に發行シタル著作物ヲ左ノ方法ニ依リ複製スルハ偽作ト看做サス
第一 發行スルノ意志ナク且器械的又ハ化學的方法ニ依ラスシテ複製スルコト
第二 自己ノ著作物中ニ正當ノ範圍内ニ於テ節制引用スルコト
第三 普通教育上ノ修身書及讀本ノ目的ニ供スル爲ニ正當ノ範圍内ニ於テ抜萃縮減スルコト
第四 文藝學術ノ著作物ノ文句ヲ自己ノ著作シタル脚本ニ挿入シ又ハ樂譜ニ充用スルコト
第五 文藝學術ノ著作物ヲ説明スルノ材料トシテ美術上ノ著作物ヲ挿入シ又ハ美術上ノ著作物ヲ説明スルノ材料トシテ文藝學術ノ著作物ヲ挿入スルコト
第六 圖書ヲ彫刻物模範ニ作リ又ハ彫刻物模範ヲ圖畫ニ作ルコト

本條ノ場合ニ於テハ其ノ出所ヲ明示スルコトヲ要ス

第三十一條 帝國ニ於テ發賣頒布スルノ目的ヲ以テ偽作物ヲ輸入スル者ハ偽作者ト看做ス

第三十二條 練習用ノ偽著作タル問題ノ解答書ヲ發行スル者ハ偽作者ト看做ス

第三十三條 二 刑除(明治四三年法律第六三號ヲ以テ追加、昭和六年同第六四號ヲ以テ削除)
(參照)第三十二條ノ二 活動寫眞術ニ依リ他人ノ著作物ヲ複製シ又ハ興行スル者ハ偽作者ト看做ス
第三十三條ノ三 音ヲ器械的ニ複製スル者ハ偽作者ト看做ス
他人ノ著作物ヲ寫眞スル者ハ偽作者ト看做ス(大正九年法律第六〇號ヲ以テ追加)

第三十三條 善意ニシテ且過失ナク偽作ヲ爲シテ利益ヲ受ケケル者ハ他人ノ損失ヲ及ボシタル者ハ其ノ利益ノ半ニ減額ス

第三十四條 數人ノ合著作ニ係ル著作物ノ著作權者ハ偽作ニ對シ他ノ著作權者ノ同意ナクシテ告訴ヲ爲シ及自己ノ持分ニ對スル損害ノ賠償ヲ請求シ又ハ自己ノ持分ニ應ジテ前條ノ利益ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

第三十五條 偽作ニ對シ民事ノ訴訟ヲ提起スル場合ニ於テハ既に發行シタル著作物ニ於テ其ノ著作物トシテ氏名ヲ掲ケタル者ヲ以テ著作權者ト推定ス
無名又ハ變名著作物ニ於テハ其ノ著作物ニ發行者トシテ氏名ヲ掲ケタル者ヲ以テ其ノ著作權者ト推定ス
未タ發行セザル脚本、樂譜及活動寫眞術又ハ之ト類似ノ方法ニ依リ製作シタル著作物ノ興行ニ關シテハ其ノ興行ニ著作權者トシテ氏名ヲ顯ハシタル者ヲ以テ其ノ著作權者ト推定ス(昭和六年法律第六四號ヲ以テ本項中一部改正)

著作權者ノ氏名ヲ顯ハサザルモノハ其ノ興業者ヲ以テ其ノ著作權者ト推定ス

(參照)第三十五條第三項 未タ發行セザル脚本及樂譜ノ興行ニ關シテハ其ノ興行ニ著作權者トシテ氏名ヲ顯ハシタル者ヲ以テ其ノ著作權者ト推定ス

第三十六條 偽作ニ關シ民事ノ出訴又ハ刑事ノ起訴アリタルトキハ裁判所ハ原告又ハ告訴人ノ申請ニ依リ保護ヲ立テシメ又ハ立テシメシテ假ニ偽作ノ疑アル著作物ノ發賣頒布ヲ禁止若ハ之ヲ差押ヘ又ハ其ノ興行ヲ禁止スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ偽作ニ非サル旨ノ判決確定シタルトキハ申請者ハ差止又ハ差押ヨリ生シタル損害ヲ賠償スルノ責ニ任ス

第三十六條ノ二 第十八條ノ規定ニ違反シタル行爲ヲ

爲レタル者ニ對シテハ著作權者ハ著作權タルコトヲ確信シ又ハ訂正其ノ他其ノ聲譽ヲ回復スルニ適當ナル處分ヲ請求シ及民法第三編第五章ノ規程ニ從ヒ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第十八條ノ規定ニ違反シタル行爲ヲ爲シタル者ニ對シテハ著作權者ノ死後ニ於テハ著作權者ノ親族ニ於テ其ノ著作權タルコトヲ確信シ又ハ訂正其ノ他其ノ聲譽ヲ回復スルニ適當ナル處分ヲ請求スルコトヲ得
前二項ノ規定ニ依リ民事ノ訴訟ニ付テハ前二條ノ規定ヲ準用ス(昭和六年法律第六四號ヲ以テ追加)

第三章 罰則

第三十七條 偽作ヲ爲シタル者及情ヲ知テ偽作物ヲ發賣シ又ハ頒布シタル者ハ五十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條 第十八條ノ規定ニ違反シタル者ハ三十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十九條 第二十條、第二十二條及第三十條第二項ノ規定ニ違反シ出所ヲ明示セシテ複製シタル者及第二十三條第四項ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス(明治四三年法律第六三號及昭和六年同第六四號ヲ以テ一部改正)

(參照)第三十九條 第二十條及第三十條第二項ノ規定ニ違反シ出所ヲ明示セシテ複製シタル者及第二十三條第四項ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十條 著作權者ニ非サル者ノ氏名稱號ヲ附シテ著作物ヲ發行シタル者ハ三十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 刑除(明治四三年法律第六三號ヲ以テ全

部改正昭和六年同第六四號ヲ以テ刑除)
(參照)第四十一條 著作權ノ消滅シタル著作物ト雖之ヲ改竄シテ著作權者ノ意ヲ害シ又ハ其ノ題號ヲ改メ若ハ著作權者ノ氏名稱號ヲ隱匿シ又ハ他人ノ著作物ト詐稱シテ發行シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十二條 虛偽ノ登錄ヲ受ケタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス(明治四三年法律第六三號ヲ以テ一部改正)

第四十三條 偽作物及專ら偽作ノ用ニ供シタル器械器具ハ偽作者、印刷者、發賣者及頒布者ノ所有ニ在ル場合ニ限り之ヲ沒收ス

第四十四條 本章ニ規定シタル罪ハ被害者ノ告訴ヲ待テ其ノ罪ヲ論ス但シ第三十八條ノ場合ニ於テ著作權者ノ死亡シタルトキ第四十條乃至第四十二條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四十五條 本章ノ罪ニ對スル公訴ノ時効ハ二年ヲ經過スルニ依リテ完成ス

第四章 附則

第四十六條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
(明治三十二年勅令第三百十三號ヲ以テ同年七月十五日ヨリ施行)

第四十七條 明治十六年法律第十六號版權法明治二十年勅令第七十八號脚本樂譜條例明治二十年勅令第七十九號寫眞版權條例ハ本法施行ノ日ヨリ廢止ス

第四十八條 本法施行前ニ著作權ヲ消滅セザル著作物ハ本法施行ノ日ヨリ本法ノ保護ヲ享フ

第四十九條 本法施行前偽作ト認メラレザリシ複製物ニシテ既に複製シタルモノ又ハ複製ニ着手シタルモノハ之ヲ完成シテ發賣頒布スルコトヲ得

著作權不明ノ著作物ニ關スル件

(明治三十二年六月廿八日) (內務省令第二十七號)

著作權法第二十七條ニ依リ著作物ヲ發行又ハ興行セントスル者ハ其ノ由著作物ノ題號及著作權者ノ氏名稱號等ヲ官報及東京ノ四社以上ノ重ナル新聞紙並ニ著作權者ノ氏名住所明ナル場合ハ其居住地ノ新聞紙ニ七日以上廣告スヘシ

前項期日ノ最終日ヨリ六箇月以内ニ著作權者ノ出テサルトキハ之ヲ發行又ハ興行スルコトヲ得

著作權法施行規則

(昭和六年內務省令第十八號)

第一章 著作權ニ關スル登録

第一條 著作權ニ關スル登録ヲ受ケントスル者ハ左ノ區別ニ從ヒ登録ノ目的ヲ明示シ且各列記事項ヲ記載シタル申請書ヲ內務大臣ニ提出スヘシ

一 著作權ノ相續登録ヲ申請スル場合
著作權ノ相續登録ヲ組成スル冊(簡)數著作權ノ相續アリタル年月日
被相續人ノ氏名及住所並ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍
相續人ノ氏名及住所並ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍
登録稅ノ金額

二 著作權ノ譲渡又ハ著作權ヲ目的トスル質權ノ設定登録ヲ申請スル場合
著作權ノ題號及著作權ヲ組成スル冊(簡)數
著作權ノ譲渡又ハ著作權ヲ目的トスル質權ノ設定アリタル年月日
讓渡人又ハ質權設定者ノ氏名及住所並ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍
讓受人又ハ質權者ノ氏名及住所並ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍
著作權ヲ目的トスル質權ノ設定登録ヲ申請スル場合ニ在リテハ債權金額(若シ一定ノ債權金額ナキトキハ著作權ノ價格)
登録稅ノ金額

三 著作權ヲ目的トスル質權ノ相續登録ヲ申請スル場合

著作權ノ題號及著作權ヲ組成スル冊(簡)數著作權ヲ目的トスル質權設定登録ノ年月日及登録番號
著作權ヲ目的トスル質權ノ相續アリタル年月日
質權被相續人ノ氏名及住所並ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍
質權相續人ノ氏名及住所並ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍
登録稅ノ金額

四 著作權ヲ目的トスル質權ノ譲渡登録ヲ申請スル場合
著作權ノ題號及著作權ヲ組成スル冊(簡)數著作權ヲ目的トスル質權設定登録ノ年月日及登録番號
著作權ヲ目的トスル質權ノ譲渡アリタル年月日
質權讓渡人ノ氏名及住所並ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍
質權讓受人ノ氏名及住所並ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍
登録稅ノ金額

五 著作權ノ信託登録ヲ申請スル場合
著作權ノ題號及著作權ヲ組成スル冊(簡)數著作權ノ信託アリタル年月日
委託者ノ氏名、受託者及信託管理人ノ氏名及住所並ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍
信託ノ目的、信託財產ノ管理方法、信託終了ノ事由其ノ他信託ノ條項
登録稅ノ金額

六 質權登録ヲ申請スル場合
著作權ノ題號及著作權ヲ組成スル冊(簡)數無名又ハ署名著作權ヲ目的トシテ發行又ハ發行シタル年月日
署名著作權者ノ氏名(若シ署名著作權者ナキトキハ其ノ旨)

著作權ノ質名及住所並ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍
發行者又ハ興行者ノ氏名及住所並ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍
登録稅ノ金額

七 登録ノ變更、更正若ハ抹消又ハ抹消シタル登録ノ回復ヲ申請スル場合
著作權ノ題號及著作權ヲ組成スル冊(簡)數
變更、更正、抹消又ハ回復ヲ爲スコトヲ要スルニ至リタル事由
變更、更正、抹消又ハ回復ヲ受クヘキ登録ノ年月日及登録番號
變更、更正、抹消又ハ回復ヲ爲スヘキ事項
登録稅ノ金額

第二條 登録申請書ハ一件毎ニ一通ヲ作り申請ノ年月日ヲ記載シ且申請人ノ二記名捺印スヘシ
著作權者ハ之ヲ目的トスル質權ノ譲渡登録ヲ申請スル場合ニ於テハ讓受人及讓渡人、著作權ヲ目的トスル質權ノ設定登録ヲ申請スル場合ニ於テハ質權者及質權設定者、著作權ノ信託登録ヲ申請スル場合ニ於テハ委託者及委託者雙方其ノ登録申請書ニ記名捺印スルコトヲ要ス但シ登録申請書ニ登録原因ヲ記名捺印スルニ足ルヘキ書面又ハ相手方ノ承諾書ヲ添付シタルトキハ讓受人、質權者又ハ受託者ノ二記名捺印ニ足ル

第三條 著作權ノ一部移轉又ハ制限附移轉ノ登録ヲ申請スル場合ニ於テハ移轉スヘキ權利ノ部分又ハ制限ヲ登録申請書ニ記載スヘシ署名著作權又ハ之ヲ目的トスル質權ノ承繼人ガ多數ナル場合ニ於テ登録原因ニ移分ノ定アルトキ其ノ移分ニ付亦同ジ

第四條 著作權ノ相續、譲渡、信託、若ハ著作權ヲ目的トスル質權設定ノ登録又ハ質名登録ヲ申請スル場合ニ於テハ登録申請書ニ著作權ノ明細書ヲ添付スベシ

第五條 著作權ノ明細書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 著作權ノ題號

二 著作權者ノ氏名及外國人ナルトキハ其ノ國籍

三 既に發行又ハ興行シタル著作權ナルトキハ初テ發行又ハ興行シタル際ハシタル著作權者ノ質名又ハ署名(若シ無名著作權ナルトキハ其ノ旨)

四 著作ノ年月日及外國人ノ著作權ナルトキハ其ノ國籍

五 著作權ノ初テ發行又ハ興行シタル年月日(若シ未タ發行又ハ興行ヲ爲ササルモノナルトキハ其ノ旨)

六 著作權ノ種別及内容又ハ體裁若シ著作權ノ體裁ヲ明瞭ナラシムル爲必要ナルトキハ其ノ圖面、寫眞等ヲ添付スベシ

七 著作權ニ付既ニ登録ヲ受ケタルコトアルトキハ前登録ノ年月日及登録番號

第六條 左ノ場合ニ於テハ其ノ事實ヲ證明スル足ルヘキ戸籍又ハ登記簿ノ謄本又ハ抄本ヲ添付申請書ニ添付スヘシ

一 登録原因力相續其ノ他ノ一般承繼ナル場合

二 申請人タルヘキ者ノ相續人其ノ他ノ一般承繼人ニ於テ登録ヲ申請スル場合

三 登録名義人ノ表示ノ變更又ハ更正ノ登録ヲ申請スル場合

第七條 登録稅法施行規則第四條第一項ノ場合ニ於テ

既ニ登記所又ハ登録官廳ニ於テ登記又ハ登録ヲ受ケタコトアルトキハ登録申請書ニ其ノ登記所又ハ登録官廳ノ交付シタル登録ノ受領書ヲ添付スヘシ

第八條 登録ノ變更、更正若ハ抹消又ハ抹消シタル登録ノ回復ヲ申請スル場合ニ於テハ後ニ登記又ハ登録ヲ申請スヘキ登記所又ハ登録官廳ノ數ニ應ジ課稅價額ヲ記載シタル登録稅ノ受領書ヲ申請人ニ交付スルモノトス、但シ二通以上ノ受領書ヲ交付スルトキハ各通ニ番號ヲ附ス

第十二條 何人ト雖モ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納付シテ登録簿ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ申請シ又ハ利害ノ關係アル部分ニ限リ登録簿若ハ其ノ附屬書類ノ閲覧ヲ申請スルコトヲ得

一 登録簿ノ謄本又ハ抄本ノ交付
用紙一枚ニ付(一枚ニ謄本二枚ニ付)金三十錢

二 登録簿又ハ其ノ附屬書類ノ閲覧 金三十錢
前項ノ手数料ハ申請書ニ收入印紙ヲ貼付シテ之ヲ納付スヘシ

第十三條 前條ノ申請ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シ且記名捺印シタル申請書ヲ內務大臣ニ提出スヘシ

一 著作權ノ題號及著作權者ノ氏名

二 登録ノ年月日及登録番號

三 手数料ノ金額

四 申請ノ年月日

第十四條 登録簿ノ抄本ノ交付ヲ申請スル場合ニ於テハ其ノ申請書ニ抄本ノ交付ヲ申請スル部分ヲ記載スヘシ

第十五條 著作權法第二十二條ノ五第二項ノ規定ニ依リ放送無線電話施設者力著作權者トノ協議調ハサル著作權ヲ放送セントスルトキハ放送ノ日ヨリ十日前迄ニ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ內務大臣ニ提出シ決定ヲ求ムヘシ

一 著作權ノ題號及著作權者ノ氏名並ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍

二 著作權ノ種別及内容

三 著作權ヲ發行又ハ興行ノ年月日

四 著作權者ノ氏名及住所並ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍

五 放送ノ日時及場所

六 價金ノ見積金額及其ノ算定基準

七 放送ノ必要トスル事由

八 著作權者トノ協議調ハサル事由

前項ノ申請書ニハ著作權者ノ意見書ヲ添付スルコトヲ要ス若シ之ヲ添付スルコト能ハサルトキハ申請書ニ其ノ事由ヲ附記スヘシ

第十六條 內務大臣が前條ノ申請ヲ認ムル旨ノ裁定ヲ爲ス場合ニ於テハ價金ニ付テモ之ヲ決定スルモノトス

第十七條 內務大臣が第十五條ノ申請ヲ認ムル旨ノ裁定ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ著作權者ニ通知ス

第十八條 第十五條ノ申請ヲ認ムル旨ノ裁定ヲ受ケタル後發送無線電報施設者力發送ノ日時又ハ場所ヲ變更セントストキハ其ノ旨ヲ內務大臣ニ届出テ且著作權者ニ通知スヘシ

第三章 著作權者不明ノ著作物ノ發行又ハ興行

第十九條 著作權法第二十七條ノ規定ニ依リ著作物ヲ發行又ハ興行セントストキハ左ノ事項ヲ官報並ニ東京市及大阪市ニ於テ發行セラルル各二種以上ノ主たる新聞紙ニ三回以上公告スルコトヲ要ス

一 著作權法第二十七條ノ規定ニ依リ著作物ヲ發行又ハ興行セントストキハ其ノ旨ヲ著作權者アラハ其ノ期間内ニ權利ヲ主張スヘキ旨ヲ催告
四 著作物ヲ發行又ハ興行セントストキハ其ノ氏名及住所
著作權者ノ住所不明ナルトキハ其ノ住所地ニ於テ發行セラルル一理又ハ該種ノ新聞紙ニモ亦前項ノ規定ニ準シ公告スルコトヲ要ス

第二十條 前條ノ公告ヲ爲シタル者ハ其ノ公告ヲ最終ニ掲載シタル官報又ハ新聞紙ノ發行ノ日ノ翌日ヨリ起算シ前條第一項第三號ノ期間内ニ著作權者ヲ主張スル者ナキトキニ限り著作物ヲ發行又ハ興行スルコトヲ得

附則

本則ハ昭和六年八月一日ヨリ之ヲ施行ス
左ノ省令ハ之ヲ廢止ス
明治三十二年內務省令第二十七號
明治四十三年內務省令第二十三號
本則施行ノ際現ニ整屬スル登録ニ關スル處分及手續ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依ル
前項ノ規定ニ依リ爲シタル登録ニ關スル處分及手續ハ本則ニ依リ爲シタルモノト看做ス

著作權ニ關スル登録出願書式

第一號書式(本號ノ類ニハ第五號書式ニ依リ著作物明細書ヲ添付スルノ外尙ハ附屬書本ヲ添付スヘシ)

著作權相續登錄願
著作物ノ題號 全何冊(箇)
著作權者 氏 氏 氏 氏 氏 氏
相續人 氏 氏 氏 氏 氏 氏
住所(外國人ハ住所) 氏 氏 氏 氏 氏 氏
年 月 日
右登錄相續成度此段相續願也

內務大臣 (相續人) 氏 氏 氏 氏 氏 氏
此登錄稅金一圓也 收入印紙
第二號書式(本號ノ類ニハ第五號書式ニ依リ著作物明細書ヲ添付スルヲ要ス)
著作權讓渡登錄願
著作物ノ題號 全何冊(箇)
讓渡人 氏 氏 氏 氏 氏 氏
住所(外國人ハ住所) 氏 氏 氏 氏 氏 氏
讓受人 氏 氏 氏 氏 氏 氏
住所(外國人ハ住所) 氏 氏 氏 氏 氏 氏
年 月 日
右登錄相續成度此段相續願也

第三號書式(本號ノ類ニハ第五號書式ニ依リ著作物明細書ヲ添付スルヲ要ス)
著作權質入登錄願
著作物ノ題號 全何冊(箇)
質入人 氏 氏 氏 氏 氏 氏
住所(外國人ハ住所) 氏 氏 氏 氏 氏 氏
質取人 氏 氏 氏 氏 氏 氏
住所(外國人ハ住所) 氏 氏 氏 氏 氏 氏
年 月 日
右登錄相續成度此段相續願也

住所(外國人ハ住所) 氏 氏 氏 氏 氏 氏
內務大臣 (質取人) 氏 氏 氏 氏 氏 氏
此登錄稅(借入金額)圓也(印紙)
第四號書式(本號ノ類ニハ第五號書式ニ依リ著作物明細書ヲ添付スルヲ要ス)
實名登錄願
著作物ノ題號 全何冊(箇)
著作權者ノ稱號 若ハ無名著作物ナルトキハ其ノ旨 氏 氏 氏 氏 氏 氏
住所(外國人ハ住所) 氏 氏 氏 氏 氏 氏
發行者 氏 氏 氏 氏 氏 氏
年 月 日
右登錄相續成度此段相續願也

第五號書式
著作物ノ明細書
一、著作物ノ題號
內務大臣 (著作權者) 氏 氏 氏 氏 氏 氏
此登錄稅金五圓也 收入印紙
第五號書式
著作物ノ明細書
一、著作物ノ題號
內務大臣 (著作權者) 氏 氏 氏 氏 氏 氏
此登錄稅金五圓也 收入印紙

文學的及美術的著作物保護ニ關スル「ベルヌ」條約

千九百八年十一月十三日「ベルン」ニ於テ及千九百二十八年六月二日「ローマ」ニ於テ改正セラレタル千八百八十六年九月九日ノ文學的及美術的著作物保護ニ關スル條約
獨逸國大統領、奧地利共和國聯邦大統領、白耳義國皇帝陛下、ブラジル合衆國大統領、ブルガリア國皇帝陛下、丁抹國皇帝陛下、西班牙國皇帝陛下、「エストニア」共和國大統領、「フィンランド」共和國大統領、佛蘭西共和國大統領、「グレート」海峽領土皇帝印度皇帝陛下、「希臘共和國」大統領、「ハンガリー」國攝政殿下、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、「ルクセンブルク」國大公殿下、「モロッコ」國皇帝陛下、「モナコ」國公殿下、諸威國皇帝陛下、和蘭國皇帝陛下、「ポーランド」國及「ダンテツヒ」自由市ノ名ニ於ケル「ポーランド」共和國大統領、「ポルトガル」共和國大統領、「ルーマニア」國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、「西露那政府」(シリア)國及「グレート」レバノン」國「チエツコスロヴァキ

ハ全部排除スルノ機能ハ同盟各國ノ國內法ニ留保セラル

ハ刊行シタル著作物ヲ演劇脚本又ハ樂譜入演劇脚本ノ上演、音樂的著作物ノ演奏、美術的著作物ノ展覽及建築的著作物ノ建設ハ公ニスルノ意味ニ非サルモノトス

第七條 (一) 本條約ニ依リ許與セラルル保護ノ期間ハ著作物ノ生存期間及其ノ死後五十年トス

作物ノ著作權ハ原著作物ニ關スル權利ノ全存續期間中同盟ノ他ノ諸國ニ於テ其ノ著作物ノ翻譯ヲ爲シ又ハ之ヲ許諾スルノ特權ヲ享有ス

第十條 報章ニ載セラルル新聞紙又ハ新聞紙中ニ於テ公ニシタル新聞小説論議物及其ノ他題材ノ如何ヲ問ハス文藝學術又ハ美術ノ一切ノ著作物ハ著作權ノ保護アルニ非サレハ他國ニ於テ之ヲ複製スルコトヲ得ス

第十五條 (一) 本條約ニ依リ保護セラルル著作物ノ著作權力反對ノ證據アル迄真正ノ著作ト看做サレ從テ同盟ノ諸國ノ裁判所ニ於テ偽作者ニ對シテ訴訟ノ提起ヲ許容セラルルカ爲ニハ其ノ名カ通例ノ方法ニ依リ其ノ著作物ニ表示セラルルヲ以テ是ル

第十六條 (一) 一切ノ著作物ハ原著作物カ法律上ノ保護ヲ享有スル同盟國ノ權限アル機關ニ於テ之ヲ差押フルコトヲ得

(二) 右同盟國ニ於テハ著作物カ保護セラレサルカ又ハ保護ノ止ミタル國ヨリ來ル複製物ヲモ差押フルコトヲ得

(三) 差押ハ各國ノ國內法ニ從ヒ之ヲ行フ

第十七條 本條約ノ規定ハ一切ノ著作物又ハ製作物ノ頒布、上演、展覽ヲ國內ノ立法又ハ警察上ノ措置ニ依リ許可シ、取締リ、禁止スルノ同盟各國ノ政府ニ屬スル權利ヲ何等害スルコトナシ該權利ハ權限アル機關之ヲ行使スヘシ

第十八條 (一) 本條約ハ本條約實施ノ際其ノ本國ニ於テ保護ノ期間ノ滿了ニ依リ既ニ公有ニ屬シタルモノノ非サル一切ノ著作物ニ之ヲ適用ス

(二) 尤モ著作物カ從前認メラレタル保護ノ期間ノ滿了ニ依リ保護ノ要求セラレタル國ニ於テ公有ニ屬シタルトキハ其ノ著作物ハ其ノ國ニ於テ新ニ保護セラレサルヘシ

(三) 右原則ノ適用ハ之ニ關シ同盟國間ニ現存シ又ハ將來締結スヘキ特別條約ノ規定ニ從フヘキモノトス此ノ種ノ規定ノ存在セザルトキハ各國ノ各自國ニ關シ右原則ノ適用ニ開スル方法ヲ定ムヘシ

(四) 前條規定ハ同盟ニ新ニ加盟アリタル場合及保護力第七條ノ適用又ハ留保ノ地業ニ依リ擴張セラレヘキ場合ニモ亦之ヲ適用ス

第十九條 本條約ノ規定ハ同盟ノ一國ノ法律ニ依リ一般ノ外國人ノ爲ニ定メラルヘキ一層寬大ナル規定ノ適用ヲ求ムルコトヲ妨ケス

第二十條 同盟國政府ハ特別ノ取極力同盟ニヨリ付與セラレタル權利ヨリ廣大ナル權利ヲ著作家ニ付與スヘキ限リ又ハ本條約ニ抵觸セザル他ノ規定ヲ包含スヘキ限リ各國相互間ニ右取極力締結スルノ權利ヲ留保ス現存ノ取極力ノ規定ニシテ右條件ニ合致スルモノハ引續キ適用アルモノトス

第二十一條 (一) 「文學的及美術的著作物保護國際同盟事務局」ナル名稱ノ下ニ設立セラレタル國際事務局ハ之ヲ維持ス

(二) 右事務局ハ瑞西聯邦政府ノ管理ノ下ニ之ヲ置ク瑞西聯邦政府ハ其ノ組織ヲ定メ且其ノ事務ヲ監督ス

(三) 事務局ノ公用語ハ佛蘭西語トス

第二十二條 (一) 國際事務局ハ文學的及美術的著作物ニ付テノ著作家ノ權利ノ保護ニ關スル各種ノ報告ヲ蒐集シ之ヲ編纂發行ス事務局ハ同盟共同ノ利益ニ開スル事項ヲ講究シ且諸政府ヨリ受領シタル書類ニ依リ同盟ノ目的ニ關スル諸問題ニ付佛蘭西語ヲ以テ定期刊行物ヲ編纂ス同盟國政府ハ經驗上必要ト認メラルヘキ場合ニ於テハ合意ヲ以テ事務局カ一又ハ二以上ノ他ノ國語ヲ以テ別版ヲ發行スルコトヲ許ス

(二) 國際事務局ハ文學的及美術的著作物ノ保護ニ關スル問題ニ付何時ニテモ同盟國ノ請求ニ應ジ其ノ必要トスルコトアルヘキ特殊報告ヲ與フルコトヲ要ス

(三) 國際事務局局長ハ其ノ所管事務ニ付年報ヲ作成シ之ヲ一切ノ同盟國ニ送付ス

第二十三條 (一) 國際事務局ノ經費ハ同盟國共同シテ之ヲ負擔ス右經費ハ新ナル議定アル迄ハ年額十二萬瑞西フランヲ超過スルコトヲ得サルヘシ右額ハ必要ナル場合ニ於テハ第二十四條ニ揭ケル會議ノ一ノ全會一致ノ決議ニ依リ之ヲ增加スルコトヲ得ヘシ

(二) 右經費總額ニ對シ各國ノ備出割合ヲ定ムル爲メ同盟國及將來同盟ニ加入スル國ヲ六等ニ區分シ各等ノ備出スヘキ單位ノ簡數ノ比例ヲ定ムルコトヲ左ノ如シ

第一等	二十五單位
第二等	二十單位
第三等	十五單位
第四等	十單位
第五等	五單位
第六等	三單位

(三) 右系數ニ各等ノ國數ヲ乘シ之ニ依リ得タル積ノ和ヲ單位數トシ之ヲ以テ費用總額ヲ除スヘシ其ノ商ハ一單位ノ費用額ヲ示スモノトス

(四) 各國ハ其ノ加盟ノ際前記系數中其ノ列セラレシコトヲ求ムルモノヲ聲明スヘシ尤モ國後何時ニテモ他ノ等級ニ列セラレシコトヲ欲スル旨ヲ聲明スルコトヲ得ヘシ

(五) 瑞西聯邦政府ハ事務局ノ豫算ヲ調整シ及其ノ支出ヲ監督シ、必要ナル立替ヲ爲シ且其ノ一切ノ同盟國政府ニ送付スヘキ毎年度ノ出納計算書ヲ作製ス

第二十四條 (一) 本條約ハ同盟制度ヲ完全ナラシムヘキ改良ヲ加ヘンカ爲之ニ改正ヲ加フルコトヲ得

(二) 右ノ如キ問題及其ノ他ノ點ニ付同盟ノ發達ニ關係アル問題ハ同盟國ニ於テ順次開設スヘキ會議ニ於テ該同盟國ノ委員之ヲ審議ス會議ヲ開設スヘキ國ノ政府ハ國際事務局ノ協力ヲ得テ會議ヲ準備ス

ヲ爲ス事務局局長ハ會議ノ議事ニ列席シ且討論ニ參加スト雖モ議決ニ加ハラス

(三) 本條約ノ如何ナル變更モ同盟ヲ組成スル各國ノ一致ノ合意ヲ得ルニ非サレハ同盟ニ對シテ效力ナキモノトス

第二十五條 (一) 同盟ニ屬セザル國ニシテ本條約ノ目的トスル權利ノ法律上ノ保護ヲ確保スルモノハ其ノ請求ニ依リ加盟スルコトヲ得

(二) 右加盟ハ書面ヲ以テ瑞西聯邦政府ニ之ヲ通告スヘキ事トス

(三) 右加盟ハ當然本條約ニ適用セル一切ノ條款ヘ加入及本條約ニ規定セル一切ノ利益ノ享受ヲ伴ヒ且瑞西聯邦政府カ他ノ同盟國ニ通告シタル後一月ニシテ其ノ效力ヲ生スヘシ但シ加入スル國ニ依リ後ノ日力指定セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラズ尤モ右加盟ハ加入スル國カ少クトモ一時期間ニ關シ第八條ニ代フルニ千八百九十六年「パリ」ニ於テ改正セラレタル千八百八十六年同盟條約第五條ノ規定ヲ以テスルコトヲ欲スル旨ヲ表示ヲ包含スルコトヲ得ベシ該規定ハ當該國ノ一又ハ二以上ノ國語ニ翻譯スル場合ノミニ關スルモノト當然了解ス

第二十六條 (一) 同盟各國ハ本條約カ其ノ殖民地、保護領、委任統治地、其ノ主權若ハ權力ノ下ニ在ル他ノ一切ノ地域又ハ宗主權ノ下ニ在ル一切ノ地域ノ全部又ハ一部ニ適用セラレル旨ヲ瑞西聯邦政府ニ何時ニテモ書面ヲ以テ通告スルコトヲ得ヘキ之ニ依リ本條約ハ通告中ニ揭ケラレタル一切ノ地域ニ適用セラレヘシ右通告ナキトキハ本條約ハ右地域ニ適用セラレサルヘシ

(二) 同盟各國ハ本條約カ前項ニ定ムル通告ノ目的ト爲リタル地域ノ全部又ハ一部ニ對シテ適用セラレサルニ至ル旨ヲ瑞西聯邦政府ニ何時ニテモ書面ヲ以テ通告スルコトヲ得ヘキ事トス

(三) 瑞西聯邦政府ハ其ノ國ニ對シテ通告中ニ揭ケラレタル地域ニ於テ適用セラレサルニ至ルヘシ

(四) 本條約第一項及第二項ノ規定ニ從ヒ瑞西聯邦政府ニ對シテ爲サレタル一切ノ通告ハ之ヲ該政府ヨリ一切ノ同盟國ニ通知スヘシ

第二十七條 (一) 本條約ハ同盟相互ノ關係ニ於テ千八百八十六年九月九日「ベルヌ」條約及順次之ヲ改正シタル諸條約ニ代ルヘシ從前實施セラレタル諸條約ハ本條約ヲ批准セサルヘキ國トノ關係ニ於テハ其ノ適用ヲ保持スヘシ

(二) 本條約ニ署名シタル國ハ從前爲シタル留保ノ利益ヲ引續キ保持スルコトヲ得ヘシ

(三) 但シ批准書密託ノ際其ノ旨ノ實言ヲ爲スコトヲ條件トス

(四) 現ニ同盟ニ屬スル國ニシテ本條約ニ署名セザルヘキモノハ何時ニテモ本條約ニ加入スルコトヲ得ヘシ此ノ場合ニ於テハ該國ハ前項ノ規定ノ利益ヲ享有スルコトヲ得ヘシ

第二十八條 (一) 條約ハ批准セラレヘキ其ノ批准書ハ通告トモ千九百三十一年七月一日迄ニ「ローマ」ニ於テ密託セラレヘシ

(二) 本條約ハ之ヲ批准シタル同盟國間ニ於テハ右期日後一月ニシテ實施セラレヘシ但シ右期日前ニ於テ本條約カ少クトモ同盟ノ六國ニ依リ批准セラレタルトキハ本條約ハ右同盟國間ニ於テハ第六ノ

批准書ノ寄託カ瑞西聯邦政府ニ依リテ右同盟國ニ通告セラレタル後一月ニシテ及爾後批准スヘキ同盟國ニ對シテハ各其ノ批准ノ通告後一月ニシテ實施セラレヘシ

(三) 同盟ニ屬セザル國ハ千九百三十一年八月一日迄千九百八十八年十一月十三日「ベルリン」ニ於テ署名セラレタル條約又ハ本條約ニ加入スルコトニ依リテ同盟ニ加盟スルコトヲ得ヘシ千九百三十一年八月一日後ニ於テハ該國ハ本條約ニ加入スルコトヲ得ヘシ

第二十九條 (一) 本條約ハ其ノ廢棄ノ通告ヲ爲サレタル日ヨリ一年ヲ經過スル迄ハ無期限ニ引續キ實施セラレヘシ

(二) 右廢棄ノ通告ハ瑞西聯邦政府ニ之ヲ爲スヘシ右廢棄ノ通告ハ之ヲ爲シタル國ニ對シテノミ其ノ效力ヲ生スヘキ事トス

(三) 本條約ハ其ノ效力ヲ存續スルモノトス

第三十條 (一) 本條約第七條第一項ニ定ムル五十年ノ保護ノ期間ヲ自國ノ法律ニ採用スル國ハ之ヲ瑞西聯邦政府ニ書面ヲ以テ通告スヘキ事トス

(二) 第二十五條及第二十七條ニ依リ爲シ又ハ維持シタル留保ヲ撤棄スル國ニ付亦前項ニ同シ

(三) 右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ署名セリ千九百二十八年六月二日「ローマ」ニ於テ本書一通ヲ作成シ之ヲ伊太利王國政府ノ記録ニ寄託スヘシ認證書一通ハ外交上ノ手續ニ依リ同盟各國ニ送付セラレヘシ

(各國委員氏名省略)

日米間著作權保護ニ關スル條約

第一條 兩國ノ臣民又ハ人民ハ文學及美術ノ著作物ヲ寫眞ニ付テ他ノ一方ノ版圖内ニ於テ其ノ國ノ臣民又ハ人民ニ許シテ...

日米間著作權保護ニ關スル條約調印ノ際該條約第三條ノ解釋ニ關シ兩國全權委員ノ間ニ交換シタル書翰

亞米利加合衆國特命全權公使 ロイド・シー・グリニコム手記

支那ニ於ケル發明意匠商標及著作權ノ相互保護ニ關スル日佛條約

第一條 締約國ノ一方ノ臣民又ハ人民ハ文學的及美術的著作物並寫眞ノ著作權ニ付清國内ニ於テ他ノ一方ノ版圖内ニ於ケル...

第六條 締約國ハ其治外法權ヲ行使スルコトヲ得ル他國ニ關シ成ルヘク本條約ノ規定ヲ準用スヘキコトヲ約ス

支那ニ於ケル發明意匠商標及著作權ノ相互保護ニ關スル日佛條約批准交換覺書

第五條 清國政府ハ清國臣民カ日本國臣民ノ有スル登録商標ヲ侵害スルヲ禁ズルヲ爲メ必要ナル規則ヲ設ケ且誠實ニ之ヲ執行スヘキコトヲ約ス

清國政府ハ又清國語ヲ以テ編輯シ且特ニ清國人ノ使用ニ供スル爲メ作製セラレタル書籍冊子地圖及海圖ニ關シ日本國臣民ノ有スル登録商標ヲ保護スル爲メ必要ナル規則ヲ制定スヘキコトヲ約ス

清國政府ハ登錄局ヲ設置シ商標及版權保護ノ爲メ今後同國政府ニ於テ制定スヘキ外國商標及版權ノ登錄ヲ爲スヘシ

日本國法律規則ノ定ムル所ニ從ヒ正當ニ登錄セラレタル清國商標及版權ハ日本國ニ於ケル侵害ニ對シ同様ノ保護ヲ受ケルコト勿論タルヘシ

本條ハ清國ノ安寧ヲ害セムトスル公刊物ノ著作若所有主若ハ販賣人タル日本國臣民又ハ清國臣民ヲ法律ノ正當ナル進行ニ對シ庇護スルモノト解スヘカラス

新聞紙法

(明治四十二年五月六日法律第四十一號)

第一條 本法ニ於テ新聞紙ト稱スルハ一定ノ題號ヲ用ヒ時期ヲ定メ又ハ六箇月以内ノ期間ニ於テ時期ヲ定メスシテ發行スル著作物及定期時以外ニ本著作物ト同一題號ヲ用ヒテ臨時發行スル著作物ヲ謂フ

同一題號ノ新聞紙ヲ他ノ地方ニ於テ發行スルトキハ各別種ノ新聞紙ト看做ス

第二條 左ニ掲グル者ハ新聞紙ノ發行人又ハ編輯人タルコトヲ得ス

- 一 本法ヲ施行スル帝國領土内ニ居住セサル者
- 二 陸海軍軍人ニシテ現役若ハ召集中ノ者
- 三 未成年者禁治產者及準禁治產者
- 四 懲役又ハ禁錮ノ刑ノ執行中又ハ執行猶豫中ノ者

第三條 印刷所ハ本法ヲ施行スル帝國領土外ニ之ヲ設ケルコトヲ得ス

第四條 新聞紙ノ發行人ハ左ノ事項ヲ内務大臣ニ届出ツヘシ

- 一 題號
- 二 掲載事項ノ種類
- 三 時事ニ關スル事項ノ掲載ノ有無
- 四 發行ノ時期、若時期ヲ定メサルトキハ其ノ旨
- 五 第一回發行ノ年月日
- 六 發行所及印刷所
- 七 持主ノ氏名、若法人ナルトキハ其ノ名稱及代表者ノ氏名
- 八 發行人、編輯人及印刷人ノ氏名年齢但シ編輯人スル者ノ氏名年齢

二人以上アルトキハ其ノ主トシテ編輯事務ヲ擔當スル者ノ氏名年齢

前項ノ届出ハ持主又ハ其ノ法定代理人ノ連署シタル書面ヲ以テ第一回發行ノ日ヨリ十日以前ニ管轄地方官廳ニ提出スヘシ

第五條 前條第一項第一號乃至第三號ノ事項ノ變更ハ變更ノ日ヨリ十日以前ニ第二號若ハ第六號ノ事項又ハ持主、編輯人、印刷人ノ變更ハ變更前又ハ變更後七日以内ニ前條ノ手續ニ依リ發行人ヨリ之ヲ内務大臣ニ届出スヘキ場合ニ於テ之ヲ納メ若シタハ之ヲ填補セ

臣ニ届出ツヘシ但シ持主變更ノ届出ニハ死亡ニ因ル場合ノ外新舊持主又ハ其ノ法定代理人ノ連署ヲ要ス

第六條 死亡シ又ハ第二條ニ該當スルニ至リタル發行人ノ權利及義務ヲ承継シタル發行人ハ其ノ發行人ト爲リタル日ヨリ七日以内ニ前條ノ手續ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ノ外發行人ノ變更ハ變更ノ日ヨリ十日以前ニ前條ノ手續ヲ爲スヘシ

第七條 新聞紙ハ届出ヲ爲シタル發行時期又ハ發行休止ノ日ヨリ起算シテ百日間、三回發行ノ期間ヲ通シテ百日ヲ超ユル新聞紙ニ在リテハ三回發行ノ期間之ヲ發行セサルトキハ其發行ヲ停止シタルモノト看做ス

第八條 發行人若ハ編輯人死亡シ又ハ第二條ニ該當スルニ至リ後任ノ發行人若ハ編輯人ヲ定メサル間又ハ發行人若ハ編輯人一箇月以上本法ヲ施行スル帝國領土外ニ旅行スル場合ニ於テハ假發行人若ハ假編輯人ヲ設ケルニ非サレハ新聞紙ノ發行ヲ爲スコトヲ得ス

發行人及編輯人ニ關スル本法ノ規定ハ假發行人及假編輯人ニ之ヲ準用ス

第九條 編輯人ノ責任ニ關スル本法ノ規定ハ左ニ掲グル者ニ之ヲ準用ス

- 一 編輯人以外ニ於テ實際編輯ヲ擔當シタル者
- 二 掲載ノ事項ニ署名シタル者
- 三 正誤書、辯駁書ノ事項ニ付テハ其ノ掲載ヲ請求シタル者

第十條 新聞紙ニハ發行人、編輯人、印刷人ノ氏名及發行所ヲ掲載スヘシ

第十一條 新聞紙ハ發行ト同時ニ内務省ニ二部管轄地方官廳地方裁判所檢察局及區裁判所檢察局ニ各一部

ヲ納ムヘシ

第十二條 時事ニ關スル事項ヲ掲載スル新聞紙ハ管轄地方官廳ニ保證トシテ左ノ金額ヲ納ムルニ非サレハ之ヲ發行スルコトヲ得ス

- 一 東京市、大阪市及其ノ市外三里以内ノ地ニ於テハ二千圓
- 二 人口七萬以上ノ市又ハ區及其市又ハ區外一里以内ノ地ニ於テハ一千圓
- 三 其ノ他ノ地方ニ於テハ五百圓

前項ノ金額ハ一月三回以下發行スルモノニアリテハ其ノ半額トス

保證金ハ命令ヲ以テ定ムル種類ノ有價證券ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第十三條 保證金ニ對スル權利及義務ハ發行人變更ノ場合ニ於テ後任發行人ノ承継スルモノトス

第十四條 保證金ハ發行ヲ停止シタルトキニ非サレハ其ノ還附ヲ請求シ又ハ其ノ債權ヲ讓渡スルコトヲ得

但シ國稅徵收法及之ヲ適用スル法令ヲ適用シ又ハ名譽ニ對スル罪ニ因ル損害賠償ノ判決ヲ執行スルハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 保證金ヲ納ムル新聞紙ニ關シ發行人又ハ編輯人同金又ハ刑罰訴訟費用ノ擔保額定ノ日ヨリ十日以内ニ之ヲ完納セサルトキハ檢事ハ保證金ノ全部又ハ一部ヲ之ニ充ツルコトヲ得

第十六條 保證金ハ其ノ關聯ヲ生シタル場合ニ於テ之ヲ填補スルニ非サレハ其ノ新聞紙ヲ發行スルコトヲ得

但シ關聯ヲ生シタル日ヨリ七日以内ハ此ノ限ニ在ラス

第十七條 新聞紙ニ掲載シタル事項ノ錯誤ニ付其ノ事項ニ關スル本人又ハ直接關係者ヨリ正誤又ハ正誤書

掲載書ノ掲載ヲ請求シタルトキハ其ノ請求ヲ受ケタル後次回又ハ第三回ノ發行ニ於テ正誤ヲ爲シ又ハ正誤書、辯駁書ノ全文ヲ掲載スヘシ

正誤、辯駁ノ原文ト同時ニ活字ヲ用フヘシ

正誤、辯駁ノ趣旨法令ニ違反スルトキ又ハ請求者ノ氏名住所ヲ明記セサルトキハ之ヲ掲載スルコトヲ要セス

正誤書、辯駁書ノ字數原文ノ字數ヲ超過シタルトキハ其超過ノ字數ニ付發行人ノ定メタル普通廣告料ト同一ノ料金ヲ要求スルコトヲ得

第十八條 官報又ハ他ノ新聞紙ヨリ抄録セシ事項ニシテ官報又ハ新聞紙ニ於テ正誤又ハ正誤書掲載書ヲ掲載シタルトキハ本人又ハ直接關係者ノ請求ナシト雖其ノ官報又ハ新聞紙ヲ得タル後前條ノ例ニ依リ正誤シ又ハ正誤書、辯駁書ヲ掲載スヘシ但シ料金ヲ要求スルコトヲ得ス

第十九條 新聞紙ハ公判ニ付スル以前ニ於テ豫審ノ内容其ノ他檢事ノ差止メタル捜査又ハ豫審中ノ被告事件ニ關スル事項又ハ公判ヲ俾メタル訴訟ノ辯論ヲ掲載スルコトヲ得ス

第二十條 新聞紙ハ官署、公署又ハ法令ヲ以テ組織シタル議會ニ於テ公ニセサル文書又ハ公開セサル會議ノ議事ヲ許可ヲ受ケスシテ掲載スルコトヲ得ス

第二十一條 新聞紙ハ犯罪ヲ煽動若ハ曲庇シ又ハ犯罪人若ハ刑事被告人ヲ賞讃若ハ救護シ又ハ刑事被告人ヲ陷害スルノ事項掲載スルコトヲ得ス

第二十二條 第四條乃至第六條ノ届出ヲ爲サス若ハ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセス又ハ保證金ヲ納メ若シタハ之ヲ填補スヘキ場合ニ於テ之ヲ納メ若シタハ之ヲ填補セ

スシテ發行シタルトキハ正當ノ届出ヲ爲シ又ハ保證金ヲ納メ若シタハ之ヲ填補スル迄管轄地方官廳ニ於テ新聞紙ノ發行ヲ禁止ムヘシ

第二十三條 内務大臣ハ新聞紙掲載ノ事項ニシテ安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スルモノト認ムルトキハ其ノ本法ヲ施行ノ地域内ニ於ケル發賣及頒布ヲ禁止シ必要ナル場合ニ於テハ之ヲ差押フルコトヲ得

新聞紙ニ對シ一年以内ニ二回以上前項ノ處分ヲ爲シタルトキハ内務大臣ハ其ノ新聞紙ヲ本法施行ノ地域内ニ輸入又ハ移入スルヲ禁止スルコトヲ得

第二十五條 前項第二項ニ依リ禁止ノ命令ニ違反シテ輸入又ハ移入シタル新聞紙及第四十三條ニ依リ禁止ノ裁判ニ違反シテ發賣又ハ頒布スルノ目的ヲ以テ印刷シタル新聞紙ハ管轄地方官廳ニ於テ之ヲ差押フルコトヲ得

第二十六條 本法ニ依リ差押ヘタル新聞紙ニシテ二年以上其ノ差押ヲ解除セラレサルトキハ差押ヲ執行シタル行政官廳ニ於テ之ヲ處分スルコトヲ得

第二十七條 陸軍大臣、海軍大臣及外務大臣ハ新聞紙ニ對シ命令ヲ以テ軍事若ハ外交ニ關スル事項ノ掲載ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第二十八條 第二條ニ該當スル者ニシテ事實ヲ詐リ發行人又ハ編輯人ト爲リタルトキハ三月以下ノ懲役又

ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス
 第二十九條 第三條ニ違反シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス
 第三十條 第四條乃至第六條ノ届出ヲ爲サス若ハ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセス又ハ第四條第一項第一號第四號乃至第六號ニ開シ届出ノ事項ニ違反シタル行爲ヲ爲シ又ハ第十一條ニ違反シタルトキハ發行人ヲ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
 第三十一條 第四條第一項第二號又ハ第三號ニ開シ届出ノ事項ニ違反シタル行爲ヲ爲シタルトキハ發行人及編輯人ヲ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
 第三十二條 第八條第一項ニ違反シタルトキハ發行人死亡シ又ハ第二條ニ違反スルニ至リタル場合ニ於テハ實際發行ヲ爲シタル者、其ノ他ノ場合ニ於テハ發行人ヲ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
 第三十三條 第十條ニ違反シタルトキハ發行人及編輯人ヲ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
 第三十四條 第十二條第一項、第二項、第十六條ニ違反シ又ハ第二十二條ニ依ル禁止ノ命令ニ違反シタルトキハ發行人ヲ三百圓以下ノ罰金ニ處ス
 第三十五條 第十七條第一項、第二項、又ハ第十八條ニ違反シタルトキハ編輯人ヲ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
 第三十六條 第十九條、第二十條ニ違反シタルトキハ編輯人ヲ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
 第三十七條 第二十一條ニ違反シタルトキハ編輯人ヲ三月以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
 第三十八條 第二十三條ニ依ル禁止若ハ差止ノ命令、第二十四條ニ依ル禁止命令、第四十三條ニ依ル禁止ノ裁判ニ違反シタルトキハ發行人、編輯人ヲ六月以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス情ヲ知りテ其ノ新聞紙ヲ發賣紙ヲ發賣又ハ頒布シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
 第三十九條 第二十三條第一項、第二十四條第一項、第二十五條ニ依ル差押處分ノ執行ヲ妨害シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス
 第四十條 第二十七條ニ依ル禁止又ハ制限ノ命令ニ違反シタルトキハ發行人、編輯人ヲ二年以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス
 第四十一條 安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スル事項ヲ新聞紙ニ掲載シタルトキハ發行人、編輯人ヲ六月以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
 第四十二條 皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ改訂シ又ハ朝憲ヲ紊亂セムトスルノ事項ヲ新聞紙ニ掲載シタルトキハ發行人、編輯人、印刷人ヲ二年以下ノ禁錮及三百圓以下ノ罰金ニ處ス
 第四十三條 第四十條乃至第四十二條ニ依リ處罰スル場合ニ於テ裁判所ハ其ノ新聞紙ノ發行ヲ禁止スルコトヲ得
 第四十四條 本法ニ定メタル犯罪ニハ刑法併合罪ノ規定ヲ適用セス
 第四十五條 新聞紙ニ掲載シタル事項ニ付名譽ニ對スル罪ノ公訴ヲ提起シタル場合ニ於テ其ノ私行ニ涉ルモノヲ除クノ外裁判所ニ於テ惡意ニ出テス專ラ公益ノ爲ニスルモノト認ムルトキハ被告人ニ事實ヲ證明スルコトヲ許スコトヲ得若シ其ノ證明ノ確立ヲ得タルトキハ其ノ行爲ハ之ヲ罰セス公訴ニ關聯スル損害賠償ノ訴ニ對シテハ其ノ義務ヲ免ル

附則
 新聞紙條例ハ之ヲ廢止ス
 本法施行前ヨリ發行スル新聞紙ニシテ本法ノ規定ニ依リ保證金ニ關聯ヲ生スルニ至リタルトキハ本法施行ノ日ヨリ三年間其ノ増補ヲ猶豫ス
 第二十六條ノ規定ハ本法施行前ノ差押ニ係ル新聞紙ニ之ヲ準用ス

新聞紙ニ關スル願届書式
 (第一號書式)
 新聞紙發行届(第一回發行年月日ヨリ)
 一 題號 何々
 二 掲載事項ノ種類 何々
 三 時事ニ關スル事項掲載ノ有無(有、無)
 四 發行時期 日刊又ハ毎月何回(何日若クハ不定)
 五 第一回發行年月日 何年何月何日
 六 發行所在地及名稱
 七 印刷所在地及名稱
 八 持主氏名、原籍、居住地、生年月日
 九 發行人 同上
 十 編輯人 同上
 十一 印刷人 同上
 右ハ新聞紙法ニ據リ發行致候間(管轄廳ニ保證金何圓納置候條)此段及願届候也
 年 月 日 發行人 氏 名 姓
 持主 氏 名 姓

内務大臣 宛

(第二號書式) 新聞紙改題届(變更十日)

一 現在ノ題號
 一 變更ノ題號
 右 年 月 日ヨリ改題致候間此段願届申上候也
 年 月 日
 住所 氏 名 姓
 發行人 氏 名 姓
 内務大臣 宛

(第三號書式) 何新聞紙記載ノ種類變更届

(變更十日以前届書二通)
 一 現在ノ記事ノ種類
 一 變更ノ記事ノ種類
 右 年 月 日ヨリ變更致候間此段願届申上候也
 (保證金ヲ納メス發行シタルモノヲ變更シテ保證金ヲ要スルモノト爲サントスルノ例ハ左ノ如シ)
 右 年 月 日ヨリ變更致候ニ付保證金 何圓
 (若ハ有償)管轄廳ヘ納置候間此段願届申上候也
 年 月 日
 發行人 氏 名 姓
 編輯人 氏 名 姓
 印刷人 氏 名 姓
 内務大臣 宛

(第四號書式) 何新聞紙發行人變更届

出版關係法規並書式

(變更前又ハ變更後七日以内届書二通)

現在發行人

原籍及居住ノ地 氏 名 姓
 新發行人 氏 名 姓
 右ノ通り 年 月 日ヨリ變更致候間此段願届申上候也
 現在發行人 氏 名 姓
 新發行人 氏 名 姓
 内務大臣 宛

(同) 何新聞紙發行人變更届

(變更前又ハ變更後七日以内届書二通)
 舊發行人 氏 名 姓
 原籍及居住ノ地
 新發行人 氏 名 姓
 右 舊發行人何誰年月日死亡(法律上資格ヲ失ヒ)候ニ付(何誰發行人ノ名義ヲ以テ別前發行致候條)年 月 日ヨリ右ノ通り變更致候間此段願届申上候也
 年 月 日
 舊發行人 氏 名 姓
 新發行人 氏 名 姓
 (發行人死亡シタルトキハ其親族連署ス)
 (假發行人アリタルトキハ連署ス)
 原籍及居住ノ地
 新發行人 氏 名 姓

内務大臣 宛

(第五號書式) 何新聞紙編輯人(印刷人)變更届

舊編輯人(舊印刷人)氏 名 姓
 原籍及居住ノ地
 新編輯人(新印刷人)氏 名 姓
 發行人 氏 名 姓
 内務大臣 宛

(第六號書式) 何新聞紙發行時期變更届

(變更前又ハ變更後七日以内届書二通)
 舊發行ノ時期
 新發行ノ時期
 右ノ通り 年 月 日ヨリ變更致候間此段願届申上候也
 年 月 日
 發行人 氏 名 姓
 内務大臣 宛

(第七號書式)

何新聞紙發行所(印刷所)變更

一 舊發行所(舊印刷所)所在及名稱
一 新發行所(新印刷所)所在及名稱
右之通り 年月 日ヨリ變更致候間此段欄願申上候也

年 月 日 發行人 宛 氏 名 願

納本ニ就テノ注意

- 新聞紙法ニ據リ發行スルモノハ發行ト同時ニ左記ニ納本ヲ要ス
○納本ニハ表面ニ左記ノ印押捺セラレタシ



第三種郵便物認可規則

第一條 第三種郵便物ノ認可ヲ受ケントスル者ハ本規則ノ定ムル所ニヨリ發行地所轄ノ逓信局ヘ願出ツヘシ
第二條 第三種郵便物ト爲スヘキ定期刊行物ハ左ノ條件ヲ具備スルモノニ限ル
一 毎月一回以上定期刊行スルコト
二 記載事項ノ性質定期ヲ決定スヘカラサルコト

物ノ發行人ハ其ノ定期刊行物發行ノ際之ヲ差出スヘキ郵便局(郵便物ノ取扱ノ限)ヲ豫メ發行地所轄逓信局ニ願出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ
第五條 第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物ノ發行人ハ其發行毎ニ先ツ發行地所轄逓信局及其ノ指定シタル郵便局ニ見本各一部ヲ差出スヘシ
第六條 第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物ノ發行人ハ其發行地所轄ノ逓信局ニ願出テ其認可ヲ受ケルニ付此ノ場合ニ於テ發行人ヲ變更セムトスルトキハ新舊發行人連署スヘシ若シ舊發行人連署スルトキハ新舊發行人連署スヘシ

- 二 第四條ノ二ノ願出ヲ怠リタルトキ
三 第五條見本ノ差出ヲ怠リタルトキ
四 第六條ノ手續ヲ怠リタルトキ
五 願出ノ事項事實ト相違アルトキ
第九條ノ一 第四條ノ二依リ認可ヲ効力ヲ失ヒタルモノ及前條ニ依リ認可ヲ取消サレタルモノ又ハ之ヲ請求シタリト認メタル定期刊行物ニ對シテハ情狀ニ依リ再ヒ認可ヲ與ヘサルコトアルヘシ

附 則

第十條 本規則ハ明治四十年九月一日ヨリ之ヲ施行ス明治三十三年九月逓信省令第七十三號第三種郵便物發行規則ハ本規則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
第十一條 從來ノ規定ニ依リ現ニ第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物ニシテ本規則ニ抵触セスシテ發行スルモノハ尙其ノ効力ヲ有ス

郵便規則摘載

第二十條 定期刊行物ハ其ノ刊行物初頁上部ニ其ノ名稱、發行期日、回数、逓信番號、發行年月日及何年何月何日第三種郵便物認可ノ文字、次頁以下ハ上部ニ其ノ名稱又ハ略記號、發行年月日及第三種郵便物認可ノ文字ヲ印刷スヘシ但シ冊子トシタル刊行物ハ最初及最終ノ頁面ノミニ印刷スルコトヲ得
第二十一條 定期刊行物ハ本紙ノ重量ニ超過セス本紙ト同性質ノ記事、廣告又ハ書、畫、圖ヲ印刷シ之ニ

第三種郵便物ニ關スル願屆書式

本紙ノ名稱、番號、並ニ發行ノ年月日及附録ノ文字ヲ記入シ且ツ冊子ト爲ササルモノニ限リ附録トシテ之ヲ本誌ニ添付スルコトヲ得
第二十二條 緊急時事ヲ報道スル爲メ臨時ニ發行スル定期刊行物ノ號外ハ定期刊行物ト同一ノ取扱ヲ爲ス
第二十三條 定期刊行物ニハ其發行者ニ於テ其ノ記事ニ關スル物品ニシテ本紙ノ重量ヲ超過セサルモノニ限リ之ヲ差込又ハ貼付スルコトヲ得

Form for '發行所變更願' (Change of Issuer Request) and '發行所變更願' (Change of Issuer Request). Includes fields for name, address, and date.

發行人任所變更屆

右之通り 年 月 日ヨリ變更可致候
新美出局
右發行人 氏 名
東京通信局御中
右發行人 氏 名
東京通信局御中

(第五號書式)

休刊屆

右之通り 年 月 日ヨリ變更可致候
右發行人 氏 名
東京通信局御中
右發行人 氏 名
東京通信局御中

(第六號書式)

第三種郵便物差出局變更屆

右之通り 年 月 日ヨリ變更可致候
新發行定日
右發行人 氏 名
東京通信局御中

(第九號書式)

體裁變更屆

右之通り 年 月 日ヨリ變更可致候
右發行部 氏 名
東京通信局御中
右發行部 氏 名
東京通信局御中

(第八號書式)

臨時増刊發行屆

右之通り 年 月 日ヨリ變更可致候
新發行定日
右發行部 氏 名
東京通信局御中

注意事項

一、各種書類二開スル注意
一、編書類ハ總テ見本差出局へ差出スコト
一、用紙ハ可成半紙ニツ折リ用ヒ補正必要ニ付左
一、寸法開闔ヲ誤ラズ
二、第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物ヲ其ノ
發行定日前ニ郵便ニ差出ス場合ハ其ノ刊行物ニ
「何月何日印刷納本」ト印刷シアルモノニシテ其ノ
納本日以後ニ差出シタルモノニ限リ第三種郵便物
ノ取扱ヲ爲ス
三、第三種郵便物認可規則第五條ニ依ル見本ハ必ス發
行日前通クモ發行當日迄ニ當局並ニ指定局ニ差出
スコトヲ要ス若シ發行日ノ翌日以後ニ至リ納本セ
ラルハモノニ對シテハ認可規則第八條ヲ適用スル

三、定期刊行物ハ郵便規則第二十條ニ依ル成規各印刷
事項ヲ必ス印刷スヘキコト
四、第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物ニシテ
其ノ發行定日ニ至リ發行シ得サル時又ハ定日ニ發
行シ得サル時ハ必ス發行定日臨時變更屆ノ提出
ヲ要ス若シ何等ノ理由モナク定日ヨリ遅レテ發行
セラル、時ハ認可規則ニモ違背セラル、ニ付第三
種郵便物ノ取扱ヲ爲サ、ルカ又ハ認可規則ヲ取消スル
ハ事アルヤモ計リ難キニ付注意セラレタシ

五、第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物及ヒ其
ノ臨時増刊ニシテ題號ノ外ニ「何々記念號」又ハ其
ノ他ノ特殊名稱ヲ附スル場合ハ其ノ字格ガ本題號
ヨリ小ニシテ且ツ其ノ内容ハ平常ノモノト同一種
類ノ記事ヲ包含スヘキヲ必要條件トス若シ其ノ名
稱カ本題號ヨリ大ナルカ或ハ本題號ノ文字カ明瞭
ヲ缺ク字體ヲ以テ表示セルモノハ總テ別種ノモノ
トシテ取扱フニ付若シ臨時増刊等特種ノモノヲ發
行セラル、トキハ豫メ本條件ヲ具備スル様注意セ
ラレタシ

約束郵便取扱承認
規則

(大正十二年二月二十四日郵便省令第二十一號)
第一條 約束郵便ノ取扱ノ承認ニ關シテハ本令ノ定ム
ル所ニ依ル

第二條 約束郵便ノ取扱ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項
ヲ記載シタル申込書ヲ所轄通信局長ニ差出シ其ノ承
認ヲ受ケヘシ
一 題號又ハ名稱
二 約束郵便トナスニヨリ郵便料ノ低減ヲ受ケヘキ
モノハ其ノ事由
三 差出回数(定期日アルモノハ定期日ヲモ記載
要ス) 一回毎回ノ差出箇數(料金ヲ異ニスルモノ毎
ニ)ノ概算
四 差出郵便官署名無差配三等郵便局ヲ指定スル
得ス
五 申込人ノ住所氏名

第三條 本令ニ依リ約束郵便ノ承認ヲ受ケタル後前條
第一項各事項ノ事項ヲ變更セムトスルキハ豫メ其ノ
旨ヲ所轄通信局長ニ届出ツヘシ但シ郵便規則第二十
四條ノ一ノ適用ヲ受ケタル約束郵便物ノ題號又ハ申込
人ヲ變更セムトスルキハ一事項ニ付手数料全五圓
ヲ納付シ所轄通信局長ノ承認ヲ受ケヘシ
第四條 前二條ノ手續料ハ通信局長ノ指示ニ從ヒ郵便
切手ヲ以テ納付スヘシ
第五條 約束郵便物ノ差出人ハ約束郵便料後納ノ擔保
トシテ所轄通信局長ノ指示ニ從ヒ通貨又ハ國債ヲ提
供スヘシ但シ差出人官公署、公共團體、社寺、學校
又ハ福利目的トセサル法人ナルトキハ此ノ限ニ在
ラス

前項ノ擔保ハ約束郵便差出數ノ異同ニ應ジテ之ヲ増減
セシムルコトアルヘシ
第六條 差出人約束郵便取扱ノ必要ナキニ至リタルト
キ又ハ其ノ差出郵便官署ヲ他ノ通信局區内ノ郵便官
署ニ變更セムトスルキハ其ノ旨ヲ所轄通信局長ニ
届出ツヘシ
前項ノ届出アリタルトキハ約束郵便ノ取扱承認ハ其
ノ效力ヲ失フ
第七條 郵便規則第二十四條ノ一ノ適用ヲ受ケタル約束
郵便物ニシテ引續キ三月以上又ハ最近一年間ニ五月
以上同條ニ依ル差出ヲ休止シタルトキハ其ノ承認ヲ
取消スヘシ
第八條 約束郵便物ノ差出人左記各號ノ一ニ該當スル
トキハ約束郵便ノ承認ヲ取消スコトアルヘシ
一 本令ニ違反シタルトキ
二 約束郵便料ヲ規定ノ期日迄ニ納付セザルトキ
第九條 前二條ニ依リ約束郵便ノ承認ヲ取消シタルモ
ノニ對シテハ其ノ情狀ニ依リ再ヒ約束郵便ノ承認ヲ
與ヘサルコトアルヘシ
第十條 本令ニ依リ所轄通信局長ニ提出スヘキ書類ハ
總テ約束郵便物差出郵便官署ヲ經由スヘシ但シ通信
局長差出郵便官署ト同一行政市内ニ在ル場合ハ此ノ
限ニ在ラス
第十一條 第六條乃至第八條ニ依リ約束郵便ノ取扱承
認ノ效力ヲ失ヒタルトキハ第五條ニ依ル擔保ハ之ヲ
差出人ニ還付ス但シ料金ノ還納アルトキハ該擔保
(國債ヨリ擔保トナシタルモノナルトキハ之ヲ賣却シ
其ノ金額ヨリ賣却費用ヲ引去リタル殘額)ヲ未納料
金ニ充テ過剩額ハ之ヲ還付シ不足額ハ之ヲ追徴ス

本令ハ大正十二年三月一日ヨリ之ヲ施行ス
約束郵便取扱規則ハ之ヲ廢止ス
約束郵便取扱規則ニ依リ承認ヲ受ケタル約束郵便物ハ
本令ニ依リ承認ヲ受ケタルモノト看做ス

郵便規則摘載

第二十四條ノ一 第三種郵便物ニ非サル印刷物ニシテ
毎月一回以上印刷行シ且發行ノ都度其ノ當月又ハ
其ノ翌月中二月ノ發行ニ付百通以上差出スモノハ
約束郵便トシテ特ニ承認シタル場合ニ限リ其ノ料金
ヲ前條ニ該當スルモノハ重量五十匁又ハ其ノ端數毎
ニ其ノ他ノモノハ重量三十匁又ハ其ノ端數毎ニ全一
錢トス
第二十三條第二項ノ規定ハ前項ノ印刷物ニ之ヲ準用
ス
第六十四條 定期刊行物、書誌及印刷物ハ別ニ定ムル
所ニ依リ所轄通信局長ノ承認ヲ受ケ約束郵便ト爲ス
コトヲ得
第六十四條ノ二 約束郵便物ハ通知ヲ要セザル留置ト
爲スノ外他ノ特殊取扱ト爲スコトヲ得ス
第六十四條ノ三 約束郵便物ニハ日附印ヲ捺捺セズ
第六十四條ノ四 約束郵便物ニハ郵便切手ヲ貼付セズ
差出人ニ於テ左記標形ノ印章ヲ捺捺スヘシ
直徑八寸
乃至一寸
前項郵便物ノ料金ハ毎月分ヲ翌月二十日迄ニ所轄通



信局長ノ指示ニ從ヒ通貨ヲ以テ之ヲ納付スヘシ
第六十四條ノ五 約束郵便物ハ特殊ノ包装ヲ要スルモ
ノ外強質ナル白又ハ淡色ノ紙ヲ以テ包裝シ帯紙ヲ
用フルトキハ其ノ幅二寸以上トシ宛所ハ成ルヘク左
ノ例ニ依リ明確ニ記載スヘシ
何(縣)何(配達郵便局)局内
何(町)字何何番地
第六十四條ノ六 約束郵便物ハ郵便官署ノ指示ニ從ヒ
其ノ題號又ハ名稱及商號等ヲ記載シタル郵便物ヲ爲
ヘ之ヲ豫メ承認ヲ受ケタル郵便官署ニ差出スヘシ但
シ郵便官署ニ於テ必要アリト認メタルトキハ其ノ差
出場所ヲ指定スルコトアルヘシ
第六十四條ノ七 郵便官署ハ差出人ヲシテ約束郵便物
發送上必要ナル區域毎ニ之ヲ結束シテ差出サシムル
コトアルヘシ
第六十四條ノ八 郵便官署ハ必要ニ應ジ差出人ニ對シ
約束郵便物ノ見本ヲ提出セシムルコトアルヘシ

約束郵便ニ關スル注意

一、約束郵便ノ申込ヲナサムトスル者ハ申込書(第一
號標形) 擔保提供書(第二號標形) 及見本一部ヲ差出
スヘシ
二、約束郵便取扱承認規則(以下取扱承認規則ト稱ス)
第六條ノ擔保額ハ當該郵便物一箇月分發送料ノ倍額
以上トシ其種類ハ現金又ハ國債ニ限ル但シ國債ノ價
格ハ額面ニ依ル
三、國債ハ擔保提供書(第二號標形)ニ種類、額面、
記號番號枚數及附屬利札等ヲ列レテ記載スヘシ

十二、申込入ハ取扱承認規則第六條ノ發送用紙ヲ第
五號標形ニ依リ調製スヘシ但シ同票ハ復寫紙ニヨリ
二通ヲ作成シ内一通ハ差出人ニ於テ保管シ置クヲ便
宜トス

十三、約束郵便ヲ取消サムトスルモノハ第六號標形ニ
ヨリ其屆書ヲ差出スヘシ
十四、擔保ノ還付ハ當局ヨリ之ヲ納付人ニ通知ス但擔
渡ハ左記方法ニヨリ取扱フ
一、現金ハ指定郵便局ニ於テ擔渡ヲ爲ス
二、證券ハ當局ニ於テ受領證書ニ擔渡ノ事由ヲ證明
シテ交付ス
前項ニ依リ現金ノ擔渡又ハ受領證書ノ交付ヲ受ケム
トスルトキハ領收證書又ハ受領證書相當欄ニ受領證
印ノ上之ヲ差出スヘシ
十五、證券利札受領ノ爲メ印章證明ヲ必要トスルトキ
ハ國書(第七號標形)ヲ差出スヘシ
十六、約束郵便ニ關スル印章ハ常ニ一定シ置クコトヲ
要ス改印シタルトキハ保證人ヲ立テ連ニ届出ツヘ
シ
十七、外國ハハ約束郵便トシテ差出スコトヲ得ス

約束郵便ニ關スル願届書式

約束郵便申込書

一、題號又ハ名稱 東京商報
二、約由郵便トナスニヨリ郵便料ノ 郵便規則第二十四
條ニ依リ承認ヲ受ケタルモノハ其事由

出版關係法規並書式

四、題號又ハ名稱、差出個數、差出局、申込入又ハ其
住所ヲ變更セムトスル時ハ第三號標形ノ屆書又ハ願
書ヲ差出スヘシ
五、差出個數増加ノ場合ハ前號願書ニ不足額ニ相當ス
ル擔保金額ヲ記載シタル擔保提供書(第二號標形)ヲ
添付スヘシ差出個數減少ノ場合ニアリテハ願書餘白
ニ還付ヲ受タヘキ擔保ノ種類ヲ附記スヘシ此記載ナ
キトキハ當局ニ於テ便宜査定スヘシ
六、申込入ノ變更ハ願書(第三號乙標形)ニ新舊申込
人連書スヘシ舊申込ノ連書ヲ得サルトキハ變更ノ事
實ヲ證明スルニ足ルヘキ書類ヲ添付スヘシ
新申込人ニ於テ舊申込人ノ提供セル擔保ヲ繼承セム
トスルトキハ願書ニ其旨ヲ記載シ之ニ領收證書又ハ
受領證書ヲ添付スヘシ
又新ニ擔保ヲ提供スルモノニアリテハ必要ナル擔保
金額ヲ記載シタル擔保提供書第二號標形ヲ添付スヘ
シ
七、擔保ノ組替ヲセムトスルトキハ還付ヲ受タヘキ擔
保及ヒ之ニ代ルヘキ擔保ヲ詳細ニ記シタル請求書(第四
號標形)ヲ差出スヘシ
八、申込人ニ於テ手数料及ハ擔保ノ納付ノ通告ヲ受ケ
タルトキハ願書ナク指定ノ箇所ニ納入スヘシ
九、手数料ハ當局又ハ差出局ハ納入スルモノトス此ノ
場合ハ承認書交付ヲ以テ手数料領收ノ證據トス
十、擔保ハ現金ハ郵便局ニ納入シ證券ハ日本銀行ニ寄
託シタル上其受領證書ヲ當局又ハ差出局ニ差出スモ
ノトス納入ハ以上列レノ場合ニ於テモ領收證書又
ハ受領證書ヲ取置クヘシ
十一、手数料及擔保ヲ納入セザル間ハ願出ニ相當スル
約束郵便ノ取扱ヲナサス

約束郵便變更届(願)

大正元年十月一日約甲第一〇〇號承認東京商報
新差出局、又ハ新差出個數又ハ新題號又ハ
新住所 何々
舊差出局、又ハ舊差出個數又ハ舊題號又ハ舊
住所 何々
右及願届候(右承認相成度候)
年 月 日 住 所 何 々
東京通信局長 殿 某團

約束郵便申込變更願

大正元年十月一日約甲第一〇〇號承認東京商報
新申込人 住 所 何 々
舊申込人 住 所 何 々
右約束郵便申込入變更致度候間承認相成度新舊申込
人連書ヲ以テ及願届候
追テ擔保ハ新申込人ニ於テ全部承認スルト共二本
日迄ノ未擔料金ハ新申込人ニ於テ引受ケ支拂可申
候也
年 月 日 新申込人 何 某團
舊申込人 何 某團
東京通信局長 殿

約束郵便擔保組替請求書

九七一

約束郵便擔保提供書

一、金壹百圓也 現金
又ハ
一、第四分利公債證書額面壹百圓也
内附 譯
百圓券ハ五〇三壹枚 但大正九年十二月
(券面記載年月) 渡以降利札附屬
右東京商報ノ約束郵便擔保トシテ提供ス
年 月 日 日本橋區豐町壹番地
東京通信局長 殿 野 太 郎團

約束郵便申込變更願

九七一

出版關係法規並書式

大正元年十月一日約甲第一〇〇號東京商標... 大正元年十月一日納... 大日本帝國政府四分利公債證書額面壹百圓也

代用擔保... 特別五分利公債證書額面壹百圓 壹枚... 五拾圓券甲三九一號、三九二號、貳枚

Table with columns: 題號又ハ名稱, 重量別箇數, 氏名, 住所, 何々, 某團

備考... 一、題號又ハ名稱ニハ其印刷物ノ題號ヲ記載スル... 二、重量別箇數ニハ第一種ハ十枚毎ニ第三種ハ二十枚毎ニ第四種ハ三十枚毎ニ區切り相當圖ヲ設ケ

約東郵便取消届... 大正元年十月一日約甲第一〇〇號東京商標... 東京通信局長 殿 何々 某團

Form with fields: 印鑑印, 住所 何々 某

東京通信局長 殿... 新聞紙法及豫約出版法ニ依ル保證金ニ充ツルコトヲ得ル有價證券ノ種類

明治四十二年五月内務省令第十五號ハ之ヲ廢止ス... 附則 (大正十年内務省令第五號)

掲載廣告索引

ア 曙社出版部(巻注倭名類聚抄)：一八五... 青野文魁堂(増鏡解)：三三七... イ 郁文堂(獨語講座其他)：二九一

大倉書店(數學叢書)：二八七... 大倉廣文堂(萬葉集全釋其他)：六六七... 考へ方研究社(算術學び方考へ方解き方其他)：六五六

敬文館(英文法の講義其他)：八五二... 敬文堂(イェリツク一般國家學其他)：四二六... 敬文社(改訂英文構成法其他)：六四八

掲載廣告索引

國民教育會(文) 檢 世界 其他) : 一六四
 洪洋社(西等の住居 其他) : 一八三
 甲子社(教育學 概論 其他) : 一八二
 興文社(西鶴名作集 其他) : 一八〇
 交關社(明治天皇御製全集 其他) : 一七九
 高踏社(参興の仕方と報告の要領 其他) : 一七五
 厚生閣(教育 書 類) : 一七三
 同 (兒童 書 類) : 一七二

サ
 三省堂(新漢和 大辭典 其他) : 一六八〇
 三友社(今日の農村問題 其他) : 一六七五
 山海堂(初等算學 解析 其他) : 一六五五
 同 (最新英語の熟語 其他) : 一六七
 同 (最新日本語 其他) : 一七六

シ
 至文堂(發生學 汎論) : 一八四四
 尙文堂(川合式 強健術 其他) : 一八五五
 四海書房(歴史 教育 其他) : 一八一
 松榮堂(幾何學初歩學び方 其他) : 一六七八
 松陽堂(現行 六法 其他) : 一六二二
 昇龍堂(英文和譯の公式 其他) : 一六五三
 新龍堂(人 生 其 他) : 一六五九
 新時代社(美容術受胎 提要 其他) : 一六四四
 新潮社(夜明け前 其 他) : 一八三〇
 新星館(愛 戀 其 他) : 一八一

ス
 春陽堂(日本小説 文庫) : 一六六六
 同 (春陽堂 文庫) : 一六七
 裳華房(發華房科學書發行書目) : 一九一
 實業之日本社(利殖と金儲の近道) : 一六〇
 人生創造社(人生創造思想大系 其他) : 一八五
 人文書房(現代教育概觀 其他) : 一八三
 受驗界社(受 驗 界 其 他) : 一四四

セ
 須原屋書店(施工 設備 其他) : 一八五五
 數理專修學院(中學數學 講座 其他) : 一六三三

ソ
 誠文堂(誠文堂新光社の事業) : 一九三
 誠明堂(活きたら出願法 其他) : 一七九
 正興館(高等算學諸論 提要 其他) : 一六〇
 聖公會出版部(神の大路 其他) : 一九〇
 成美堂(商品 鑑 識 法) : 一八七

タ
 太陽堂(物理用語新辭典 其他) : 一五七
 ダイヤモンド社(經濟記事の基礎知識) : 一八四八
 大地書院(日本魚類圖鑑 其他) : 一八七
 大修館(スタンダード 英語和辭典) : 一八二六

チ
 大明堂(新講和歌史) : 一六九〇
 大學書林(大學書林語學四週問答書) : 一九〇
 大同館(古事記 新考 其他) : 一六四七
 大觀堂(會計學 原論 其他) : 一八八
 同 (高等算學 概説 其他) : 一八九
 出刊ス(英語基礎單語四〇〇 其他) : 一八七
 高岡本店(算術解法講義 其他) : 一六五三
 泰文堂(動詞時制の研究) : 一八四三
 玉川書局出版部(玉川 叢書) : 一八四四
 同 (兒童圖書 叢書) : 一八四五
 大日本圖書(動物學 提要 其他) : 一八八〇
 同 (國民史 其 他) : 一八八一
 第一書房(道徳改造論 其他) : 一七七八

テ
 中興館(源氏物語講話 其他) : 一八四六
 中文館(文法論と國語學 其他) : 一八三三

ト
 電氣の友社(技術者用高等算學 其他) : 一八五〇
 鐵塔書院(力と判斷力批判 其他) : 一八四〇
 選試社(選 試 其 他) : 一八一
 帝國地方行政會(學 習 指 導 書) : 一六六六
 丁未出版社(日本建國物語) : 一八三三
 丁酉出版社(工業汎論 其他) : 一八一

東京開成館(標準英和辭典 其他) : 一八四四
 東興社(マソット 草の葉 其他) : 一六七九
 東京泰文社(社會經濟論 其他) : 一八二二
 刀江書院(國語音韻論 其他) : 一七三
 同 (支那小史 黃河の水 其他) : 一七三

ナ
 長門屋書房(新高等代數學 其他) : 一五九
 内外社(余の國 爭 其他) : 一八三九
 南光社(各教科の郷土化) : 一六八二
 南江堂(雙解和 大辭典 其他) : 一四九
 南山堂(獨逸語發音辭典 其他) : 一五三
 南北書院(戰 争 論 其 他) : 一八三六

ニ
 日東書院(日本繪畫史 其他) : 一八〇八
 同 (錢 乏の科學 其他) : 一八〇九
 同 (音樂教育の新研究 其他) : 一八二〇
 同 (算術教育の本的研究 其他) : 一八二二
 同 (算術教育の本的研究 其他) : 一八二二
 日英社(算術和英大辭典 其他) : 一六九一
 日本棋院(初級圍碁講義 其他) : 一八五四
 日本書院(日本書院好評書目) : 一八三四
 日獨書院(獨逸語學雜誌 其他) : 一六七四
 日昭館(少年學童漫畫三勇士 其他) : 一六八八
 女人藝術社(女 人 藝 術) : 一七五六

ハ
 博文館(新修漢和 大辭典) : 一六〇
 白水社(模範佛和 大辭典 其他) : 一八三三
 培風館(物理學 一般 其他) : 一八二
 同 (コロイド化學要論 其他) : 一八三
 同 (教育診斷學 其他) : 一八四

ヒ
 平野書房(夫婦に於ける受胎) : 一六七六
 同 (完全なる 夫婦) : 一六七七

フ
 藤井書店(徒然草 講義 其他) : 一八二〇
 婦人之友社(羽仁もと子著作集 其他) : 一八五四
 婦女界社(肺 病 症 服 藥 記) : 一八三八
 富山房(大英和辭典 其他) : 一八三八
 同 (概説 歐洲 藝術史) : 一八三三
 同 (概説 歐洲 藝術史) : 一八三三
 文書堂(清朝儒學史 概説 其他) : 一八六一
 文明社(物理學 演習 其他) : 一八五三
 文修堂(商 人 演 習 本) : 一八四〇
 文原堂(國語妙法 講義 其他) : 一八三四
 文理書院(エスマラント手紙の書き方 其他) : 一八四四
 同 (家作を貸す 秘訣 其他) : 一八四五
 同 (用器畫の講義と其原理 其他) : 一八四六
 文教書院(貧しき 子 たち) : 一八八六

ホ
 文化書房(のびのび 學 習 叢書) : 一八九九
 文藝春秋社(文 藝 叢 書) : 一八九八
 文陽堂(むきむきに立つ 實用速記術 其他) : 一七〇
 武俠社(野落 賦 印 譜 大 全) : 一六九五

マ
 法律評論社(法律 年 鑑 其他) : 一八六
 北星堂(ABCの読み方から 其他) : 一八八五
 豐江堂(お母さん! 其他) : 一八四五

ミ
 松邑三松堂(昆蟲七〇〇種 其他) : 一八五三
 九善株式會社(外交及外交史研究 其他) : 一八三四

メ
 民友社(近世日本國民史) : 一八四四

モ
 明治書院(古事記 新講 其他) : 一八四四
 明文堂(乳 學 其 他) : 一八七九
 明德堂(國文學書目集覽 其他) : 一七四
 目黒書店(學 習 研 究 其 他) : 一八五八

ユ
 森山書店(世界 並 び に 不 況 其 他) : 一八二二

雄風館(世界經濟機構と景氣變動其他)・九七七
 雄山閣(大日本史講座其他)・八三三
 有朋堂(物理・化學辭典)・一四八
 有精堂(新訂國文解釋法其他)・八三八
 養賢堂(科學論文の書き方其他)・一五五
 良書普及會(救貧法制要義其他)・八三三
 龍吟社(商賈界の特異現象其他)・一五〇
 同(成功せる農村振興策其他)・一五二
 立命館出版部(國語說成其他)・六七三
 同(詩語集餘其他)・六七三
 林平書店(書海)・一五八
 ロエス書院(農村問題ノ社會學的基礎其他)・六三二
 早稻田出版部(最新建築構造學其他)・八五六
 追加
 東京堂(定期刊行物)・一三三
 同(通算刊行物)・一五六

同(歌舞伎畫譜史話)・六三一
 同(結城)・六九三
 同(文藝學論叢)・六五五
 同(現代哲學概論)・八五一
 同(出版圖書目録)・九九四

は告廣の誌雜聞新

！へ社信通明大

マゲーワ 世界經濟機構 と景氣變動

京都帝國大學教授 監譯 權所有
 小島昌太郎 監譯
 定價 參閱
 送料 二十二錢
 郵費 參閱

經營と經濟
 郵稅 一五〇錢
 一月 一五〇錢
 半年 七五〇錢
 一年 一四〇〇圓

我國主要産業に於ける カルテル的統制

小島昌太郎 著
 經濟學博士
 京都帝國大學教授
 最新刊

貸借對照表の作成と意味	渡部 寅二	定價 一・一五	送料 二〇
商業經營	増地庸治郎	定價 一・二〇	送料 二〇
常識經濟學	阿部 賢一	定價 一・二〇	送料 二〇
産業貿易	佐藤 弘	定價 一・二〇	送料 二〇
工業概論	秋保 安治	定價 一・五〇	送料 二〇
日本の農業	佐藤 寛次	近	
日本財政論	太田 正孝	定價 一・三〇	送料 二〇
國際問題	松原 一雄	定價 一・二〇	送料 二〇
自治政策	入江 俊郎	定價 一・五〇	送料 二〇
法律綱要(私法編)	廣瀨 嘉雄	定價 一・五〇	送料 二〇
法律綱要(公法編)	中野登美雄	定價 一・五〇	送料 二〇
憲法政治	高橋 清吾	定價 一・五〇	送料 二〇
公民政治論	蠟山 政道	定價 一・二〇	送料 二〇
日本文化史	笹川 種郎	定價 一・五〇	送料 二〇
養生心得	大谷 彬亮	定價 一・〇〇	送料 四〇

東京神田區 雄風館書房 振替東京五五六一四 電話神田一四一四 八四一



北海道帝國大學教授

農學博士 里 正義 著

乳 學

菊判洋布函入・紙數千五百頁・圖版三百
¥ 12.00 円57

九州帝國大學教授

理學博士 瀨 瀨 理 一郎 著

特價七圓八十錢
(送料 四十五錢)

生理植物學

一般植物學の生理學的解説

九七九

菊判洋布函入
紙數八五六頁
圖版三六五圖
定價 九圓

- ★ 橋本傳左衛門・木村修三
小出誠二・那須善・佐藤寛次
農業經濟の理論と實際 ¥ 4.50 円33
- ★ 岡村源一
製絲原料論 ¥ 3.20 円33
- ★ 水野辰五郎
蠶繭論 ¥ 4.00 円33
- ★ 田中義麿
蠶體解剖學講義(上) ¥ 8.00 円33
- ★ 遠藤保太郎・樋口琢磨
日本桑樹栽培論 ¥ 6.50 円45
- ★ 芝田清吾
兔の蕃殖 ¥ 3.50 円33
- ★ 武田總七郎
實麥作新說 ¥ 6.50 円45
- ★ 江田鎌治郎
杜氏釀造要訣 ¥ 6.00 円33

發 兌

東京・神田錦町・一丁目
振替東京一三一九〇番

明 文 堂

著好大四先生 光隆室松 ◆ 攻專學數

新 最 高等代數學問題詳解

◆好評五版

▲定價二・〇〇

十送二料

◆四六判二七〇頁 定價二・〇〇 送十二

新 最 微分學問題詳解

◆好評三版

▲定價二・〇〇

十送二料

最 積分學問題詳解

◆忽ち七版

▲定價二・〇〇

十送二料

平 面 解 析 幾 何 學 問 題 詳 解

◆本書は竹内・中川兩博士著・新撰解析幾何學教科書の問題解答書である

◆定價二・〇〇 送料十二

本書は最新平面・立體解析幾何學問題詳解を出版するや高等學校學生等より豫想外の歡迎を受け更に之が續篇として微分學・積分學・高等代數學に關しても同様の參考書の出版を熱望せらるる向の意外に多數なるの勢に強ひられ遂に同著者に依頼して最新微分學問題詳解・最新積分學問題詳解並に高等代數學問題詳解の發行を見るに至つた。其内容は邦文微積分學書の白眉として高等代數教育界各方面の賞讃を逞しくしつゝある竹内氏著高等微分學・積分學書を參考せり高等代數にありては渡邊博士の名著を參考せり之に配するに歐米各國の原書・文檢・大學入學試驗問題を以てし易より難に學習的より研究的に配列した、さらば此種の數學研究者の必備の寶典たることは敢へて斷言して憚らぬ。殊に文檢受験者の必讀を乞ふ先づ實物を見られよ。

店書社文啓 六六の二町元區郷本市京東 發兌
番六七七八三京東替振

九七八

◆大日本圖書株式會社發行 斯界に權威ある參考圖書◆

九八〇

著者	書名	形態	頁數	定價	送料	内容
飯島魁	動物學提要	菊草裝入判	1000	二〇・三八〇		飯島博士が十五年の日子を傾倒せられた本邦最大の動物學博士の手に成れる精緻なる一千餘個の挿圖は本書特自のもの(十八版)
牧野富太郎	科屬日本植物志	四六判	950	特六・二〇〇		檢索表により植物を夫々所屬の科及屬に迄誘導し各屬中の記載に對比照合して正確なる和名學名特標其他を知るべく編纂された(五版)
堀江賢二	實驗鑛物界精義	上菊製判	440	三・五八〇		材料の取扱を實驗本位とし著者が實驗證明を興味的に鑛物岩石全般に亘り記述してある。
眞島俊雄	無機化學	上菊製判	700	五・五二〇		科學と哲學は密接な關係にある。著者は先人思索の跡を尋ね學說變遷の過程を詳にし容易に學理を了解せしめる。(再版)
波多野精一	西洋哲學史要	上菊製判	370	二・三四〇		哲學の淵源ミレトス學派に筆を起し古代中世近世の思想の要綱を擧げて平易簡明と明瞭暢達な文章を以て説述されてある(八十八版)
上野陽一	訂増心理學通義	上菊製判	950	五・二五〇		總べて實驗に立脚して説明し人間の精神現象を巧みな挿圖と明快な口語文とで平易明瞭に説明した名著である。(増訂十二版)
草場榮喜	農村及農業の工業化	上菊製判	230	一・五〇〇		農産物林産物畜産物等の處理利用加工の方法を始める經濟的價値需要範圍配給組織の改善の必要を科學的研究により力説す
神田孝一	實工業經濟學講	上菊製判	300	二・一四〇		眞の生産合理化は工業本然のA品質規格の優進統一B費用基準の低減C品質の相互偏重を許さざる生産の主目的に向ひ精進する。

著者	書名	形態	頁數	定價	送料	内容
D・シェン	植民史	上四六判	360	二・二〇〇		フエニキヤ、ギリシヤ時代の植民より現代に至るまで世界各國の植民活動變遷の跡を網羅し各時代の社會思潮と其の感化を叙述した。
菊池大麓	英文解析幾何學	上菊製判	380	四・一〇〇		初學者の爲にあらゆる條項に亘つて編纂され初學者の爲にあらゆる條項に亘つて編纂され
菊池大麓	英文解析幾何學	上四六判	290	一・六八二		英文を以つて高等學校及同程度の教科用の程度の内容に關する規定も注意してある(改訂三版)
フアイン	高等代數學	上菊製判	730	六・五二〇		斯學の權威プリストン大學教授ヘンリ、フアイン氏が同大學にて實地に教授し、ベリ、夫を重ねた貴重なる文獻である(十三版)
吉田好九郎	高等代數學	上菊製判	420	二・三〇〇		獨逸ゲツチンゲン王立ギムナジウム教授の著。最近歐米に於て中等教育數學教授上唱道される新主義の下に編纂されたもの。
文部省譯	新主義數學	上菊製判	580	三・二四〇		帝大入學試験文部省檢定試験に應ぜんとするもの並びに高等專門學校學生の爲に著者多年の研究と經驗に基きて編纂せられたもので材料を系統的に配列し定理公式を列記し其等について懇切な注意を與へ次に有名な問題を列記し丁寧な解説を施してある。各書に擧げた問題は數百題の多きにのほり各章の終には二百餘題の練習問題を配列し實力の涵養を圖つてある。各書の附録としては最近十年間の帝大入學試験問題、十數年間の文檢問題を集録し一題毎に明快なる解説を與へてある。斯學研究者の必備書である。
山崎榮	平面解析幾何學問題詳解	上四六判	550	三・五四〇		帝大入學試験文部省檢定試験に應ぜんとするもの並びに高等專門學校學生の爲に著者多年の研究と經驗に基きて編纂せられたもので材料を系統的に配列し定理公式を列記し其等について懇切な注意を與へ次に有名な問題を列記し丁寧な解説を施してある。各書に擧げた問題は數百題の多きにのほり各章の終には二百餘題の練習問題を配列し實力の涵養を圖つてある。各書の附録としては最近十年間の帝大入學試験問題、十數年間の文檢問題を集録し一題毎に明快なる解説を與へてある。斯學研究者の必備書である。
山崎榮	微分學問題詳解	上四六判	430	三・五四〇		帝大入學試験文部省檢定試験に應ぜんとするもの並びに高等專門學校學生の爲に著者多年の研究と經驗に基きて編纂せられたもので材料を系統的に配列し定理公式を列記し其等について懇切な注意を與へ次に有名な問題を列記し丁寧な解説を施してある。各書に擧げた問題は數百題の多きにのほり各章の終には二百餘題の練習問題を配列し實力の涵養を圖つてある。各書の附録としては最近十年間の帝大入學試験問題、十數年間の文檢問題を集録し一題毎に明快なる解説を與へてある。斯學研究者の必備書である。
山崎榮	積分學問題詳解	上四六判	430	三・二四〇		帝大入學試験文部省檢定試験に應ぜんとするもの並びに高等專門學校學生の爲に著者多年の研究と經驗に基きて編纂せられたもので材料を系統的に配列し定理公式を列記し其等について懇切な注意を與へ次に有名な問題を列記し丁寧な解説を施してある。各書に擧げた問題は數百題の多きにのほり各章の終には二百餘題の練習問題を配列し實力の涵養を圖つてある。各書の附録としては最近十年間の帝大入學試験問題、十數年間の文檢問題を集録し一題毎に明快なる解説を與へてある。斯學研究者の必備書である。
山崎榮	高等代數學問題詳解	上四六判	430	三・二四〇		帝大入學試験文部省檢定試験に應ぜんとするもの並びに高等專門學校學生の爲に著者多年の研究と經驗に基きて編纂せられたもので材料を系統的に配列し定理公式を列記し其等について懇切な注意を與へ次に有名な問題を列記し丁寧な解説を施してある。各書に擧げた問題は數百題の多きにのほり各章の終には二百餘題の練習問題を配列し實力の涵養を圖つてある。各書の附録としては最近十年間の帝大入學試験問題、十數年間の文檢問題を集録し一題毎に明快なる解説を與へてある。斯學研究者の必備書である。

出版目錄贈呈

發行所

東京市京橋區銀座
振替東京二一九番

大日本圖書株式會社

九八一

◇文檢受験者必備必讀の參考書◇

東京帝大助教授 文學博士 入澤宗壽著	文學博士 小柳司氣太著	老莊哲學	二・〇〇
東京帝大助教授 文學士 增田惟茂著	文學士 見尾勝馬著	王陽明の哲學	一・六〇
文學博士 木村泰賢著 普及版	文學博士 秋月胤繼著	元明時代の儒教	二・二〇
東京帝大教授 文學博士 吉田靜致著	文學士 高見澤榮壽著	元明時代の儒教	二・二〇
日本大學教授 文學士 伊藤千眞三著	文學士 齋藤龍太郎著	ニイチエ哲學の本質	二・八〇
文部省督學官 文學士 藤田萬一郎著	文學士 藤井章・小瀧彬共譯	社會主義への批判	二・〇〇
文部省督學官 文學士 馬場文翁著	文學士 高見澤榮壽著	西洋哲學史講話	四・五〇
文部省督學官 文學士 藤田萬一郎著	文學士 安島健著	集約論 哲學	二・五〇
東京帝大助教授 文學士 馬場文翁著	文學士 川村悅應著	萬葉集傳說歌考	五・五〇
東京帝大助教授 文學士 馬場文翁著	文學士 川村悅應著	萬葉集傳說歌考	五・五〇

九八二

東京市赤坂區山手町五丁目六番七
甲子社書房 振替口座 〇〇三九
東京市東區南町五丁目六番七

新刊 文法論と國語學

我が學界の巨匠 矢野龍渓博士の國語學及國文法に關する切實なる研究を、御購読せざるは、實に遺憾に當り、此の書は、國語學の研究者に於ては、必讀の書と爲すべし。其の著者は、國語學の權威者にして、國語學の發展に多大の功績を有す。其の著者は、國語學の權威者にして、國語學の發展に多大の功績を有す。其の著者は、國語學の權威者にして、國語學の發展に多大の功績を有す。

國學院大學 文學博士 三矢重松先生遺著 菊判洋綴全一冊紙數五百頁 定價金四圓五十錢送料金二十四錢

福岡高等學校教授 安田喜代門著 上代歌謠の研究 全二冊洋綴 價各三圓五十錢 送料各十八錢

國學院大學教授 松下大三郎補 音韻上より見たる 俳諧文法論 全一冊洋綴 紙數二百七頁 定價二圓三十錢 送料金十八錢

九八三

發行所 東京市牛込區中區文館書店 電話 三三三三 番七二四八三
東京市東區南町五丁目六番七

著 郎 一 猪 富 德 峰 蘇

史 民 國 本 日 世 近

- (15) 上期中卷 統制篇
 - (14) 徳川幕府上巻 鎖國篇
 - (13) 同 卷 家康時代概観
 - (12) 同 卷 大阪役
 - (11) 上 家康時代 關原役
 - (10) 同 時代概観(庚)
 - (9) 同 下(己)
 - (8) 同 中(戊)
 - (7) 同 朝鮮役上(丁)
 - (6) 同 (丙)
 - (5) 同 (乙)
 - (4) 同 豊臣氏時代(甲)
 - (3) 同 (後)
 - (2) 同 (中)
 - (1) 織田氏時代(前)
- (30) 徳川幕府上期下巻 思想篇
 - (29) 上 幕府實力失墜時代
 - (28) 同 幕府分解放近時代
 - (27) 雄藩篇
 - (26) 文政天保時代
 - (25) 天保改革篇
 - (24) 松平定信時代
 - (23) 田沼時代
 - (22) 寶曆明和篇
 - (21) 吉宗時代
 - (20) 元祿享保中間時代
 - (19) 同 卷 世相篇
 - (18) 同 卷 義士篇
 - (17) 上 幕府時代 政治篇
 - (16) 同 卷 義士篇
- (31) 彼理來航及其當時
 - (32) 神奈川條約締結篇
 - (33) 日露英蘭條約締結篇
 - (34) 孝明天皇初期世相篇
 - (35) 公武合體篇
 - (36) 朝幕背離緒篇
 - (37) 安政條約締結篇
 - (38) 朝幕交涉篇
 - (39) 井伊直弼執政時代 (以下續刊)

價 定

並製 各冊三圓
 上製 各冊五圓
 送料各十八錢

自一卷至二十卷 各冊三圓
 二十卷以上各冊三圓半

書 考 參 の 堂 星 北 き べ す 頼 信 對 絶

山崎 貞 A B C の讀み方から	田部・中山ソングブック講義 送料六圓
同 ナショナル第二讀本解釋	花園兼定英文法の輪郭 送料一圓
同 ナショナル第三讀本解釋	清水起正英文法新講義 送料一圓七錢
同 ナショナル第四讀本解釋	山崎 貞新英文法の根底から 送料一圓八錢
同 新イートツ物語解釋	花園兼定英文文法の根底から 送料一圓八錢
同 フイフテイフェイマス新解釋	清水起正和文英譯の研究 送料一圓八錢
同 やさしい英語のお伽噺春	山崎 貞新和文英譯の考へ方 送料一圓八錢
同 やさしい英語のお伽噺夏	ライエル 最新英語日常語辭典 送料一圓七錢
同 やさしい英語のお伽噺秋	南日恒太郎 英文藻草 送料一圓七錢
同 やさしい英語のお伽噺冬	南日恒太郎 英文詩藻草 送料一圓七錢
同 ささしい英語のお伽噺多	北野吉内 新聞英語の讀方+書き方 送料一圓七錢
同 アンデルセンのお伽噺	花園兼定 英語會話と隨筆 送料一圓七錢
同 グリムのお伽噺	小泉八雲 英文學史 齋 送料一圓七錢
同 アラビアンナイトの解釋	市河三喜 小泉八雲のアメリカ文學論 送料一圓七錢
同 花園兼定 英語の童謡と童話	シヨ一 英譯作家とその弟子 送料一圓七錢
同 清水起正 ユースオヴライフ講義	同 英譯 平 凡 送料一圓七錢
同 長谷川康 エシックス・ヤング・ビーブル講義	同 英譯 藤十郎の戀そのほか 送料一圓七錢
同 南日恒太郎 エシックス・ヤング・ビーブル講義	同 大坂スケッチ 送料一圓七錢
同 清水起正 ハウ・ツ・ゲツト講義	同 同 送料一圓七錢
同 同 ユー・ニオン第四講義	同 二荒伯爵 聖徳を仰ぎて 送料一圓七錢
同 吹田佳三 トルストイ短篇講義	

◆北星堂には三百餘種の英語原書を發行して居ます(目錄進呈)

東京市神田區 北 星 堂 振 替 東 京 一六〇二

東京市京橋區 民 友 社 振 替 東 京 〇〇一三